令和６年度　子ども・子育て支援等推進調査研究事業

こども・若者の居場所に係る好事例収集及び効果的な運用等の検討に関する調査研究
報告書

令和７（2025）年３月

有限責任監査法人トーマツ

目次

第１章　事業要旨 1
第２章　事業概要 2
　１．事業の背景と目的 2
　２．事業の内容 2
第３章　アンケート調査 6
　１．自治体へのアンケート調査 6
　　（１）調査対象 6
　　（２）調査方法 6
　　（３）調査期間 6
　　（４）回答数 6
　　（５）調査項目 6
　　（６）調査結果 7
　２．民間シェルター団体へのアンケート調査 12
　　（１）調査対象 12
　　（２）調査方法 12
　　（３）調査期間 12
　　（４）回答数 12
　　（５）調査項目 12
　　（６）調査結果 14
第４章　ヒアリング調査 32
　１．自治体へのヒアリング調査 32
　　（１）調査対象 32
　　（２）調査方法 32
　　（３）調査期間 32
　　（４）調査項目 32
　　（５）調査結果 33
　２．民間シェルター団体へのヒアリング調査 42
　　（１）調査対象 42
　　（２）調査方法 42
　　（３）調査期間 42
　　（４）調査項目 42
　　（５）調査結果 45
第５章　こども・若者インタビュー 103
　１．対象 103
　２．方法 103
　３．期間 103
　４．インタビュー項目 104
　５．結果 104
第６章　総合考察 142
　１．こども若者シェルターへのニーズ 142

２．こども・若者支援を行う民間シェルター団体の取組 143
（１）こども・若者が入所するにあたっての民間シェルターの対応..... 143
（２）民間シェルターにおける生活上のルール設定 143
（３）支援内容 144
（４）関係機関との連携、自治体間の連携 144
（５）こども・若者へのインタビューからの学び 144
３．おわりに 145
成果物の公表について..... 146
資料編 147

第１章　事業要旨

本事業は、こども・若者の居場所における効果的な運用や、こども・若者を支援する際の現場のハードル・課題等を確認するとともに、こどもの権利擁護を図りながら効果的な支援を行っているなどの好事例の収集を行い、こども若者シェルターの運営上の留意事項や効果的な支援のあり方等について分析・検討することを目的として実施した。また、こども家庭庁が設置した「こども若者シェルターに関する検討会」におけるガイドラインの議論に資するよう、好事例の把握やガイドラインのとりまとめにあたって参考となるような情報を収集・整理する活動を行った。

本事業においては、①検討委員会の設置、②自治体及びこども・若者支援を行う民間シェルター団体へのアンケート調査、③自治体及びこども・若者支援を行う民間シェルター団体へのヒアリング調査、④民間シェルターに関するこども・若者へのインタビュー、⑤事例集の作成、⑥報告書の作成といった６つの活動を行った。

「自治体及びこども・若者支援を行う民間シェルター団体へのアンケート調査」では、児童相談所を設置する自治体に協力を依頼し、こども若者シェルター・相談支援事業の活用にあたっての課題や疑問点、ガイドラインに期待すること等を把握するためにアンケート調査を実施し 67 所からの回答を得た。また、こども・若者支援を行う民間シェルター団体に協力を依頼し、こども若者シェルターの運営状況や、運営上の留意事項、効果的な支援のあり方等について把握するためにアンケート調査を実施し 53 施設（47 団体）からの回答を得た。なお、民間シェルター団体にも、こども若者シェルター・相談支援事業の活用にあたっての課題や疑問点、ガイドラインに期待すること等を尋ねた。

「自治体及びこども・若者支援を行う民間シェルター団体へのヒアリング調査」では、アンケート調査に回答があった自治体から８所、アンケート調査に回答があった民間シェルター団体から 15 所に協力を依頼してヒアリングを行い、アンケート調査では確認しきれない詳細を聴取した。

「民間シェルターに関するこども・若者へのインタビュー」では、民間シェルターに入所している（していた）こども・若者や、民間シェルター団体と接点はあるがシェルターには入所していないこども・若者に協力を依頼し、15 名の協力を得て、安全な居場所等を必要とするこども・若者の状況や、こども若者シェルターに関するニーズについて理解を深めるためにインタビューを実施した。

本事業においては、これらの調査結果を踏まえて、こどもの権利を守りながら効果的な支援を実践している事例を整理して「こども・若者支援を行う民間シェルター団体における取組の事例集」を作成した。

報告書の総合考察では、一連の活動結果をまとめ、こども若者シェルターへのニーズやこども・若者支援を行う民間シェルター団体の取組について考察し、まとめた。

第２章　事業概要

１．事業の背景と目的

現在､保護者からの虐待等により困難な状況にある10代～20代のこども･若者の中には、一時保護や施設入所を望まない者や、年齢により一時保護・施設入所の対象とならない者が一定数存在している。しかし、そのようなこども・若者にとって、昼夜を問わず安心・安全な居場所が確保されていないのが現状である。

「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）においても、虐待等により家庭等に居場所がないこども・若者に対し、ニーズに応じた支援の提供と、宿泊も可能な安全な居場所の確保が喫緊の課題として示されており、こども・若者の居場所の確保に向けた具体的な対応が求められている。

困難な状況にあるこども・若者の居場所については、令和５年度に当法人が子ども・子育て支援等推進調査研究事業として実施した「こども・若者の居場所の確保に関する実態把握のための調査研究」（以下、「令和５年度研究」とする。）において、既にこども・若者支援を実施している全国の民間シェルター団体に対し、入所から退所までの過程や支援内容等についてアンケート調査及びヒアリング調査を実施するとともに、こども・若者へのインタビュー調査を実施し、実態把握を行った。

そこで、本事業では、令和５年度研究の結果も踏まえ、こども・若者の居場所における効果的な運用や、こども・若者を支援する際の現場のハードル・課題等を確認するとともに、こどもの権利擁護を図りながら効果的な支援を行っているなどの好事例の収集を行い、こども若者シェルターの運営上の留意事項や効果的な支援のあり方等について分析・検討することを目的として実施した。また、こども家庭庁が設置した「こども若者シェルターに関する検討会」におけるガイドラインの議論に資するよう、好事例の把握やガイドラインのとりまとめにあたっての参考となるような情報を収集・整理する活動を行った。

２．事業の内容

本事業においては、①検討委員会の設置、②自治体及びこども・若者支援を行う民間シェルター団体へのアンケート調査、③自治体及びこども・若者支援を行う民間シェルター団体へのヒアリング調査、④民間シェルターに関するこども・若者へのインタビュー、⑤事例集の作成、⑥報告書の作成といった６つの活動を行った。以下に順を追って説明する。

①　検討委員会の設置・開催

こども･若者支援を行う民間シェルター団体について知見を有する学識経験者、自治体職員、民間シェルター団体関係者及び民間シェルター等に入所経験等のある当事者、計14名で構成する検討委員会を設置し、会議を年３回実施した。

会議では､アンケート調査やヒアリング調査計画（実施方法や対象､調査項目等）の検討、結果に関する議論、事例集や報告書のとりまとめに関する議論等を行った。

検討委員会の開催概要を以下に示す。

図表 1　検討委員会の開催概要

第１回検討委員会
　○日時：2024 年９月 20 日(金)　14:00～16:00（オンライン会議形式）
　○議題：
　　・委員紹介
　　・当事業の概要
　　・アンケート調査結果の報告
　　・ヒアリング調査及びインタビュー計画
　　・次回会議の日程・議事について

第２回検討委員会
　○日時：2024 年 11 月 19 日(火)　10:00～12:00（オンライン会議形式）
　○議題：
　　・ヒアリング調査及びインタビュー結果の報告（中間報告）
　　・事例集骨子の検討
　　・次回会議の日程・議事について

第３回検討委員会
　○日時：2025 年 3 月 18 日(火)　17:00～19:00（オンライン会議形式）
　○議題：
　　・ヒアリング調査及びインタビュー結果の報告
　　・事例集の内容案について
　　・報告書の内容案について
　　・当事業の今後の流れについて

以下に検討委員会の委員名簿を掲載する。

図表 2　委員名簿（敬称略、五十音順）

	氏名	所属等
委員長	川松 亮	明星大学 人文学部 教授
委員	阿部　志臣	こどもシェルター退所者
	安藤　真和	東京都福祉局子供・子育て支援部家庭支援　課長
	大山　真澄	NPO 法人くらし応援ネットワーク　ディレクター
	川村　涼太郎	特定非営利活動法人おおいた子ども支援ネット
	黒田　祥子	日本福祉大学福祉経営学部　医療・福祉マネジメント学科２年 特定非営利活動法人全国こども福祉センター
	高橋　温	特定非営利活動法人子どもセンターてんぽ　理事長
	田所　英賢	特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンター 参事
	棚村　政行	弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック法律事務所　所 長・早稲田大学名誉教授
	野田　詠氏	NPO 法人チェンジングライフ　理事長
	羽生　香織	上智大学法学部　教授
	濱畑　善行	福岡市こども総合相談センター 課長
	馬渕　泰至	社会福祉法人カリヨン子どもセンター　理事
	藥師寺　順子	大阪府中央子ども家庭センター　所長
【オブザーバー】 こども家庭庁支援局虐待防止対策課 【事務局】 有限責任監査法人トーマツ		

② 自治体及びこども・若者支援を行う民間シェルター団体へのアンケート調査

児童相談所を設置する自治体に協力を依頼し、こども若者シェルター・相談支援事業の活用にあたっての課題や疑問点、「こども若者シェルター・相談支援事業に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」とする。）に期待すること等を把握するためにアンケート調査を実施した。また、こども・若者支援を行う民間シェルター団体に協力を依頼し、こども若

者シェルターの運営状況や、運営上の留意事項、効果的な支援のあり方等について把握するためにアンケート調査を実施した。なお、民間シェルター団体にも、こども若者シェルター・相談支援事業の活用にあたっての課題や疑問点、ガイドラインに期待すること等を尋ねた。詳細については、「第３章　アンケート調査」を参照されたい。

③ 自治体及びこども・若者支援を行う民間シェルター団体へのヒアリング調査

②自治体及びこども・若者支援を行う民間シェルター団体へのアンケート調査の結果を踏まえて、自治体及び民間シェルター団体を選定し、詳細を聴取するためにヒアリング調査を実施した。詳細については、「第４章　ヒアリング調査」を参照されたい。

④ 民間シェルターに関するこども・若者へのインタビュー

民間シェルターに入所している（していた）こども・若者や、民間シェルター団体と接点はあるがシェルターには入所していないこども・若者に協力を依頼し、安全な居場所等を必要とするこども・若者の状況や、こども若者シェルターに関するニーズについて理解を深めるためにインタビューを実施した。詳細については、「第５章　こども・若者インタビュー」を参照されたい。

⑤ 事例集の作成

本事業における各種調査の結果を踏まえて事例集を作成し、検討委員会での内容検討及び協議を経て最終調整を行い、公開した。

⑥ 報告書の作成

本事業における各種調査の結果を踏まえて報告書を作成し、検討委員会での内容検討及び協議を経て最終調整を行い、公開した。

第３章　アンケート調査

本事業の目的に到達するため、「１．自治体へのアンケート調査」と「２．民間シェルター団体へのアンケート調査」の２つのアンケート調査を実施した。

１．自治体へのアンケート調査

こども若者シェルター・相談支援事業の活用にあたっての課題や疑問点、ガイドラインに期待すること等を把握するためにアンケート調査を実施した。

（１）調査対象

児童相談所を設置する 79 自治体（令和６年７月現在）の担当課に対してアンケート調査への協力を依頼した。

（２）調査方法

メールによるアンケート調査を実施した。具体的には、こども家庭庁から児童相談所設置自治体に対して調査票（電子媒体）を送付し、受け取った自治体には回答を入力した上で、当法人の調査専用メールアドレスあてにメールに添付して提出することを求めた。

（３）調査期間

令和６年７月 31 日（水）～令和６年９月４日（水）を調査期間とした。ただし、調査期間をすぎて回収した回答も集計に含めている。

（４）回答数

対象とした 79 自治体のうち 67 所から回答を得た。

（５）調査項目

調査項目を以下にまとめる。

図表 3　児童相談所設置自治体へのアンケート調査項目

＜１＞　自治体について
質問１　自治体名
質問２　設置する児童相談所の数

＜２＞　貴自治体において把握しているこども・若者支援を実施する民間シェルターについて
質問３　管内の 10 代～20 代のこども・若者支援を実施している民間シェルターの有無
（以下の問４は管内にこども・若者支援を実施している民間シェルターがある場合に尋ねた）
質問４　管内におけるこども・若者支援を実施している民間シェルターの 令和５年度における一時保護委託の実績の有無
質問５　管外におけるこども・若者支援を実施している民間シェルターの令和５年度における

一時保護委託の実績の有無

＜３＞　令和６年度に創設された「こども若者シェルター・相談支援事業」について
質問６　「こども若者シェルター・相談支援事業」を実施するにあたり、運用面で困難と感じることや課題と感じる事項
質問７　「こども若者シェルター・相談支援事業」の予算を申請・活用するにあたり、困難と感じることや課題と感じる事項

＜４＞　「こども若者シェルター・相談支援事業に関するガイドライン」について
質問８　「こども若者シェルター・相談支援事業に関するガイドライン」に期待する事項
質問９　「こども若者シェルター・相談支援事業に関するガイドライン」で整理するとよい事項

＜５＞　照会先
質問 10　当アンケート調査の照会先

（６）調査結果

以下、アンケート調査項目ごとに集計・整理結果を説明する。

１）児童相談所の数（質問２）

各自治体における児童相談所の数について、設置している児童相談所の数は、「１箇所」との回答が最も多く 19 件（28.4%）であった。（図表 4）

図表 4　児童相談所の数

	児童相談所の数	N	%
1	１箇所	19	28.4
2	２箇所	13	19.4
3	３箇所	11	16.4
4	４箇所	6	9.0
5	５箇所	7	10.4
6	６箇所	6	9.0
7	７箇所	0	0.0
8	８箇所	1	1.5
9	９箇所	1	1.5
10	10箇所以上	3	4.5
11	無回答	0	0.0
	合計	67	100.0

２）管内のこども・若者支援を実施している民間シェルターの有無（質問３）

管内において 10 代～20 代のこども・若者支援を実施している民間シェルターがあるとの回答は 18 件（26.9%）であった。（図表 5）

図表 5　管内のこども・若者支援を実施している民間シェルターの有無

	管内のこども・若者支援を実施している民間シェルターの有無	N	%
1	はい	18	26.9
2	いいえ	35	52.2
3	わからない	14	20.9
4	無回答	0	0.0
	合計	67	100.0

３）管内におけるこども・若者支援を実施している民間シェルターの令和５年度における一時保護委託の実績の有無（質問４）

管内において 10 代～20 代のこども・若者支援を実施している民間シェルターはあると回答した自治体のうち、管内にあるこども・若者支援を実施している民間シェルターに、令和５年度に一時保護委託を行った実績があるとの回答は９件（50.0%）であった。（図表 6）

図表 6　管内におけるこども・若者支援を実施している民間シェルターの令和５年度における一時保護委託の実績の有無

	管内におけるこども・若者支援を実施している民間シェルターの令和５年度における一時保護委託の実績の有無	N	%
1	はい	9	50.0
2	いいえ	9	50.0
	合計	18	100.0

※質問３で「2. いいえ」「3. わからない」と回答した場合は質問４の回答を無効とした。

４）管外におけるこども・若者支援を実施している民間シェルターの令和５年度における一時保護委託の実績の有無（質問５）

管外にあるこども・若者支援を実施している民間シェルターに、令和５年度に一時保護委託を行った実績があるとの回答は６件（9.0%）であった。（図表 7）

図表 7　管外におけるこども・若者支援を実施している民間シェルターの令和５年度における一時保護委託の実績の有無

	管外におけるこども・若者支援を実施している民間シェルターの令和５年度における一時保護委託の実績の有無	N	%
1	はい	6	9.0
2	いいえ	59	88.1
3	無回答	2	3.0
	合計	67	100.0

５）「こども若者シェルター・相談支援事業」を実施するにあたり運用面で困難と感じることや課題と感じる事項（質問６）

「こども若者シェルター・相談支援事業」を実施するにあたり運用面で困難と感じることや課題と感じることについて記述式で回答を求めたところ、以下の項目に類する回答があった。

（運営基盤づくりに関すること）
・人材確保
・費用負担
・業務負担
・ニーズの把握
・委託先の確保やマッチング

（考え方に関すること）
・定義、要件、基準が不明確
・他事業との関係やすみ分け
・法的側面の整理

（方法に関すること）
・管轄や連携、責任の所在
・親権者への連絡や同意取得
・児童の意向確認や同意取得
・18 歳以上の若者への対応
・保護者からの訴訟
・対象者の身元確認

６）「こども若者シェルター・相談支援事業」の予算を申請・活用するにあたり困難と感じることや課題と感じる事項（質問７）

「こども若者シェルター・相談支援事業」の予算申請時に困難と感じることや課題と感じることについて記述式で回答を求めたところ、以下の項目に類する回答があった。

（運営基盤づくりに関すること）
・人材確保
・予算確保
・業務負荷
・ニーズの把握
・委託先の確保

（考え方に関すること）
・他事業とのすみ分け
・費用対効果の判断
・財政負担をどこがするのか
・事業に関する情報不足

また、「こども若者シェルター・相談支援事業」の予算活用時に困難と感じることや課題と感じることについて記述式で回答を求めたところ、以下の項目に類する回答があった。

（運営基盤づくりに関すること）
・費用負担
・業務負荷
・ニーズの把握
・委託先の確保

（考え方に関すること）
・定義、要件、基準が不明確
・他事業とのすみ分け
・法的問題の整理
・費用対効果の判断
・財政負担をどこがするのか

７）「こども若者シェルター・相談支援事業に関するガイドライン」に期待する事項（質問８）

「こども若者シェルター・相談支援事業に関するガイドライン」に期待することについて記述式で回答を求めたところ、以下の項目に類する回答があった。

（考え方に関すること）
・定義、要件、基準
・他事業とのすみ分け
・法的側面の整理

（方法に関すること）
・他自治体との連携
・他機関との連携
・児童相談所との連携
・対象者の身元確認方法
・親権者への連絡や同意取得
・児童の意向確認や同意取得
・安全確保
・ニーズや実態把握の方法

（形式に関すること）
・方向性
・スキーム、フロー、手続き
・留意点、対処法
・現状、事例

８）「こども若者シェルター・相談支援事業に関するガイドライン」で整理するとよい事項（質問９）

「こども若者シェルター・相談支援事業」について、ガイドラインにおいて整理するとよいと考える項目について記述式で回答を求めたところ、以下の項目に類する回答があった。

（運営基盤づくりに関すること）
・人材確保
・委託先の確保

（考え方に関すること）
・定義、要件、基準
・他事業とのすみ分け
・法的側面の整理
・財政負担をどこがするのか
・責任の所在
・秘匿の考え方
・司法審査との関連性

（形式に関すること）
・方向性
・スキーム、フロー、手続き
・留意点、対処法
・現状、事例

（方法に関すること）
・他自治体との連携
・他機関との連携
・児童相談所との連携
・対象者の身元確認方法
・親権者への連絡や同意取得
・児童の意向確認や同意取得
・安全確保
・送迎支援
・利用窓口の周知方法
・行政の監督方法
・医療費の支払いをどうするか
・長期化した場合の対応
・アフターフォロー

「こども若者シェルター・相談支援事業」について整理されていないと感じることについて記述式で回答を求めたところ、以下の項目に類する回答があった。

（運営基盤に関すること）
・委託先の確保

（考え方に関すること）
・定義、要件、基準
・他事業とのすみ分け
・法的側面の整理
・財政負担をどこがするのか
・責任の所在
・秘匿の考え方
・司法審査との関連性

（形式に関すること）
・スキーム、フロー、手続き

（方法に関すること）
・他自治体との連携
・他機関との連携
・児童相談所との連携
・対象者の身元確認方法
・親権者への連絡や同意取得
・児童の意向確認や同意取得
・安全確保
・送迎支援
・行政の監督方法
・既にある居場所に集中してしまう
・アフターフォロー
・リスク低減策
・意義

２．民間シェルター団体へのアンケート調査

こども若者シェルターの運営状況や、運営上の留意事項、効果的な支援のあり方等について把握するためにアンケート調査を実施した。なお、アンケート調査では、こども若者シェルター・相談支援事業の活用にあたっての課題や疑問点、ガイドラインに期待すること等についても尋ねた。

（１）調査対象

利用者が宿泊可能な施設を常設しており、虐待等により困難な状況にある主として 10 代～20 代のこども・若者が緊急一時的に避難できる宿泊可能な場所として運営している団体に対してアンケート調査への協力を依頼した。

なお、主に別の目的・対象者のために備えている施設であっても、こうしたこども・若者も通常受け入れの対象に含めて運営している場合にはアンケート調査の対象とした。一方で、別の目的・対象者のために備えている施設であり、こうしたこども・若者の受け入れはあくまで緊急・特例的な場合に限って例外的な対応として受け入れる施設の場合は、アンケート調査の対象外とした。

協力を依頼した団体は 78 団体であり、その内訳は下記の通りである。

- 令和５年度研究にてアンケート調査への協力を求めた 70 団体（令和５年度研究実施段階で対象外である旨の連絡があった団体は予め除いている）
- こども家庭庁が実施した「こども若者シェルター・相談支援事業」に関する説明会に参加した民間団体のうち、当事業で行うアンケート調査に協力をいただけることの確認ができた８団体

（２）調査方法

インターネットによるアンケート調査を実施した。具体的には、調査対象となる団体に、回答画面の URL とログイン用の ID を記載した依頼状を送付し、インターネットでの回答を求めた。なお、依頼状には参考資料として紙媒体による調査票を同封した。

インターネットでの回答が困難な場合においては、調査票（電子媒体）を送付し、当法人の調査専用メールアドレスあてにメールに添付して提出する方法で回答を得た。

（３）調査期間

令和６年８月７日（水）～令和６年９月４日（水）を調査期間とした。ただし、調査期間をすぎて回収した回答も集計に含めている。

（４）回答数

53 施設分（47 団体）から回答を得た（回収率 61.8%）。なお、回収率については、アンケート調査への協力依頼時に２団体から今回のアンケート調査の対象ではない旨の連絡を受けたため、分母を 76 団体として計算している。

（５）調査項目

調査項目を以下にまとめる。

図表 8　民間シェルターへのアンケート調査項目

＜１＞　団体の基本情報について
- Q1_1　団体名
- Q1_2　法人格
- Q1_3　施設名
- Q1_4　住所公開の有無
- Q1_5　施設の形態
- Q1_6　回答した施設と同一の場所で併せて実施している事業
- Q1_7　施設が困難な状況にある 10 代～20 代のこども・若者の受け入れを始めてから現在までの経過年数
- Q1_8　施設の定員
- Q1_9　施設の一日あたりの平均的な入所人数
- Q1_10　施設に入所可能な年齢設定の有無
- Q1_11　施設に入所可能な性別設定の有無
- Q1_12　現在施設に入所している人数、令和５年度の年間の延べ入所者数
- Q1_13　令和５年度の１年間で施設に入所した方の滞在日数
- Q1_14　令和５年度における入所者の入所理由（主訴）
- Q1_15　利用可能な支援内容
- Q1_16　施設に宿泊したことのある退所者が利用可能なアフターケアの支援

＜２＞　未成年のこどもを受け入れる場合の入所時等の対応について
- Q2_1　未成年のこどもを受け入れた実績の有無
- Q2_2　入所にあたっての説明や同意取得、連絡等の対応の有無

＜３＞　こども・若者の居住地自治体がシェルターの所在地の自治体と異なる場合の対応について
- Q3_1　こども・若者の居住地自治体（住民票のある自治体）が貴施設の所在地の自治体と異なるケースに対応した経験の有無
- Q3_2　こども・若者の居住地自治体（住民票のある自治体）が貴施設の所在地の自治体と異なるケースの対応における課題や工夫

＜４＞　入所するこども・若者の権利擁護、生活上のルールに関する工夫について
- Q4_1　入所者の権利擁護のために実施している取組
- Q4_2　シェルターにおける生活上のルールに関する基本的な考え方
- Q4_3　できる限り制限やきまりを少なくするために配慮していることや工夫

＜５＞　シェルターでの支援について
- Q5_1　団体が行う支援内容
- Q5_2　実施の必要が高い、または効果的と考えられる支援内容
- Q5_3　入所者に特別な支援のニーズがある場合の対応
- Q5_4　入所者が保険証を所持していない場合の対応
- Q5_5　利用者間などでトラブルがあった場合の対応
- Q5_6　入所期間や回数の決まりの有無
- Q5_7　入所期間や回数についての考え
- Q5_8　退所後の支援期間の決まりの有無
- Q5_9　退所後の支援期間についての考え
- Q5_10　シェルター事業と合わせて実施している事業で効果が高いと考えられるもの

＜６＞　支援人材の確保について
- Q6_1　求めている人材の要件
- Q6_2　人材確保のための工夫や留意点

＜７＞　関係機関との連携について
- Q7_1　連携を行っている主な関係機関と連携を深める工夫

＜８＞　こども・若者や関係者等への周知のあり方について
- Q8_1　こども・若者や関係者等への周知活動について

＜９＞　令和６年度に創設された「こども若者シェルター・相談支援事業」について Q9_1　「こども若者シェルター・相談支援事業」を実施する意向の有無 Q9_2　「こども若者シェルター・相談支援事業」の運用面での課題 Q9_3　「こども若者シェルター・相談支援事業」の予算の申請・活用面での課題 ＜10＞　「こども若者シェルター・相談支援事業に関するガイドライン」について Q10_1　「こども若者シェルター・相談支援事業に関するガイドライン」に期待する事項 Q10_2　「こども若者シェルター・相談支援事業に関するガイドライン」で整理するとよいと考える事項 ＜11＞　ヒアリング調査への協力可否について Q11_1　団体ヒアリング協力の可否 Q11_2　入所者向けインタビュー協力者の紹介可否 Q11_3　未入所者向けインタビュー協力の紹介可否 ＜12＞　照会先について Q12_1　照会先

（６）調査結果

以下、アンケート調査項目ごとに集計・整理結果を説明する。

１）法人格（Q1_2）

特定非営利法人が運営する施設からの回答が最も多く 38 件（71.7%）、次いで認定特定非営利活動法人が８件（15.1%）、一般社団法人が５件（9.4%）であった。（図表 9）

図表 9　法人格

	法人格	N	%
1	認定特定非営利活動法人	8	15.1
2	特定非営利活動法人	38	71.7
3	社会福祉法人	2	3.8
4	一般社団法人	5	9.4
5	公益財団法人	0	-
6	株式会社	0	-
7	法人格なし	0	-
8	その他	0	-
	合計	53	100.0

２）住所公開の有無（Q1_4）

施設の住所を一般に公開しているかどうかについて、「公開している」と回答したのが９件（17.0%）であった。（図表 10）

図表 10　住所公開の有無

	住所の公開の有無	N	%
1	公開している	9	17.0
2	公開していない	44	83.0
	合計	53	100.0

３）施設の形態（Q1_5）

施設の形態について、「シェアハウス型」の回答が最も多く 22 件（41.5%）、「個室型（マンションの一室など）」が 13 件（24.5%）であった。（図表 11）

図表 11　施設の形態

	施設の形態	N	%
1	シェアハウス型	22	41.5
2	個室型（マンションの一室など）	13	24.5
3	その他	18	34.0
	全体	53	100.0

４）回答した施設と同一の場所で併せて実施している事業（Q1_6）

同一の場所で併せて実施している事業について、「児童自立生活支援事業」との回答が最も多く 21 件（39.6%）であった。次いで、「他の事業は実施していない」との回答が 12 件（22.6%）、「自立準備ホーム事業」との回答が 11 件（20.8%）であった。（図表 12）

図表 12　回答した施設と同一の場所で併せて実施している事業　※複数回答可、（N=53）

	回答した施設と同一の場所で併せて実施している事業	N	%
1	児童自立生活援助事業	21	39.6
2	若年被害女性等支援事業	3	5.7
3	性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）	8	15.1
4	自立準備ホーム事業	11	20.8
5	子育て短期支援事業	0	0.0
6	その他	10	18.9
7	他の事業は実施していない	12	22.6

５）施設が困難な状況にある 10 代～20 代のこども・若者の受け入れを始めてから現在までの経過年数（Q1_7）

困難な状況にある 10 代～20 代のこども・若者の受け入れを始めてから現在までの経過年数について、平均は 8.91 年であり、中央値は 7 年、最大は 20 年、最小は 1 年であった。

６）施設の定員（Q1_8）

施設の定員について、平均は 5.26 人であり、中央値は 6 人、最大は 13 人、最小は 1 人であった。

７）施設の一日あたりの平均的な入所人数（Q1_9）

現在の入所人数について、平均は 3.25 人であり、中央値は２人、最大は 13 人、最小は０人であった。

８）施設に入所可能な年齢設定の有無（Q1_10）

施設に入所可能な年齢を定めている施設は、31 件（58.5%）であった。（図表 13）また、施設に入所可能となる年齢について、下限の平均は 13.48 歳であり、上限の平均は 27.29 歳であった。下限の中央値は 15 歳であり、上限の中央値は 22 歳であった。

図表 13　施設に入所可能な年齢設定の有無

	施設に入所可能な年齢設定の有無	N	%
1	年齢を定めている	31	58.5
2	年齢を定めていない	22	41.5
	合計	53	100.0

９）施設に入所可能な性別設定の有無（Q1_11）

施設に入所可能となる性別を定めている施設は、36 件（67.9%）であった。（図表 14）

図表 14　施設に入所可能な性別設定の有無

	施設に入所可能な性別設定の有無	N	%
1	性別を定めている	36	67.9
2	性別を定めていない	17	32.1
	合計	53	100.0

10）現在施設に入所している人数、令和５年度の年間の延べ入所者数（Q1_12）

令和５年度の年間の延べ入所者数について、平均は 19.33 人であり、中央値は 11 人であった。

11）令和 5 年度の１年間で施設に入所した方の滞在日数（Q1_13）

令和５年度に入所した方の平均滞在日数について、平均は 77.15 日であり、中央値は 51 日であった。

12）令和 5 年度における入所者の入所理由（主訴）（Q1_14）

令和５年度に入所した方の入所理由について、複数回答可として尋ねたところ、「親子関係の不調」との回答が最も多く 45 件（84.9%）であり、次いで、「家族からの虐待被害」が 44 件（83.0%）、「住居問題（帰住先なし）」が 35 件（66.0%）であった。（図表 15）
なお、令和５年度に入所した方の入所理由について、最も多いものを尋ねたところ、「家族からの虐待被害」が 23 件（44.2%）で最多であった。

図表 15　令和 5 年度における入所者の入所理由（主訴）　※複数回答可、(N=53)

	令和5年度における入所者の入所理由（主訴）	N	%
1	家族からの虐待被害	44	83.0
2	親子関係の不調	45	84.9
3	配偶者や交際相手等からの暴力被害	19	35.8
4	非行や犯罪	14	26.4
5	住居問題（帰住先なし）	35	66.0
6	経済的困窮等の経済的な問題	32	60.4
7	疾患や障害に関連する問題	28	52.8
8	その他	15	28.3
9	不明	1	1.9

13）利用可能な支援内容（Q1_15）

入所者が利用可能な支援内容については、「相談支援（対面、電話、メール、SNS 等)」との回答が最も多く 52 件（98.1%)、次いで「同行支援（役所や裁判所等)」の回答が 50 件（94.3%)、「退所先の調整」が 50 件（94.3%）であった。(図表 16)

図表 16　入所者が利用可能な支援内容　※複数回答可、(N=53)

	入所者が利用可能な支援内容	N	%
1	相談支援（対面、電話、メール、SNS等）	52	98.1
2	日常生活の支援（料理や清掃等）	49	92.5
3	金銭管理（債務管理、家計への助言等）	46	86.8
4	医療・健康管理（服薬、通院等）	49	92.5
5	同行支援（役所や裁判所等）	50	94.3
6	心理的ケア（心理面接やカウンセリング等）	38	71.7
7	法的対応に係る支援	45	84.9
8	福祉サービスの利用申請に係る支援	50	94.3
9	就労支援	44	83.0
10	学習支援・就学支援	40	75.5
11	家族や親族との連絡調整	28	52.8
12	文化的・余暇的な活動	42	79.2
13	退所先の調整	50	94.3
14	その他	6	11.3

また、入所していない者が利用可能な支援内容について、「相談支援（対面、電話、メール、SNS 等)」との回答が最も多く 49 件（92.5%)、次いで「同行支援（役所や裁判所等)」が 30 件（56.6%)、「法的対応に係る支援」が 30 件（56.6%）であった。(図表 17)

図表 17　入所していない者が利用可能な支援内容　※複数回答可、(N=53)

	入所していない者が利用可能な支援内容	N	%
1	相談支援（対面、電話、メール、SNS等）	49	92.5
2	日常生活の支援（料理や清掃等）	15	28.3
3	金銭管理（債務管理、家計への助言等）	23	43.4
4	医療・健康管理（服薬、通院等）	20	37.7
5	同行支援（役所や裁判所等）	30	56.6
6	心理的ケア（心理面接やカウンセリング等）	18	34.0
7	法的対応に係る支援	30	56.6
8	福祉サービスの利用申請に係る支援	27	50.9
9	就労支援	25	47.2
10	学習支援・就学支援	17	32.1
11	家族や親族との連絡調整	12	22.6
12	文化的・余暇的な活動	15	28.3
13	その他	8	15.1
14	無回答	1	1.9

14）施設に宿泊したことのある退所者が利用可能なアフターケアの支援（Q1_16）

退所者がアフターケアとして利用可能な支援内容について、「退所後の生活に関する相談支援」との回答が最も多く 50 件（94.3%）、次いで「就学・就労支援」が 42 件（79.2%）、「居場所の提供」が 38 件（71.7%）であった。（図表 18）

図表 18　施設に宿泊したことのある退所者が利用可能なアフターケアの支援　※複数回答可、(N=53)

	退所者が利用可能なアフターケアの支援	N	%
1	退所後の生活に関する相談支援	50	94.3
2	居場所の提供	38	71.7
3	就学・就労支援	42	79.2
4	その他	28	52.8

15）未成年のこどもを受け入れた実績の有無（Q2_1）

未成年のこどもを受け入れたことのある施設は、45 件（84.9%）であった。（図表 19）

図表 19　未成年のこどもを受け入れた実績の有無

	未成年のこどもを受け入れた実績の有無	N	%
1	ある	45	84.9
2	ない	8	15.1
	合計	53	100.0

16）入所にあたっての説明や同意取得、連絡等の対応の有無（Q2_2）

未成年のこどもを受け入れたことがあると回答した 45 施設に、入所にあたっての説明や同意取得、連絡等の対応についてさらに尋ねた。その結果、「(本人との関係に関するこ

と）入所にあたって行う本人への説明」との回答が 41 件（91.1%）、「（本人との関係に関すること）入所にあたって行う本人の利用意思・同意の確認」が 42 件（93.3%）、「（親権者等との関係に関すること）未成年のこどもが入所するにあたっての、親権者等への連絡」が 17 件（37.8%）、「（親権者等との関係に関すること）未成年のこどもが入所するにあたって親権者等の同意取得」が 10 件（22.2%）、「（児童相談所との関係に関すること）児童相談所への通告等の連絡」が 43 件（95.6%）であった。（図表 20）

図表 20　入所にあたっての説明や同意取得、連絡等の対応の有無　※複数回答可、(N=45)

	入所にあたっての事前説明や同意の確認の有無	N	%
1	（本人との関係に関すること）入所にあたって行う本人への説明	41	91.1
2	（本人との関係に関すること）入所にあたって行う本人の利用意思・同意の確認	42	93.3
3	（親権者等との関係に関すること）未成年のこどもが入所するにあたっての、親権者等への連絡	17	37.8
4	（親権者等との関係に関すること）未成年のこどもが入所するにあたって親権者等の同意取得	10	22.2
5	（児童相談所との関係に関すること）児童相談所への通告等の連絡	43	95.6

「（本人との関係に関すること）入所にあたって行う本人への説明」について、あると回答した場合に、その内容について記述式で回答を求めたところ、以下の項目に類する回答があった。

- 利用のルールや制限
- 今後の流れや方針
- 情報の取り扱い（守秘義務、個人情報保護の方針）
- シェルターの秘匿性
- 費用負担
- 契約内容
- 困った時の連絡先や相談窓口
- 支援内容や期間
- 退去に関すること
- 退所後の支援（アフターケア）
- 本人の意思確認に関すること
- 親権者への連絡や対応に関すること
- 関係機関への連絡や対応に関すること
- 施設の利用方法
- 施設の概要や目的
- 生活支援について（必要性の確認）

「（本人との関係に関すること）入所にあたって行う本人の利用意思・同意の確認」について、あると回答した場合に、その内容について記述式で回答を求めたところ、以下の項目に類する回答があった。

（確認方法）
- 面談時
- 保護・緊急入所時
- 施設見学後
- 入所時
- 第三者による説明や同席
- 口頭で確認
- 文書で確認
- 文書への署名
- 関係者による署名押印

（確認のタイミング）
- 相談時
- 施設見学時
- 施設説明時
- 面談時（インテーク含む）
- 入所前
- 入所時
- 入所後

（確認の主体者）
・施設職員
・代表、理事、運営委員
・弁護士、子ども担当弁護士
・児童相談所職員、保護観察所職員、
依頼側(立ち合い含む)
・本人

「(親権者等との関係に関すること）未成年のこどもが入所するにあたって親権者等への連絡」について、あると回答した場合に、その内容について記述式で回答を求めたところ、以下の項目に類する回答があった。

（連絡方法）
・電話
・SNS
・手紙
・メール
・ショートメッセージ
・FAX
・本人のスマートフォン
・職員経由
・児童相談所経由
・弁護士、子ども担当弁護士

（連絡の主体）
・施設職員
・施設長、理事、代表
・弁護士、子ども担当弁護士
・児童相談所職員

（連絡のタイミング）
・面談時
・本人の同意取得後
・入所申請時
・入所前
・保護後
・児童相談所による一時保護開始時
・入所時
・入所後
・可能な限り早く

（連絡内容）
・入所の経緯
・入所の報告
・安全な居場所であること
・入所の目的
・本人の意思であること
・今後の流れや方向性
・入所への同意、親権者の希望確認
・本人の支援への協力依頼
・電話
・難民申請について

（こどもが親権者等への連絡を拒む場合の対応）
・弁護士に相談
・児童相談所に相談、通告
・児童相談所に匿名で現状共有
・支援措置の活用
・場所を秘匿にして児童相談所による一時保護決定通知を渡す
・協議の上、連絡しない
・連絡の意図を本人に説明する・相談する

「(親権者等との関係に関すること）未成年のこどもが入所するにあたって親権者等の同意の取得」について、あると回答した場合に、その内容について記述式で回答を求めたところ、以下の項目に類する回答があった。

（同意の取得方法）
・電話
・SNS
・手紙
・メール
・本人のスマートフォン
・児童相談所経由
・弁護士、子ども担当弁護士経由

（同意を取得する主体）
・施設職員
・施設長、理事、代表
・弁護士、子ども担当弁護士
・児童相談所職員

（取得のタイミング）
・本人の同意取得後
・入所申請時
・入所前
・入所時
・入所後
・緊急保護後
・児童相談所による一時保護開始時
・転居先の検討時

なお、すべての回答者に、親権者等がこどもシェルター利用を拒んだ場合の対応について、記述式で回答を求めた。その結果、以下の項目に類する回答があった。(Q2_2_5)

・弁護士に相談、弁護士から説明
・本人の意思の尊重
・児童相談所、保護観察所に相談
・児童相談所に一任
・児童相談所による一時保護委託や自立援助ホーム委託で対応
・入所の理由を説明

また、すべての回答者に、入所中に親権者等から面会・通信の要請があった場合の対応について、記述式で回答を求めた。その結果、以下の項目に類する回答があった。(Q2_2_6)

・施設以外の公開施設で対応
・児童相談所で面会
・弁護士事務所で面会
・児童相談所の判断による
・親権者が支援者である場合に限り状況に応じて許可
・親権者が加害者になり得る場合は不可
・本人の意思の確認
・委託元の意思の確認
・関係機関の意思を確認
・本人が対応
・弁護士、子ども担当弁護士が対応、仲介
・児童相談所が対応、仲介
・役所が対応、仲介
・施設職員が対応、仲介
・条件に応じて許可
・面会・通信不可

「(児童相談所との関係に関すること）児童相談所への通告等の連絡」について、あると回答した場合に、その内容について記述式で回答を求めたところ、以下の項目に類する回答があった。(Q2_2_7)

（児童相談所等への通告等連絡条件とタイミング）
・相談時
・本人の同意取得後
・入所申請時
・入所前

・入所時
・入所後
・保護時
・保護後
・虐待の事実が確認された時

（一時保護委託の対応が行われるケース）
・未成年（18 歳未満）のケース
・虐待ケース、危険と判断されるケース
・入所者は基本的に全員対象
・児童相談所による一時保護要件に当てはまるケース
・電話相談のあったケース
・関係機関から連絡のあったケース
・学校からの相談ケース
・関係機関との協議の上判断
・保護所が満室であるケース
・本人が通学を希望しているケース
・中長期的に居場所を必要としているケース
・親権者が監督を拒否しているケース
・女性相談センターによる一時保護委託を受けているケース

（未成年のこどもが児童相談所等への通告等の連絡を拒む場合の対応）
・児童相談所に匿名で報告のみ行う
・児童相談所に通告する
・通告の意義について説明
・本人と協議
・関係機関との協議の上判断
・弁護士に相談
・自治体に依頼
・他団体の施設を紹介
・通告しない

17）こども・若者の居住地自治体（住民票のある自治体）が貴施設の所在地の自治体と異なるケースに対応した経験の有無（Q3_1）

こども・若者の居住自治体（住民票のある自治体）が貴施設の所在地の自治体と異なるケースに対応したことがあるとの回答は、44 件（83.0%）であった。（図表 21）

図表 21　こども・若者の居住地自治体（住民票のある自治体）が貴施設の所在地の自治体と異なるケースに対応した経験の有無

	こども・若者の居住地自治体（住民票のある自治体）が貴施設の所在地の自治体と異なるケースに対応した経験の有無	N	%
1	ある	44	83.0
2	ない	7	13.2
3	わからない	2	3.8
	合計	53	100.0

18）こども・若者の居住地自治体（住民票のある自治体）が貴施設の所在地の自治体と異なるケースの対応における課題や工夫（Q3_2）

こども・若者の居住自治体貴施設の所在地の自治体と異なるケースの対応における課題、留意点、対応上の工夫について記述式で回答を求めたところ、以下の項目に類する回答があった。

- 児童相談所間の調整が難航
- ケースワークが困難
- 関係機関との連携が困難
- 調整や入所に時間を要する
- 責任の主体が不明確
- 経費の負担先の問題が生じる
- 関係機関の理解不足
- 手続きが煩雑
- 支援者、支援機関不足
- 児童相談所を通す
- 管轄児童相談所への一時保護に切り替える
- 関係機関との調整を丁寧に行う
- 事前にケース概要を把握する
- 見学時に本人と話す
- 普段より対応している
- 難民申請中の就学のため住居を提供
- ケース毎に異なる

19）入所者の権利擁護のために実施している取組（Q4_1）

シェルターに入所するこども・若者の権利擁護のために実施している取組について記述式で回答を求めたところ、以下の項目に類する回答があった。

- 施設利用のルールや制限の説明
- 関係機関との協議に本人が同席
- 施設職員の資格取得（こどもの権利擁護資格等）
- 行動の意図の事前説明
- 相談窓口を知らせる
- 個人情報の取扱いについて理解を求める
- 面談の実施
- 他人を尊重する練習
- 本人の意思の尊重
- 支援の方向性について本人と共有及び協議
- こどもの権利に関するパンフレットの常設
- 子ども担当弁護士の活用
- 施設運営について意見を伺う
- 信頼関係の構築に向けた話し合い、こどもの話をよく聴く
- さまざまな体験をする機会の提供

20）シェルターにおける生活上のルールに関する基本的な考え方（Q4_2）

シェルターにおける生活上のルールに関し、内容やルール設定の基本的な考え方について記述式で回答を求めたところ、主なものとして以下の回答があった。

①所在地の秘匿

・所在地は親族・友達には知らせないし、公表しないこと。
・秘匿にはしていないが、部外者は居室階には入れない。
・場所の秘匿であることを伝え、GPS 等の機能は使用しないことをお願いしている。

②スマートフォン等の私物の取り扱い

・スマートフォンなどの通信機器があるものは預かっている。
・貴重品、刃物、現金、薬、化粧品なども預かっている。
・危険性がない場合は、預かっていない。

③外出制限（通学・通勤を含む）

・18 歳未満は、補導になる 23 時が門限。18 歳上は門限なし。
・午前 4 時から午後 11 時の時間帯は外出禁止。
・安全確認ができた場合は検討する。通学は学校の理解と協力、子ども自身の安全意識が必要。

④その他施設利用における生活上のルール

・相談室での日中活動に参加（調理、託児、パソコン入力作業など）に参加を促す。
・物の貸し借りをしない。近所迷惑にならないように生活する。子ども同士の距離感を大切にする。自傷行為をしない。

21）できる限り制限やきまりを少なくするために配慮していることや工夫（Q4_3）

できる限り制限やきまりを少なくするために配慮していることや工夫していることについて記述式で回答を求めたところ、以下の項目に類する回答があった。

・安心・安全確保のための最小限のルールとする
・入所者同士の協議や対話から決める
・施設職員によるコミュニケーション
・信頼関係の構築に向けた話し合いや傾聴
・入所者のパーソナルスペースを尊重する
・生活支援を行う、禁止事項と区別する
・職員同伴のもと外出
・スマートフォン所持の許可
・外出許可
・失敗を許容する
・職員の意識向上
・施設の概要や目的の説明
・本人の意思の尊重
・入所者の最善の利益を考える
・個別に対応

22）団体が行う支援内容（Q5_1）

シェルターにおいて提供している支援において共通して留意したり、工夫したりしている点について記述式で回答を求めたところ、以下の項目に類する回答があった。

- 安全確保
- 本人の意思の尊重
- 支援方針や進捗の本人への共有
- 退所後の支援（アフターケア）
- 相談にのる、話を聴く
- 同行支援
- 生活支援を行う、禁止事項と区別する
- 自立支援を行う
- 食糧支援を行う
- 心理教育の実施
- 弁護士、子ども担当弁護士の活用
- 失敗の許容
- チーム支援
- 関係機関との情報共有
- さまざまな体験をする機会の提供
- 個別に対応

23）実施の必要が高い、または効果的と考えられる支援内容（Q5_2）

こども・若者のニーズ等を踏まえて実施の必要性が高い、あるいは効果的と考えられる支援について記述式で回答を求めたところ、以下の項目に類する回答があった。

- 食事
- 服薬管理
- 生活支援
- 相談にのる、話を聴く
- アドボカシー
- 同行支援
- 携帯の貸与
- 金銭面の支援
- 居場所の環境
- 退所後の支援
- 就労就学支援
- 家族ごと支援
- チームでの支援
- 専門性を有した支援者

24）入所者に特別な支援のニーズがある場合の対応（Q5_3）

入所者に特別な支援のニーズがある場合の対応について記述式で回答を求めたところ、以下の項目に類する回答があった。

- 関係機関との連携
- 生活保護の申請
- 同行支援
- 服薬管理
- 個別対応
- 本人の意思を尊重
- コミュニケーション上の配慮
- 支援体制の変更

25）入所者が保険証を所持していない場合の対応（Q5_4）

入所者に医療が必要となる場合、自己負担となる医療費はどのように補っているかについて記述式で回答を求めたところ、以下の項目に類する回答があった。

- 事業費より捻出
- 団体負担
- 生活保護による医療券利用
- 寄付からの充当
- 保険証の作成・再発行
- 本人負担
- 団体から貸付
- 一時保護委託による児童相談所の受診券利用
- 家計相談を実施
- 関係機関に相談
- 親権者より保険証を送付いただく
- 国民健康保険への加入
- 措置費を請求
- 法人の奨学金で対応

26）利用者間などでトラブルがあった場合の対応（Q5_5）

こども・若者の入所中に利用者間などでトラブルがあった場合や事前連絡なくシェルターからいなくなった場合の対応について記述式で回答を求めたところ、以下の項目に類する回答があった。

- シェルター職員の関与
- 本人同士で話し合い
- 退去となるルールがある、ルールを事前に説明する
- 警察へ相談
- 弁護士、子ども担当弁護士の活用
- 本人と取り決め
- 関係機関の協議
- 児童相談所への相談
- 本人の意思の尊重
- 親権者や友人への連絡

27）入所期間や回数の決まりの有無（Q5_6）

入所期間や入所回数に決まりがある施設は、21 件（40.4%）であった。（図表 22）

図表 22　入所期間や回数の決まりの有無

	入所期間や回数の決まりの有無	N	%
1	ある	21	40.4
2	ない	31	59.6
	合計	52	100.0

28）入所期間や回数についての考え（Q5_7）

入所期間や入所回数について記述式で回答を求めたところ、以下の項目に類する回答があった。

・期限を設けることで目標を定めやすくしている
・困ったときは頼ってもらえるよう考慮
・シェルターは一時的な場所である
・次の居場所が見つかるまでに時間を要する
・個々の事情は様々であるため決まりは困難
・委託元との相談
・柔軟に対応
・アフターケアも重要であるため入所期間のみが支援期間ではない
・関係構築が重要であり決まりは重要でない
・職員のマンパワーに限りがあるため長期入所は困難

29）退所後の支援期間の決まりの有無（Q5_8）

退所後の支援機関について決まりがある施設は、3 件（5.8%）であった。（図表 23）

図表 23　退所後の支援期間の決まりの有無

	退所後の支援期間の決まりの有無	N	%
1	ある	3	5.8
2	ない	49	94.2
	合計	52	100.0

30）退所後の支援期間についての考え（Q5_9）

退所後の支援期間について記述式で回答を求めたところ、以下の項目に類する回答があった。

・困ったときは頼ってもらえるよう考慮
・本人の周辺に支援者を増やしている
・自立に向けた長期間でのアフターケア・本人の意思の尊重
・弁護士、子ども担当弁護士の活用
・決める必要はない
・別の機関へ移行するまで
・マンパワー不足で対応不可

31）シェルター事業と合わせて実施している事業で効果が高いと考えられるもの（Q5_10）

シェルター事業以外で合わせて実施している事業について、シェルターとともに実施することで効果が高いと考えられる支援について記述式で回答を求めたところ、以下の項目に類する回答があった。

- アウトリーチ
- 相談事業
- 日中の居場所
- 自立援助ホーム
- 社会的養護自立支援拠点事業
- 地域若者サポートステーション事業
- シェアハウス
- こどもアドボカシー
- 就学就労支援
- 障害者福祉事業所
- 住宅確保要配慮者居住支援法人
- 緊急の居場所
- 退所後の居場所
- 同行支援
- 家族ぐるみの支援
- 奨学金
- アフターケア
- 法的サポート事業
- ステップハウス
- 地域活動支援センターⅢ型

32）求めている人材の要件（Q6_1）

シェルターにおいて支援を行う人材として、特に求めている人材の要件（資質、職歴、資格等）について記述式で回答を求めたところ、以下の項目に類する回答があった。

- 資質
- 若者への理解
- 社会福祉士
- 公認心理師
- 精神保健福祉士
- 児童指導員
- 保育士
- コミュニケーション能力
- 本人の意思の尊重
- 独自講座の修了者
- 女性
- 夜勤可
- 事業への理解
- 児童養護の現場での勤務経験
- 心身共に安定している
- 資格所持者
- ジェンダーの視点

33）人材確保のための工夫や留意点（Q6_2）

人材を確保するために、留意したり工夫したりしていることについて記述式で回答を求めたところ、以下の項目に類する回答があった。

- 研修の実施
- 試用期間の設定
- 他分野・他団体とのコラボレーション
- チームでのミーティング
- 職員同士のコミュニケーション、一人で抱え込まない工夫
- 現職の知り合いやつながり
- 採用面接時の確認
- 求人掲載
- 事業予算の拡充、雇用条件の改善

34）連携を行っている主な関係機関と連携を深める工夫（Q7_1）

シェルターを運営するにあたり、連携を行っている主な関係機関（児童相談所、市区町村、警察、他の民間団体、医療機関、学校、弁護士等）と、当該関係機関との連携を深める上での工夫について記述式で回答を求めたところ、以下の項目に類する回答があった。

- 児童相談所
- 福祉事務所
- 女性相談
- 民間団体
- 警察
- 医療機関
- 学校
- 弁護士
- 社会福祉協議会
- 行政
- 利用者が以前いた施設
- 児童福祉施設
- 障がい者支援関連機関
- メディア
- 保護観察所
- 鑑別所
- 少年院
- 家庭裁判所
- 要保護児童対策地域協議会
- 研修や勉強会への参加
- ケースに関する相談
- 意見交換
- 顔の見える関係の構築
- 周知啓発活動
- スーパービジョン
- 互いの機関の役割について情報交換
- 協定の締結
- 積極的な連絡

35）こども・若者や関係者等への周知活動について（Q8_1）

貴団体において行っているこども・若者や関係者等へのシェルターの周知活動について記述式で回答を求めたところ、以下の項目に類する回答があった。

- 会議や講演会での周知啓発
- 連絡経路
- 関係機関への情報共有
- ウェブサイトの整備
- 関係者会議の設置
- アウトリーチ
- SNS の活用
- 資料作成
- 場所の秘匿、特定される情報は出さない

36）「こども若者シェルター・相談支援事業」を実施する意向の有無（Q9_1）

「こども若者シェルター・相談支援事業」を実施する意向がある施設は、22 件（42.3%）であった。（図表 24）

図表 24　「こども若者シェルター・相談支援事業」を実施する意向の有無

	「こども若者シェルター・相談支援事業」を実施する意向の有無	N	%
1	実施したい	22	42.3
2	実施したいとは思わない	3	5.8
3	どちらとも言えない	27	51.9
	合計	52	100.0

37)「こども若者シェルター・相談支援事業」の運用面での課題（Q9_2）

「こども若者シェルター・相談支援事業」を実施するにあたり、運用面での困難や課題と感じることについて記述式で回答を求めたところ、以下の項目に類する回答があった。

- 人材の確保
- 関係機関との連携
- 事業実施場所の確保・整備
- 社会資源の不足
- 継続的な事業か否か
- 金銭面の課題
- 支援期間の短さ
- 事業内容
- 対象となる団体の要件
- 対象者（入所者）の要件

38)「こども若者シェルター・相談支援事業」の予算の申請・活用面での課題（Q9_3）

「こども若者シェルター・相談支援事業」の予算を申請・活用するにあたり、困難や課題と感じることについて記述式で回答を求めたところ、以下の項目に類する回答があった。

- 事業の使いやすさ、併用、組み合わせ
- 事業の要件、定義、すみ分け
- 行政側の理解、対応
- 事務負担の増加
- 金銭面の課題
- 人材不足

39)「こども若者シェルター・相談支援事業に関するガイドライン」に期待する事項（Q10_1）

「こども若者シェルター・相談支援事業に関するガイドライン」に期待することについて記述式で回答を求めたところ、以下の項目に類する回答があった。

- 定義、要件、基準（しばられすぎないということも含む）
- 他事業とのすみ分け
- 資金面の支援
- 制度の健全性
- 行政機関との連携
- 他機関との連携
- 児童相談所との連携
- 必要に応じて情報共有できるようにする
- ハラスメント防止についての記載
- シェルターの質向上のための方策
- 方向性
- スキーム、フロー、手続き
- 留意点、対処法
- 当事者の意見
- 例示、対応困難事例
- わかりやすい内容

40)「こども若者シェルター・相談支援事業に関するガイドライン」で整理するとよいと考える事項（Q10_2）

「こども若者シェルター・相談支援事業」について、ガイドラインにおいて整理するとよいと考える項目について記述式で回答を求めたところ、以下の項目に類する回答があった。

・未成年の対応	・情報の取り扱い（秘匿性について）
・アドボカシー	・支援者が共通して持つべき基礎知識
・トラウマインフォームドケア	・支援方法
・利用者が権利の主体であること	・支援者を守る方法
・シェルターの属性ごとの説明	・責任の主体
・法的アドバイザーの配置	・関係機関との連携
・スーパービジョン	・人員配置
・親権者の同意をどうとるか	・他事業とのすみ分け
・退所後の支援（アフターケア）	

第４章　ヒアリング調査

アンケート調査において尋ねた内容の詳細を聴取することを目的として、「１．自治体へのヒアリング調査」と「２．民間シェルター団体へのヒアリング調査」を実施した。ここからは、この２つの調査の結果をまとめる。

１．自治体へのヒアリング調査

こども若者シェルター・相談支援事業の活用にあたっての課題や疑問点や、「こども若者シェルター・相談支援事業に関するガイドライン」に期待すること等に関して、自治体の状況や意見を詳細に把握することを目的として、自治体へのヒアリング調査を実施した。

（１）調査対象

児童相談所設置主体である自治体の８所である。検討委員会による議論を踏まえ、先行して行ったアンケート調査の回答を参考にして抽出した。

図表 25　ヒアリング調査協力自治体の一覧

No	自治体名	調査実施日
1	A 所	2024 年 10 月 28 日
2	B 所	2024 年 11 月 1 日
3	C 所	2024 年 11 月 11 日
4	D 所	2024 年 11 月 12 日
5	E 所	2024 年 11 月 27 日
6	F 所	（書面回答）
7	G 所	2024 年 11 月 27 日
8	H 所	2024 年 12 月 18 日

（２）調査方法

オンライン会議形式にて実施した。手法は半構造化面接技法を用いた。所要時間は 60 分であった。（オンライン会議形式もしくは電話、書面）

（３）調査期間

令和６年 10 月 28 日（月）～令和６年 12 月 18 日（水）を調査期間とした。

（４）調査項目

調査項目を以下にまとめる。

図表 26　自治体へのヒアリング調査項目

１．基本事項	①ヒアリング調査協力者について、ご所属、役職・立場、現在の業務におけるこども若者シェルターとのかかわり状況
２．他の都道府県にある民間シェルターへの一時保護委託について	①他都道府県に一時保護委託をする理由 ②他都道府県にある民間シェルターに対して一時保護委託を行う際に、課題と感じたこと ③他都道府県にある民間シェルターに対して一時保護委託を行う際に、留意したり工夫したりした点
３．民間シェルターとの協定等について	①困難な状況にあるこどもや若者への支援に関連して、民間シェルターと協定を結んでいるか（結んでいる場合は、その内容） ②困難な状況にあるこどもや若者への支援に関連して、他自治体と協定を結んでいるか（結んでいる場合は、その内容） ③（協定の締結の有無にかかわらず）こどもや若者への支援に関連し、支援対象者の個人情報を民間シェルターとやり取りする際の留意点
４．令和６年度に創設された「こども若者シェルター・相談支援事業」について	①「こども若者シェルター・相談支援事業」に関して、民間シェルター運営団体から聞かれる声 ②「こども若者シェルター・相談支援事業」を実施するにあたり、運用面で困難と感じることや課題と感じること ③「こども若者シェルター・相談支援事業」の予算を申請・活用するにあたり、困難と感じることや課題と感じること
５.「こども若者シェルター・相談支援事業に関するガイドライン」について	①「こども若者シェルター・相談支援事業に関するガイドライン」に期待すること ②「こども若者シェルター・相談支援事業に関するガイドライン」で整理・明確にするとよいと考える項目、どのような項目であり、どのような点が整理されていない（明確にすべき）と感じるか

（５）調査結果

以下、ヒアリング調査結果を示す。

ヒアリング調査結果（自治体A）

■　他の都道府県にある民間シェルターへの一時保護委託について
・　当課では実績がない。児童相談所においても、他の都道府県に一時保護委託を行った実績がない。

■　民間シェルターとの協定等について
・　協定は結んでいない。

■　令和６年度に創設された「こども若者シェルター・相談支援事業」について
・　女性のシェアハウスを運営している団体から、この事業について相談があった。性別を限定して当事業を使ってよいのか判断ができなかったため、検討の俎上にあげることが難しかった。
・　対象者のこどもについて、18 歳未満の未成年者が入所するにあたっての親権者との関係性や、契約行為ができるのか否か、何か親権者とのトラブルに発展した際の訴訟等、児童福祉法における一時保護のように法的権限のある制度ではないがゆえの困難さを感じている。
・　財政負担も困難と感じる要因の１つである。
・　児童相談所と情報共有をしたところ、一時保護施設の満員状態が続いているために、一時保護委託をしなければならない状況ではあるが、シェルターの対象者となる方のニーズがどれほどあるかは把握しきれていない。この制度が受け皿になり得るかと考えると、選択肢が増えることによって、児童相談所の処遇の判断に負担が生じることを懸念している。
・　利用人数や年齢について、どの程度自治体の裁量が認められるのかは整理していただきたい。

■　「こども若者シェルター・相談支援事業に関するガイドライン」について
・　医療が必要な状態でシェルター事業を利用した場合の医療費の負担をどうするかという点は整理していただきたい。また、一時保護委託、自立援助ホームといった既存事業とのすみわけをどうすればよいかも整理していただきたい。事業を実施するにあたって、専門的な知識を持つ職員が必要であると考えているが、事業のスキームにあるように心理職、弁護士等、専門性を担保しなければならないため、事業実施側、及び事業委託側の人員体制の整理が必要であると考える。
・　宿泊支援に関しては様々なタイプに分かれる。中長期的な宿泊サービスなのか、緊急性の高い事業なのか、居場所なのか、どのような位置づけで行われるべきか整理は必要だろう。

ヒアリング調査結果（自治体 B）

■　他の都道府県にある民間シェルターへの一時保護委託について
・　当課では実績がない。児童相談所においても、他の都道府県に一時保護委託を行った実績がない。
・　市内のシェルターにヒアリングしたところ、具体的なこども若者シェルターのイメージがよくわからないと言っていた。

■　民間シェルターとの協定等について
・　協定は結んでおらず、取り交わしているものはない。

■　令和 6 年度に創設された「こども若者シェルター・相談支援事業」について
・　本市としては特段ニーズを把握している状況ではない。どういった人が対象となるのか状況としては疑問であり、ニーズがあるのだろうかと思っている。こども若者シェルターが 18 歳を超えると公的な支援をできていないという状況があるため、そういったところにはこの事業が使えるのだろう。しかし、補助金であるため、補助金にかかる事務が発生し、事務の負担をかけてまでやるものではないと受け止めている。民間団体に聞いた際、この事業を使いたいとまでは話しておられなかった。自立援助ホームでは措置費があるため、それを活用してもらうのが現実的なのではないか。措置費の加算といった対応の方が活用しやすいと思う。
・　こども若者シェルターの概念が広く、対象が明確になっていない状況だと思っている。社会的養護自立支援事業をする拠点、アフターケア事業をしており、そういった事業までシェルターに含めるのだろうかという疑問がある。こどもシェルターの年齢を広げて変えようとしているのか、はたまたどういう位置づけをしようとしているのかが見えてこないところがある。
・　20 年以上前はこども若者がたむろするといったことはあったが、現状はそういったニーズはきかないため、事業を実施するイメージが湧かない。現状の支援では対象から漏れてしまう 18 歳以上の年齢の若者をカバーする目的であれば分かるが、使いにくい事業である。

■　「こども若者シェルター・相談支援事業に関するガイドライン」について
・　こども家庭庁内でも他部署の事業と被っているところがあるのではないか。自治体からすると棲み分けをはっきりしていただけるとすっきりするだろう。
・　事業像が漠然としている。他事業との被りもあり、どういったところまでの想定をしているのかを明確にしていただけたらありがたい。

ヒアリング調査結果（自治体C）

■　他の都道府県にある民間シェルターへの一時保護委託について

・　当課では実績がない。県ではシェルターを開設したばかりであり、他県からの問い合わせもない状況である。
・　開所したシェルターはNPO法人が開設したものである。自立援助ホームの扱いで措置費等を支払っている。

■　民間シェルターとの協定等について

・　シェルターの開設にあたり、委託先として想定していたため、個人情報を安全に共有するための取扱いに関する協定を結んでいる。県の児童相談所と、それぞれ協定を結ぶ形をとっている。

■　令和６年度に創設された「こども若者シェルター・相談支援事業」について

・　（こども若者シェルターに関するニーズについて）ニーズの把握が難しく、どれくらいのシェルター事業の利用が見込めるのか、シェルター関係者等に対して視察や聞き取りをしたが、数値としては拾いにくい。こどもが集まる場所が県内にはこれといってないため、ニーズを拾うのは難しい。お金をかけてシェルターを設立するまでのニーズは把握できていないのが現状である。
・　先ほど述べた令和６年３月に開所したシェルターの開設がもう少し遅かったら、自立援助ホーム事業ではなく、こちらの事業を検討したかもしれない。
・　ニーズが拾いにくいため、予算確保の上で必要ですという説明がしにくい。また、他の自立援助ホーム事業や自立支援拠点事業といった、似た事業があるため、対象の違いや内容の違いが見えにくい。
・　高校生年齢にとっては、一時保護施設では閉鎖的な環境になるため、その環境は本人との意向が合わないこともあるだろう。その点、民間シェルターは一時保護の委託先として選択肢にはなるのではないか。また、警察から18歳を超えており一時保護できないこども・若者について相談を受けたことがあり、そういうこども・若者を対象にシェルターの場所を紹介できたらよいと思う。どちらかというと、児童相談所の立場では、シェルターとしてというよりは自立援助ホームとしての役割期待が大きいと思う。
・　児童相談所は、こどもを家とは別の場所で預かるとなった時、一時保護の権限をもって措置をする。一方、シェルターは本人の意向で行くことができる場所である。行政処分の話と自由意志で決めて利用するところの話について、考え方を整理しておいていただけるとありがたい。

ヒアリング調査結果（自治体D）

■　他の都道府県にある民間シェルターへの一時保護委託について
・　県には民間シェルターが１件あり、自立援助ホームとして届出がなされている。
・　民間シェルターは児童相談所からの一時保護委託の形で受け入れており、他の自立援助ホームでも一時保護委託を受けることはあるが、民間シェルターにおいては受け入れの形がほぼ一時保護委託である。
・　他県に一時保護委託をした実績はないが、他県からの一時保護の問い合わせがあり、先ほどの民間シェルターに受け入れをしたことがある。その場合の事務手続きとしては、自治体間や児童相談所等の現場間で協議を行うひと手間がある。
・　自治体間を跨った一時保護委託の場合、措置費の支払いは保護元となるため、その点が県内での一時保護委託との違いである。
・　他県から受け入れをすると、県内のこども・若者の受け入れが難しくなるのではないか。

■　民間シェルターとの協定等について
・　協定を結んでいる。県内の各児童相談所長と締結している形である。内容としては、民間シェルターの位置づけ（児童自立生活援助事業）、個人情報の取扱い、一時保護関係、連絡調整会議関係、相互協力することなど。

■　「こども若者シェルター・相談支援事業に関するガイドライン」について
・　シェルターのニーズをそこまで感じておらず、既存の事業で間に合っているように思う
・　現状を回すのに精いっぱいで余力がなく、新しい事業を始めることに関して、義務付けられないと腰はあがらないだろう。そもそも、既存の走っている児童自立生活拠点事業とこの事業との境がよくわからないため、この事業のニーズを把握できていない。おそらく、児童相談所等の負担を軽くすることも狙い、一時保護等になじまないこども・若者の受け皿を確保するということなのだと思うが、自立生活拠点事業との違いがわからないのが正直なところである。

■　「こども若者シェルター・相談支援事業に関するガイドライン」について
・　既存の事業とのすみ分けをはっきりさせてほしい。もう少しガイドラインで細かく示していただかないと、事業イメージが想像できない。

ヒアリング調査結果（自治体 E）

■　他の都道府県にある民間シェルターへの一時保護委託について
・　他の都道府県の民間シェルターに一時保護を委託した実績はない。
・　他県のシェルターへ委託する場合、県外のシェルターと協定がなく、受け入れ条件や対応方針が不明確であることや、こどもの移動手段や安全確保の方法が課題となる。特に未成年の場合、親権者の関与をどのように調整するかが難しい。費用負担の仕組みが明確でなく、委託が可能な法的根拠が整理されていないこともある。県外のシェルターと当県内の施設で運営方針が異なる場合、一時保護期間終了後の対応について、どのように連携を図るかが不明確である。

■　民間シェルターとの協定等について
・　協定は結んでいない。

■　令和６年度に創設された「こども若者シェルター・相談支援事業」について
・　あまり需要がないように思う。
・　シェルターが必要なこどもらがどこでどのように支援を受けているのか、把握が難しい。そもそもニーズが表に出てこないという構造的な課題があるのかもしれない。
・　一時保護委託を含む一時保護に関しては、「スマートフォンの持ち込みができないなら入りたくない」というこどもが一定数いる。これは全国的にも共通する課題であり、SNS が人間関係の維持に欠かせない世代にとっては、通信の制限が大きな心理的ハードルとなる。

■　「こども若者シェルター・相談支援事業に関するガイドライン」について
・　18 歳未満のこどもがシェルターを利用する場合、親権者の同意が必要なのか、それとも児童相談所の判断で保護が可能なのかをはっきりさせることが求められる。民間シェルターの場合、「未成年者略取ではないのか」と親権者が主張する可能性がある。その際、法的根拠が不明瞭だと対応が困難になる。
・　シェルターに入所するこどもが持つ財産や生活費の管理を誰が行うのかも、未成年者の財産管理には親権者の権利が関わるため、シェルターがどこまで関与できるのかを明確にする必要がある。
・　シェルターが「一時的な避難場所」である以上、避難後の支援方針を明確にすることも重要である。家庭復帰が適切なのか、別の支援機関へつなぐべきなのかの判断基準が不明瞭なままだと、結果的に「たらい回し」になりかねない。
・　既存の支援制度との住み分けも明確にするべきである。自立援助ホーム、里親制度、児童養護施設など、類似の支援制度が存在する中で、シェルターが果たす役割を明確にしないと、適切な支援につながらない可能性がある。

ヒアリング調査結果（自治体F）

■　他の都道府県にある民間シェルターへの一時保護委託について
・　こどもが県外のシェルター機能を有する民間団体に直接連絡し、シェルター入所となったことを受け、その団体に一時保護委託を行った事例がある。
・　児童相談所が想定する「一時保護が必要な児童」に該当しない場合でもシェルター入所となっているケースが多く、シェルター機能はあるが、児童相談所と異なり児童の電話の所持を認めている、外出が自由だったりするなど、一時保護の認識に違いがあった。

■　民間シェルターとの協定等について
・　協定は結んでいない。
・　児童相談所においてこども本人の同意が得られる範囲で情報共有をしている。

■　令和６年度に創設された「こども若者シェルター・相談支援事業」について
・　シェルター機能が備わっているため、仕方がない部分もあるが、民間シェルターから児童相談所の男性職員は来ないで欲しいとの要望があった。
・　また、民間シェルターから児童相談所に一時保護をして欲しいと強い希望があった。民間シェルターの職員が資格を有しておらず、無資格の方が支援を行っているため、体制面での不安があった。
・　対象者の範囲や数が見通せず、必要経費の積算等が困難である。また、本事業の担い手となる法人等の確保に課題がある。

■　「こども若者シェルター・相談支援事業に関するガイドライン」について
・　児童虐待等が認められる未成年に対し、一時保護によらず本制度で支援することについて法令上問題がないかどうかの根拠
・　一時保護と本事業での対象者の違いについての考え方の明示
・　本事業で支援した後の対象者への支援方策

ヒアリング調査結果（自治体G）

■　他の都道府県にある民間シェルターへの一時保護委託について
・　当県には民間シェルターはない
・　今年度は県外の民間シェルターに一時保護委託をしたのは１件である。
・　県外の場合、ケースワークとして、速やかに調査を実施できないことが難しいと感じる。遠方での一時保護の場合、本人がいないため調査がしづらい。遠方での一時保護は緊急的なもので、すみやかに現地の一時保護施設等に移す必要があると感じる。

■　民間シェルターとの協定等について
・　協定は結んでいない。

■　令和６年度に創設された「こども若者シェルター・相談支援事業」について
・　若者支援を担当する部署では、シェルターに対するニーズは把握していないとのこと。警察においても、シェルターに対して何か依頼したことはないとのことだった。
・　当県はこども・若者の自死率が高く、県内にこども・若者が集まる居場所がないため、シェルターというよりも居場所のニーズを感じている。
・　こどもに関しては、基本的には児童相談所の仕組みで解決できる話のようにも思う。また、こどもの対応と若者の対応を同じにしてもよいのか、こども・若者を同じ事業で扱うことによって対応できないこと、シェルターがあることによって支援が進まないことが増えるのではないかとの懸念もある。

■　「こども若者シェルター・相談支援事業に関するガイドライン」について
・　シェルターに入所できる入口の要件が一定程度必要なのではないか。理由を問わないことも大事なのかもしれないが、それでいいのか懸念がある。
・　出口の要件も同じである。特に若者に関しては、就労なのか生活保護による自立なのか、出口のケースワーク上のゴールが見えていないと、シェルターから出ていくことができなくなるのではないか。
・　シェルターという一時的な宿泊のできる施設というよりも、こども・若者の居場所の方がニーズはあるように感じている。現在こども・若者の居場所がないため、自死につながっている可能性があり、その地域課題の解決のためには、居場所作りに加えて、シェルターがあるといった形のイメージである。

ヒアリング調査結果（自治体 H）

■　他の都道府県にある民間シェルターへの一時保護委託について
・　他県のシェルターへの一時保護委託が年間２，３件ある。ただ、こちらから依頼したことはなく、団体が児童相談所に「こどもを保護した」と連絡があり、一時保護委託をする形である。
・　民間シェルターに関して、18 歳以下を預かるとなると難しいところがある。

■　民間シェルターとの協定等について
・　協定は結んでいない。ケースが発生すれば、その都度対応している。

■　令和６年度に創設された「こども若者シェルター・相談支援事業」について
・　国が発信した情報を見ると、実施主体が都道府県・政令市の児童相談所設置自治体となっていたが、相談した先で対応していく形を想定しているのだろうか。18 歳を超えたら生活圏は広域になってくる。そのように考えた際、県内にどれだけのニーズがあるのかわからない。
・　予算に関しても大きい額のため、自治体の負担も大きい。本当にこの事業のニーズがどこまであるのかわからない。また、生活保護や医療的な相談などは別の受け皿がある。そうなった時、この事業においてはどのようなことができるのか。
・　自分たちで相談を受けたとしても自分たちの地域で相談が完結しない。理念や課題としてはわかると思いながらも、手出しがしにくい。18 歳を超えた段階で児童福祉法のからはみ出るため、児童相談所所管で行うのは難しい印象がある。

■　「こども若者シェルター・相談支援事業に関するガイドライン」について
・　民間事業者とやりとりに困ることがあるので一定程度指針があるとよい。児童相談所が関わる根拠もほしい。
・　民間シェルターに関しても、どのような民間なのか基準がわかるとよい。中には貧困ビジネスのようなものもあり、支援の必要なこどもを預けられる場所として、安心して預けられる場所なのかどうか確認できるものがあるとよい。そういったことが裏打ちされていないと、公的なところであるからこそ、お願いするのは難しいだろう。
・　今年度から社会的養護自立支援拠点事業でケアリーバーに対する支援拠点ができた。これまで公的相談に関わってこない人にもそこで相談できる仕組みができてきている。そこで相談に来るのは、生活に困っている若者である。施設出身者や里親出身者に限らず、対象を幅広く受けられるような仕組みを作っている。こども若者シェルター相談支援事業という新たな枠組みが入るとなると、棲み分けなども難しいと思う。

２．民間シェルター団体へのヒアリング調査

こども若者シェルターの運営状況や、運営上の留意事項、効果的な支援のあり方等に関して詳細に確認する、また、こども若者シェルター・相談支援事業の活用にあたっての課題や疑問点、「こども若者シェルター・相談支援事業に関するガイドライン」に期待すること等に関しても詳細に確認することを目的として、ヒアリング調査を実施した。

（１）調査対象

民間シェルター団体ヒアリング調査の対象を選定するにあたっては、事前に行ったこども・若者支援を行う民間シェルター団体へのアンケート調査の結果を参考にした。

こども・若者支援を行う民間シェルター団体へのアンケート調査において、ヒアリング調査について「協力できる」あるいは「詳細を聞いて判断」と回答があった団体の中から、総合的に判断して候補を抽出し、検討委員会での意見を踏まえて対象を選定した。最終的なヒアリング対象は、以下に示した通りであり、計 15 団体にヒアリングを実施した。

図表 27　ヒアリング調査協力団体の一覧

No	団体名	地域	調査実施日
1	A 所	東京都	2024 年 10 月 25 日
2	B 所	愛知県	2024 年 10 月 29 日
3	C 所	愛知県	2024 年 10 月 30 日
4	D 所	東京都	2024 年 10 月 31 日
5	E 所	岡山県	2024 年 11 月 6 日
6	F 所	埼玉県	2024 年 11 月 6 日
7	G 所	愛知県	2024 年 11 月 7 日
8	H 所	広島県	2024 年 11 月 7 日
9	I 所	神奈川県	2024 年 11 月 8 日
10	J 所	大阪府	2024 年 11 月 11 日
11	K 所	東京都	2024 年 11 月 12 日
12	L 所	東京都	2024 年 11 月 12 日
13	M 所	広島県	2024 年 11 月 14 日
14	N 所	北海道	2024 年 11 月 14 日
15	O 所	茨城県	2024 年 11 月 14 日

（２）調査方法

オンライン会議形式にて実施した。手法は半構造化面接技法を用いた。所要時間は 60～90 分であった。

（３）調査期間

令和６年 10 月 25 日（金）～令和６年 11 月 14 日（木）を調査期間とした。

（４）調査項目

調査項目を以下にまとめる。

図表 28　団体へのヒアリング調査項目

１．基本事項	①(団体について)団体の主となる活動とこども・若者の受け入れをはじめたきっかけ ②(ヒアリングの受け手について)団体での立場・役割、経験年数、有する資格や専門性
２．貴団体が運営するこども若者シェルターにおける取組について	（１）未成年のこどもを受け入れる場合の入所時等の対応について ①未成年のこどもを受け入れる場合、入所時の対応 ②以下について、対応するにあたり難しいと感じたり課題と感じたりする点、留意したり工夫したりしている事項 (ア)　本人との関係 ・入所にあたっての説明事項、説明方法、タイミング、本人の利用の意思・同意の確認方法 (イ)　親権者等との関係 ・こどもが入所するにあたって、親権者等の同意を必要としているか。同意を必要としていない場合も連絡をしているか。連絡をしている場合、連絡する内容、方法、タイミング、連絡を行う主体 ・こどもが親権者等への連絡を拒む場合の対応 ・親権者等がこどものシェルター利用を拒んだ場合の対応 (ウ)　児童相談所との関係 ・入所に際して、どのような場合にどのようなタイミングで児童相談所等に通告等の連絡をしているか。 ・こどもが児童相談所への連絡を拒む場合の対応 ・児童相談所へ連絡するケースのうち一時保護委託の対応をとるもの ③入所を希望するこども・若者の背景事情。 ④入所中に、保護者等から面会・通信の要請があった場合の対応として、難しいと感じたり課題と感じたりする点、留意したり工夫したりしている事項 （２）こども・若者の居住地自治体がシェルターの所在地の自治体と異なる場合の対応 ①こども・若者の居住地自治体がシェルターの所在地の自治体と異なる場合の対応 ②こども・若者の居住地自治体がシェルターの所在地の自治体と異なる場合の対応、難しいと感じたり課題と感じたりする点、留意したり工夫したりしている事項 (ア)　居住自治体の児童相談所等の関係機関への連絡 (イ)　居住自治体が異なる場合の関係機関との連携 （３）入所するこども・若者の権利擁護、生活上のルールについて ①シェルターに入所するこども・若者の権利擁護のために実施している取組、実施する際の体制や連携先、難しいと感じたり課題と感じたりする点、留意したり工夫したりしている事項 ②シェルターに入所するこども・若者の生活上のルールについて、できる限り制限を少なくするための配慮や工夫、運用にあたって難しいと感じたり課題と感じたりする点

	（４）シェルターでの支援における工夫について ①どの支援においても共通して留意したり工夫したりしていること ②提供している各種支援 ・こども・若者のニーズ等を踏まえて実施の必要性が高い、あるいは効果的と考えられる支援 ・特に難しいと感じたり課題と感じたりする支援 ③入所期間や目的（家庭内の状況に応じた短期間の利用/自立に向けた継続的な利用等）が異なるこども・若者が入所することがある場合、難しいと感じたり課題と感じたりする点、留意したり工夫したりしている事項 ④精神疾患や障害がある場合、妊娠をしている場合など、入所者に特別な支援のニーズがある場合の対応について、難しいと感じたり課題と感じたりする点、留意したり工夫したりしている事項 ⑤入所者に医療が必要となる場合や入所者が保険証を所持していない場合の対応について、難しいと感じたり課題と感じたりする点、留意したり工夫したりしている事項 ⑥こども・若者の入所中に利用者間などでトラブルがあった場合や事前連絡なくシェルターからいなくなった場合の対応について、難しいと感じたり課題と感じたりする点、留意したり工夫したりしている事項 ⑦退所後の支援内容や支援期間についての考えや、退所後の支援を行う上で難しいと感じたり課題と感じたりする点、留意したり工夫したりしている事項 ⑧シェルター事業以外で合わせて実施している事業のうち、シェルターとともに実施することで効果が高いと考えられるものについて、実施する上で難しいと感じたり課題と感じたりする点、より効果を高めるための工夫や留意点 （５）人材確保について ①貴団体のシェルターにおいて支援を行う人材として、特に求めている人材の確保状況と、人材を確保するために留意したり工夫したりしていること （６）関係機関との連携について ①児童相談所や行政機関といった関係機関との連携において、難しいと感じたり課題と感じたりする点、連携をよりとりやすくするために留意したり工夫したりしている事項 ②貴所は、シェルター事業の運営にあたり、自治体と協定を結んでいるか（結んでいる場合は、その内容） ③（協定の締結の有無にかかわらず）シェルター事業の運営において、支援対象者の個人情報を自治体とやり取りする際の留意点 （７）こども・若者や関係者等への周知のあり方について ①こども・若者や関係者等へのシェルターに関する周知活動において、難しいと感じたり課題と感じたりする点、留意したり工夫したりしている事項

３．令和６年度に創設された「こども若者シェルター・相談支援事業」について	①「こども若者シェルター・相談支援事業」に関して、どのように受け止めているか ②「こども若者シェルター・相談支援事業」を実施するにあたり、運用面で困難と感じることや課題と感じること ③「こども若者シェルター・相談支援事業」の予算を申請・活用するにあたり、困難と感じることや課題と感じること
４.「こども若者シェルター・相談支援事業に関するガイドライン」について	①「こども若者シェルター・相談支援事業に関するガイドライン」に期待すること ②「こども若者シェルター・相談支援事業に関するガイドライン」で整理・明確にするとよいと考える項目

（５）調査結果

ヒアリング調査に協力いただいた団体について、①主な活動やこども・若者を受け入れるきっかけ、②未成年のこどもの受け入れ状況、③一時保護委託の状況の観点から以下に整理する。

図表 29　ヒアリング協力団体

団体	取組内容の特徴（①主な活動やこども・若者を受け入れるきっかけ、②未成年のこどもの受け入れ状況、③一時保護委託の状況）
団体 A	①　活動当初は DV や性暴力被害に遭った女性とこどもの支援を行う中で、こどもシェルターを運営している他団体の出先として対応することが増え、現在に至る。 ②　未成年のこどもの受け入れあり。 ③　児童相談所からの一時保護委託はなし。
団体 B	①　活動当初は１人で活動を開始し、法人を立ち上げてからは徐々に活動が大きくなった。組織的な活動としてシェルターを始めたと定義できるようなものとしては、自傷行為が激しい子を受け入れたのが最初。 ②　未成年のこどもは基本的には受け入れなし。
団体 C	①　活動の主軸は非行少年少女と直接関わり、再度非行を行わないようにサポートすること。 ②　未成年のこどもの受け入れあり（基本的には義務教育中のこどもは受け入れなし）。 ③　児童相談所からの一時保護委託あり。
団体 D	①　行政につながりきらない状況のこども達、一時保護施設に入れないようなこども達の声を多く聞く中で、民間シェルターを開始。 ②　未成年のこどもの受け入れあり。 ③　児童相談所からの一時保護委託あり。
団体 E	①　母親の就労支援から家庭全体を支援する必要性を感じ、緊急的な窓口としてシェルターを開始。母親からの相談の流れでこどもが入所したり、手に職を付けたい若者が入所したりする。 ②　未成年のこどもの受け入れあり。 ③　児童相談所からの一時保護委託なし。
団体 F	①　本体業は自立援助ホームであり、シェルター機能も備えている。児童養護施設から来るこども達のうち高校を辞めてしまうと居場所を失う方がいたため、居場所が必要だと考えてシェルターを開始。 ②　未成年のこどもの受け入れあり（利用者のほとんどが未成年）。 ③　児童相談所からの一時保護委託あり。

団体	取組内容の特徴（①主な活動やこども・若者を受け入れるきっかけ、②未成年のこどもの受け入れ状況、③一時保護委託の状況）
団体 G	① 基本は障害者福祉分野の活動を行っていたが、逮捕され起訴猶予や不起訴処分となったものの、社会での生活の中で生きづらさを抱えた方々へ支援を行う入口支援も開始。居住支援法人を立ち上げ、福祉総合スペースを設置。 ② 未成年のこどもの受け入れあり。 ③ 児童相談所からの一時保護委託あり。
団体 H	① こども・若者への支援をしようと思い、自立援助ホームを主たる事業として実施。シェルター機能も兼ね備えている。 ② 未成年のこどもの受け入れあり。 ③ 児童相談所からの一時保護委託あり。
団体 I	① 団体の活動はシェルター運営事業、自立援助ホームの運営事業、電話相談事業の３つ。シェルターを始めたら電話が来るようになったため電話相談を開始し、シェルターにこどもが入りはじめると出先がなく困ったため、自立援助ホームも始めたという経緯。 ② 未成年のこどもの受け入れあり。 ③ 児童相談所からの一時保護委託あり。
団体 J	① 最初にこどもの遊び場所に関する活動から始まり、DV から逃げてきている、親がどこかに行ってしまったなどの場合に緊急一時宿泊所としてシェルター的に住む場所を提供したのが始まり。 ② 未成年のこどもの受け入れあり。 ③ 児童相談所からの一時保護委託なし。
団体 K	① 居場所、仕事のサポート、住まい（居住支援）の３つの事業を主に実施。代表がこどもの貧困に関する活動が必要だと肌で感じて事業が立ち上がった経緯あり。 ② 未成年のこどもの受け入れは例外的にあり。 ③ 児童相談所からの一時保護委託なし。
団体 L	① 成人女性の支援から活動が始まり、風俗・売春・水商売・パパ活といった性産業に従事している方への支援を実施。 ② 未成年のこどもは基本的には受け入れなし。
団体 M	① 若者支援が主軸。若者の就労支援、社会的養護を出たこどものアフターケア事業、地域若者サポートステーションの事業等を実施。シェアハウスの形で若者の居住受け入れをはじめ、その後自立援助ホームとして事業を開始。 ② 未成年のこどもの受け入れなし。
団体 N	① 女性の人権ネットワークという形で事務所を開設。設立当初から様々な暴力被害を受けた女性やこどもが殺到し、以来、女性やこどもへの暴力の根絶を目指し活動してきた。市で起こった虐待死亡事案をきっかけに若年女性向けのシェルターを開設。 ② 未成年のこどもの受け入れあり。 ③ 児童相談所からの一時保護委託あり。
団体 O	① 県域の NPO の中間支援組織であり、県内に NPO 法人を設立・運営したいという方向けの相談支援を実施。居場所としてのコミュニティレストランの運営、災害再生や生活困窮者等支援、外国籍の方の学習や日本語の授業も開始。 ② 未成年のこどもの受け入れあり（外国籍のこども）。 ③ 児童相談所からの一時保護委託あり。

以下、団体ごとに詳細のヒアリング調査結果を示す。

ヒアリング調査結果（団体A）

■ 基本事項

・ DVや性暴力被害に遭った女性とこどもの支援を2000年より開始。シェルターを作ったのは2003年であり、それまでは支援者から提供された家やマンション、教会等で支援を行っていた。
・ こども若者を受け入れたきっかけは、行政を通じた紹介で、こどもシェルターを運営している他団体の出先として対応することが増えたことによる。
・ LINE相談を始めたことにより、LINE経由で、親から虐待を受けているといったこどもの相談がある。誘拐にもなりかねないので、弁護士のいる他団体に連絡を取って、親に話してもらう等で連携しながら動いている。

■ 運営するこども若者シェルターにおける取組について

・ 未成年のこどもについて相談があった場合、直接シェルターの場所は教えず、外（喫茶店等）で会って安全かどうかを判断する。本人と話せる場合は本人の考えを聞かせていただき、返したら危険な場合や虐待の場所に戻るしかない場合等はシェルターに入るかどうかを判断することになる。
・ まずは本人の口から話を聞かせてもらうようにし、その後、団体やシェルターの説明をして、本人の同意を得られれば、付き添いがいてもその人とは別れていただき、シェルターまで連れていく。相談者が未成年の場合は弁護士とつなげて、誘拐にならないようにする（親がこれまでに当団体とかかわりがあった場合は、すぐには弁護士に確認しないこともある）。なお、相談時は知り合いから電話をかけてくる場合はよくあるが、必ず本人から連絡いただくように調整している。
・ こども側がSOSを投げてくる場合もある。その場合は、まず一泊させてその後に児童相談所につなげることもあり、ケースバイケースである。シェルターに来る前に1年ほど相談して気持ちを整えてからくる人もいれば、家を出てきたという形で危機介入の場合もある。
・ 説明のためのリーフレットを用意している。場所の写真、部屋の写真は載せていない。このようなルールであるが大丈夫か、といった点を説明するものである。
・ 入所時に、入所することと施設の使い方に関する同意を書面でとっている。同意したことが守られないことはたまにある。例えば、施設内は飲酒禁止であるが、飲んで騒いでしまい、同居人や近隣に迷惑をかける場合がある。ただし、それが1回あったからといって即出てもらうということはなく、話をする。それが続いた場合は、次の行先を探そう、ここにはいられない、と伝え、次の行先まで伝えた上で出てもらう場合がある。行き先としては、精神疾患の症状が重く出ている場合も多いため、更生施設、入院ができる医療機関等をお勧めすることが多い。そこも同意がなければ入れない。嫌と言う方は
・ 未成年のこどもが入所する際、基本的には親権者に団体から連絡をすることはないが、児童相談所から、親権者に連絡してもらうケースはある。例えば、18歳未満のこどもであり、一人で逃げてきた場合に、以前に児童相談所とつながっていたケースは、こちらから児童相談所に連絡して保護していると伝えている。例えば、家庭内にDVがあり、妻は家から出ないのでこどもだけが出てくる場合があるが、それは児童相談所が関わっているケースが多い。
・ 児童相談所から一時保護委託で受けることはなく、そのようなケースの場合は協力関係にある他団体と連携してその施設に入っていただく。
・ 入所を希望するこどもや若者の背景事情としては、デートDVのケースや、ネットで知り合うケースがある。ネットで知り合った男性を信じて地方から出てくる人も多い。東京に出てきてしまい、DVを受け、どうしようと相談している方もいる。
・ 地方から出てくる場合は生きづらさを抱えている場合も多く、親との関係が悪いた

め、ネットでだまされて出てきてしまうというパターンが多い。

- そのような場合に、スマートフォンを取り上げたらシェルターには来ない。GPS がついているか等、安全かどうかの確認はする。安全ではないと思ったら切っていただき、こちらから安全なスマートフォンをお渡しする。安全ではないというのは、連絡しませんと言っても明らかに取りそうな場合。例えば、親の名義の携帯であれば追跡アプリなどで場所を探されるため、電源を切り弁護士に預けてもらい、団体からお貸しすることが多い。
- こども・若者の居住地自治体がシェルターの所在地の自治体と異なる場合、シェルターが所在する地域の行政に相談をして、18 歳以上であれば支援措置をとってもらう。DV の避難経路と同じである。18 歳以下の場合は、協力関係にある他団体や児童相談所に対応していただく。
- 近年は行政において若年層の対応をしていただけるので、行政手続きは困難でない。行政につながり、例えば DV 支援の枠組みの中で、住民票を家に置いたままアパートを見つけることができる。成人年齢が 18 歳に下がったことでやりやすくなった。
- 権利擁護、権利意識については、スタッフ全員が基本的なことを 48 時間かけて学ぶようにしている。本人の意思を尊重しながらやっていこうと思っている。
- こども・若者たちにおいて、知識がなく、自尊心が失われているという課題があるため、カウンセリングや心理教育のプログラムを設けている。例えば、入退院を繰り返しながらエンパワメントのプログラムに通って学ぼうとしている人もいるが、そこまで到達する人は少ない。生活保護を受けながら就労支援につながる人もいるが少ない。多くの場合は、ある程度、状況・状態がよくなったらシェルターを出て行ってしまう。これまでそのように育てられていないため、自分は大事な人であるといったことに気づけるには時間がかかる。
- シェルターにおける支援としては、本人に寄り添いながら、こちらからは見捨てることは決してない。本人に合わせ、よいと思うことはすべて試す。何度も同行支援をしており、特に初めは一緒に動いて信頼関係を構築するようにしている。SOS を出せない人が多いため、SOS を出せるようになるまでは物理的にも寄り添っている。
- シェルター退所後にも支援を行っているため、ずっと支援は途切れない。例えば、今の時期はクリスマスプレゼントを贈るといった形で、つながりを確認しながら支援を続けている。
- 社会の偏見が大きな障害である。日本社会ははじき出す社会である。コミュニティで受け入れ体制がない。
- 多国籍で言葉が通じない場合が困る。どうしてもの場合は通訳を探すが、話せる人の少ない言語の場合は困る。また、団体の人手不足も課題である。
- 支援においては、同行支援も行っており行政機関にも一緒に行く。対象者の横にいて寄り添える人材が少ない。支援対象者が若い人であるため、例えば、インターン生として参画している方でセンスのある人で寄り添える方はいる。そういう人が給料をもらいながら勤めてほしいが、払えないのでボランティア等として関わってもらっている。一般社会と同じくらいのお給料を出したい。
- 周知しても受け皿がないため、今の許容範囲で行っている。思春期 LINE 相談から相談に入ってもらう形である。中にはウェブサイトを見て、地方から相談が入るケースもある。団体としては行政において周知されているため、行政からの連絡に対応する。
- 入所先の施設については、電話でこのような場所であると説明することが多い。その際、スマートフォンは（逃げてくる）相手に知られることがなければ持ってきても良いことを伝えている。

■　令和６年度に創設された「こども若者シェルター・相談支援事業」について

・　若年層の受け入れは必要に迫られて行ってきた。このような形で政府が呼びかけていることは大きなことだと思う。日本のこどもは結構病んでいる。これを健全にしなければ将来が大変である。

・　行政手続きは煩雑であり支援していただけると助かる。税金を使うので申請等をしっかり行う必要があることはわかるが、信頼していただきたい。現場の活動で疲弊している中、申請するためにもう一人雇うのは大変である。

・　モノにはお金がでるが、ヒトには出せない場合が多い。今も半分手弁当で運営している現状がある。今の時代は相談員や支援者が育たない。支援者が枯渇してしまう。これから団体でも若い人が入ってくるとは思うが、もっと若い人にもやってもらわなければいけない。韓国や台湾では支援者が皆若いが、日本は年を取って辞めざるをえない状況がある。そのような点も包括的にみていただきたい。

■　「こども若者シェルター・相談支援事業に関するガイドライン」について

・　DV 支援においては、ニーズはあるのに公的シェルターの入居者が少ないという問題がある。理由はルールが厳格すぎるからである。あれでは（シェルターを）使いたくても使えないだろう。今までの国が決めたシェルターでは本当のニーズから離れており、命令等に傷つけられてきた者の視点ではなく、上から教育するような形になっている。自分達の団体がルールをつくらないのはそこであり、こども・若者は命令や支配に傷ついているから命令はしたくない。一緒に考えながら自尊心を育て、当事者中心主義の形で、安心して癒すことができるシェルターであるということが伝わるようなガイドラインにしていただきたい。

・　この団体であれば信用できるといった基準を設け、それを満たした団体であれば任せることが出来るという形にしていただきたい。公務員の立場では一人ひとりのこどもに寄り添う支援は現実的には難しいと思う。そこは民間に任せていただき、一時保護委託のような形で、18 歳未満を預かっても誘拐だと言われないようなものを作っていただきたい。
　こども同士で、「ここなら安全だ」と話し合えるようなシェルターを作るためのガイドラインになるよう期待している。このシェルターは問題があるといったことは、SNS 上ですぐ情報が回る。

ヒアリング調査結果（団体 B）

■ 基本事項

・ 活動当初は個人的な動機をきっかけに自分１人で活動を始めた背景があり、住居の問題に特段関心があったわけではなかった。法人を立ち上げてからは徐々に活動が大きくなり、スタッフの同性に限り、事務所に受け入れをする想定でいた。組織的な活動としてシェルターを始めたと定義できるようなものとしては、自傷行為が激しい子を受け入れたのが最初である。当時のインターン、スタッフ、ボランティア等と相談し、受け入れを決めた。
・ 行政からの依頼をきっかけに受け入れを行ったのは 2015 年 1 月。アフターケアを実施している施設からの依頼だった。当時、その地区においては自立援助ホームの数が限られており、15 歳以上で宿泊必要な子がいた場合、弁護士等を介した手続きを踏まえないと宿泊できる居場所を提供できない状況であった。しかし、こどもや若者はそういった施設に行きたがらず、最初の受け入れ時も個人的な形で頼まれた。このように、シェルターという名目で支援を実施しているというよりも、その都度こども・若者を受け入れられるかどうか常にメンバーと検討し、支援してきたことの延長である。
・ 要保護というよりあくまで要支援段階であり、本人のニーズによって自由に利用できるような体制にしている。
・ メンバーが全員ボランティアスタッフのため、時間を拘束して常駐させることはできない。泊まることができるメンバーがいる時は泊まっていくことができるといった形である。大々的に受け入れているのではなく、本人やメンバーと相談しながら宿泊の受け入れをしてきた。
・ 社会的養護のアフターケアを専門とする職能団体のネットワークに加盟したため、シェルターの稼働率があがっている。医療が必要な入所者も増えてきている。

■ 運営するこども若者シェルターにおける取組について

・ 未成年者は基本的には受け入れていない。先述のネットワークに加盟したことで、18 歳以上で困っているこどもに関して相談が入ることが多い。
・ １件、未成年からの相談があったが、児童相談所に連絡して対応いただいた。本人の話を聞きつつ、警察か児童相談所かどちらに連絡するかという形を取っている。
・ 他地域から来るこどもが多く、市内のこどもは少ない。決め事は多くなく、急に依頼が来るのは他機関が絡んでいる場合が多い。民間団体は情報が多いため、ともに対応を考える。長時間事務所にいると誘拐罪になるため、児童相談所に連絡を入れると本人には伝える。その上で、まずは事務所所在地にある児童相談所や警察に連絡をする。そこからは、児童相談所等が、居住地の関係機関に連絡をすることになるので手離れてしまう。
・ 関係機関とは、もっと仲間意識をもって一緒にやれるとよいなと思うことはたくさんある。例えば、自分達はこども・若者本人の気持ちを聞くといったアドボケイターを担う役割を持っているため、当所の出した意見書が有効になるといったような制度があるとよい。もともといた居住地にいるのが危険であるからここに来たこどもに対し、その気持ちが代弁できればと思っている。行政につないで以降のことはわからないことが多いため残念である。児童相談所と民間団体の協力体制がないので、要対協のみではなく、もっと開かれた協力の場があってもよいと感じる。
・ 医療が必要である場合は団体で対応できることが少ない。精神疾患の症状が出て急にいなくなる等があった場合、団体では管理しきれず期待に沿えない。施設も古く、長期間過ごすのは望ましくない。
・ 本人の意思が不透明である場合が多い。全てが揃っていて当たり前という認識で来る

場合もあり、この場所がそうではないということに気が付いてアレルギー反応になることもある。

・ 時間をかけて関係を構築した上で、本人の意思を確認するようにしている。路上で出会って交流し、色々な人が交流してこの場所にいるということがはっきりしているのでトラブルが少ない。確認方法としては、1回は自身が事務所に行って、火の取扱いルールや募金について説明する。その際、当団体の活動の成り立ちも説明している
・ 他機関からの紹介で来るこどもについては、他のメンバーとの信頼関係や情報がない。書類が多くなるため、見る人にとっては大変であると思う。説明がなるべく少なくできるように考えている。説明するより、活動してもらった方が早いと感じているため、新たな受入れをする場合は、当団体が活動している土曜日になるようになるべくお願いしている。
・ 当団体のメンバーに対して伝えているルールとして、できないことはしないようにと話すようにしている。自分が費用等を負担してまで何かをしてあげようとするメンバーもおり、その行為がずっと続けられるのかメンバーに確認し、負担になるようであればしないよう伝えている。
・ 入所者が保険証を持っていない場合は少ない。また、中には性被害にあったことから緊急避妊薬を使用したいというケースがあったが、無料で診察してもらえる制度を利用した。中には生活保護を受給しており医療扶助を受けているケースもある。
・ 対応が難しいと感じたケースとして、精神疾患の症状が出ているケースがあった。結果的によりよい条件の所に移ったケースであった。ショックは受けるが、本人の揺らぎを受け止めるしかないといったことを考えている。本人は支援という枠で考えていないので、支援機関を渡り歩くというのはよくあると思われる。
・ 対人援助の知識があり、当団体にコミットしてくれる方で、一定の距離を保てる方は多くない。就職して当団体を卒業する方も多い。中心的なメンバーが卒業することは痛手ではあるが、全体を見ると団体に相談に来る子は増えていく一方であるため、できる人が行うという意味では変わらない。なお、40代男性といった比較的高い年齢層の方も当団体のメンバーとして受け入れている。
・ 所在する市とは毎年アウトリーチの連携を組んでおり、良好な関係が結ばれている。ただし、児童相談所とは連携ができていない。また、所在する県からは補助金の申請をすすめられることがあり、準備はしている。また、県とは若者支援の研修会も協力しており、できる範囲で連携しようと思っている。
・ 情報共有については、他機関から依頼を受けた際は、いただく情報を信用し、本人の情報もそのまま信用する。かみ合わないこともあるが、何が本当かわからないと思いながら関わっている。本人と積極的に関わるキーパーソンがメンバーの中から出てきた際は情報共有する。
・ 団体について周知するまでの体力がない。メンバーがSNSで報告するので十分であると思われる。消費している、スティグマを強化しているような気がして罪悪感があり、最近はマスコミに打つこともなくなった。社会的意義があってやっているのか、PRの材料としているのか、そのあたりの線引きもあいまいな気がする。嫌な思いをする子がいるのではないかと思った時に投稿をやめようと思い、当たり障りのない投稿しかやらないようになった。SNSは週１、２回程度、やれる人がやる。SNSからつながる子もいる。

■ 令和６年度に創設された「こども若者シェルター・相談支援事業」について

・ 制度化することで一歩進んだと思われる。国全体で見たときに、強化できる良いことである。使い勝手は別の話である。
・ 制度化して何が解決するというよりは、一律の基準で行っているということが支援者共通のキーワードになり、様々な人が認識できるようになる。また、税金が使われる

ことが重要である。自身は手弁当で集めたお金であるが、税金を使うと社会的な意味が出てくる。県の助成金であれば他地域からのニーズも受け入れようと思うかもしれない。自身のできる範囲でしか行わない、と言えるのは自身でお金を集めているからである。お金が十分にあると、拘束できるからやらなくてはいけなくなる。金額が少ないと難しい。

■ 「こども若者シェルター・相談支援事業に関するガイドライン」について

・ こども若者の声を聴くということが一番重視されるのであれば、あとは幅を持たせられるとよい。少ない人件費で対応するには管理しきれず、柔軟なルールにしていただけると嬉しい。色々なシェルターがあった方がいい。
・ シェルターと言っても、一時宿泊施設、寝泊まりする場所、居場所等がある。若者の生活の形態はそれぞれあるため、夜間の出入が禁止されると苦痛と感じる者もいると思う。
・ すべてのシェルターを男女で分けてしまうのもどうかと思う。こども若者視点でつくっていただければよい。そこから必要な予算を考えていただけるとベストである。細かく埋めると締まってしまう。
・ 利用者にシェルターの目的を理解いただければ、スマートフォンの使い方はある程度気を付けてくれると思う。禁ずるというよりは、使い方について一緒に相談しましょう、なぜなら安心安全を守る場所であるためであり、SNS で居場所を記載すると暴力をふるう人が来てしまうので、本人や支援者の安全を考えていただきたい、といったお願いのような言い方がよいのではないだろうか。なぜそのルールがあるかは優しく教えてあげるとよいと思う。
・ 例えば、「犯罪に巻き込まれる恐れがあるため制限する」、「保護者との連絡の可能性があるため制限する」といった書きぶりであると、こども・若者のことを信頼していないと思われてしまう。こども・若者と一緒に話すことが重要だと思う。なるべく一緒に考えて、こども・若者は守ってくれるという前提で書くしかないと思われる。

ヒアリング調査結果（団体C）

■ 基本的事項

・ 活動の主軸は非行少年少女と直接関わり、再度非行を行わないようにサポートすることである。様々な事情により親と住めないこどもに対して、法務省の制度の自立準備ホーム、児童相談所の一時保護委託等を利用し、あるいは制度を利用せずにアフターホームということで本人より実費の家賃のみをいただき住んでいただく。また、少年院や刑務所から親元に帰った少年に対するサポートも行っており、住む場所だけのサポートということではない。さらに、保護者のサポートも行う。
・ NPO 設立が 2014 年であったが、最初は鑑別所や少年院から親元に帰ったこどものサポートを行っていたところ、帰る家がないこどもの相談を受けることがあったため、保護観察所より自立援助ホームをしたらどうかとアドバイスをいただいたことがきっかけである。2015 年 12 月より保護観察所に自立援助ホームの登録を行い、住まいのサポートを行っている。
・ その他に、障害がある人のグループホームも運営している。

■ 運営するこども若者シェルターにおける取組について

・ 基本的には義務教育中のこどもは受けていない。最年少は高校生で、最高年は 30-40 代までおり、男女問わず受け入れている。戸籍上の性別と性自認が異なる場合も受け入れている。相談元は、家族、本人、弁護士等である。事情を聴いて、委託元が保護観察所か児童相談所なので、状況を整理し、委託元と事前調整を行い、本人と会い、ホームの生活スタイルを説明する。これをすると生活を継続するのが難しいという最低限のルールが 10 ほどあるので説明する。あとは、住める期間、アレルギー、病気、趣味、仕事、学校、今後の生活の方向性や希望を聞き、頑張ってみたいと言ってもらえれば入居につながる。
・ 説明は鑑別所の面会室、少年院の面接室、児童相談所なら一時保護施設で行っている。
・ 説明時にはアパートの部屋の写真やルールの紙を見てもらう。児童相談所なら職員と見学に来る。鑑別所からは見学に来ない。少年院はケースバイケースで見学に来られる場合もある。刑務所の場合、見学は難しい。
・ ホームページ等からの個別相談があった場合は、18 歳未満であれば児童相談所に相談できるもしくは保護観察所の制度が使えると考える。刑務所や少年院から社会に帰って半年以上経ち、保護観察も終わり 18 歳を超えている相談の場合は、障害がある人のグループホームでも対応できなかった場合、アパートにシェルター的に入れることもある。自分たちで受け入れが難しい場合は他の団体にも相談していく。同行支援も行うことがある。同行支援に関しては、入居していなくてもサポートしている。
・ 名前と日付をサインいただき、コピーを取り、本人、委託元、団体で所持するようにしている。
・ ルールが守られない場合について、実際に守れないこどもは結構いるが、色々なところを探して行き場がない人が来ているので、守れないから出て行ってほしいとは言わない。話し合い、委託元のケースワーカーに面接してもらったり、場合によっては医療機関へ同行支援をしたりするなどしている。それでもルールを守らないという場合でも、今まで出したことはない。目をつぶれるところなら目をつぶりながら次の居場所を考える。ただし、流石に逮捕になることをやると退去することになるため、未然に再犯に近づいてしまうことのないようにという意味でルールを並べてはいる。
・ 場所の秘匿については、住所を伝えてはいけないというルールはない。同棲や同居はだめだが、20:00-22:00 頃、深夜帯までには帰らせるように伝えている。
・ 基本的には児童相談所から一時保護委託の相談が入る。残りについては、弁護士から

連絡が来たときに、未成年であるため、こちらから児童相談所に相談して一時保護委託としてくださいとしている。これは入居前に、本人の同意を得て連絡をして調整し、結果的に入居日から委託が付くようにしている。

- 児童相談所へ連絡することについて、嫌がるこどもは今までは見たことがない。
- ホームに住むということは、家族と住めない場合が多い。また、家族とは円満であり、虐待もなくても、地域の不良仲間や非行仲間が多すぎて、環境を変えるために入居する人もいる。本人が少年院や自立援助ホームから出て、住み込みの就労体験を行うが、それを辞めると住む場所がなくなるため、そういう方からの相談もある。
- 入所中に、保護者等から面会・通信の要請があった場合の対応はケースバイケースである。本人とも事前に相談する。また、委託元とも事前に家族の対応について、窓口をどちらにするか決めて整理する。事情があって一緒に住めないが親子関係はよく、再構築した方がよい場合は親権者等に来ていただくなど、本人と関係機関で事前調整したことに基づいて行っている。なお、窓口については、親権停止や虐待のケースであれば、団体は表に出ず、児童相談所が対応する。これもケースバイケースだが、虐待で危ないときは住民票をこちらに移動して、支援措置の書類を用意いただき、住民票が家族でも閲覧できないようにし、１年に１回切れてしまうため適宜更新している。
- 他県に住んでいる保護観察中のこどもがこちらに引っ越す場合、まずは本人の担当保護司や保護観察官より転居届を出していただき、お互いの自治体の保護観察所間で協議いただいてから移動いただく。児童相談所からの委託で他県から来たケースはない。保護観察所のサポートは行う。両方の保護観察所と話す、引っ越し時の住民票の転出証明書の郵送のやり取り等を調整することがある。やり取りで少し手間がかかるかもしれない。手続き的には問題ないが、生まれ育った県以外に住んだことがないという人もいるため、声掛けを行い、不安を少しでも和らげられるようにしている。
- 少年院から出るこどもは、親元に帰るケースは７～８割であるが、２～３割は親元以外のところに帰っている。本人のせいではないことが理由であることが多いため、そのせいで親元に帰れないがために、親元に帰ったこどもにはないであろうルールがたくさん課されているのはフェアではないと思っている。また、ホームでずっと生活していくわけではなく、いずれ出て生活することを考えると、社会で家族と住んでいる、一人暮らしをする、という生活になるべく近づけられるようなルールにしたいという思いがある。
- ただし、ルールがないと再犯につながることも心配であるため、例えば退所しなければいけない時に貯金ができているように通帳とキャッシュカードは預からせてもらっている。ただし、お金の使い方は勝手に決めず、本人と一緒に決めている。こどもはこれからの人生が長いため、ここを出た後に、団体と気軽に連絡を取り合える関係を作るための時間も大事な考え方の一つである。そのため、ルールで縛らず、破ったからといって退所させるわけではなく、退所後に自然な付き合いができるようにしたいと考えている。
- 児童相談所から来ているこどもの多くは、月に１回、本人の部屋で、本人、弁護士、児童相談所職員、保護観察所職員があつまり皆で話し合う。誰にでも情報を伝えるわけではないが、同意を得ながら皆で関わっていくようにしている。また、当団体のスタッフは毎日こどもの部屋を訪問しているため部屋の変化に気が付くことができるが、他の関係機関にも目で見た感じを知ってもらうのがよいと思っている。本人の部屋に色々な人が集まり、これから頑張りたいことや、困っていることを話した方が、様々な人が知れてよいと思う。１か月に１回にしか来ない人だからこそ気づくこともある。
- スタッフは全員有償ボランティアである。スタッフになる際に必ず契約書にサインいただいている。契約書は、例えば、スタッフ側は未成年とはお酒を飲まない、スタッ

フは異性のこどもと面接する際は玄関から中に入らない、カラオケボックス等の密室では異性と２人きりにならない等、何度も話し合いながら弁護士に文書にまとめていただいたものである。スタッフの役割分担については、非行少年の対応や親の会の担当など、かなり分担している。ハラスメント研修も受けていただく。

・ 刑事施設の中に入っているこどもと関わることが多いため、引き受ける前に面会を重ねる。また、一緒にご飯を食べることはかなり大切にしている。さらに、車の移動中においても話をしたりする。会話はそこまでなくてもよく、同じ空間にいながら、少しずつ距離が近づくことが大切である。

・ 障害がある人のグループホームを作った。一人暮らしをする場合、手帳を持っている人や手帳は持っていないが発達障害の特性のある人は仕事が続かないし、部屋が汚れてしまう。その面の福祉・医療的な支援が必要であるため、本人と話し合いながら障害福祉サービスに移行するこどももいる。本人と話してクリニックに通うこともある。自傷行為をするこどもも中にはいる。

・ グループホームでは障害福祉サービスを行うので、職員の人員配置基準があり、大人の関わる時間が比較的多い。ホームは、一人暮らしの練習をするこどもには向いているものの、全てのこどもに向いている形ではないと思っている。ホームでは、毎日朝に起こしにいけるわけではなく、職員が夜泊まるわけでもない。

・ 妊娠中の入居はないが、入居後に妊娠して出産や中絶をしたこどもはいる。例えば、出産するとなった際、こどもを育てていけるのか児童相談所と相談し、生まれた日から母子が別々になりこどもは児童相談所が関わったというケースもある。本人がどうしても育てたいとなったら、生まれてから母子生活支援施設に移動いただいたケースもある。

・ 児童相談所からの委託ケースは医療券を出してもらえるので心配はないが、保護観察所から来る人はそれがないため、働いたお金で３割を負担いただいている。お金がない場合は当団体で立て替える場合もある。障害があり、就労継続支援 B 型事業所に通っていた場合には、生活保護の申請を行い、医療補助のみ早急に出していただいたこともある。

・ 入所期限は決めていない。退所後に結婚式に誘ってくれることもある。金銭トラブルがあり一緒に弁護士に相談に行ったこともある。期限は定められないこともある。

・ 当団体が運営している就労継続支援 B 型事業所を利用する場合にはホームから通ってもらう。また、相談支援事業を行っているため、計画を作ったり、就労支援の場合には保護観察所の支援を使わせてもらったりしている。その他にも、利用できる弁護士制度がある。少年審判後も関わっていた弁護士が寄り添っていただく際、一定の費用を弁護士会が払うというもので、当団体が関わる前からサポートしてくれていた弁護士に関わってもらうことはある。

・ 人材確保に関しては、非行少年に対して、自分が助けてやる、更生させてやるという態度であると団体の考えとは合わない。本人は様々な背景があるため、根性論に基づいたやり方も合わない。誰でもウェルカムではなく、説明させていただき、何度か会議に出たり同行したりしていただき、契約書類も読んでもらった上で、それでもやりたいとなった際、スタッフ契約を行うようにしている。

・ 周知に関しては、取材依頼が来るが、テレビは本人の負担が多いため、慎重に対応している。新聞はなるべく受けている。SNS を行っており、個人情報には気を付けながら行い、講演依頼がある際は行っている。研究者によるインタビューもなるべく受ける。他団体からの見学もなるべく受けている。

■ 令和６年度に創設された「こども若者シェルター・相談支援事業」について

・ 10 代で関わるようになると、やがて 20 代、30 代となる。大変な思いをして、家がなくなることもある。児童相談所や保護観察所の制度も使えないので、かなり期待でき

る。
・ 入居時の関係者調整について、児童相談所や保護観察所と調整するが、保護観察所はかなり時間がかかる。相談支援事業におけるシェルターは、今日や明日から家がないというこどもに対しての入居のプロセスが早いのではという期待をしている。
・ 民間団体側に課せられる基準がわからない。
・ こどもたちが守らなければいけないルールがある際、ルールの考え方が合わないため、どこまで定められるのか気になっている。

■ 「こども若者シェルター・相談支援事業に関するガイドライン」について
・ 当事者で経験したこどもが複数メンバーに入っていただき、声が入っていてほしい。LGBTQ の配慮は絶対に必要である。集団で支援すると男女でわかれると思うが、トランスジェンダーのこどもでもストレスのないシェルターでなければいけない。また、集団が苦手で、しんどいこどもはいる。シェルターについて示す場合には、様々な特性のこどもがいるため、柔軟な形となるとよい。

ヒアリング調査結果（団体 D）

■ 基本的事項

・ 主となる活動としては、行政につながりきらない状況のこども達、一時保護施設に入れないようなこども達の声を多く聞いてきた。自分達でもできることとして、民間シェルターを始めた。設立当初からシェルターはあるが、何度か場所を変え、今の場所は 2017 年より設置している。
・ 団体の活動としては、メンバーが街頭のこどもたちへアウトリーチを行い、雑誌を作るところから始まった。彼女たちの背中を押す役割として NPO を設立した。設立当初より、話を聞いてつなげるだけではなく居場所が必要だと考えていた。

■ 運営するこども若者シェルターにおける取組について

・ 未成年のこどもは積極的に受け入れているわけではないが、未成年も街を徘徊しており危険な状況になることが多い。例えば夜のパトロールアウトリーチにて未成年を見つけて、彼女たちが帰れない、帰りたくないとなっている際は、やむを得ず、すぐに弁護士に連絡を行う、児童相談所に次の日つなげる、といった対応を必ず行った上で、シェルターに一泊させるというケースもある。中には、高校生であり、親にも許可を取った上で児童相談所相談所に連絡を入れ、一時保護委託という形でシェルターに入居し、そのまま高校卒業まで通ったこどももいた。
・ きっかけは、電話相談、SNS 相談、街頭でのパトロールでの相談が多い。やり取りをして、実際に会ってお話を伺い、事情をこちらが理解して帰れない・帰せないと判断した場合に保護する。また、街頭のパトロール時に声をかけてお話を聞くうちに、家出中である、親との関係が悪く帰れない等のこどもに対して、まずは安全な場所であるシェルターに連れていき、そこでゆっくりお話しを伺いながら今後の話を聞くという出会い方が多い。
・ 未成年と最初に会った時点で、児童相談所相談所にすぐ連絡するということではなく、まずは彼女たちの状況を聞くことを優先している。同意がなければ連れていけず、無理やり連れていくこともない。本人を説得し、行きたいと言ってくれたこどもをシェルターで休ませる流れとなっている。
・ 同意に際してサインはもらわないが、目の前でお話を伺う際には相談票を使用しており、その相談票に記録させていただくと一言伝え、そこにご自身の名前を書いていただいている。
・ 親権者等との連絡はケースバイケースであり、連絡する場合もある。家庭内暴力がある場合でも連絡するときはあるが、トラブルになるときもある。未成年は間に児童相談所が入ることが多いので、児童相談所から親御さんに連絡を取っていただくことはある。シェルターに保護していることを後から連絡することもある。
・ 連絡の主体については状況次第であるが、自分で連絡いただくか、団体から連絡するか聞きながら対応する。弁護士と児童相談所には必ず一報を入れるようにする。
・ 本人から連絡しないでと言われる場合は説得する。一時保護施設に入りたくないという声が多い。
・ 中長期の支援が必要な場合になると一時保護委託の話が児童相談所から来ることが多い。親御さんにも安全な所であると示すためには必要である。ただし、頼んでも一時保護委託を出していただけない児童相談所もあり、場所によって随分と対応が異なる。
・ 地域の児童相談所には入りたくないが、団体には入りたいというこどもがいても、地元の児童相談所に連れてくるよう言われることもあり、それでも本人が地元に戻りたくないと言う場合は児童相談所が関わらなくなることもある。また、児童相談所の入退所を繰り返すケースもあり、その時は児童相談所から団体に連絡が入り、シェルタ

ーから学校に通ったこともある。

- 地域の女性支援や若年女性支援ができる NPO がいれば間に入っていただき、児童相談所と連絡いただくこともある。
- 入所するこども・若者の背景は変わらないが、スマートフォンによって出会い方が変わり、巻き込まれる事件は変わった。出会いの場所が街頭だけでなく、ネット上というのも増えている。ネットパトロールもしているが難しい。また、ここ数年で多いのが、医療にかかっており、自傷や希死念慮で医療支援が必要なこどもである。生きづらいからと思われる。他の施設に入所できない、色々なところを経由して居場所を失ったこどもが当団体のシェルターに入ることが多い。
- 若年支援を行っている地方の団体が少なく、連携先を探すのに苦労する。関係ができても担当が変わってしまうこともあるが、記録は残る。情報共有する場合もあり、個人情報ということで共有いただけない場合もある。児童相談所によっては入所後、団体まで様子を見てくれるところもあれば、全く来ないこともある。
- 若いこどもがなぜ一時保護施設が嫌なのかというと、スマートフォンが使えないからである。当団体では、位置情報共有アプリの使用を制限する、携帯を許可しないといった場合もあるが、基本は使用を許可している。ただし、シェルターのルールは説明し、守ってほしいと伝える。また、入居している者同士の過ごし方に関しても説明している。シェルターのルールは共同生活をしていく上で必要なもので、例えば門限 23:00 消灯 0:00、他の人の部屋に入らない、貸し借りしない、相談しあわない、何かあればスタッフに相談するといったものである。
- スタッフが毎晩いることになるため、簡単に面談する時間は作っている。何かあれば話せる体制をとっている。鍵はコピーしない、連絡しないで出た場合は処遇する、緊急時は部屋に入る、夜は部屋で過ごすといったルールもある。ルールを書いたものを読んで、入居にあたっての承諾書をサインいただいている。
- 施設で決まりが多く、制限が多いから入りたくないという声が多いため、できるだけ入所者の実態に合った作りを心掛けているが、入所者が増えて、決めなければいけないことを経験することでルールが増えることはある。
- 追加したルールについては、常識を超える行動に関するものである。例えば、部屋に動物がいた、貸している部屋を見なかったらクローゼットが汚くなっていた等があったため、１か月に１度その人の部屋でお願いするように変更した。プライバシーを尊重して部屋に入らないようにしたこともあったが、大変であった。他は、自分のもの以外は食べないということ。精神的な問題を抱えて解離した状態でのことであるため、本人も知らないことも多い。部屋の中に食料を持ち込まないというのも後から決まった。暴力を受けて逃げてきても、その人とやり取りをしてしまい、加害者がシェルターの前に来ていたこともある。物事をすべて自分で進めてしまわず、スタッフに伝えてから進めるというルールもある。
- 事前に相談して本人の状態は知っているので、危険性の判断に関しては、こちらから導くようにしている。こどもによっては逃げている途中に状況を SNS につぶやいてしまう子もいる。本人は大丈夫と思っても、危険であることは多い。悪気は全くない。
- 児童相談所に携帯を取られたくない、とお尻に挟んで隠すと言い出す人もいた。貸し出し用のスマートフォンを準備したこともあり、SNS 依存がひどいこどもがいたときに、最低限の機能と安全確認アプリを入れて、使う時間を決めて貸し出すこともあった。夜間にスマートフォンを預かった方が良い人は多く、途中からそのような対応をすることは多い。ルールは繰り返し改定する。
- ルールを破ってしまう場合、当団体がシェルターから出すことは全くない。勝手に出た人からは、本人から連絡があれば相談を継続する。
- 未成年の保護が最も難しい。本人が同意してシェルターに来ているが、親御さんには話せない間に誘拐罪と捉えられることもあり得る。保護が必要であっても、親からそう言

えてしまう状況が難しい。安全な場所で保護することを優先すると、親権問題はぶつかる。

- 入所したこどもについて警察から捜索届が出されたことはあるが、入所時に弁護士へ相談しているため状況に応じて説明いただき、そのような場合は入所までの経緯をメモに取ることを意識している。また、親の暴力によって逃げてくる場合も、弁護士であればこどもの実家に入って荷物を取ることができる。
- 医療が必要なこども・若者については、病院で治療すると本人が決めるまでも時間がかかるが、同行支援を行い、医師と話し、服薬支援も行う。元々医療にかかっているこどもも多く、自分の状態について先生になかなか話さないことも多いので、一緒についていくことが多い。診察に付き合うことに加え、カンファレンスに参加して、地域の見守りの立場から今後の対応を一緒に考えることもある。
- 病院は慣れているところと慣れていないところがある。関係のできている医師が言うには、団体に入る方は重い症状の方が多いため、医療機関も慌ててしまうこともあるとのことである。
- 保険証を持っていないこどもは少なくない。ケースによっては団体が医療費を負担している。個人で保険証を使ってしまうと団体で行っている他の支援事業が使えないため、こちらが建て替える。中長期的な対応であれば、同行して身分証を発行いただくこともある。親の扶養の問題もある。人によって複雑なケースはあるが、その都度対応する。
- 退所後の支援については、シェルターから退所することはあるが、自身が計画した人生を過ごせないこどもが多いため、細く長くつながる。再入所のこどももいる。なお、入所の回数は決めていない。行き場所がなく、家族にも帰れないため、そういうこどもを受け入れるということは何度もある。20 代であっても再入所はある。
- 本人が何かをしてしまう際、そういうタイミングで団体のことを思い出していただき、相談していただけると変化できる。相談できる体制が重要である。
- 相談体制について、話しやすい窓口を多くすることを意識している。人数しかり。窓口の形をとって、また、話しやすい人もいると思う。顔出しで相談員を行っているため、特定の相談員と話したいという声もある。相談の窓口を提供し、つながりやすいツールを作り、それを維持するということが大事である。
- 昼の居場所支援を行っており、そこに来てくれる人がいる。電話でつながらなくても SNS でつながる、365 日対応できる体制は作れている。大変な時にとりあえず「話そう」と言える場所があると随分と違う。ただし、団体で働く子たちはとても大変だと思っている。朝から 24:00 まで対応するのも大変である。また、グループ LINE はよく作るため、24 時間体制で連絡がきてしまう。
- 相談件数はチャット相談が一番多く、昨年度は３万件ほど来ている。Ｘではアウトリーチを行っており、そこからチャット相談につながる。
- また、ネットパトロールとして、団体と名乗らないで他の相談機関を紹介する、危ない人を通報する等の活動もしている。ネットに長けている若い人に対応いただいている。そこからチャット相談につなげていただくこともある。2023 年度は２千件以上がネットのアウトリーチから団体の LINE 相談につながっている。
- 人材確保に関しては、現在はホームページ上で募っている。メディア紹介経由で来てくれた人もいる。また、相談してくれた人が支援者になることもある。人材確保は難しく、履歴書や保有資格ではわからない。
- 求める人材像は、やりがいを感じてくれている人。団体の仕事も広がり、業務はチャット相談のみ、宿泊のみ、と細分化されているが、可能であれば全部に関わってほしい。現在、すべてに携わっていただける人が６人程度しかいないため、あと３人程度は欲しい。多くの業務に関わることのできる人は少ない。
- 辞めるスタッフは極めて少ないが、大学生は卒業すると辞めてしまう。本当は卒業後

団体に入ってくれるとよい。少しずつ安定はしてきたので、新卒で入ってくれる人も増えてきた。スタッフも同世代の人がいるのが大きいため、活性化する。

- スタッフの研修体制を組んでいる。現場はできるだけ一緒に対応してもらう。チャット相談は試用期間で３か月間研修を行っている。
- 他機関との連携に関しては、全体的な支援を行っている団体は少ないため、情報共有で難しさを感じることはある。例えば、シェルターを持っていないのでこどもの場所を移せないといったこともある。他県からの相談も多いが、若年相談の支援ができて、やり取りができる団体が少ない。対応するこどもが重複することがあり、その場合は連絡を取り合う。研修会で会って、見学に行かせていただくこともある。信頼できる団体のネットワークはある。
- 協定に関する相談も来ている。所在する地域において自殺対策に力を入れているため、地域の相談者が団体にも連絡が来る可能性があるため、より連携できるようにしている。
- 所在する都道府県の居場所事業内で活動を行っているため、官民の連絡ができるようにしている。個人情報のやり取りはその事業の枠内で行っている。事業を所管する担当者には細かい部分までは話さないが、今後何か必要であれば一緒に考えてもらえるよう、本人から承諾書をとっている。他の地域では、本人の同意を得た上で連絡すると言った形で対応している。
- （周知について）雑誌は設立時から続けている。SNS で発信はしないが、聞いて伝えるということは継続して行っており、プライバシーを大事にしながら女の子たちの声を伝えている。自分でメディアを作っているのは大きい。小さな声を伝え続けている。また、LINE や Google に一時的な広告を出している。そこから知ってつながってくれる人が多い。
- いま出会った人を今日から泊められる場所を増やしてほしい。時間差があると使えないことを痛感している。少しの出会いで気が変わってしまう、誘惑に負けてしまう。家出になり、警察からの保護になってしまう。今困っている人をその場で助けられるのがシェルターの役割である。
- ハードルを下げていかなければつながらないと思われるため、入り口を考えていきたい。入口を増やすのであれば、受け皿も増やしていきたい。

ヒアリング調査結果（団体E）

■　基本的事項

・　団体は、イベント事業の立ち上げから始まり、東日本大震災や西日本豪雨時にボランティアエステを派遣していた。所在する市のNPOをつなげる団体から声がかかり、震災時に役立つ手段の一つになればと手に職をつけるため美容技術を教える活動を始めた。このことをきっかけに、こどもの貧困解決を目指してひとり親家庭の母親にむけて、市のモデル事業として、美容技術を取得し就職や起業の支援を行うことから団体活動がスタートした。
・　母親の就労を変えると環境が変わるということを大切にしており、家庭をまるごと支援する必要性を感じてきた。こどもの居場所としてマーケットを用意し、支援物資を提供しながら顔を合わせるたびに困りごとがないかアンケートを実施し、信頼関係の構築をした上で課題解決を行ってきた。困りごとの中で、元配偶者からのDV、親族間の虐待による問題を目の当たりにして、緊急的な窓口として、助成金を申請してシェルターの場所を購入した。
・　背景には幼少期のトラウマが大人になっても困りごととして残っていることを知り、当初自立する出口支援に重きを置いていたが、入り口支援になる相談窓口の重要性を知った。

■　運営するこども若者シェルターにおける取組について

・　シェルターには、母親の困りごとに関する相談の流れで児童が入所することもあれば、これから手に職をつけようと思っている若者が入所する場合もある。
・　未成年は保護者とともに入居している。
・　虐待が見られるケースについては児童相談所と連携している。直接危害があっただけでなく、面前DVに関しても連携している。
・　虐待の疑いに関しては、入居時に状況の聴き取りを行い、こどもの面前であったのか、こどもに行われたのか、児童相談所とこれまでに関わりがあったか、（ある場合は）何等かの特性があった場合に連携したのか等を確認し、児童相談所にかかっているケースか、かかった方がよいケースかを判断する。児童相談所が関わっているケースで、所在市のこども相談センターから直接依頼が来る場合もあるので、その場合は行政と連携して対応している。
・　行政へこどもが駆け込んだケースで、虐待やDVが背景にあるとなった場合、居所に困っている際には団体につなげてくださることがある。
・　20代前半までの若者について、パートナーから金銭的DVや身体的DV等を受けて保護されたケースがある。同居している親からの虐待や金銭的搾取により自立ができないケースからシェルターへ保護されたケースがある。また、本人に特性があり、自立したが金銭的に困っているケースがある。
・　単身女性の場合には、かなりの確率でホームページやXからオフィシャルLINEにつながり、直接連絡が来ることが多い。電話も多い。
・　部屋のタイプについては特段決まりがある訳ではないが、こどもがいるケースの場合はアパートタイプに入居してもらい、単身の場合はシェアハウス型の方に入居してもらうことが多い。１戸建てのシェアとアパートがあるが、シェア型は共有なので晩御飯を食べにおいでと呼びかけることもある。
・　以前はシェア型の部屋のみであったが、同伴児童が15歳以上の男の子であるケースがあり、助成金を活用してアパート型で１世帯が入れるようにした。
・　他県からの打診は多い。全国の民間団体とつながりがあるため、つながりのある他団体に行政から相談が入るが、受け入れられないため当団体へと紹介されるという経路もある。転出が先か、警察への相談が先か、というのも自治体毎に対応が異なるた

め、違うということを念頭に置いて対応を行っている。
- 当団体から関係者に連絡を取り、どう進めるか手順を確認して行動している。海外に籍のある方の対応は、ビザの関係で他県まで出向く必要があり、対応が難しかった。
- 入居時は警察に相談し、市役所で支援措置の手続きを取る。警察には相談と、捜索願の不受理の手続きを行う。
- 携帯電話は通常通りに使うことは可能だが、GPS機能はスタッフ確認のもと切っていただき、SNSのアプリを削除いただく。LINEアプリは削除しなくても可としている。加害者へのアプローチができないようにブロックしていただくが、その他家族や友人は大事な支援であるため、連絡可能な状況にしている。ただし、団体にいること、その場所については言わないように伝えている。
- シェルター入居者の顔はできるだけ毎日見に行く。同行支援は行う。行政へ行く際や自立に向けたアパート等の内見等、外出するものは一緒に行っている。
- その他ルールについては、ケースバイケースだが、追跡等の懸念がなければ、外出時は事前に外出の概要を伝えていただければ可能としている。生活面もできるだけ普通にできるように、朝は何時に起きるように決め、家事は自分でしていただいている。
- こどもは措置の関係で自由に外出できないといった不満の声を聞く。未就学児は、母子支援施設の中にグラウンドがあるため、そちらに行っていただいて遊ぶ。また、外出時に一緒にドライブスルーに立ち寄るといった工夫をして、できるかぎりストレスのかからないようにしている。
- 例えば、追跡の懸念があるが、体育祭に出たいというケースがあった。他の生徒への危険にもつながるため、本人や学校と相談し、折り合いをつけて見学という形にしてもらった。その時にしかできない体験はあると思うので、当事者に寄り添いながら行動している。
- ケースバイケースである。虐待で避難された方だが、本人が直接連絡を取ったわけではなく障害者支援センターを間に挟んで連絡したことで、スムーズに進んだケースがあった。親と連絡した際に自立するよう言われ、（親から）離れるのがよいのか葛藤していたが、その一言に安心できたということであった。
- パートナーからのDVによる入居では、離れるのが難しく、戻ってしまうこともあるが、一回でも離れられたということが大事である。
- 特性をお持ちの方、それが疑われる方の場合、自立後は福祉につなげて金銭管理のお願いをするが、弁護士との債務の整理が途中で終わってしまっているケースがある。本人の意向を聞かなければ行政も進められないため、金銭的なものを抱えたまま連絡が取れなくなってしまうというケースがいくつかあり、それは難しい。
- 特性を理解しようとしているため、責めることはないようしているが、精神障がいのある方は、障害者支援が適切と考え、つなげるようにしている。
- 妊娠をしている場合は、妊婦さんのシェルターがあるため、そちらの支援が適切と考え、お願いすることが多い。
- 単身者であれば警察もしくは福祉事務所に行き、生活保護の申請や国保の停止の手続きを行うことがある。または、被害者である場合、犯罪被害者支援センターに連絡してヒアリングしていただき、２週間後に申請が下りるので、医療費の負担なく通えるように手続きすることがある。
- シェルターからいなくなったケースはあるが、多くはその後連絡いただく。
- 他県に移った際は、書類を用意し各機関と引継ぎや連携をしているため、この日に行くとだけ伝えている。間に入るとかえって複雑になることがあるため、本人から弁護士や関連機関に話すようにと伝えることが多い。不安等に関してはしっかりと話を聞くようにしている。
- 周知に関しては、ネットワーク組織に加盟することも大切であるまた、シェルター設立時には、県内のシェルターやステップハウスにご挨拶にうかがい、アドバイスを伺っ

た。

- 当団体の主催する催しに定期的に参加していた方が、それを契機に入居されたこともあった。困ったらここに相談できると思っていただけるのは、心に余裕ができて大切なことであると思われる。
- シェルターを出た後も希望者には配食サービスを行っており、離れていても支援してもらえていると思っていただいている。
- 退所後にこちらから積極的に追うことはあえてしていない。団体に来るのはつらい状況であったからであるため、こちらから追いかけてアプローチすることがよい場合はあまりない。何かがあればいつでも連絡いただきたいと伝えている。
- 人材に関しては、少しリードできる力は必要であると思われる。入居者の中には、これまで選択肢を与えられてこなかった方が多く、レールが引かれ、行動範囲が狭く、どうすればよいかわからない人が多い。様々な選択肢があるということを示せる力が重要である。
- 人材に関しては、シェルターのみの対応ではないため、ギリギリで対応している。また、収益事業も別途行っており、収益事業の余剰金をシェルター等の活動費にあてている。そのことに賛同して収益事業に来てくださる人も多い。
- こども若者シェルターに関しては、行政からの委託ではなく、助成金などで財源を確保し、運用資金としている。
- 自治体に対して活動内容の周知を行っている。
- 維持費がかかるため、急な対応のために、常日頃の人件費と維持費が使えるようにしていただきたい。それが最も良い支援につながると考えている。
- また、シェルター入居までのプロセスが増えると思うが、個人情報保護の関係で、民生委員・児童委員経由の紹介において、団体側から詳しい情報を聞くことができないと聞く。このような場合は連携できる、情報共有できる、といった例を示していただけるとよい。困っているのにつながり方がわからないケースはある。こどもに関わる民生委員・児童委員が行政機関や各機関につながってくれれば、そこから団体までつながるはずであるが、個人情報保護の壁がある。民生委員から、どう処理すればよいかわからないという声をよく聞く。万が一のためにつなげる先がわからないという声が多い。

ヒアリング調査結果（団体F）

■　基本的事項

・　法人の本体事業は自立援助ホームであり、シェルター機能も備えている。法人の発起人は、地域で精神医療に携わる医師である。民間シェルターの運営をはじめた経緯として、代表が精神科の診療をしている当県の北部には、大きな児童養護施設があり、児童養護施設から患者としてやってくるこども達も多くいる。彼らが高校を辞めてしまうと居場所も失うことになるため、そうした受け皿が必要だと考えた。また何年かに一度の頻度で、経済的に自立している親と重度の精神疾患を持っている親との間にこどもがおり、経済的に自立している親が亡くなってしまうと、ケアニーズの高い親と、養育が保障されないこどもが残されるケースが実際に出る。こうしたケースは虐待がなかったため児童相談所も把握できていない。さらに、当時は自立援助ホームが当県の北部に１所もなかったということもあり、自立援助ホームを始めた。

■　運営するこども若者シェルターにおける取組について

・　緊急的に逃げてくるケースは受けている。一時保護委託は受けないという経営判断もありと思うが、なるべく一時保護委託を受けようとは思っている。特に、当団体は心理士や精神科看護師がおり、理事長が精神科医であるため、困難さを抱えていたらここに相談するという振り分けをしていただいている。

・　こども・若者で一時保護として入るのは児童相談所からの一時保護委託が多いが、５％ほどは市町村からの相談ケースがある。また、入所者の知り合いから相談されるケースもたまにある。

・　自立援助ホームを経営している関係上、入所者の多くは未成年であるが、実際は20～21歳の人もいる。未成年の対応の矢面に立ってくださっているのは児童相談所である。

・　当団体のホームへの入所方針として、一時保護委託のケースのなかでも家庭に戻ることができそうなため関係調整をしてから家庭に戻すというケース、家庭に戻ることのできる見込みがないため一時保護委託で入れるがゆくゆくは自立を目指すというケースがある。入所時にこの方針が決まっている場合も、決まっていない場合もある。大人の調整は児童相談所と行い、こどもには希望通りに行くかわからないが、２か月後にどうなっていたいかを聞き、それを目指してここで英気を養って頑張ってみるか、と伝えている。また、両親が亡くなられて、年少のきょうだいは児童養護施設におり、本人は児童養護施設に入れないためここに来るというこどもに対しては、ここで頑張っていくしかないから頑張ろう、応援するという感じで伝える。

・　事前の見学については、緊急の一時保護委託の場合には難しいが、緊急ではなく入所を検討する際は一時保護施設から連れてきてもらうこともある。なお、こどもがいなくなった際に捜索願を出すが、一時保護委託時は一時保護施設と同じ扱いであると捉えているため、捜索願を出す主体を児童相談所にしていただく。

・　入所時の同意書に関しては、家賃を払って住むという人からは入所契約書を取るが、一時保護委託時は取らない。

・　市町村からの紹介については、一旦、児童相談所を通していただくよう伝えている。こどもが児童相談所を嫌だと言っているケースに対しては、大人は本来信用できる・信用するべきで対象であると伝えている。信用できないという状況自体に問題があるのだと考えている。信用できる大人もいるということをこどもに認識してもらえないと団体での受け入れは難しい。

・　こどもが入所するにあたっての親権者等の同意は、必須ではないが取るようにしており、児童相談所が確認を行う。不同意という親もいるが、それでも受け入れをお願いしますと児童相談所から言われる場合があるので、その場合は受け入れる。その後、

親とやり取りしないといけないケースはある。こどもが親との距離が分からないと言った際は、児童相談所が親側に立ち、シェルターがこども側に立って話をすることはたまにある。その流れで親と直接会うこともある。ケースワークの一環である。入所時に親権者等と会うことはない。

- こどもが親との連絡を拒否する場合は、連絡を強要するものではない。児童養護施設であると、退所後に親元へ帰れるのが一番良いストーリーであり諦めるべきではないと思うが、自立援助ホームは親元に戻る望みに託すというよりは、自活できる能力を作らなければいけない。親とやり取りをすることでメリットがあれば行うこともあるが、こちらから連絡を取るよう働きかけることはない。
- こどもが児童相談所への連絡を拒否してまでこの団体に来なければいけないケースはあまりない。児童福祉法の中でアジャストして居場所を見出して適用してくれればよく、17、18 歳といった年齢であれば、児童福祉法だけでなくても、職場、バイト先、学校、友達との関係等でアジャストすることも含め何とかしようという形でいる。児童相談所を拒むこどもはどこかに適用している場合が多い。居場所がない人は児童相談所につなげると言っても断る人は少ない。
- 入所するこども・若者については、虐待や親子関係不調である場合が多い。また、傾向として発達障害を有するこどもも多い印象である。狭義の発達障害でなくとも、反抗期のまま止まっているというこどももいる。ケースバイケースである。困るのは、18 歳で成人となるため借金をしてしまうケースもあり、親からお金を盗る人もいる。
- 入所中に保護者等から面会・通信の要請があった場合、基本的には一時保護委託の場合、児童相談所の対応に合わせる。一時保護委託中に自立援助ホームに親が来るのは不可であるため、親と会う必要がある場合は児童相談所の了承を得てカフェや児童相談所の会議室で会う。こどもが拒否すると実現されない。一時保護委託が終わり正式利用となった際は自由にしていただくため、特別な理由がない限りは止めない。相談には応じるが、自立援助ホームで親権者等と会うのは禁止しているわけではない。
- シェルターの場所は秘匿されているが、携帯で位置情報が共有できるため、秘匿しようがない。正式には出していないが、何かしらで情報が出てしまう。求人情報に電話番号が載っていたから連絡先が分かったと言われたこともある。
- ルールとして場所を言わないように、写真を掲載しないように、と入所者には伝えているが、今の入居者の知り合いが知ってしまうのは致し方ないと思っている。支援措置がかかっている時は住所を言わない、合鍵を作らない、追跡されている時は戸締りをする、といったことを伝えている。厳格に秘匿をしなければいけないケースに関しては、シェルターを本業にしている団体に紹介する場合もある。
- こども・若者の居住地自治体がシェルターの所在地の自治体と異なる場合は、多くはないがあり、児童相談所同士で調整がされる。支援方針については出身自治体の児童相談所と団体の所在する地域の児童相談所でやり取りいただくが、団体としてはこどものソーシャルワークを担当している人とやり取りする必要があるため、その職員とこどもの対応について話し合う必要がある。
- シェルターにおいて門限はある。携帯・Wi-Fi は使用可能で、7:00-24:00 という使用時間の制限を設けている。自身で通信費を払っている人に関してはルールを設ける必要もない。
- 一時保護委託の場合は、児童相談所がこどもの決まりを予め決めてもらえもらっている。そのため、児童相談所のロッカーに携帯を置いてくるこどももいれば、当施設まで持ってくるこどももいる。違いがあるため、その場合は他の入所者にリビングでは携帯を使わないようにとだけは伝えるようにしている。その他はあらかじめ児童相談所と決めたルールがあるなら、それを守っていただく。
- 生活するお金は基本預からない。モデルケースで言うと、長い間児童養護施設にいるとずいぶんとお金が貯まった口座を一つ持っている場合が多く、それらは預かってい

る。また、口座は大体２つ持っている場合が多く、もう一つは生活費のための口座であるが、そちらはほぼ本人に渡している。そうすると、貯金がほぼ無くなってしまうこともあるが、退所してから無くなるよりは、入所している間に無くなった方がよいと思っている。お金の使い方を学んでいただかないといけない。そのお金に関しては補填せず、バイトしていただく。

- ルールが守れずに退所していただくケースは中にはある。具体的には、本人が嫌だ、出ていくといった場合に「止めない」ということであり、こちらから出て行くよう言うことはない。また、煙草を吸って二階から投げたのを周りの人が見ており、大家に伝わったケースは退所となった。他には、物を盗むといったケースや、自傷行為をしようと包丁をため込んでいたケース等は児童相談所の一時保護施設に戻してもらった。信頼関係が保てないと、出ていきたいなら仕方がないと伝える。
- シェルターでは他人を尊重する練習を行っている。10 歳であれば虐待を受けていると被害者であると言えるが、17 歳になると加害者にもなりうる。自分がほかの人の権利を害していないかということに焦点をあてる。
- 当団体では、施設内適用は目指していない。退所後に一人暮らしを行い、周りの人や同居人に迷惑をかけないということと重なる場合は別であるが、施設に適用しても意味がない。よって、退所後に生活力になるかは気を付けている。
- 必要性の高い支援については、18 歳で契約できるようになったため、賃貸契約支援の必要性は相対的に下がった。賃貸契約する際、大家さんから施設職員が契約してほしいと言われることがある。すると、大家さんとしても安心して貸せる。半年程度は法人として契約し、問題ないと分かれば契約を引き継ぐといった形である。また、電子機器のリテラシー、携帯の使い方を伝えることも大事である。
- 携帯を持てる人、持てない人がいるが、こどもに対して、他のこどもの入所経緯を詳しく伝えることはできない。そのような中でこどもは「公平」にやってくれと考えがちで、ある人が手に入れられるものは皆が手に入れられるべきあだと思われることがあるが、一般社会に出ると「平等」な世界である。なので、その社会に体を慣らさなければならない。また、公平にやろうとすると職員の工数も増える。ここから出て公平ではない世界に行くことになるので、ここは平等だよと言っている。
- 入所後に妊娠してしまったケースはあるが、妊娠している状態で児童相談所から入所の相談があることはない。
- 医療費に関しては、一時保護委託の場合には医療券があり、所在する都道府県では未成年者は医療費が無料であるので問題はない。ただし、親権者等の同意が必要になる場合に自立援助ホームは同意ができないため、緊急手術が必要となった場合等は保護者に連絡するしかない。
- 本人がいなくなってしまった場合、本人を探すか児童相談所に連絡して捜索願を出すこともある。寂しくなって親元に戻っていることもあり、危険でないことを望むが、身寄りがわかっていればよい。
- 退所後に手続きの手伝いはしている。成人した方の場合は、何かトラブルがあったら警察に行けるようになるとよいと思っている。善良な市民として警察に頼るのが最も良いと思う時は警察に行くように紹介する。団体でなんとかしようとは思わない。
- こども食堂も実施しており、よい取り組みだと考えている。実施したことでなにか問題が解決することはないが、困りごとにアプローチするための網を張るためにはよいと思われる。例えば、未受診の妊婦が来たことがあったが、３日後に産婦人科に受診させたケースがある。来る人のうちに本当の対象者がいるため、そういったフロント的な活動をシェルターとセットで行うとよいと思う。

■　令和６年度に創設された「こども若者シェルター・相談支援事業」について

・　好意的に受け止めているが、ハイコスト・ハイリターンの事業であるように見える。

・　リスクが大きいから手を出さないという団体もあると聞く。未成年を流しで受けるのは大変であり、親からしては誘拐である。弁護士がいれば大丈夫かもしれないが、誘拐と言われて返し方がわからないためリスクと捉える人もいる。一方、社会的に得られるリターン、社会に還元される価値は大きいように思っている。

■　「こども若者シェルター・相談支援事業に関するガイドライン」について

・　一時保護施設に行きたくないということが前提条件になっているような記載になっていることが気になっている。行きたくないのはわかるが、そこは仕方がないものと思う。また、法務関係が担保されているとよいと考える。例えば、日本医師会の法務部が個人情報保護法のガイドラインを出しており、それに書いてあると言えば裁判に勝てる。いきなりそのようなものになるとは思わないが、そのような担保のされ方をしてもらえるとよい。また、書面を取り交わす際の様式が掲載されているとよい。ガイドラインが出たからといって新たなシェルターがいくつも立ち上がるとは思わないが、その際、新たに書類を作成するのは大変であると思われるため、あると便利である。

ヒアリング調査結果（団体G）

■　基本的事項

・　基本は障害者福祉分野の団体である。グループホームが８か所あり、日中活動は就労継続支援B型事業所が２つ、就労移行支援事業所が１つ、生活介護事業所が１つ、地域生活定着支援センターも受託しており、出院者や出所者支援も10年以上実施している。
数年前から所在する市と連携し、出口支援だけでなく、逮捕され起訴猶予や不起訴処分となったものの、社会での生活の中で生きづらさを抱えた方々へ支援を行う入口支援も開始している。そうした活動の中で障害者福祉だけでは対応できないケースも増えていき、それに対応するために、居住支援法人を立ち上げ、福祉総合スペースを作った。

■　運営するこども若者シェルターにおける取組について

・　こども若者の枠においては、10年以上児童相談所との連携がある。児童相談所の支援があり、グループホームに入所した人の支援、一時保護委託の支援も受けている。短期で滞在したり、一時保護で受けてグループホームに行ったりすることもある。
・　未成年のこどもについて、児童相談所を介さないケースについては、実際に入所になったケースはない。所在する市においても10代がたむろする場所がある。シェルターの入居者で夜はそこに出入りしている子がおり、行き先のない子やご飯が食べられない子を連れてきたりする場合がある。そういったこどもへ支援することはあるが、その子を勝手に泊めることはできず、法律上、本人との契約も難しいため、実際にはその子の担当をする児童相談所に連絡をとり、児童相談所に許可をもらい、一時保護委託にしてもらうということはある。
・　もともとはグループホームで受け入れていたため、男子の場合はグループホームに一時保護委託をしてもらう。
・　現在は障害ある・なしは関係なく依頼がある。問題行動があり施設をたらい回しになっている子を受け入れることが多い。深夜徘徊がやめられず、いくところがないような子を受け入れることも多い。そうなると、どこの施設でもやっていけそうな子は来なくなっている。本人が希望し長期的に支援をするとなると、手帳の取得や居住支援法人の事業を使っての支援継続など、受け入れてからその後のことは本人の希望を基本として検討していく。
・　入所者数については、今はカウントしていないが、シェルターは２か月程度で人が入れ替わり、部屋はずっと埋まっている状態。シェルター退所者で行き場所がない方は、引き続き支援している。半分一人暮らしのような子もおり、今年度だけでもかなりの人数がいる。
・　シェルター入所者でグループホームへの入所を希望している場合は、グループホーム事業所にて管理者と一度面談をし、本人の希望やどういう生活をしたいのかを聞く。事前に会って話をする機会を必ず設けるようにしている。その後、受け入れ可能かどうか、グループホームがいいのかどうか、この事業所でいいのかどうか、そこも含めて検討し、入所の流れとなる。本人の希望がなければ入所とならない。障害の施設の場合は躊躇する子もいるし、支援が欲しいわけではないという子もいる。
・　施設側から入居を断ることは今のところない。それはやらないようにしている。
・　事業の場合に関しても、部屋の説明については児童相談所ではなく自分たちが行う。基本的なルール説明を行い、建物や部屋の見学、ここでやっていけそうかどうか尋ねるといった流れである。
・　シェルターに関しては、今は同意書や利用契約書といったものはとっていない。入所

までに期間がある場合は、入院中の場合は病院に行ったり、施設入所中の場合は施設にいったり、見学に来られる子は見学をしてもらう。

- どのようなことをするとここにはいられなくなるといった話はしない。ルールがあるので守って欲しいといったことを伝える。
- 一時保護委託の場合は児童相談所が親権者に通知や連絡をして同意を得る。一時保護委託から入所に移行する時は、児童相談所がついている時は保護者とのやりとりは児童相談所に依頼する。長期的支援になる時は、家庭の様子が大事であり、ご挨拶できる機会があれば、保護者に会ってもらえるようお願いしている。
- こどもが親権者等への連絡を拒む場合に関しては、こどもは児童相談所が行うことに対しては諦めている様子があり、児童相談所が親と連絡をとっているのでしょう、といった様子である。
- 保護者から連絡を取りたいと要望があることはある。こどもが連絡をとってしまったりすることもある。シェルターをはじめた最初の頃に保護者が直接来てしまうこともあったため、児童相談所に間に入ってもらうようにしている。
- 今のところは県外の自治体とのやりとりはない。県の児童相談所との対応はあった。入所者が知り合いを連れてきたケースで、その子は児童相談所から逃げ回っている子であり、調整に時間がかかった。
- 事業所の名前は出さず住所も公開していない。普通の一軒家のようになっている。スマホ等の通信機器は使ってもらっているが、児童相談所から使用制限に関して指定がある場合もある。スマホが使えない子の場合は、児童相談所に預けてもらっている。
- 基本的なルールはある。ただし、ルールが守れないから退所ということはしていない。未成年なので、お酒・たばこはしない。飲食はキッチンでする、門限としては21時までに帰ってきてもらうというのはある。それ以外はほとんど個別のルールである。保護者からのリクエストがある場合もあり、家庭復帰のアイドリングで入所しているような子もいる。学校で頑張ることが必要な子もいれば、お小遣いが必要な子はアルバイトをする。性的虐待等の被害を受けて場所を秘匿している場合は、学校とシェルター以外のお出掛けは基本的にやめようという子もいる。完全に個別のルールである。
- 金銭面の管理については、お小遣いという形で出しているのと、アルバイトに関しては自由である。なぜそのようなルールになっているのかについてはこどもに説明するようにしている。また、こういうやり方ならできるといったように、本人と話し合いをするようにもしている。門限はあるが、部活やアルバイトのため遅くなる場合は許可するといった対応をとっている。
- 入所者によって個別にルールが違うことについては、それぞれ状況や背景が違うのでルールも個別であるといったことを最初に説明するようにしている。そこで大きなトラブルになることはない。
- シェルターには個室であるほか、１階がリビングとキッチンになっており、職員はリビングやキッチンにいることが多い。職員部屋の扉は開けてあり、こどもが１階におりてきたら職員が声をかける。職員は常にこどもとコミュニケーションを取るようにしているので、おかしいところがあったら声をかける。大事になる前に話をきくことができている。
- 職員は３人でローテーションしている。業務が終わると、こどものその日の様子を職員間で共有しており、入所者の様子がどこにいてもわかるようになっている。
- 細かいことでも本人に確認し希望を聞く。児童相談所と職員の間のやり取りの内容に関しても、なるべくこどもに伝えるようにしている。また、こどもからの要望に関しては、すぐに要望に応えられない場合でも進捗を伝えるなど、「きちんとあなたの希望のために動いているよ」と伝えるようにし、要望を何日も放っておくことがないようにしている。こどもに言うべきではない情報はそれほどある訳ではない。細かいこ

とでも確認している。

- 部屋にひきこもりたいという子もいるが、部屋に職員が一日に一度は入る。鬱になったり気持ちが沈んでしまったりしている子など、こどもの様子や部屋の状況の変化を確認するようにしている。
- 退所後支援が重要である。シェルターは長期で滞在する場所ではないためところであり、退所後の調整はとても大変である。成人している若者の場合は選択肢があるが、こどもの場合は児童相談所において自立援助ホームの委託をしてもらわなければ入所できないし、16，17 歳の高齢児童の場合には、養護施設や自立援助ホームへの入所は選択肢が少ない場合が多い。障害の手帳があれば未成年の枠なく支援できるが、皆が手帳を持っている訳ではない。自立するにしても料理も洗濯もできず、一人暮らしをしたくてもこどもではマンションの契約もできない。そうなると退所後の行先や生活の調整が大変になる。当団体の場合は児童相談所が調整してくれるため退所後の行く先がありサイクルが回るが、全部をシェルターがやるとなると大変だろう。また、小規模で運営しているシェルターとなると、退所後の問題はあるだろう。
- 退所後については短期で回す以上、重要な課題になると思う。こどもは家庭復帰がベースにあり、2 か月で退所後の行先を探し始めるわけではないため、家庭復帰を模索している間に終わってしまうこともあるだろう。
- 医療費に関しては、一時保護委託の関係で受診券がでる。一時保護委託でできないのであれば生活保護を受けるしかない。
- グループホームの入所者でいなくなった人はいるが、行先も経過もわからないままといったことはない。探せばわかる。連絡先を知っており、捜索願を出しておくなどすれば、連絡が取れないという経験はない。脱走した後に連絡が取れ、退所希望を聞いて退所になるということはある。いきなり失踪といったことはほとんど経験したことがない。
- 地域カフェの運営や居住支援法人の事業、障害者福祉のグループホーム事業はつながることが多い。地域カフェについては、退所して家庭復帰した子が利用したりする。話を聞いてほしかったり、戻ってきたかったりする場合に対応できるようになっている。
- 居住支援を行う事業があり、シェルター退所後の行先が見つからず、しかし学校がつながっている場合は他市や遠方に行けないため、その場合に活用する。居住支援法人の事業の中に独り暮らしを応援する事業があるので、そこに一時保護委託をかけてもらう。シェアハウスのようなマンションに入居し、二日に 1 回、職員がサポートしに来るといった、半分独り暮らしをしているような形で支援し、18 歳になったら本格的に一人暮らしをするために準備をしながら学校に通うことができるというものである。この場合、いきなり居住支援法人への一時保護委託とはならず、シェルターへの入所を間にかませ、シェルターで過ごす 2 か月の間に、学校に通いながら半分独り暮らしのような生活がしていけそうかどうかを判断し、本人にこういう枠があると伝えるようにしている。
- 人材はいつも足りていない。資格がある人をなるべく雇用するといったことはしていない。社会の中では多様な人がいて、その社会にこども・若者は戻っていくのだから、福祉に詳しい職員だけが施設の中にいても仕方がないという考えがある。職員には色々な経験や色々な職業を経験した人がおり、元入所者の人もいる。シェルターは年輩の人もいたり外国籍の方もいたりする。
- 学校と警察とよく連携している。入所者に深夜徘徊するこども・若者が多いため、補導される場合などである。児童相談所にも一緒に来てもらい、学校や警察に対し事情を説明しに行っている。

■　令和６年度に創設された「こども若者シェルター・相談支援事業」について

・　相談支援事業に関しては、市としてはスキームがはっきりしていない事業をやることは難しいと聞く。自治体が事業を始めてくれないことにはこちらからの構想も検討できない。一時保護ができない対象者など、他の事業と連携して支援できるようになれば、このシェルター事業が便利だとなることもあるだろう。

ヒアリング調査結果（団体H）

■　基本的事項

・　こども若者支援を４年前の９月より活動を始めた。自立援助ホームを主たる事業として行っている。自立援助ホームを設置したいという思いから法人を設立した。当初は地域の社会資源の事情もあったことで、現在まで女子を対象とした支援を行っている。女子、女性、若者を対象に今後もメンバーとともに活動を考えていきたい。
・　地域の社会資源として児童や若者が入ることのできる自立援助ホームの数が足りていなかった背景がある。家族関係に課題がある等、どうすれば生活の安全が守られ、成長していけるか考えた際、障害者施策以外の居場所がより必要であると考え、自立援助ホームにたどり着いた。

■　貴団体が運営するこども若者シェルターにおける取組について

・　団体の活動について、ホームページや広報誌、リーフレットも作成しており、これまでの３年間の活動を整理してきた。
・　自立援助ホームとこどもシェルターの機能は異なるが、受け入れているこどもや若者を考えると、もしかするとシェルターを使った方がよいのではないかと思う場合もあれば、入所前からシェルターと密接な関係があるこどももいる。シェルター的な形で一時保護委託をすることも考えられる。そういう意味では、当団体の施設は自立援助ホームであるが、シェルター的な機能も兼ね備えている。
・　団体の所在する市の中に女子シェルターが１か所あるため、そこから引き継がれて来るこどもも多い。また、児童自立生活援助事業の自立援助ホームの枠組みで入ったものの、結果的に短期入所になっているこどもも多い。
・　一時保護委託で入るケースはある。児童相談所を介さず直接、事業所に相談があるケースや、その他司法機関からの入居相談もあるが、どういう形であれ児童相談所を通していくようにしている。
・　未成年の入居希望者については、児童相談所が委託措置を決めて、それを受けて入居することになる。自立援助ホームはこどもとの合意や契約する意思が必要となるため、こどもが希望している状況であり、親と離れることの必要性を児童相談所が確認し、その上で委託措置とされる。その他にも、過去には一時保護委託のケースもあった。
・　自立援助の業務は上手くいかないことも多くある。自立を目指す、成長を目指すと言っても短期間の中ではワンステップを踏むのが精いっぱいで、上手くいかず、アフターケアで引き続き関わる必要があるこどももいる中で、住まいが大きな課題になる。そのため、団体としては今の自立援助ホームの支援とは別に、バリエーションを増やしていきたいと考えている。その中で、居場所をなくしているが、一時保護施設等の施設は望まないというこどももいるため、今より柔軟な対応で利用できるシェルターの必要性は認識している。
・　入居までの流れは、こどもの立場から３ステップを踏んでいる。まずは困りごとや家族事情の中で、団体の存在について、児童相談所とこども、あるいは親御さんとの間で話していただく。その後は見学や入居相談という形で児童相談所から話が来る。こどもが入居したいという思いが必要であるため、団体が説明・契約を行う。その後に生活環境の見学を経て、契約は児童相談所の立ち合いのもと、団体が行う。
・　同意書という言葉は使用していないが、入居申込書を記載いただいている。児童が希望し申し込み、児童相談所と（行政）が決定する。契約内容等が記載してある重要事項説明書やマナーブックを先に提示し、頑張ることができると本人が決めて入っていただく。
・　入所者のうち８、９割が虐待関連の相談であったが、親御さんと連絡を取り合うケー

スはなかった。手紙のやり取りといったレベルのやり取りはあったが、親御さんとの直接の連絡は児童相談所の役割であったため、対応していない。

- 児童相談所を通さないで連絡を受けるケースもある。中の様子を知っていただくためにホームページやリーフレットを作成しており、SNS 経由で連絡があった。本人に伝えた上で児童相談所に相談したが、結果的に一時保護委託にはならず、対応終了したケースがある。児童相談所の対応方針もあるため、直接相談の場合に入居措置決定と持っていくのは実情難しい状況である。将来的には様々なシェルターがあり、こどもが選べるのは重要でないかと思われる。
- 自立援助ホームに対しては、世間からの見え方として、虐待があって大変なこどもで緊急避難場所がいるという形で（加害者等とは）分離しているとイメージがあるが、実際に関わっているこども・若者は大変な虐待のケースばかりではなく、家庭関係の長年の課題や親御さんの精神疾患等、発達特性等による家庭内養育が難しいケースであるこども若者を預かることも多くなっている。毎日重い虐待（不適切養育）を受けて出てきたケースというのは少ない。また、家庭から、施設の経験がなく直接来るというケースが増えてきている。共同生活や施設生活をしたことがないこどもが入ってくるため一から共同生活を送る関係を作っていく必要があり、本人の心が閉ざされているため難しさを感じることも多い。入所の背景は変わってきている。
- 結果的には入居まで至らなかったが、電話相談・LINE 相談を経由して相談を受けたことがある。相談を受けた場合には、所在する市の児童相談所とこども若者の居住先の児童相談所に連絡する。今の事務手続きでいうと、住所地の児童相談所が基本的には動くことになると思われる。連携先が児童相談所であるため、児童相談所間で連絡を取ってもらい、どちらが対応するか決めることになると思われる。一番気を遣うのは、困りごとを関係機関に相談して良いかと本人に確認するなど丁寧に進める必要があるという点。本人が嫌がることや心配になることは絶対にしないようにしなければシェルターの利用にもつながっていかないと思っている。
- 生活にあたり、取り決めや配慮は社会の中でどうしても必要になるため、共同生活を送る上で大事になる点をルールブックとマナーブックの２冊としてまとめている。苦労しながら作成したものである。判断基準を入居者と共有しておくことが大事であり、何の基準もないのに叱られてもこどもは納得しない。
- 主体的、自主的に守っていただくことを作りたいと考え、まずルールブックを作成した。ただし、すべてルールとなると、それは堅苦しい生活になる。また、日常生活の中で求められる小さな配慮や思いやりといったものもあり、ルールとマナーを分けることにした。説明時には、ルールは自身が意識して守ることで、社会に出た際も自身の糧になると伝え、マナーは自然に守れるようになろうと伝えている。例えば、食器はそろえて置く、洗面器を使ったら水滴を拭く等のマナーを記載している。共同生活や人間関係は些細なことからトラブルになることも多いため、この２つを身に着けていただけるような施設でありたいと考えている。ただし、それでも守らない。その時は面接や話し合いをしている。こちらホームとしてこれだけは出来てほしいことを文字にしておくことを大事にしている。
- マナーブックやルールブックは入居者に渡しており、確認してもらえるようにしている。その他にも、外部へ苦情申し立てができる仕組みや、意見箱に投書できる Google フォーム等の情報を渡している。スタッフの日々の支援もこどもから見られていることを意識している。
- 児童の権利擁護はもちろん大事であるが、それだけではこどもの生活は向上しない。バランスが大事である。権利を守っていてもルールを守っていないのは本人のためではない。外部の第三者の協力を得ながら、児童相談所職員によるフォーマルな支援も得つつ、ルールを守って成長していくことが本来の権利擁護の進め方であると考える。

- 生活のルールはルールブック内に 25 項目程度記載している。すべてがルールではなく、こどもの権利を含めている。門限、喫煙・飲酒、入浴時間等のルールがある。携帯電話はこども若者にとって大切なものであり、お金の次に重要であるため、情報を得る権利を考え制限をかけていないが、課題にはなっている。生活習慣は乱れる。夜に通話する、投稿する等はやめるよう伝えており、守っていただいている。
- ホームの所在地は秘匿としているが、児童が生活の場所であるため関係機関には伝えている。ネット上に所在地が公開されることはなく、友人等を 200m 範囲には連れてこないよう伝えている。色々な背景があるこどもが入居しており、虐待や DV 被害を主訴として入っている子もいるため、危険にさらすことになるためそこは守るように伝えている。なお、学校や就労先には住所を伝えている。
- これまでに入居者同士でトラブルはあったが、人間関係においてよりよい関係性を育めるようにということを大切にしている。喧嘩も時にあるが、相手を傷つけることはやってはいけないと伝えている。どうしようもない状態になれば他機関での支援を考えるが、これまでは結果仲良くやっている。一緒にレクリエーションに行くこともある。ただし、これがシェルターでの短期間の生活でも同様なのかということになると、どのような関係性となるかは考える必要がある。
- 入居者同士の交流としては、リビングで遊ぶことはできるが、他のこどもの部屋には入らないようにしてもらっている。仲良くなるとこども同士で外出することもある。ただし、お風呂は一緒に入らないように伝えている。
- トラブルが続き退去となったケースも中にはある。援助における重要ポイントがつかめないまま、児童相談所の強い依頼もあり入居したケースで、夜間に脱走してしまったことがある。刃物を持ち込んでしまったケースもあった。
- 定義にもよるが、入所者のうちトラウマや不安等を抱えていないこどもはまずいない
- 受診している児童がいる。児童相談所や関係機関との連携は頑張っているが、医療面の支援は難しい領域であると思う。病院への同行支援は行っている。妊娠したケースは過去にあった。たくさん話して情報提供をし、産みたいとのことであったため、自立援助ホームを退所して母子施設に入所した。退所後も毎月会っている。
- 施設長以外のスタッフは全員女性であるため、個別相談を２か月に１度行っており、困ったらいつでも話すように伝えている。悩みを早くキャッチできるような形の支援を展開している。
- 入所中にかかる医療費に関しては、児童養護施設は施設児童としての公費が整備されていると思うが、児童自立生活援助事業は異なり第二種社会福祉事業である。医療費における公費はなく、契約で入ることもあり、児童養護施設のような形で社会的養護の枠組みの中でやっているが、厳密にいえば施設ではなく事業所である。そのため、基本的には国保で対応する。親御さんとの関係性もここで出てくる可能性があり、親の扶養に入ったまま入居している場合がある。
- ３割負担が大変だと思われる場合は負担金を補填している。今年から、県の施策として、入居している高校生については、所得制限内であれば公費負担となっているが、大学生や専門学校生は公費負担ではないため、当団体が月額 5,000 円まで補助している。お金がないから受診しないということになってほしくないため、補助している。費用負担の財源としては、運営費を使っている。
- 様々なこどもを受け入れていく中で、当団体のホームに入る期間が練習であり、出た後が本番だと考えるに至った。現在はアフターケアに非常に力を入れており、アフターケアをメインに行うための専門職を配置している。
- アフターケアは本人が支援を必要としていることが私たちから見ても確認されているということが大切になるので、本人が望んでいるということと、連絡がとれるということが前提で実施している。退所後は社会生活を行いながら課題が多くなるため、今後はアフターケアの居場所を作りたい。ほとんどのケースが一人暮らしをしているた

め、食糧支援、交流会等の支援を行っている。
- 人材は充足していると思われる。辞める人があまりいない。開設当初は全員が未経験ではじめている。ライセンスを持つ者が数人いる。
- 広報誌やインスタグラム経由で内部の情報を出せるものは出している。
- ホームやシェルターの開設においては、人と場所の確保は課題である。夜間の対応は相当な覚悟に加え、特に女性スタッフは家庭での役割があると思われるため、家族の理解を得る必要がある。人を確保しなければ事業が成り立たない。施設開所時も、自立援助ホームをやりたいと思って集まっても、できる場所を見つけることは難しかった。ただ場所を借りるだけで行うことが出来る訳ではなく、地域と手を携える関係性を作るのは並大抵のことではないため、大きな課題になると思われる。

■ 「こども若者シェルター・相談支援事業に関するガイドライン」について
- ニーズのあるこどもはいろいろである。入居中の児童のうちに、シェルターがあれば自立援助ホームに入っていなかったと思われるケースもある。自分が支援してもらいたいときに支援してもらえるような繰り返し利用できる居場所があるとよいという声がある。
- 居場所を求めるこどものうちでも、何を求めているのかはいろいろである。シェルターの運営の在り方は大事である。リピート利用や親と喧嘩した時だけの利用等もありだと思う。
- 家庭事情が様々であり、背景に虐待があるわけではないが行く場所がない場合もある。これから増えてくると思われる。それをすべて対応するのは大変だと思う。こどもが求めていることが何なのか知るべきである。話を聞いてもらえれば元気になる、といった簡単なことを求めているケースもある。

ヒアリング調査結果（団体 I）

■ 基本的事項

・ 団体の活動はシェルター運営事業、自立援助ホームの運営事業、電話相談事業の３つである。シェルター運営を行いたいと団体を立ち上げた。近隣の都道府県でシェルター運営団体が立ち上がったため、この県でも準備会を立ち上げてシェルターを始めたという流れである。シェルターを始めたのは 2007 年４月であり、翌年の 2008 年 10 月に電話相談を立ち上げ、2010 年に自立援助ホームを始めている。シェルターを始めたら電話が来るようになったため電話相談を開始し、シェルターにこどもが入りはじめると出先がなく困ったため、自立援助ホームも始めたという経緯である。

■ 貴団体が運営するこども若者シェルターにおける取組について

・ 未成年者のケースとしては、児童相談所からの紹介及び、電話相談から来るケースがある。電話相談は本人以外にも、学校や SNS でつながっている友人や友人の親からという場合もあるが、未成年者であるか否かに関わらず、団体より児童相談所へ確認させていただくことに関して了承を得て、児童相談所につなげ、児童相談所と一緒に支援を検討することが多い。また、児童相談所が一時保護している方で、学校に行かせたい、本人が一時保護施設内で悶々としておりシェルターのような小さい集団の中で家庭的に支援した方が良いと考えられる方について、児童相談所から受け入れを検討してくれないかと連絡が来るパターンがある。
・ 電話相談時はシェルターの生活を想像できない方がほとんどであるため、電話相談員から入所後のルールや生活に関して、説明したり質問に答えて、伝えるようにしている。そのような生活でも大丈夫であるかを聞き、了承を得た上で、それでも行きたいと答えてくれた方はスタッフが直接会いに行き、さらに詳しくどういうことが起きるか、どのような生活になり退所後はどのような生活が予想されるか等の選択肢をいくつか話す。それでも来たいと言ってくださる方に対して入所の手続きを行っている。
・ シェルターの場所は絶対に秘匿であり、誰にも話さないことを約束いただけないと連れていけないため、説明時には児童相談所や仲介に入ってくださった行政の会議室、学校等に会いに行く。未成年者か否かにかかわらず、地域で支援者なしで直接来られる方も中にはいる。その場合は駅で待ち合わせをして、静かな場所で話をする。
・ 未成年者は基本的に児童相談所につなぎ、時には本人の支援のために情報共有の同意を得た上で情報共有しつつ、本人と会って話をして、同意を得て、希望があれば入所するという流れをくむ。ただし、児童相談所が元々関わっているケースで、児童相談所主導でシェルターに入れたいというケースも中にはある。主導権をどちらが握るかはケースバイケースである。
・ 児童相談所経由で連絡が入って支援がスタートするケースの場合には、動きの主導権は児童相談所であるが、シェルターの説明は当団体のスタッフが行う。児童相談所が話しておいたため入れてほしいと言われても、団体としてはそれでは入れず、スタッフが必ず会いに行き、スタッフの口から説明を行い、それに納得いただけるかと確認している。
・ 入所に関しては本人の意思であるため、まずは来ていただく。その後、親権者等に連絡を取ることに関しては弁護士や児童相談所も入り、どのタイミングでどのように、どのような言葉で伝えるか、本人も含めて話し合ってから行っている。未成年者を含め、ほとんどの場合は親権者等に連絡を取り、本人の意思で安全な場所におり、連絡を取りたいときは誰を仲介していただきたいか伝えている。その際、仲介の窓口として児童相談所と弁護士のどちらが望ましいのかについては、ケースバイケースである。
・ 入所に関する親権者等の同意は、入所時も入所後も不要である。親権者等と連絡は取

るが、それは同意のためではなく、ケースワークのために行っているため、仮に反対されても対応は変わらない。

- こどもが親権者等に連絡を取ることを嫌がることはある。例えば、これまで親に振り回されてきており、児童相談所や弁護士が連絡すると親がヒートアップしてしまうことがこどもの中で予想できる、マイナスの反応しか予想できない等の場合である。例えば、荷物を取りに行きたい、学校の休学届を出す際の保証人になってほしい、お金を援助してほしい等の状況になった場合、弁護士を通じて親権者等に連絡を取ってほしいと言うこどもがほとんどであるが、その一方で、連絡を取らないと決めるこどももおり、その際はこどもの意思を尊重している。
- 児童相談所とこれまで関わっており、一時保護施設等の入退所を繰り返している方、児童相談所に対して良い印象を持っていない方、親権者等が激しい方であるため児童相談所に入ることで職員に更に迷惑がかかるのではと思って連絡してほしくないという方などがいる。ただし、サービス利用に際して児童相談所に許可を取る必要がある等、制度の説明は行い、児童相談所が関わることのメリットを伝え、本人にとって嫌な支援にならないよう、本人の意思をみんなで聞くから大丈夫であると安心感を伝えた上で、児童相談所に連絡する許可をもらっている。
- 児童相談所に連絡するケースのうち一時保護委託になるケースに関しては、18 歳未満で、児童相談所がイニシアチブと取ってケースワークしており、それを継続したい場合である。家庭復帰を目指したいと考えているこどもは児童相談所がイニシアチブを取りたいと言うことが多い。
- 未成年者のうち、事業を利用しない私的契約のケースも過去にはあった。成人している方に関しては、18-20 歳はほぼ児童自立生活援助事業だが、20 歳未満でも私的契約になる場合が時々ある。ただし、現場は長い期間、児童相談所と連携してきたため、最近はほぼそのようなことは生じていない。
- 私的契約でもほぼ全ケースで本人が利用料を負担することはない。シェルター内の生活は何も変わらない。どのパターンであったとしても、入所時に申込書に署名いただくという点において変わりなく、同じ書式で行っている。ただし、私的契約の場合には、児童相談所が関わらない中で退所先を確保しなければならないことが困難である。
- 入所者の課題は一つではない。親権者等の虐待等により生活しづらい環境から来る入所者もいるが、本人の持っている課題に、親権者等からも社会からも適切な支援をしてもらえなかったこどももいる。最近の子の傾向として、地域で生きていく力がなくなってきている印象を受けている。友達がおらず、仕事ができずにつながりもない中で、社会で生きていく力が弱い入所者が多い。男女問わず、８、９割は入所後に精神科への同行が必要である。女子も半分程度が婦人科受診を希望されて同行している。体のケアや治療を必要としている入所者が多い。
- 入所者の傾向については数年で急に変わったことはないが、最近はメンタルヘルスの問題で社会適応できにくくなっている入所者が増えていると感じる。アパートで自立して、失敗をしながらも生きていくという力のある入所者が少なくなった。いったん退所した後、再びシェルターに戻ってくる、入所者はほぼいないが、退所後支援が必要となる課題が多い入所者が多い。
- 親との関係は、児童相談所を通している場合は、児童相談所で面会することがある。弁護士を通している場合は、弁護士事務所で面会することもある。入所者が親と会うことを拒否することもある。その場合は手紙から始める等、段階を追って、親権者等と関係修復をする場合もある。
- 団体は県内の全児童相談所と協定を結んでいる。近県のこどもで、別のシェルターに相談したが満員であったケースでは、その近県の児童相談所から一時保護委託で受けてほしいという連絡が来ることもある。

- 飛び込みの形、例えばホームページ経由で電話相談に連絡をくださる方もいる。他のシェルターに電話をしたところ満員であったとか、男の子は対象でないと言われたといったケースもあれば、こちらに電話するよう言われて連絡したというケースもある。
- 他の都道府県に居住する入所者の対応をする場合、団体から本人が居住している自治体の児童相談所に連絡するが、団体のみがいきなり所管の児童相談所に連絡することではない。シェルターの定員との関係で、他の児童相談所から相談が入った場合は、団体の所在市にもほぼ並行して連絡を取り、情報共有を行っている。シェルターの各部屋を所在する県や市のために確保するという形で定員協定を結んでいるので、対象が他の自治体に居住する場合、当団体で勝手に入居させることはしない。
- スマートフォンはコロナ禍以降、学校で使用することが増えており、入所者にとって必要である場合や、就職活動や家探し等、次の生活に関わってくる場合が出てきているため、位置情報がわからないような安全確認をしつつ、入所者と話し合いながら、弁護士事務所や繁華街で開けて使用するという運用を行うこともある。また、貸出用のスマートフォンがあり、通学時に使うことを許可している。
- シェルターに入る入所者は今まで家で縛られてきたため、なるべくルールが少ない生活をしてもらいたいと思っている。生活を整えている大人側がまめに情報共有や報告・連絡・相談ができていると、入所者に対してあれをしなさいと課すことが少なく済むと思っており、努力している。ただし、それはスタッフの力量にもよるため、十分にできないことも多く、我慢いただくことも多々ある。
- 基本的には入所者が言っていることを実現できるように努力をすること、それが支援の方針であるため、本人が望み、本人が考えたやりたいことを実現できるかどうかを一緒に考え、退所先も本人が納得する場所を見つけられるように努力をすることが一番の権利擁護であると考える。また、そのために最も大事なことは大人だけでミーティングを行わないことである。大人だけの話し合いの時間も取るが、２週間に１度のペースでカンファレンスを入れ、入所者にも参加していただき、方針を決定していくことが大事だと思っている。建物内の取組としては、意見箱がなく、第三者委員もないが、子ども担当弁護士がいるため、スタッフに対する不満も言える。本人の了解を得られれば、それをスタッフと共有し、対応を改善できるところは行っている。
- 支援において大切にしていることとしては、入所者自身の選択という点と、もう一つは個別性という点である。例えば、２人の入所者の間でスマートフォンが使える人、使えない人、学校に行ける方と行けない方など、事情が異なる。そのため対応が異なるということを認めなければ、どうしても誰かの危険に合わせると制限ばかりが増えてしまう。個別対応することが基本スタンスとしてある。
- 個別対応のポイントとしては、コミュニケーションということに尽きる。１対１でスタッフが付き、子ども担当弁護士も１人付くため、本人のことだけを考えている大人がいることを伝え、話やすい雰囲気、時間、場所を作り、自分に満足していただく。コミュニケーションを大事にしている。
- 食事場面は大事にしている。自然体で座り、自然体でいられるような雰囲気づくりをするのに加え、体を作るという意味でも食事は大事にしている。食事に関しては、団体 10 周年の退所者アンケートを取った際にも評価が高かった。
- 個室があり、プライバシーが確保されていることに加え、シェルターの掃除が徹底されていることにエネルギーを注いでいる。部屋の隅に埃がないかも含めて頑張っている。こどもに支援を向くとハード面は荒れがちになるが、居心地のよい空間といったところはシェルター機能をやる上でとても大事にしている。
- 精神疾患を発病されている方がたまたま複数入所しており、入所者たちのみで共感しあった際、入所者とスタッフが対立してしまい、部屋に立てこもってしまったことがあった。一人ずつとコミュニケーションを取れている時はよいが、入所者同士でマイナス

の会話をしてしまった際の対応に苦慮した。また、同じ家に 365 日 24 時間スタッフかボランティアはいるが、把握しきれない時間帯がある、ということは常に意識しておかなければいけないと思っている。

- それぞれ目的や入所理由は異なるため、入所者間で個人情報は共有しないよう約束している。自分のことをしっかりと考える期間だと伝えている。仲良くなる方もいれば、仲良くならない方もいるが、自分以外の入所者も傷ついてここにいるのだろう、ということは全員何となくわかっている。皆さん優しく、一緒に入所している方に対して、思いやりのある目で見ている。入所者同士の喧嘩はあまりないが、たまにある。自分が上手くいっていないとストレスの攻撃対象がスタッフに向くこともあれば、他のこどもがこんなことばかりやっているといった側面にと向き、態度が悪くなる、食事の時でも返事をしない、といった入所者は時々いる。
- 最近はいないが、過去に妊婦の受入れをしたことがある。メンタル面に関しては、自傷行為が止まらない方については注意が必要である。刃物と薬は預かっているが、カッターを貸すことはある。風呂で自傷行為をするとわかることもあるが、その入所者にとってその時やり過ごして生きていくために必要な行為だと思い、葛藤しながら渡して、自傷行為をした場合は手当てをする。団体ではスタッフ以外のボランティアに夜間の対応をお願いすることもあり、そういったケースの対応経験がない場合、怖いと思われる方が多い。
- 通院同行や服薬管理も行っている。精神科に受診する入所者は多く、服薬している方も多い。それ自体はルーティンに組み込まれている。ただし、病名がついているかに関わらず、その人にとってどのような対応がよいのか、何がストレスなのか、といった考えを大切にするというのは本質的に変わらない。
- 場所秘匿との関係で保険証は持っていても基本的には使わず、児童福祉法の枠組みで出してもらっている。児童相談所が絡んでいれば、一時保護委託であれば受診券が出て、児童自立生活援助事業であれば立て替えれば医療費が 10 割出るという制度が使える。私的契約でも、生活保護が絡んでいれば問題ない。どちらもついていないケースはほぼない。
- 入所者が突然いなくなることはある。入所時に、出ていきたくなったら言うよう伝えるが、学校に行って帰ってこない、荷物をまとめて出ていく、という方もいる。安否確認は行う。弁護士や関わりのある人にいなくなったと伝え、連絡を取ってもらい、安全確認できればよいが、どこにいるかわからなければ警察に連絡する。捜索願を出したケースは、ほぼない。
- アフターケアについては、退所前に退所後に必要な支援について話し、何を希望するか決めてもらう。課題に応じて３、４か月後に課題は解決したか面接している。退所先に支援者がいる場合は、１か月後の確認カンファレンスで終了するケースがほとんどである。支援計画を立てない場合は、何かあれば電話相談していただき、退所者のアフターケアとして月１回開いているカフェに自由に来ていただき、話を聞き、必要に応じて再度対応する。
- 退所して 5 年くらいたてば、地域に支援者がいなくても一人でやれているケースがあると思うが、退所してすぐは行政の手続きを一緒に行ったりするなどのサポートをしているケースがほとんどである。
- 当団体のアフターケア事業以外のつなぎ先としては、地域のアフターケア事業所につながることのできた入所者はラッキーである。例えば、出身施設のアフターケア付きで受け入れるといったシェアハウスも中にはあるため、当団体の職員が一緒になって支援していくことも行っている。
- 居場所があるとよい。退所者のカフェを月に１回行っている。やはり、退所後はさみしくなるし、誰かとごはんを食べて愚痴が言えるような居場所があると頑張る力が継続できるのではないかと感じている。

・　人材は足りておらず、常勤は募集している。

■　令和６年度に創設された「こども若者シェルター・相談支援事業」について
・　この事業に参加するのであれば、今やっているこどもシェルターとは別のものを作ることをイメージしている。既存の事業と同じ箱で同じシステムを作るのではなく、違うニーズの入所者を受け入れることになるだろう。緊急短期で場所がばれても仕方がないという形で行うイメージである。

■　「こども若者シェルター・相談支援事業に関するガイドライン」について
・　入所者は逃げてきたらおしまいではなく、そこがスタートであり、また違う苦しみや大変さが出てくる。シェルターに入った後の支援に使える資源が本当に少ない。例えば、精神科のクリニックも親がいなければ受診を断られることもある。二十歳前後のこども・若者は薬の問題もあるので、精神科クリニックを見つけるのも大変である。ガイドラインを作るということであれば、地域のクリニックなどの資源について、具体的なものを載せていただけると現場は助かる。

ヒアリング調査結果（団体 J）

■　基本的事項

・　当団体は 1977 年に設立された。最初にこどもの遊び場所に関する活動から始まり 40 年程続いている。DV などから逃げてきているとか、親がどこかに行ってしまった、捕まった、ひとり親が長期に出張に行きこどもがひとりになった、といった場合に緊急一時宿泊所としてシェルター的に住む場所を提供したのが始まりである。

・　その他にも、家出をした若者や課題のある家庭で育ち家にいることのできない若者の緊急一時宿泊所として自立援助ホームで受け入れている。ホーム以外に近隣の簡易的なホテルのオーナーと提携して、その部屋を使わせてもらったり、生活困窮者の居住支援を行う団体が持っている部屋もシェルターとして利用している。助成金がない期間もある。

・　自立援助ホームはさまざまな事情により家庭で生活することができない 10 代後半（高校生年代）の若者の生活の場所である。基本、若者とホームが入所契約を交わして住むことができる。

■　貴団体が運営するこども若者シェルターにおける取組について

・　正確な数値は把握していないが、 1 年間に 10 人から 15 人程の相談を受けている。

・　入所にあたっては、まずは私と面談をする。もしくは、自身のよく知っている信頼のおける支援団体から紹介されるケースの場合には、その団体において面談してもらうこともある。その場合には、どのような経緯で相談があったのかを聞いた上で、シェルターを使ってもらう。自立援助ホーム出身者の口コミや紹介が入所のきっかけになることも多く、出身者が困っている友達を連れてきたりする場合もある。本人から連絡がくることはあまりない。学校のスクールソーシャルワーカーが連れてくることもある。保育園の園長先生から相談があることもある。基本的には今までに培ってきた地域のネットワークからの紹介である。所在する都道府県に弁護士を中心とした支援団体が行う相談窓口があるが、そこから連絡がくることもある。

・　同意書等を取るということはないが、緊急一時宿泊所のため、特に未成年の場合は、一時的に宿泊した後はどうしていくのかを聞くようにしている。家に帰りたいのか、少し経験を積んでから家に帰りたいのか、ひとり暮らしをして自立していきたいのか、あるいは、何も考えていないのかも含め、そこを話し合った上での入所となる。年齢が高い人にとっては、宿泊所は色々な人が入れ替わったりするため、しんどいと感じて出ていく人もいる。なお、中学生はあまり受け入れたことがない。

・　一番大変なのは親権者対応である。例えば、16 歳の子を泊めたとして、保護者は捜索願を出すことがある。親権者が放っておくタイプの場合は、本人を通して連絡するだけで終わるが、捜索願を出して本人を探すタイプの親権者の場合は、警察に保護されることとなる。基本的には、未成年に関して家庭と調整するのは児童相談所の仕事だと考えているため、地域の担当のワーカーに通告したりする。

・　自立援助ホームの場合はあるが、緊急一時宿泊所は当団体の自主事業のため、児童相談所から一時保護委託の依頼があることはない。未成年のこどもを保護した場合は、基本的にはこちらから児童相談所に連絡するようにしている。施設に行くということになれば児童相談所のワーカーが付き施設を探してくれるが、家出をしてきたこどもに関しては施設には入りたくないため、一時保護はしないでほしいといった希望がある。知り合いや友達、世話をしてくれる人の方を大切にしており、そちらを頼ることも多いので、本人はあまり児童相談所を気にしていない感じがする。本人の了解を得て児童相談所に連絡している訳ではなく、未成年のこどもと家庭の調整は児童相談所の仕事だと思うので連絡をしている。

・　絶対に家に帰らない方がよい、一時保護をした方がよいといったケースに関しては、

本人に対して、絶対に保護してもらった方がよいから児童相談所に連絡すると伝え、児童相談所に連絡したりする。ただし、16 歳、17 歳で既に働いており自立できる場合においては、一時保護施設に入ることで現実世界から隔離されてしまうため、結局は自分の生活を歩んでいけなくなってしまう。その子が一人でやっていくというのであれば、本人がどういう生活をしたいのかといったことに合わせて話を進めて行く。とは言え、親御さんの理解を得ていく必要はあるといった話はこどもにしている。

- 背景事情として、家庭で家族と一緒に住めない、親との関係が悪い子が多い。暴力や不適切な関わりがあるなどで、家を出る子が多い。
- 他の地域に居住するこどもの受け入れはあまりないが、助成金を受けて行う自主事業であるため、地域は限定せずにこども・若者を受け入れている。
- 当団体のシェルター事業は自主事業なので、その子が（児童相談所と連携してほしいと）言えばするが、本人からしたいと言われることは少ない。施設に行きたいと言われれば必ずケースワーカーに繋げるが、そういったケースは少ないため、それよりは生活支援をすることが多い。
- 全ての取組がこどもの権利擁護に繋がっているものだと思っている。
- 簡易的なホテルに宿泊してもらうため、そのホテルの設備のルールにのっとって住んでもらう。アパートを借りるのであれば、そのアパートのルール。ホームに入るのであればそのホームのルールにのっとる。騒音等で他人に迷惑をかけないようにといった最低限のものである。追跡がある場合は、スマートフォンは使わない方がいいよと伝えるが、取り上げたりすることはしない。最終的な判断は本人に任せている。
- 他団体の支援者が本人を連れてくることも多いため、特に未成年に関しては、その支援者が一緒になって関わっており、自分自身が関わることは少ない。
- 住居の橋渡しをしているといった感じであり、退所してからの支援はしない。この自主事業は自分が一人で行う体制である。並行して最大２名程度が入所しており、短期間の滞在となるこどももいれば、事情によっては数か月滞在するというケースもある。特に未成年の場合はしっかり見てあげる必要があると思っており、最初の説明時に、長期間いてもらえってよいと伝えている。
- 本人と話をして、最初に大まかな方向性を決める。その後、変更があればその都度対応していく形をとっている。
- 本人にとっては、仕事ができるかできないかでだいぶ違うと思う。仕事ができない場合は大変だろうと思う。そのような場合は生活保護となっていくのだろう。また、保護者に足を引っ張られている子も大変だと思う。
- 退所後の行先はそれぞれである。仕事の寮に入る場合もあるし、どこに行ったのかが分からない子もいる。実家に帰るという子もいる。本人が求める場合は、退所後についてアドバイスをしたり紹介をしたりしている。
- 本人から要望があれば、サポートができるような知り合いを紹介したりはする。本人と話をしていて、本人が求めるサポートをするだけである。
- 地域で実施しているためネットワークがあるというのが大きい。当事者と繋がること自体が難しいことだと思う。当事者は社会の隅にいるので、シェルターを作ったからといって、児童相談所からは依頼が来るとは思うが、当事者とつながることは難しいと思う。地域でのネットワークがあることで、当事者と繋がりやすいのかなと思う。
- 関わるこどもが多くなるのでアフターケアが増えるという点が難しい。そこまで手が回らないのが現状である。自立援助ホーム出身者へはお米をあげたり、同行支援や一緒にご飯を食べに行ったりと、できることをしているが、緊急一時宿泊所の方は実施していない。関わりが“点”のためである。最低ラインの住む場所の提供のため、アフターケアは実施していない。
- 当団体の行う居場所に来ていて、緊急一時宿泊所を利用することはある。
- 人材確保に関しては、ケースワークができる人が欲しい。当事者の声を聞くことがで

き、地域資源を知り、そこに繋ぐことができる人がいればよい。地域のケースワーカーはなかなか動けないため、そういう人がいればよいと思う。10 月から最低賃金が上がったため、手当てを増やして人を募集しようと考えており、大学や専門学校に求人を出そうと思っている。

・ ケースワークをするのは難しい。スキルもいるし勉強し続けなければいけない。また、20～30 代が地域のこども・若者をみるのは難しい。しかし、役所では担当が２、３年で変わっていくため、誰なのかわからない状況になっている。当事者が相談にいけば相談にのってくれるのだが、自分達支援者が相談に行ってもあまり動けないといったことがあるようだ。

・ 社会的養護や生活困窮支援に携わりたい人の場合、地域に５年 10 年いればネットワークができるだろうが、現状そういう仕組みになっていないため難しいと思う。虐待等のレッドラインに関しては支援できるが、グレーの場合のこども・若者には対応できないのだろう。困窮している家庭に入るのはコミュニケーション能力やケースワーク能力もいる。難しい仕事だと思う。

・ 所在する市からは委託事業として、家庭に住むことのできないこどもの生活の場所を提供する契約をしている。

・ ホームページ上で緊急一時宿泊所と書いているためそれが周知にあたるだろう。難しいと感じることは、当事者につながることである。一番つながるのは当事者と同じ状況にいる社会的養護のこどもや若者同士の繋がりからである。つながる仕組みを作るのは難しいと感じる。

■ 令和６年度に創設された「こども若者シェルター・相談支援事業」について

・ 自身は地域のミニマムな活動を行っているので、大々的にシェルターを実施していこうとは考えていない。しかし、20 代を越えて闇バイトをしているような若者と繋がるのは難しいと思う。高校生までであれば学校に行っていたり、行っていないとしても大変な状況の子がいれば先生が教えてくれたりするのでつながるのだが、高校を卒業して以降の年代に関しては、シェルターとどのようにつながることができるのだろうかと思っている。また、そういった若者のケースワークは難しい場合が多いので、一つの家を借りて同じような境遇のこどもをあわせて支援するというよりは、分散型にするのがよいのではないかと思っている。個人的には、分散型で一時的な利用を認めるといった支援の方が、その時しか費用もかからないため、費用対効果もいいのではないかと思っている。一つの家を借りるとなると家賃もかかるため、シェルターの入所者がいなければ、その家賃分がマイナスになってしまう。

■ 「こども若者シェルター・相談支援事業に関するガイドライン」について

・ 当事者中心に実施することを心掛けるべきだろう。選択肢を広げて選ぶのは本人である。関わる人はそこを大事にしてほしい。本人がこれからどうするかをゆっくり考えられる場所にしてほしいと思う。

・ シェルターにおける制限が厳しいため、当事者は入らない。一時保護施設に似たようなところがあるから入らない。虐待よりもスマートフォンが大事なようである。スマートフォンが制限されないシェルター、自由で安全なシェルター、当事者の声が反映されるシェルターを作ってほしい。

ヒアリング調査結果（団体K）

■　基本的事項

・　2019年に団体を立ち上げ、５年目になる。居場所、仕事のサポート、住まい（居住支援）の３つの事業を主に行っている。代表がこどもの貧困に出会い、こどもたちと会う中で活動が必要だと肌で感じて事業が立ち上がった経緯がある。
・　団体の立ち上げ時は、居場所と仕事サポート事業から始まった。その後、家を借りて仕事や住まいを失くした若者を泊めるというところから居住支援が始まった。男性用の一軒家のシェアハウスが３棟、アパート型の個室が７部屋あり、女性は基本的にはアパートの方で対応している。臨機応変に部屋割をしているが、共同生活が嫌だという子はアパート、シェアハウスでもやっていける子はシェアハウスに入ってもらうようにしている。

■　貴団体が運営するこども若者シェルターにおける取組について

・　未成年の受け入れは例外ではある。以前あったのは、児童相談所も関係しており、精神科に入院していた子のケース。家に帰れる状況になく退所先も決まらない、障害者のグループホームも合わない、本当にどこを使えばいいのかといった状況になり、当団体に連絡がきた。その子に関しては児童相談所立会の上で調整をした。家賃の支払い等を含め、保護者の了承を得た上での入所であった。
・　未成年本人から当団体の部屋を使いたい、家を出たいといった相談がある場合に関しては、現状、弁護士会が運営しているこどもの人権110に連絡することが多い。親権の問題となると誘拐になってしまうため、関係機関との調整を経た上での入所となる。未成年は相談があっても住まいの支援までは繋がっていかない場合が多いし、そういう相談があった場合は一緒に関係機関に相談することが現状は多い。
・　最近はほとんどないが、児童相談所や自治体の若者相談窓口から未成年がつながることがあり、その場合は間に行政に入ってもらい、保護者対応は行政、こども対応は当団体が行い、受け入れていた。アフターケアの支援が進んだこともあり、現在は未成年を私たちのような民間団体につなぐことが減ってきたように感じる。自立援助ホームの活用が進むなど、常に他のリソースでなんとかなっているのではないか。
・　他の関連機関と本人を含め、皆が合意できた段階でシェルター入所に関する説明をする。契約書という名前にはしていないが、覚書という形で、シェルターのルールを記載した書類を用意している。当団体は本人をルールで縛ろうというスタンスではない。部屋の中で酒を飲んだりたばこを吸ったりしない、色々な事情の子が使うシェルターであるため住所を明かさない、人を連れ込まない、配信等はやらないように、といったことを伝えている。また、全く連絡がとれなくなった時は、マスターキーで部屋に入ることも事前に伝えている。シェルターを使う上で、改善してほしいところや何かお願いしたいことがあれば、お互いがしっかりと相談する時間を作らせてくださいとも伝えている。マスターキーで部屋に入るルールについては、門限的な意味合いというより、完全にどこかに行ってしまったのかどうかが分からない時に、部屋の荷物の問題を解決するためのものである。１か月連絡がとれなければ荷物は捨てるということを最初に伝え、次の子が部屋を使えるようにした。
・　保護者対応は原則行わない。本人の困っていることと保護者のしたいことが違う場合があり、私たちは本人の相談に応えるスタンスでいる。ただし、未成年の場合は、保護者との調整が関わってくるため、入所段階で、その部分のやりとりは児童相談所がやってくださいということを児童相談所に強く伝えている。
・　一時保護委託はない。常駐で見ることができるスタッフがいないと一時保護委託は受けられないと聞いている。
・　入所者のほぼ全員が背景に虐待の経験がある。居場所支援においては、背景として障

害が主な困りごとである子もいるが、住まい支援に関しては虐待がほとんどである。大学生で困窮してしまっている場合などは、障害でどうすればいいかよくわからなくなってしまった子もいるし、頼れる友達もおらず地方から出てきたらホームレスになってしまったという子もいる。

- 20 歳を超えた若者の相談が多い。虐待されているけど児童相談所に保護されてこなかった子もいる。社会的養護を経験できた子は少数で、そこにもつながれなかったこどもたちがメインである。
- 20 歳を超えている若者の中には、学校の先生に相談したり、児童相談所が介入したりしたことによって、これまで以上に秘匿され、ひどいことになる経験をした子が多い。相談したがゆえに、（保護者に）危害を加えられ、もう言わないと決めた経験である。
- 保護者からの要請はなくはないが、入居の段階で保護者対応はしないといっている。本人が保護者と連絡とりたくないから逃げてきている場合があるため、ブロックしている場合が多い。本人がやりとりを続けている場合は、本人の意思に任せており、本人と保護者の間に立つことはほぼない。
- 当シェルターの入所者は、ほぼ他県から依頼されるケースである。北から南まで、様々な地域から来ている。
- 例えば、相談段階で他県におり、住まいに困っているとなった場合は、当団体は対面で会える子に伴走することを一番大切にしているため、その自治体の団体に繋いでいる。一方、居住地を問わず、団体が所在する都道府県に既に来てしまっている場合は受け入れている。
- 自治体とのやりとりは難しく、地域で活動している民間支援団体のやりとりにつなぐことが多い。生活保護しか選択肢がない場合は福祉事務所へつなぐこともある。当団体に本人が話してくれた内容を自治体に伝えることは基本的にはあまりない。逆に他の団体に繋ぐときは伝える。
- 若者からの相談は、自治体や役所の縦割り支援の中で重なっていることが多く、どこに相談にいけばよいのか分からないとなる。本人としても、もどこに相談に行けば自分の悩み事が解決するのか分からず、結局他の窓口に行ってくださいと言われると、もう話しても無駄なのではないかと感じてしまう。
- 当団体のシェルターに入っていれば、または、少なくとも団体の所在する都道府県にいれば、全般にわたり当団体が支援を行う。本人から相談があった時点で他都道府県にいる場合は、そこの自治体の団体につなぐイメージである。
- お金があるこどもの場合は、いったん事務所にきてもらい話を聞く場合もあれば、所持金が全くない場合はこちらが駆けつけることもある。
- 支援の入り口としては、LINE 相談が 7 割である。スマートフォンの料金を支払えていない子からはメールがくることも多い。電話は 1 割に満たないくらいである。
- 当団体のシェルターはルールが少ない。基本的には本人のしたいことと私たちのできることとすり合わせながら運営している。民間でシェルターを運営しているメリットは、個別に重点的に関わりを作っていける点である。過去にこどもシェルターでも働いている時は、スマートフォンが使えない、門限は 21 時、冷蔵庫を開ける際には一声かけるといった、何のためか分からないルールにより本人たちの行動が狭められていた。当団体では本人と話し合える関係性を重要視している。嫌なことや良いことも含め、相談したいと思えるような、いわゆる役所らしくないスタッフを配置するといったことも運営上意識している。
- 関係性がなかったら相談もしてこない。単に屋根と食べるものと寝る場所があればいい訳ではない。こども・若者は家を失うにいたるまでに色々あったわけであり、その問題を根本的に解消していく。本人が納得できる落としどころを一緒に見ていく時に一番大事なのが、本人が相談できる相手になることだと思う。関係性を若者一人一人

と作っていけるスタッフがいることが重要であり、本人がやりたいと思ったことに対し臨機応変に対応できる体制が一番大切だと感じている。手続き的な部分は必要に応じてやっていけばいい話である。ここから先のことを考えていけるための、本人にとって安心安全な場所と人に自分たちがなることが大切だと思っている。

- 虐待を受けて育った場合、「早く死んだほうがいい」、「どうでもいい」といった状況の子がたくさんいる。何をやってもなんともならないと思っている子が多い中で、相談したというその時点の細い糸を切らさずに、「ちょっと生きていてもいいか」と思えるような、意欲の回復が重要だと感じる。こういうことをしていきたいといった自信の回復である。そのために、当団体では余暇の取組みを大事にしている。遊びを一緒にやること、例えばフットサルをしている子もいれば、卓球している子もいたり、銭湯で面談したりすることもある。そういうところがこの先も生き抜いていこうと思えるきっかけづくりになるため、遊ぶ取組に力を入れている。
- 当団体の事業は助成金をとりながら運営しているところで、それを持続させていくことが難しい。キャパが少ないなかで相談は増えているため、事業継続の方が大変かなと思う。
- 入所期間が異なるのは当然のことであるので難しいと思うことではない。ただし、大学生年代への支援は難しいと感じる。自分で一人暮らししながら、学校と両立させるのは難しく、生活保護は受けられず、病院にも行けない貧困に陥っている大学生が多い。家にいた時と同じで、精神疾患にかかっていても病院には行けず、カウンセリングを受けるお金もない状態である。学校に通うのも難しく留年してしまい、奨学金も切れてしまうと退学しかない。そういった子へのサポートする仕組みがあればよいと思う。
- 入所者のうち、精神疾患や障害を有する子は多い。また、リストカットと OD は日常である。ダメだというよりは、「なぜでそうするのだろう」と一緒に考え、病院につながるようにサポートしていく。発達障害で日常生活を送るのが大変であり、料理も洗濯も何もかも大変といった子もいるため、一つ一つ困ったことに対応する。生活場面を一緒にして、困っていることがわかった場合はグループホームを一緒に探すこともある。必要なことをその子に合わせて対応していく。
- 生活保護の医療券を使える子はよいが、生活保護を受けていない場合で、自分で国民保険に入っている子においては、健康保険料を納められないから使えるのかよくわからないとなってしまう子もいる。そもそも居住地を移していない子は使えない。また、保護者の社会保険に入ったままの場合は、保護者に通院履歴を見られる形になり、病院に行けなくなってしまう。そのため、無料定額診療所につないだり、知り合いの医師にみてくださいと頼んだりするが、その状態は健全ではない。本当に大きい病気をしたとなると弁護士に間に入ってもらうことになると思う。
- トラブルはざらである。シェアハウスにいるのが嫌だという子もいるし、どこかに行ってしまう子も一定数いる。しかし、トラブルを無くそうと思うとルールでがんじがらめになる。トラブルを出せるというのは信頼関係ができている証拠でもある。逆に、困ったと感じることはこども・若者からの SOS であり、むしろ出してくれてありがたいと思った方がよい。その問題をやわらげるためにはどうしたらいいかが解明できる。トラブルのない運営体制を作れば作るほど、おそらく若者は来なくなるだろう。
- 退所後もアフターフォローをする。シェルターにいられるのは一時的なものだと思っており、その数か月や１年でこれまでのこども・若者の苦労が変わるとは思っていない。退所後も何かあれば随時対応する。居場所に来続けてくれたり、他の団体につないだりするパターンもある、しばらく音沙汰がなかったが、「お金のことで困っています」といったような相談が来ることもある。関係が絶えないことが一番大事だと思っている。

・ 居場所ありきで住まい支援をしている。シェアハウスもシェルターも 24 時間スタッフが滞在しているわけでもなく、常駐していないため、居場所にきて顔が見られるのがよい。リビングの延長のような場所で使ってくれる子もいる。いわゆるホームレス支援団体の居住支援だと、ワンルームのアパートを貸しだす感じになると思うが、居場所を用意しているのは若者支援ならではで、効果的だと思っている。
・ 人材確保に関しては、採用もしているが少し足りていない。当団体のような取組をする際、資格要件ではない。若者の話を聞いて、仕組みに囚われず、必要なことを活動に落としていける人が欲しい。30 前後くらいの年齢が、こども・若者と程よくいい年齢の距離感を持てる。しかし、その年代は、NPO の賃金だと生活が難しくなるため、そもそも確保するのが難しいと感じる。
・ 基本的に行政の方からの個人情報の提供は、それほどしない形にしている。電話において口頭で適当にざっくりした情報のみを聞いて、そこで受け入れ判断をしている。あとは本人から聞く。それにともなって協定なども結んでいない。
・ 困りごとを解決するといったスタンスでは若者は相談してこないと思う。周知していなくても、ネットや口コミで勝手に広まったため、それだけ困っている若者がいるのにニーズに合う箱がないのだと思っている。
・ 家がない時点で、こども・若者は相当何かに困っている。それを話してもよいと思える関係性作りのスタンスができれば、自然と伴走ができる。こども・若者の困っていることをアセスメントするようにとスタッフに伝えているが、それは腕がいる。どういうアプローチでいくかを考えた時、相談を受けてアセスメントシートを埋めるといった支援現場の経験があると、ここでの支援はそれとは違うため、逆に難しく感じるだろう。

■ 令和６年度に創設された「こども若者シェルター・相談支援事業」について
・ ルールが科されるなら事業の活用は難しい。もちろんスマートフォンは使えることが前提であり、こども・若者のニーズを受けた事業にしてほしい。大人のリスク管理のために、こども・若者が制限されるのはこどもの権利擁護の観点からどうなのか。できる限り、ルールが緩和できるのであればよいと思う。特に自治体から依頼を受けている中で、民間 NPO の支援も大事だと感じる。ルールを守るならお金がでるという形だと民間がやる意味はないため、民間の姿勢にあわせてほしい。
・ 財政負担が国と自治体で 2 分の１となると、自治体負担が相当になるのではないか。特に、居住地が違うところになると、元の居住地に戻さなければいけないといったことになるとちょっと違うのではと思う。広域での実施が柔軟に認められるようになるとよい。若者は移動性が高いため、そこも想定に入れた仕組み作りがあればよい。さらに、こども・若者はお金が一銭もない、身分証もないという状態でつながってくることがある。食費は予算から出すことはできても交通費を出すことはできないなど、当面の生活に必要なお金が予算に組み込まれていないと、団体の持ち出しが増える懸念点がある。
・ ルールで縛ったところで、それは何のためのルールなのかということである。こども・若者がそう思ってしまったら、それはおそらく使われない仕組みになってしまうのではないか。例えば、何回面談した、何回同行した、何時間一緒にいた、といった数値によって事業の成果を判断するのではなく、シェルターに繋がったこども・若者がどういう風になってほしいのかを考え、それを達成できるのであれば、団体それぞれでどのような実践を行うでもよいといった予算の付け方になったらよい。
・ 未成年の受け入れに関しては、まずは児童相談所が動いてほしい。18 歳までは公的な仕組みがあるなかで、それをいきなり民間がするのではなく、児童相談所が支援できるための助けを民間がするという形がよいのではないだろうか。

ヒアリング調査結果（団体L）

■　基本的事項

・　当団体の活動は成人女性の支援から始まった。風俗・売春・水商売・パパ活といった性産業に従事している方への支援を実施している。アウトリーチ事業として繁華街で週に３日ほど夜回りをしており、相談カードの配布や声かけをしている。また、立ち寄り所事業として、繁華街にある雑居ビルの一室にドロップインセンターを構え、夜職従事者を対象に週に 2 回、20 時から 24 時まで解放し、お手洗いやスマートフォンの充電が自由にできたり、話し相手になったりするような場所を設けている。さらに、シェルター事業として、その日行き場所がない方に宿を提供している。加えて、同行支援・調整支援も行っている。

■　貴団体が運営するこども若者シェルターにおける取組について

・　未成年については、時折、児童からの相談もあるが、当団体のシェルターには基本的には受け入れていない。直接こどもから相談があった場合は、本人の希望を考慮しつつ、児童相談所や警察といった関係機関に連絡をしている。児童相談所にも警察にも行きたくないというケースが多いので、話を聞く中で、こちらが信頼できる一時保護委託先へ打診をしつつ、児童相談所にも状況を説明して、本人が落ち着いた状態で、児童相談所ないしは警察へとつないでいる。
    - ➢　関係機関に連絡する際は、基本的には情報をテキストでは送らないようにしており、口頭（電話等）で情報のやりとりをする。また、いったんこちらがアクションを起こすにあたって、必ず本人の了承を得るようにしている。
・　シェルターはマンションの１室であり管理人等が常駐している訳ではなく、あくまで１人で生活してもらう形になるため、未成年ではない者が入所するにあたっては、利用ルールを遵守できることや、身の回りのことを最低限ひとりでできるかどうかといった点について、コミュニケーションを取る中で判断する。
・　入所にあたっての基本的なルールは作成しており、例えば、関係者や本人以外は部屋の中には入れてはいけない、室内でタバコを吸ってはいけない、近隣に迷惑を及ぼすようなことはしないといったものである。もう一つ大きな判断軸としては、本人の意思で公的な支援を頼る気持ちがあるかであり、次のアクションがある程度見えている人に入所を限るようにしている。
・　入所のきっかけとしては、当事者から泊まる場所がないので用意してほしいと相談されることもあれば、当団体でシェルターがあるということをどこからかの情報で知っており泊まりたいと言われる場合もある。また、ホテル等にそのまま泊まらせるのはリスクが高いと感じたり、身柄をしっかりと保護してその上で話を聞いて次の手を打った方が良いと感じたりした場合には、こちらからシェルターへの入所を打診することもある。外で話をすると周りで聞いている人間が少なからずおり、情報が広がっていく危険があるので、いったんドロップインセンターに入って、落ち着いてから話しましょうと言って対応するケースが多い。
・　入所にあたり、同意書等は特に作成はしない。
・　児童相談所との関わりはあまり多くはないが、連絡を取らざるを得ない状況で、本人が強く連絡しないで欲しいと望む場合については、いったん通報よりも本人との関係を優先させる。通報までの１時間や２時間といった短い時間ではあるが、そこで極力本人との関係性を作るようにし、その上で、色々と状況を考えたけれど通報せざるを得ないといった説明をしている。ルールに従って問答無用に夜間であれば警察へといった形で連絡をしてしまうと、次に会った時に大人を頼らなくなってしまう。そうなると、掴んではいけない手をつかんでしまい被害が深刻化する可能性が高まる。
・　入所者については、生活困窮が背景にある場合が多くなった。生活困窮に陥る理由は

それぞれだが、メンタル面での調子を崩し仕事ができなくなったとか、成人であっても親子関係の不調があったり、家族からのモラハラ、過干渉等で居場所がなかったりする人もいる。ホストクラブへの依存は少なくなったように思う。

- 未成年者は基本的にはシェルターで受けられないため、親権者からの連絡をとりたいなどの要請がある状況は発生しない。仮にそういう場合があれば、本人と話し合いをして、例えば1回だけなら話してみたらどうかとか、一人で話すのが嫌な場合は我々が同席するといった話をすると思われる。
- アウトリーチでつながった女性で、既に別の自治体で生活保護を受けている方がいた。そのケースは、本人の了承を得た上で実際に支援を受けている自治体のケースワーカーと連絡を取り合って、その自治体と連携して支援を進めた。生活保護等の福祉サービスに繋がっていない場合には、元々の居所が違う自治体であっても、住民票のある場所に関係なく、あまりどこから来たのかは気にせずに、本人が今いる場所の自治体の福祉課につなぐようにしている。
- 他地域の自治体ではないが、時々、所在する自治体から当団体のシェルター入所に関する依頼がくることがある。役所の支援の枠にうまくはまらないケースの場合、難しいケースの場合には、どこにも居場所がないのでお願いできないかと言われることがある。
- 基本的には本人の希望を優先している。こちらからの一方的な押し付けにならないように気を付けている。実際に守ってほしいルールを提示しており、大きなトラブルは起きていないので、最低限のルールは皆さんが守ってくれていると思う。完全に管理しきることは難しい。常に監視しているわけではないため、見えない所で起きていることについては分からず、幸いにも大きな事故はこれまでなかったが、今後問題が発生してしまう可能性は否定できない。
- スマートフォンの利用に関しては、位置情報をオフにする、シェルター内もしくはその付近で自撮り等をして配信しないといったことは伝えている。
- 過去、ルール違反により退所した当事者はいない。過去に、長く入居していた方で、次に移る準備が整っているにも関わらず、踏み出すことに不安や面倒だという思いがあったりして、何かしら理由を付けてズルズルと長く滞在している方がいたので、こちらから背中を押すような感じで、今月いっぱいで退所をしてもらっていいかと打診したケースはあった。
- 入所期間は長くなることが多く、最も長いと6か月半くらいの方がいた。１日、2日といった方もいるが、3か月、4か月といった方も多い。当初はそのような想定をしておらず、例えば、生活保護申請をした場合に受給が決定するまでの２週間程度とか、今住む場所はないけれど来週になれば給料が入って新しい場所に移ることができるのでその間の1週間とか、そういった期間を想定していた。
- 本来であれば次へのアクションに向けて具体的な手伝いや、入所者の背中を押すような行動を起こしたいものの、人手不足のため実施できていない現状がある。それも、入所期間が長くなっている理由の一つと思われる。
- 必要とされている支援としては、引っ越しがある。当団体のシェルターに入所する方の中には、メンタルの不調で仕事ができず、家賃の未払いが続き、最終的には裁判所の強制執行がかかり退去せざるを得ないといった方もおり、この先居場所をどうするかといった問題に合わせ、今ある荷物をどうするのかという問題も出てくる。当団体では車両を所持しているため、移転に係る費用の捻出が難しい場合には、その車で荷物を全部まとめて、シェルターに入るものであればシェルターまで運び、退所する際も、退所先が首都圏内であれば、当団体の車両にて移送する等の支援を行っている。
- 精神疾患等を有するケースの場合、連絡が滞るケースが時折発生する。そのような場合には直接シェルターまで行き、安否を確認する。シェルターにおらず、また行方もわからないケースも発生する。特に解離障害を抱えている場合は、本人の意思とは関係なく

違う所に行ってしまうケースもあるが、どのタイミングそのような状況が発生するかの予測は困難であり、その対応についても難しい。

- 妊娠したという話を聞いて、シェルターに入所させたケースがある。妊娠後も居所がなくネットカフェを転々としているケースは少なくなく、臨月となっている場合にはネットカフェ等で墜落分娩となりかねない。また、中絶手術の希望があった際などには病院はじめ関係機関と調整を図るものの、きまった居所がないことで本人と連絡がとれなくなるといったケースも多い。妊娠初期での中絶であれば体の負担も費用負担も少なくて済むが、居所や費用がない場合、体のことを考えずに地方に出稼ぎにいってしまうといったことが起こり、その結果、中絶機会を逃し、出産するしかないとなってしまう。
- 医療行為を受ける際、生活保護を受けている方であれば自治体に連絡し、本人がかかりたい医療機関に自治体から連絡をしてもらうことがある。その場合、後程、自治体から医療券を医療機関に直接送るといった調整がされる。生活保護といった自治体等の福祉サービスに繋がっていない場合も、内容にもよるが、幸い無償で対応してくれているところがあるため、身分証等も必要なく対応してもらうことができる。それ以外の風邪や怪我であれば、本人の了承を得て、所在する自治体の生活福祉課に行き、無料定額診療事業で診療を受けさせてもらえるように調整をしている。役所から医療券を発行してもらい、それをもって医療機関に行くような形をとっている。
- 無料で対応してくれる医療機関については、産婦人科やレディースクリニックを運営しているドクターのネットワークがあり、医療クーポンを発行しているのでそれを利用している。
- 支援の過程において、本人と連絡がとれなくなってしまうケースもあれば、本人が入所前と同じような生活に戻ってしまうケースもある。一時的にシェルターに入って公助につながった後に自立していくのが流れとしては一番よいと思うが、公助につながり続けられないケースは多いと感じている。当団体のシェルターは、（そうでなければなかなかつながってもらえないため）ルールがあまり厳しくなく、当事者にとって利用しやすい環境で運営しているが、そこに慣れてしまうと公助の枠組みに入ろうとした時にルールが多くてつながるのが難しくなってしまう弊害もある。
- 当団体では複数の支援メニューがあるが、当事者がどの支援も選択してくれないケースもある。本人の意思を尊重するがゆえに、無理強いできないところがある。結局は、無理強いしたところで離れてしまうのがもどかしいところである。
- シェルターの提供と並行して実施することで効果が高いと考えられるものは自立支援である。普段、ネットカフェなどを転々としているとなかなか気持ちの余裕が持てないが、シェルターに入所すれば、多少なりとも気持ちの余裕をもって、今後、自分が支援団体を頼らなくてもやっていけるようになるためにはどうしたらいいかといったところを考えることができる。居場所があることで大きな安心が得られるのがメリットだと思う。その反面、それに慣れてしまうと出ていくのが嫌になってしまうこともあるかとは思うが、それでもデメリットよりもメリットが大きいと考える。
- アウトリーチで困ったことがないかと声をかけていくと、その日に泊まる場所がない、行き場もお金もないといったケースは少なくない。そういう時、自前のシェルターという受け皿がないと、声かけを躊躇してしまう状況も発生し得る。
- 常勤スタッフとしては２名体制である。事務局スタッフは事務業務中心ではあるが、日中の同行支援はそれなりに対応している状況。その他、ボランティアメンバーの中で数名が、だいぶコミットして関わってくれるようになった。
- 関係機関との連携で大切なのは、こちらからの要望を伝えるだけでなく、先方からのご期待やご要望にも応えることを心掛けることである。一方通行の関係性ではなく、相互にとってよりよい関係性を構築していくことが、いざという時の先方の対応の速さや深さにもつながってくると思う。誠実に向き合って対応していくことが大切と思う。

・　協定ということではないが、所在する都道府県の補助金事業から、シェルターの運用に関する資金を拠出している。都道府県とはそのあたりは緊密に連携している形である。
・　周知に関しては、積極的に行うと、場所柄シェルターに入りたいという希望が殺到してしまうため、シェルターの周知はせずに、支援団体があるということだけ周知している。事業を続ける中で、口コミで広がってきている。
・　普段から顔を見せることで、顔が見えない人よりも安心感はあるように思っている。連絡をしようと思っている先にいるのはどういう人なのかわからないよりも、見たことがあるという方が安心できると思う。顔の見える関係性を作っていくことは、今後も続けて行こうと思っている。

■　令和６年度に創設された「こども若者シェルター・相談支援事業」について
・　現在、所在する都道府県から補助金事業を受諾しており、この事業を受けるとなると、事業領域が重なるため、一つの事業に対し助成金を２本取りしているのではないかと外部から思われる可能性がある。今後、仮にこども若者しシェルター・相談支援事業の委託を受けてシェルターを運営するとなると、別の助成を受けて行っているアウトリーチ活動の際に出会ったシェルターに入れる必要があるこどもを、当該シェルターにつなげてよいのかといった懸念がある。どうしても事業領域が複数の助成事業と重なるため、現場での運用において、細かい事業の棲み分けを整理してほしい。
・　現在、所在する地域の繁華街にいるこどもや若者たちは、様々な面において難しい状況にある子も多い。こちらの支援メニューを提示し、それを活用して、こちらの想定通りに動いてくれる方がいるかどうかというと、現実はなかなか難しい。自分で生活できる力はない、でもルールは嫌だ、人の言うことも聞きたくない、自由にしたい、そういう子に関わり続けてくれるスタッフを確保するのもまた非常に難しい。

■　「こども若者シェルター・相談支援事業に関するガイドライン」について
・　実際にシェルターを作る場合、男女の線引きを強めにしてもよいのではないかと思っている。可視化されない男女のパワーバランスがある。男性の保護も大切であるが、やはり女性の方が脆弱な立場となりやすい。実際の支援団体の声なども聴き、具体的に詰めていってほしい。

ヒアリング調査結果（団体M）

■　基本的事項

・　若者支援が主軸にある。若者の就労支援、社会的養護を出たこどものアフターケア事業、地域若者サポートステーションの事業等、10年近く実施してきた。2009年にシェアハウスの形で若者の居住受け入れを始めた。シェルターというはっきりした位置づけではなかったが、その後シェアハウスは自立援助ホームとして事業を始めた。その間、WAM助成を受けての若者支援の活動、休眠預金を活用した広島と岡山で若者支援を実施する団体をつなぐ事業、DX化人材育成事業として若者の在宅での仕事づくり等、様々なことを若者支援として実施してきた。
・　シェルターとしては、今年１部屋借りて運営している。過去に実施していたシェアハウスに関しては一軒家であり４部屋。その後、位置づけを自立援助ホームに変えた。

■　貴団体が運営するこども若者シェルターにおける取組について

・　シェルターの入所にあたって保護者の承諾も必要と考えているため、保護者に連絡を取ってもらうために児童相談所に間に入ってもらっている。保護者対応を児童相談所に依頼している状況である。
・　ケースとしては児童相談所に関わっていただきたいが、一時保護委託をしてほしいということではない。自立援助ホームに関しては一時保護委託で受けることはあるが、別で考えている。一時保護委託をしてもらえると費用面では助かるが、シェルターは短い期間での行先を考える目的であるため、一時保護委託は考えていない。
・　今のシェルターでは未成年の受け入れの実績はなく、過去のシェアハウスの際に未成年の受け入れが数件あった。必要であれば今後も積極的にではないとしても未成年を受け入れる予定である。ただし、児童相談所と保護者から了承を得ている場合である。
・　過去のシェアハウスに関してもシェルターに関しても、完全に民間で運営していた。場所等も法人負担で実施している。できれば社会的養護自立支援拠点事業の一時的な居場所という形に来年度から実施できればいいと考えている。ニーズはとても高いため、持ち出しで実施している状況である。
・　過去のシェアハウスも現在のシェルターも本人と賃貸契約を結ぶ形である。
・　期間としては３か月を目途に、生活保護を受けて一人暮らしを始めるパターンが多い。実際に家がみつからなければ３か月では出られない。立て直し期間としての一時受け入れである。
・　親権者の同意がなければシェルターの入所は難しい。
・　弁護士等がついている体制が整っていないため、親権者等への連絡を拒む場合も説得することとなるが、児童相談所と連携し、保護者とのやりとりに関しても本人と話し合いをさせてもらう形となるだろう。
・　入所者の背景事情としては生活困窮が多いが、その背景には、当然、親子関係の不調や虐待経験といった事情がある。ほとんどがどこかの段階で社会的養護を経験している方である。社会的養護を離れても、もともと経験が少ない中で人間関係を築いたり仕事を継続したりしてベースがまだ育っていない中で社会に出ていくと、仕事が続けられないといったことがよく起こる。金銭管理等もできず、色々な経験不足があり、虐待経験も癒えているわけではなく社会に出たらそれが顕著になる。守られるものがなく社会にさらされると心身の不調は顕著になり、本人が生活困窮に陥ってしまう。シェルターに入るのも、家もお金もない状態で入ってくる。生活保護を受けなければ生きていくこともできない。シェルターに入所すればそこで生活保護を申請し、現れているのは生活困窮かもしれないが、心理的ケアなども十分に受けられたわけではなく、課題を抱えたまま社会に出ている現状がある。

- 法人に連絡していただくことは可能だが、できるだけ保護者とのやりとりは児童相談所に担当していただく。保護者から面会や通信の要請があったことはなく、関わりたくないという保護者が多い。
- 県外からの依頼はある。自立援助ホームでは県と県の調整が入るが、民間で実施している場合はそんなに違いはない。元々住んでいた地域でトラブルを抱えており、遠隔の支援団体と連絡をとって対応が必要なこともある。
- 基本的には社会的養護自立支援拠点事業を実施しているため、そこが相談の入口のため、地域外からシェルターに入りたいという問い合わせではなく、友達や身内を頼って、身体自体はこちらに来ているケースが多い。
- 他の都道府県に居住するこども・若者からの相談経験はないが、居住自治体の児童相談所に連絡することとなるだろう。民間の場合は、居住自治体が異なる場合の関係機関との連携において、そこまで大きな違いはない。
- アドボケイターに入ってもらっているなどはないが、当法人ではこども・若者の主体性は一番大切にしている。自分自身もアドボカシーの講座を受講している。全ての支援のベースになるものだと位置づけており、スタッフ研修では当たり前のこととしている。大人が決めてしまうことがないようにしている。
- 普通の賃貸契約と同じルールがある。部屋の中でタバコを吸わないといった一般的なルールがある。また、ルールはできるだけ少なくしており、シェルターに関しては、スマートフォンや門限に関してルールは設定していない。
- シェルターは１部屋借りている状態なので細かい部分は把握できていない。過去のシェアハウスでは私が一緒に住んでいて、心配なことはあった。未成年だけど夜の仕事をしている等過去にはあったが、行動を規制することもできないため、心配しながらそばにいることしかできなかった。その点、自立援助ホームに変えたことで、支援をするという形をとってスタッフが深く関わることができるようになった。食事等の支援もできるようになった。
- ルールが守れる子を支援していくという流れがあり、どうしてもルールが守れないこどもやおとなを信じられないこども、高年齢になるまで支援が届かなかった方が支援から漏れてしまうジレンマがある。客観的に見た時に不適応な行動であっても、そうしないと自分の心を守れなかったり、自分でも自分のこころの状態がわからなかったりする。そういったこども・若者が、シェルターがあることでいったんは安心できる場所に身を置けることは意味があることだと思っている。そういった子たちの受け皿となるものをどうしていくかを考えると必要な事業だと思っている。
- ルールで縛るのではなく、信頼関係を大人と作ることだと思う。誰か信頼できる人ができた時、そこまで危険なことや逸脱したことはしなくなってくるだろう。この人は信頼できると思える支援者がつくことが何よりも大事だと思う。当法人はルールが緩い方ではあるが、それでも守れず退所となるような子もいる。そういう場合でもアフターケア事業にて外でサポートしていく。困った時に頼ってくれる関係がないと相談しにきてくれない。どんな段階であっても、スタッフの誰かと信頼関係を結んでもらい、引き続き、支援できる状態を作ることが大切である。
- シェルターに入所している機会や関わったタイミングにおいて、信頼していい大人だと思ってもらい、心のうちを話してよいのだなと思ってもらえる関係が重要。支援は一定期間で終わるものではない。何かあったらそこへ行ってみようと思える、拠り所となる場所になることが必要。それが踏みとどまれることにつながる。
- 色々な研修でこども・若者のことを理解できる素地を作ることも大切で、それぞれが学んでミーティングなどで共有している。その子たち自身がわからない気持ちも受け止めて理解すること、そのためには人と人とで、フラットな関係でいる姿勢が重要である。力関係に敏感なこども・若者が多いため、力関係を持ち込まないことも重要である。若者を見る視線は若者に伝わるということも話している。

・ 民間でこの事業をやり続けることが財源的にも難しい。一部屋確保しているとはいえ、ニーズには全然足りていない。どんなに国でいい制度ができても、自治体で実施されないと私たちは実施できないため、自治体の理解が必要だと感じる。
・ 支援機関が長いわけではないため、いったんは生活保護につなぐ支援の形が多い。
・ 病院受診の費用の支払いの問題がある。基本は生活保護等で出るように対応するが、タイミングによっては費用の捻出の面で悩ましいところがある。寄付から捻出するなど、自由に使えるお金を法人で持っていなければ支援は難しい。直面する問題である。
・ 本人が医療機関の受診を拒絶する場合も難しさとしてある。必要性を本人と話し合意形成を図っていく。
・ シェルターでは大きなトラブルはないが、シェアハウスだとお金を盗ってしまった、人間関係のトラブルなどはあるだろう。集団生活だとやはりトラブルは生じてくる。どのような建屋で支援をするかだろう。
・ 保護者との関係が切っても切れないため難しい。本人だけならまだしも、保護者の動きによって本人が翻弄される。すぐにどうにかなることではないので、本人を支えつつ、距離の取り方や、間に入ってやりとりをすることもあるが、長い期間をかけて支えていくしかない。本人が自分なりの生き方を見つけていくしかない。
・ 退所後の問題は色々あるが、それらは基本的にあるものとして、若者の人生のステージに関わっていくものだと思う。
・ 拠点事業が並列してあるとよい。相談支援事業もあるため、シェルターの受付だけであれば、その後のアフターケアを拠点事業として担うとよい。支援期間は長くなる。10 年単位で支援関係が付かず離れず切れない。帰ってこられる場所となる事業とシェルター事業がセットであるのは意味があることだと思う。それが自立援助ホームの団体もあると思う。
・ 福祉業界の関わりだけだと狭くなってしまう。まちづくりやイベントのカフェなど色んな別の動きをしているところへ出向くと、普段出会えなかった人に出会えて事業のことも知ってもらえる。分野にこだわらず色々なところへ顔を出しておくと、それが人材確保につながることがある。
・ 周知に関しては、若者に動画を作成してもらった。どんな人とどんな仕事をしているのかを紹介するもので、それをきっかけに県外から興味を持って就職してくれた人もいる。Facebook 広告等、情報発信を多岐にわたってしている。
・ HP、Facebook、Instagram は実施している。Tiktok まではできていない。バックショップや研修会といった接点は大人に届く。若者の周囲にいるスクールソーシャルワーカーなどに情報が届く。今後は校内居場所カフェなどを実施し、直接こども・若者と接点をもてる場所を作りたい。

■ 令和６年度に創設された「こども若者シェルター・相談支援事業」について
・ 直接手を挙げられるのであればやりたいと思う。未成年が保護者や児童相談所に言わないでくれといった場合に運用の難しさを感じるが、ニーズが高い事業であると感じる。児童相談所で一時保護されたけど帰されてしまい、もう信じないといっているこども・若者の声もよく聞く。そうではない枠組みで受け入れてあげられる事業は大切だと思う。
・ 家を借りるだけでもだめで、真ん中に相談支援事業所、ピアサポートの場が必要である。人とのつながりから足場を作っていき、それがセットになっている事業だと思っている。１点難しいと感じるのは、保護者が追いかけてきたり、訴えてきたりした時にどうするのかは気になるところである。また、常駐するスタッフがいなくても運営できそうだと思うが、そこの責任については事業となった時には求められると思うが、何かあった時に法人はどこまで守れるのかが気になるところである。

・　自治体と話した際、社会的養護自立支援事業の一時的居場所とこの事業が被っている認識があるようで、そこの棲み分けが明確に出された時に検討するという話があった。私たちとしてはやれるのであればやりたい、柔軟でやれる人数も多いとなればやりたいと、関心をもっている。他の団体も関心を高く持っていた。
・　予算等のイメージがついていないが、こちらの事業の方がシェルターとして受け入れる人数が多いイメージを持っている。一時的居場所は１人か２人を対象としていると思っているが、それでは足りない。
・　管理費をとれないところがある。管理費も予算に入れていいとなると運営団体はありがたい。直接経費しか認めないとなると、母体がないと手が挙げられない形になる。多様な団体が入ってきてほしいと思うのであれば、管理費についても１割は認める、ある計算式では認める、といったことを検討してほしい。

■　「こども若者シェルター・相談支援事業に関するガイドライン」について
・　ガイドラインに具体的に書かれることで、新しい提案があった時に、ガイドラインにはまらなかった時に、それはできないですとなってしまう。例えばとして、具体例が書いてあると、工夫の余地があってよいのではないか。常駐をつけるとなると、人材が足りる状況ではない。常勤換算であれば実施できるなどするため、ガイドラインの中で融通が利くと運用しやすいと感じた。
・　法律的なところである。親権者との関係。弁護士の入れ方（業務委託でこういう部分には関わってもらうようにといったもの）、これを守っていれば大丈夫といった法律的なものは書いてあるとよい。

ヒアリング調査結果（団体N）

■　基本的事項

・ 30年前に設立された民間団体であり、女性の人権ネットワークという形で事務所を開設した。設立当初から様々な暴力被害を受けた女性やこどもが殺到し、以来、女性やこどもへの暴力の根絶を目指し活動してきた。
・ 若年女性専用のシェルターを設置したきっかけは、４年前の内閣府のパイロット事業において助成金が得られるというものだった。それまでは手弁当で支援を行ってきた故にアパートさえも借りられなかったが、内閣府のパイロット事業において、助成金が使えるとのことで、シェルターを開設した。
・ 若年女性向けのシェルターを開設したきっかけは、市で起こった虐待死亡事案である。繁華街で働いていた母親がネグレクトをし、加えてパートナーからDVを受けており、こどもも暴力をふるわれ虐待死する事件があった。それ以前にも、何件も若年女性とこどもの虐待死が続いており、制度のはざまに取り残された若年女性への支援をする必要性を感じていた。こどもは、児童福祉法で保護されていても成人になると支援が途切れる。若年女性の妊娠についても、特定妊婦での支援が終わると、たとえば中絶や流産をしてしまった場合など、支援が途端に途切れてしまう。どうしたら切れ目のない継続的な支援が模索できるのかを検討し、シェルターを始めた。
・ シェルターは主に使用している部屋が１室で、サポートを要する方のための部屋がもう１室ある。

■　貴団体が運営するこども若者シェルターにおける取組について

・ 未成年に関しては児童相談所を通して受け入れており、本人から相談が来た場合は児童相談所に連絡している。未成年の受け入れ実績に関しては、児童相談所から相談が来て一時保護委託を行った１件のみである。未成年からの相談は多いが、まずは団体にて話を聞かせてほしいと伝えるものの、面談まで至る事例はあまりない。来所のハードルが高いと感じられる方が多く、またなにかあったら相談を、と伝えている。本人との信頼関係を構築することを優先して、直接児童相談所に連絡することはない。
・ 行政手続きで最も使っているのは生活保護になる。DVシェルターに避難してきた人のほとんどは避難前の居住地に申請をする。市外や県外からシェルターに避難をしてきた人の一部は、距離等の問題や居住地と団体所在地との調整によって、団体の所在地で申請した事例もある。住民票は移さずに対応している。
・ 自治体との関係性は年々広がっている。新たな女性支援法ができたため、それに基づき若い女の子に対して中長期の支援ができるような施設を地域に作る動きがあり、行政や様々な民間団体が支援施設設立のために動いている。そのため、関係性は昨年より密になっており、連携も広がっている。
・ 職員に対する新規研修は必須である。また、若い女の子中心に、本人が何をやりたいのかというのを基にスタッフが動くのがアドボカシーであり、本人中心の支援が一番の権利擁護であると考える。必要な方に関しては弁護士につなげて、団体は同行支援を行っている。
・ 危険の度合いによるが、スマートフォンはほとんどお預かりすることがない。DVの活動については、加害者が個人的に女性を支配している行為の中にスマートフォンが入っている。GPSやアプリが入っているため、DVの支援と居所のない女の子の支援では、危険性という意味で全く異なる。DVのケースだと連絡がたくさん届くが、居所のない女の子の場合は連絡が来たとしても親からの連絡が多く、連絡も乱暴ではない。スタッフに対してLINEを共有いただき、どのように返信するかも含めて対応を一緒に考えることができている。
・ スマートフォンに関してはリテラシーの問題である。今の若いこどもに対して、スマー

トフォンや Wi-Fi の利用が禁止であるとシェルターを利用していただけないため、スマートフォンについては危険性があることを話し合い、安全な使い方をするよう伝えてから入所いただく方法になると思われる。また、守れなければシェルターを出ていかなければいけないことも含めて伝えることが重要である。

- これまで損なわれてきた本人の尊厳の回復に重点を置いている。個人間の信頼関係ではなく、まずは組織で対応することを説明し、組織内でできること、できないことを伝えた上で、できることに関して話し合おうと伝えている。信頼関係を人と結ぶというよりは、人間不信を抱えて傷ついている方であるため、シェルター入所中に強固な信頼関係を結べることは少ないと感じている。ただし、信頼はできなくても頼れるかもしれないと思っていただけるよう、日常的な声掛けや寄り添いを継続でしかないと思われる。難しいと感じている。
- こどもや若者は家庭の中から逃げてくることが多いと思うが、家庭から離れることはとても勇気がいることであり、様々なことが変わっていくと思われるため、シェルターに飛び込んでも自分の人生を安心して歩んでいけることが周知されて、イレギュラーなことでないという情報提供や気軽さが大事である。一回離れても戻ってこられる場が各地域にあるとよく、また、様々な形の居場所があるとよい。居場所を提供している団体が連携しながら、昼の居場所、趣味ができる場所、宿泊ができる場所、中長期的な支援ができる場所等、様々なタイプの居場所があるとよい。
- 入所者の背景事情としては、親子関係が悪い、または虐待を受けていたケースが多い。そのようなこどもの闇は支援関係のみで信頼関係が築けるような、簡単な課題ではない。施設だけではどうにもならず、虐待のない社会を作るためにはどうすればよいか、親が困らない、親も駆け込んでいける場所がある、経済的な支援がある等の社会構造から考えていく必要がある。DV の方と異なるのは、DV の方は逃げて新たな生活を取り戻していこうという気持ちを感じるが、若いこどもは逃げることに力を使い果たしてしまい、これからどうするか具体的に考えられない、考えたくない方が多く、自分は死んでも良いと思うこどももいる。そのようなこどもに対して、どのようにシェルターから自立させ、自身の生きたいように生きていけるか、様々な選択肢から選ぶ力を取り戻すことができるのか、自分の人生の向き合い方について考えていけるのか、支援方法が難しく、団体だけではどうにもならないと感じている。実際、試し行動を多く行い、スタッフも疲弊する。リストカットは傷の浅いものが多いが、環境が変わったことでストレスを感じる方はいる。
- シェルター入所の段階で医療機関につながっていなかったらサポートし、すでにつながっている場合は同行支援を行う。自立先もグループホームを一緒に探す。
- 医療費に関しては、保険証がなくても生活保護を利用するため問題ない。生活保護を利用していない学生の入所はあったが、親御さんの関係がそこまで悪くなかったため、親に居場所を知られても問題なく保険証を使えた。保険証がなくて困ったケースはない。ただし、生活保護がつけられなければどうすればよいか全くわからず、大きな課題になると思われる。
- 性暴力に関しては、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター経由であれば婦人科で診ていただける。また、公費で中絶費用を担っていただいた事例もある。
- 冷蔵庫、テレビ、食器等を持ち出した入所者がおり、被害届を出した。また、掃除をしないで部屋が汚くなったままいなくなる人もいた。対策として、様々な背景のこどもがいるため、現在は入所したこどもに合わせて週に何回か様子を見に行くようにしている。事務所に来ていただく場合もあれば、部屋に伺うこともある。
- 部屋が２LDK であるため、シェアハウス状態になる可能性があることは伝えている。１度目のシェアハウス状態の方は仲良くなったが、もう１組は相性が合わず、結果的に異なる部屋に分けた。そのトラブル後はシェアハウス状態にしていない。自分のプ

ライバシーが守られた方が良いため、一人一部屋の方が望ましいかもしれない。
・ シェルターでは相談業務を行うことが効果的である。自治体の DV 相談業務を委託しており、相談業務をしながらシェルターを持っているということは、つなぎ先が確保できているということであるため、併用することは効果的であると考える。
・ 資金については常に困っている。人材確保に関しては、シェルターに職員が増えた。求める人物像は、ジェンダー感覚に明るいかどうかである。誰かを助けてあげるという発想ではなく、この業務を通じて理不尽な社会を良くしたいと思っていただけるかが重要である。実際に、シェルター入所者がスタッフとして新たに入ってくださった。知識はこれから得ていただく必要があるが、それはやりながら覚えていただければよく、一つの運動としてこの活動をどのようにしていくか考えられることが最も重要である。人材に関しては、関連団体からスタッフを一本釣りすることもある。
・ 関係機関との連携事情は地域によって異なる。規模が小さい分、密に関われるということで、都道府県よりは市区町村の自治体と連携している団体の方が多いと思われる。ただし、自治体側の担当者が変わると対応が大きく変わるのは課題であり、協力的な担当者がいる間に進めようといった動きになっている。
・ 市より相談事業を受託しているが、協定は結んでいない。新たな進歩として、支援調整会議を必要に応じて集めることができるため、柔軟に行おうと話をしている。
・ 要対協にも参加しており、ケース会議にて個人情報の共有は生じている。また、本人が団体の所在地から離れたいという人は、シェルターネットワーク経由でコネクションがあるため、ケースに応じて様々な民間団体と連携して保護していただいている。そこに研修や見学に行って学んでもいる。
・ 周知に関しては、元々当事者であり新たに入職したスタッフにどういう情報を求めているか、届きやすい周知の方法を考えていただいており、ホームページの改定に向けて活動している。怪しい団体ではないか、情報が古いかどうか、情報過多ではないか等、自分が入所した時のイメージをもって本人の視点から検証いただく予定である。ホームページ経由で連絡していただいたケースは現在少ない。逃げるための情報等を記載すると、利用いただけるかもしれない。
・ 複数の相談が一度に入り重なる時はある。どちらのケースにおいて今すぐ対応が必要なのか優先順位をつけ、入所とならない方は別のシェルターを案内する等調整している。入所者には相談につながってほしい。
・ SNS 相談を行っており、SNS 相談につなぐために毎年 25 校程度の高校に DV に関する講演も行っている。すぐにシェルターへつながるケースはあまりない。SNS 相談は匿名であり、誰から来るからわからないのだが、学校スタッフ（保健の先生、担任等）から困っているということで団体に連絡が来ることが多い。学校スタッフから相談があった場合は、危険性が高いこどもに関しては実際に会って話をすると伝えている。当団体のスタッフが学校に出向いて若いこどもと話すことは重要であると思うため、ネットワークが広がるとよい。

■ 令和６年度に創設された「こども若者シェルター・相談支援事業」について
・ 存じ上げていない。自治体内に１か所のみではなく、プラットフォーム的に若者が集まれる場所が、様々な場所に様々な形態であるとよい。それは社会的養護とは異なる。風俗がセーフティネットになっているところがあるため、それに代わる場所があると良い。

■ 「こども若者シェルター・相談支援事業に関するガイドライン」について
・ 行政と民間がどのように連携していくのかを整理してほしい。民間団体が金銭的に困らず、こども・若者を支援するシェルターを運営できるかが肝心であり、自治体はどのように民間団体に委託するのか、助成金を出すのかがわかるとよい。また、シェル

ター事業を委託できる民間団体の発掘をどのようにするかも触れてほしい。こういった支援は自治体だけではできず、長年支援してきた民間団体が主体になる必要があると感じている。

- 行政と民間が連携していく上で、予算の確保が重要である。民間団体は半ば社会運動のような形で支援を実施しているが、だからといってボランティアでよいわけではない。今後こういった支援現場に係る次の世代が働いて食べていける体力を民間団体が保つためには、行政がどれだけ予算を確保し、支援してくれるかが大きいだろう。
- 困ったときに使える通知や通達がすぐに出てくると良い。具体的に支援に動いていく中で、関係機関とのやりとりの際に「ここにこう書いてあるからやってください。」と言えるものがあれば心強い。例えば、ある若者が中絶した際に、手術までの日数が迫っている中で中絶費用の支援を行政が渋ったことがあった。妊娠相談等を実施している関係機関に対応のアドバイスを求めたところ、国から出ている文書を見せるよう教えていただき、スムーズに支援を受けることができた。このような支援の現場が困るのが予想される場面について、よい方法が示されている事例集のようなものがあれば、どんな対象のこども・若者でも、とりあえず逃げておいでと伝えることができる。
- 家を借りる際、未成年でなくともブラックリストに載っていたり精神疾患があったりする場合は手続きに時間がかかる。物件の情報や別の方法について記載されると良い。

ヒアリング調査結果（団体０）

■　基本的事項

・　当団体は県域のNPOの中間支援組織であり、1998年から、特定テーマで活動するのではなく、県内にNPO法人を設立・運営したいという方向けの相談支援を行ってきた。福祉を中心に助成金を活用して活動していこうと考え、例えば最近外に出られるようになったが障害手帳もなくハローワークに行ったことのないような方に対する就労支援、居場所としてのコミュニティレストランの運営を10年ほど行っている。また、災害再生や生活困窮者等にも取り組んでいる。外国の方の学習や日本語の授業も始めた。

■　貴団体が運営するこども若者シェルターにおける取組について

・　当団体における未成年の受け入れはいくつかパターンある。母子の受け入れが多く、DVが背景にあり、本人の友人、家族、親戚経由で入所することがほとんどである。住んでいた自治体のこども家庭課が保護して、住む場所がないということでそのまま職員が連れてくるケースもあれば、DV支援団体が紹介してくれたケースもある。また、未成年者単身のケースで、帰るところがないということで入管が保護しようとしていたが、近くに住んでいる知り合いの外国人大学生が面倒を見るからと連れて行ってしまったことがあった。その後、シェルターで保護して児童相談所から一時保護委託を受ける形でサポートするのが良いと考えていたが、団体のシェルター入所後３か月で児童相談所からケースを打ち切られてしまったケースもある。中には家族全員を受け入れるケースもある。多くは難民申請中であり、在留カードがないため児童相談所にも入れず、学校も入れてくれない場合もあるが、当団体のシェルターであれば賃金は発生しないにしろ賃貸契約書を結ぶことが可能であり、住所証明になる。それを基に３か月程度の間、国保に加入したり教育委員会と交渉して小学校に入れていただくという対応を取ったりしている。
・　基本的に児童相談所にも連絡をし、打ち合わせをして安全を確認するようにしている。その他、外国人が多い高校にアドバイザーとして入っているが、様々な問題で退学や学校にいられなくなるケースがある。その際は児童相談所に関わっていただき、こどもが家から閉め出されているから保護していただきたいと伝え、交渉の上受け入れていただいたこともある。家出中のこどもを当団体が把握した際は、児童相談所に相談し、保護いただいたりもする。ただし、そのように児童相談所に行ってしまうと、その後の対応については共有いただけないことが多く、活動していてもどかしいと感じるところである。
・　当団体に通訳がおり、児童相談所が困っていると思われる宗教的配慮ができる環境も整っているため現状としては外国籍のこども・若者が中心であるが、日本の方でも他に居場所がなければ受け入れたいと思っている。
・　ある外国籍の未成年は元々他県の児童相談所が関わっていたが、当団体の所在県に移動してきたため、県の児童相談所から当団体に声がかかった。県の児童相談所は他県の所管ケースだと頼まれて様子を見に行っただけだと理解しており、依頼元の児童相談所は保護委託の判断をなかなか行わず、結局ケース対応を終了してしまったことがあった。外国のこどもに関しては、「どこかに居場所があるのだからこのケースは大丈夫だろう」という考えで判断しがちである。
・　場所の秘匿性に関して、本来であれば非常に重要であるが、当団体においてはそこまで重要ではないケースもある。ただし、難民申請中ということは母国を否定していると捉えることもでき、国によっては難民申請中の方を探すこともあるため、どこにいるかを知られるようなことは避けた方がよいと言われたことがある。よって団体から居場所を伝えることはしない。外国の方の権利擁護は、そもそも日本にいられること

である。

・ 入管に在留特別許可を出していただくか難民審査を見てもらうという法手続きを取る以外に手段がないため、未成年の場合は特に弁護士の協力を得て、通訳も入れて、審査の面接で言うべきことを伝えて、日本に留まるための権利を得ることが大事である。また、親が就労できるビザに切り替えるための支援をすることで、結果的に家族が日本におり、保険に入って生活できるということになる。こどもが日本に存在する権利はビザと切り離せず、最も大変なところだと思われる。
・ 外国籍の未成年に関しては、日本で生きていきたい場合、やはり言語の習得ができるとよい。就学年齢において学校に通っていることは定着性を高め、在留資格の取得にも有効に働く。学校に行ける状態にするため、教育委員会に手続きをしたり、日本語教室を開催したり、学費を用意する等の支援に力を入れている。
・ 独身女性と母子が同じシェアハウスに入所していると、泣き声がうるさい等で苦情を言われることはある。物件に余裕があるときは相性が合わない方たちは違う場所で生活していただくが、スタッフが常駐しているわけではないため、揉め事の仲裁が難しい。
・ 障害のあるこどもの入学を支援するのは、特に特別支援学校の場合は大変である。また、非正規滞在の方で妊娠している方を支援したこともあったが、検査を一切していなかったため出産できる病院がなく、医療保険にも入っていないため、非常に高額な本人負担が生じたこともあった。妊娠した際に相談できるような体制が非常に重要であると感じている。
・ 退所後は本人から相談が来れば対応する。通常のこども若者シェルターはこどもと親が一緒にいないことを前提にしていると思うが、当団体で保護している家族は日本語が話せないという問題に加え、難民認定申請中で就労が認められていないことから養育能力がないということであり、家族の再統合を重視している。外国の方は親がしっかりすることで家庭復帰できる可能性があるため、児童福祉の支援だけではないと思っている。こどものフォローも重要であるが、家族が一緒にシェルターに入所していることで、両方に対してアプローチできる。両方ケアし、一緒に暮らしながら普通の生活ができる状態に家族を移行させることができる。シェルターの概念とは異なるかもしれないが、そのような形の場所も世の中には必要であると思われる。
・ 人材確保に関しては、現状としては２人でシェルターの対応を行っており、そこに加えて通訳の若い外国人スタッフが関わっている。心理的な知識のある方がいると良いと感じるが、それがなければならない訳ではない。傾向として、勉強のみしてきている人はフレームに当てはめてこどもを見てしまうことがあり、むしろ本当の家族のように、あるいは友達のような関係性を作ることのできる方がよい。ボランティアやインターンとして関わっていただき、団体について良く知っていただくのが最もよいと思われる。
・ シェルターについて特に周知は行っていない。以前は複数言語でシェルターを紹介した資料を作り、必要だと思われる方に配布していたことがある。現在は、団体の設立経緯、ケース概要、課題等を記したケース事例集と住居支援の実践をまとめて、県内の福祉施設や外国人支援組織に毎年無償で配布している。それらを読んだ方から問い合わせが入ることがある。

■ 令和６年度に創設された「こども若者シェルター・相談支援事業」について

・ 当団体には、今日泊まる場所が見つからないといった形で、情報もないまま相談が入る。依頼元が生活保護の手続きをしてくれればよい方で、それすらもしてくれないところもある。相談が入れば、当団体としては基本的にはこども・若者を追い返すことはできないため、住まいの提供以外に通院同行やその他支援を実施するが、そのための人件費は一切入らない。確かに一時生活支援事業や自立準備ホーム等、入居後の相

談支援に関するマンパワーを配置しなければいけないのはわかるが、現状の助成金のみで人件費を賄う方法では、いつまでも続かないだろう。今回の「こども若者シェルター・相談支援事業」は部屋の要件や支援メニューについて条件をクリアできる見込みがあのだが、県に相談をしたところ、事業費ですぐに何百万もの予算取りは困難という理由から当事業を活用することは難しく、さらに当シェルターは入居者がこども・若者に限定されていないということで見送りとなってしまった。

- 県内の児童相談所相関係者からは、外国籍の児童に関して、言葉、宗教、在留資格に関してサポートする施設、一時保護をするシェルターの必要性はあるとの話は出ている。
- この事業にはあまり縛りがないように感じていること、固定費として人件費が年間で決まった額が支給されること、スキームが柔軟なことなどから、当団体もこの事業をやれるとよいと期待している。
- スキームに関して、外国人のこども・若者の支援やサービスに関する議論が見当たらないため、当団体が関わっているようなケースがあることを知ってもらえると、我々も役に立てると感じた。

■ 「こども若者シェルター・相談支援事業に関するガイドライン」について

- こどもだけを保護するシェルターについて必要最低限のものをガイドラインで示すという方向性であると思われるが、対象をもう少し広げていただけるよう検討していただきたい。親はいるが、働けないために生活も困窮し教育もさせてもらえないというこどもがいて、そういったこどもがシェルターに来られない現状がある。そのため、アウトリーチに関することの記載がもう少しあると良いと感じている。
- 宗教面に関しても触れてほしい。学校や児童福祉施設等において外国籍やムスリムのこどもがおり、配慮や対応について児童相談所が必死になって対応している。ハラルの食事の対応が困難といわれている。職員が在留資格や国籍に関する知識を有していなければいけないため、一定の知識経験があるところと連携して必要な支援を行えるようにしたい。外国籍のこどもへの対応やキャリア支援についての記載があると良い。

第５章　こども・若者インタビュー

こども・若者の声を聞き、安全な居場所等を必要とするこども・若者の状況や、こども若者シェルターに関するニーズについて理解を深めるためのこども・若者のインタビューを実施した。

１．対象

民間シェルターアンケート調査において、当事者へのインタビューについて「協力できる」もしくは「詳細を聞いて判断」と回答があった団体に対して、こども・若者へのインタビューに協力いただける当事者(１～２名程度)の紹介を依頼した。その結果、計 15 名のこども・若者から協力が得られた。

協力者のシェルター入所時の年齢、性別は以下に示した通りである。

図表 30　こども・若者へのインタビュー協力者一覧

入所者		
協力者	年齢（入所時）	性別
A さん	23 歳	女性
B さん	16 歳	女性
C さん	20 歳	男性
D さん	21 歳	－
E さん	16 歳	女性
F さん	20 歳	男性
G さん	18 歳	女性
H さん	16 歳	男性
I さん	19 歳	女性
J さん	16 歳	女性
未入所者		
協力者	年齢（現在）	性別
K さん	18 歳	女性
L さん	17 歳	女性
M さん	21 歳	女性
N さん	20 代	女性
O さん	24 歳	女性

２．方法

オンライン会議形式により実施した。手法は半構造化面接技法を用いた。所要時間は 60 分程度であった。

３．期間

令和６年 12 月９日（月）～令和７年２月 13 日（木）をインタビュー期間とした。

４．インタビュー項目

インタビュー項目を以下に示す。

図表 31　こども・若者へのインタビュー項目（入所者）

１．基本事項	①　年齢（入所時） ②　入所する直前は、どこでどのように過ごしていたか
２．民間シェルターについて	①　入所したきっかけ(入所した民間シェルターのことをどのように知ったのか)、入所しようと思った理由 ②　入所前に民間シェルターに対して抱いたイメージ、期待したこと ③　民間シェルターを実際に利用してみてよかったこと ④　民間シェルターを実際に利用してみて嫌だったことや辛かったこと ➢　外出や通信機器の使用といった生活上の制限についてはどのように思ったか ⑤　民間シェルターで一番うれしいサポート、さらにあると良いサポート ⑥　入所時に説明があると良いと思うこと ⑦　退所後に受けた支援や関わり（アフターケア）などはあるか。また、退所後にあるとよいと思う支援や関わり（アフターケア）はあるか ⑧　民間シェルターについて、どのような方法（媒体）で、どのような情報を知ることができていれば、安心して利用できると思うか
３．これからのこと	①　今現在困っていることはあるか。ある場合、それがどのように変わっていけばよいと思うか。そのために行政機関（国や都道府県、市町村）に望むことはあるか

図表 32　こども・若者へのインタビュー項目（未入所者）

１．基本事項	①　現在の年齢 ②　現在は、どこでどのように過ごしているか
２．民間シェルターについて	①　こども・若者向けの相談を利用したきっかけ(どのように知ったのか)、利用しようと思った理由 ②　民間シェルターに対して抱いているイメージ ③　民間シェルター利用しない理由 ④　民間シェルター利用しない代わりに、利用したり頼ったりしたもの ⑤　民間シェルターがどのような場所であれば利用したいと思うか（退所後の支援や関わりも含めて） ⑥　民間シェルターについて、どのような方法（媒体）で、どのような情報を知ることができていれば、安心して利用できると思うか
３．これからのこと	②　今現在困っていることはあるか。ある場合、それがどのように変わっていけばよいと思うか。そのために行政機関（国や都道府県、市町村）に望むことはあるか

５．結果

こども・若者へのインタビュー結果について、聞き取った内容（概要）は次の通りである。

図表 33　入所者へのインタビュー結果（概要）

	入所したきっかけ、入所しようと思った理由	入所前の民間シェルターのイメージ、期待したこと	民間シェルターを実際に利用してみてよかったこと	民間シェルターを実際に利用してみて嫌だったことや辛かったこと	民間シェルターで一番うれしいサポート、さらにあると良いサポート	入所時に説明があると良いと思うこと	退所後に受けた支援や関わり（アフターケア）	どのような情報を知ることができていれば、安心して利用できると思うか	行政機関（国や都道府県、市町村）に望むこと
A さん	・精神科での診察がきっかけでシェルターを知った	・閉鎖的で自由がないイメージ	・自炊環境が整っていることがありがたかった	・趣味の時間が取れなかった	―	・ネット通販が使えないこと	・イベントがあると嬉しい	・SNS で知る機会があればよい ・早い段階でしることができればよい	・食料支援をしてほしい
B さん	・家庭環境に耐えられず、児童相談所から勧められた	・制限されているようなイメージ ・何も期待しないようにしていた	・安心して生活でき、思ったより自由があった ・職員が優しかった ・似た悩みのこどもが多く楽しく生活できた	・もっと長くいられたらよかった	・ご飯を作ってもらえることが嬉しかった ・Wi-Fi やスマートフォンが使えることが助かった	・Wi-Fi やスマートフォンの利用について ・食事がどのようなものか ・一緒に住む人はどのような人か	・食事をしたり、遊びに行ったりしている	・児童相談所で知ることができるとよい ・SNS で知る機会があればよい ・実際の入所者の生活や口コミが知りたい ・動画や写真などのリアル情報がよい	・シェルターに入所できる年齢制限はない方がよい ・進学のための支援をしてほしい ・18 歳以上の支援を充実させてほしい
C さん	・自立を目指して、生活を整えるために入所した ・別の施設のスタッフから紹介があった	・元々いた施設と似たような場所だと思っていた	・家賃がかからなかった ・仕事探しをサポートしてもらえた ・日常生活について助言してもらえた	―	・仕事探しをサポートしてもらえた ・他の人と交流してみたかった	・シェルター内の様子や過ごし方を事前に知りたかった	・いつでもゆっくり相談できる場があれば安心できる	・実際の入所者の状況や退所後生活を知りたい ・文字だけでは想像しにくいため動画があればよい	―
D さん	・友人からの紹介	・色々なことを制限される場所 ・スマートフォンの使用や生活についてルールがあると思っていた	・制限がないことがよかった ・一人の時間や一人暮らしの生活が経験できた	―	・金銭管理の仕方を教えてもらえてよかった ・自分の時間があってよかった	・制限がある場合は説明することが大切	・家探しや引っ越しのサポートがあると助かる	・SNS で知る機会があればよい ・サポート内容が分かればよい ・サポートしてくれる人がどのような人か紹介があるとよい	・シェルターを周知してほしい

	入所したきっかけ、入所しようと思った理由	入所前の民間シェルターのイメージ、期待したこと	民間シェルターを実際に利用してみてよかったこと	民間シェルターを実際に利用してみて嫌だったことや辛かったこと	民間シェルターで一番うれしいサポート、さらにあると良いサポート	入所時に説明があると良いと思うこと	退所後に受けた支援や関わり（アフターケア）	どのような情報を知ることができていれば、安心して利用できると思うか	行政機関（国や都道府県、市町村）に望むこと
E さん	・インターネット検索でシェルターを知った ・主治医から逃げた方がよいと言われシェルターに連絡した	・安全だが怖いイメージがあった	・温かい食事が出た ・話を聞いてくれる人がいた ・職員が優しかった ・同行支援	・家族に会いたくなった	・話したいことがあると聞いてもらえた ・病院への同行支援がありがたかった ・誕生日を祝ってもらえた	・ゴミ出しや買い物の仕方を教えてほしかった	・退所後もフラットな関係でつながれるといい	―	・シェルターがよい場所だと知って欲しい ・シェルターを増やしてほしい
F さん	・行き場がなく、選択肢としてシェルターを選んだ	・堅いイメージだった	・屋根があることがよかった	・共同生活で気になることもがあった	・ネット環境がととのっていること ・定期的に食事を作ってくれること	・シェルター内で一緒に住む人とのトラブルがありうること ・一緒に住む人に関する説明	・家探しや引っ越しのサポートがあると助かる	・実際に会って確かめることのできる機会、イベントなど ・口コミ	・18 歳以上の支援を充実させてほしい ・夜や深夜に相談対応してくれる場所がほしい
G さん	・元いたシェルターの紹介による	・何も印象をもたなかった ・わからないことの不安があった	・話を聞いてくれる人がいた ・病院や買い物に付き合ってくれた	―	・病院や役所への同行支援がありがたかった ・成人式を祝ってもらえた ・通信制の高校への入学サポート	―	・シェルター職員によるカウンセリングを受けていた ・食堂の支援もあった	・学校や役所で情報が得られるとよい ・スマートフォンを持てない人にも届く発信の仕方をしてほしい	・進学のための費用面の支援をしてほしい
H さん	・別のシェルター・施設のスタッフから紹介があった	・一時保護施設と似たような場所だと思っていた ・常に関しされている刑務所のような場所	・衣食住がととのっている ・これまでの不安が解消され、人生を満喫できている	―	・引っ越しの手伝いをしてもらった	・一時保護とは違う場所であることの説明があると安心できる	・金銭的な支援があれば進学しやすい	・ポスターなどで目に見えるところに掲示する ・民間シェルターの知識を持っている人が増えると良い	・金銭的支援をしてほしい ・未成年でも保護者の同意なく必要な手続きができるような基準があるとよい

	入所したきっかけ、入所しようと思った理由	入所前の民間シェルターのイメージ、期待したこと	民間シェルターを実際に利用してみてよかったこと	民間シェルターを実際に利用してみて嫌だったことや辛かったこと	民間シェルターで一番うれしいサポート、さらにあると良いサポート	入所時に説明があると良いと思うこと	退所後に受けた支援や関わり（アフターケア）	どのような情報を知ることができていれば、安心して利用できると思うか	行政機関（国や都道府県、市町村）に望むこと
I さん	・別のシェルター・施設のスタッフから紹介があった	・お金がかかるのではないかと不安だった ・どのくらいいられるのか心配があった	・一人の時間や一人暮らしの生活が経験できた	・ルールを守れない人がいたので共同生活が合わなかった ・勉強道具があればよかった	・食事が用意してあることがよかった ・何かあればすぐ相談できた ・受け入れてもらえる場所が多くあるとよい	・どのくらいの期間滞在する人が多いのか ・費用やルールの説明があるとよい	・イベントがあると嬉しい ・カウンセラーを紹介してもらえてよかった ・法テラスについて教えてもらえた ・退所後も近況を離せる人や相談できる手段があるとよい	・学校の先生から情報が得られるとよい ・入所者の年齢や状況、滞在期間、入所することで生活がどう変わるか分かるとよい	・相談したその時だけでなく継続する支援があるとよい
J さん	・児童相談所と面接した際に話を聞いた	・一時保護施設よりは自由がありよいところと思っていた	・生活が変わった ・気を遣う必要がなくなった	・強いて言えば建物が古い	・ご飯を作ってもらえることが嬉しかった ・話したいことがあると聞いてもらえた	—	・退所後も遊びに行ける場所がほしい。つながっていたい	・SNS で知る機会があればよい ・学校にポスターがあれば見るかもしれない ・SNS で広告が流れてくれば見るかもしれない	・高校生でも入所できる場所を増やしてほしい

図表 34　未入所者へのインタビュー結果（概要）

	こども・若者向けの相談を利用しようと思った理由	民間シェルターに対して抱いているイメージ	シェルターに入所しなかった理由	民間シェルター利用しない代わりに、利用したり頼ったりしたもの	民間シェルターがどのような場所であれば利用したいと思うか	どのような情報を知ることができていれば、安心して利用できると思うか	行政機関（国や都道府県、市町村）に望むこと
K さん	・妊娠をきっかけに家を出たいと考えるようになり、知り合いに聞いた	・特に何も想像していなかったため、嫌なイメージもなかった	・緊急性がないと入所が難しかった	・生活困窮者支援施設の女性専用シェルターに入所した	・衣食住が整っており、スマートフォンや Wi-Fi が利用できるとよい ・退所後の引っ越しの手続きや作業など手伝ってもらえてよかった	・SNS で発信するなどして、検索できるとよい ・簡単な言葉で探せる、わかりやすい情報があるとよい	・役所のどこに相談にいけばよいかわからない ・自分の事情を理解してもらえず行政の手続きが利用しづらい
L さん	・児童相談所に繋がってシェルターのことを知った	・「人に話せない事情がある人が多い場所」と聞いていた	・シェルターの所在地が自分の生活と合わなかった	・他県の別のシェルターに入所した	・信頼できる人とだけ関われる場所なら利用したい ・誰でも人を呼べるところであれば利用したい	・SNS で発信するなどして、検索できるとよい	・自立するために金銭的な援助をしてほしい ・免許を取る際に（生活保護受給していることが）恥ずかしい
M さん	・警察や医療機関以外に頼れる場所を広げたかった ・主治医から紹介があった	・信じてよいのかという不安と、助けてもらえるという期待もあった	・携帯の使用制限が不安だった ・シェルターへの入所を選ぶのは勇気がいることだった ・家族とうまくいっていな自分を実感してしまうようで嫌だった	・シェルターのスタッフと緩く関わっている	・衣食住が整っており、スマートフォンや Wi-Fi が利用できるとよい ・門限がないとよい ・新たな制限がかかるようだと精神的にしんどい	・SNS で発信するなどして、検索できるとよい ・入所者の年齢、部屋の様子などがわかるとよい ・制限やルールがあるなら事前に説明してほしい ・絵や写真、グラフなど視覚的にわかりやすい情報があるとよい	・夜間に気軽に相談できる場所があるとよい ・相談できる場所の情報発信をしてほしい
N さん	・知人の紹介	・こども・若者が隠れることができる安全なところ	・シェルターが満員で入れなかった	・相談したり居場所に遊びに行ったりしている	―	・簡単な言葉で探せる、わかりやすい情報があるとよい	―

	こども・若者向けの相談を利用しようと思った理由	民間シェルターに対して抱いているイメージ	シェルターに入所しなかった理由	民間シェルター利用しない代わりに、利用したり頼ったりしたもの	民間シェルターがどのような場所であれば利用したいと思うか	どのような情報を知ることができていれば、安心して利用できると思うか	行政機関（国や都道府県、市町村）に望むこと
O さん	・スマートフォンで検索して見つけたため、団体のチャット相談やメール相談で知った ・女性スタッフがいるところに相談したかった	・自由が利かない、怖い、暗いイメージ	・自分で住む場所を決めたかった ・「自分よりもつらい人がいる」と思い、遠慮した	・チャット相談、電話相談、メール相談、居場所の利用	・自分で自由に何をするか決められる場所だとよい ・話を聞いてくれる人や頼れる人が近くにいると安心できる	・SNS で発信するなどして、検索できるとよい ・簡単な言葉で探せる、わかりやすい情報があるとよい ・口コミなどの生の声が聴ける ・絵や写真、グラフなど視覚的にわかりやすい情報があるとよい	・行政で冷たい対応や事務的な対応をされると相談しづらい

以下、対象ごとに詳細のインタビュー結果を示す。

インタビュー結果（入所者Aさん）

1.民間シェルターのこと

○ 入所したきっかけ(入所した民間シェルターのことをどのように知ったのか)、入所しようと思った理由

- 最初にシェルターを知ったのは、精神科を受診した時である。家庭内のことを話したら、医師にシェルターの存在を教えてもらった。最初は別のシェルターを紹介され、そこを一度利用した（2、3泊)。当初はきょうだいのところへ行くつもりで荷物を持って家を出たが、病院からシェルターの方がよいと勧められた。
- 最初のシェルターに入所した際に、長期で入所できるシェルターがあると聞き、当シェルターのことを知った。最初のシェルターと当シェルターに入所するまでには約半年の間が空いた。きょうだいの所で生活していた。

○ 入所前に民間シェルターに対して抱いたイメージ、期待したこと

- 最初のシェルターに入所する前はあまりイメージが湧かなかった。一人暮らしのような感じだと言われ、そのまま受け取った。期待はあまりなく淡々としていた。「そこしか行くところがないから仕方ないか」という感じだった。
- 当シェルターに対しては、学生寮とまではいかないが、そのようなイメージを持っていた。「一部屋に何人かいる感じなのかなあ」と思っていた。とりあえず移動が楽になり、メンタルが落ち着けばよいなと期待していた。
- 最初は堅苦しいと思っていたが、マンションの1室なので大丈夫だと聞いたため、それを信じて入所した。シェルターと聞くと、閉鎖的で自由がないようなイメージだった。

○ 民間シェルターを実際に利用してみてよかったこと

- 最初に利用したシェルターは数泊程度の短期間だったため、これが良かったと体感する間もなかった。マンションの1室だった。
- 当シェルターに関しては、食費がでることや自炊ができる環境が整っていたことが良かった。

○ 民間シェルターを実際に利用してみて嫌だったことや辛かったこと

- 趣味の関係で出掛ける時間がなかなか取れなかった。
- 通信機器の制限は特になかった。

○ 民間シェルターで一番うれしいサポート、さらにあると良いサポート

- 住む場所と食のサポートがあるとよい。最初のシェルターは、食費は出なかったが、食事が出た。衣食住の食と住がサポートされていることが大きかった。
- さらにあると良いサポートは浮かばない。現在のままで十分である。

○ 入所時に説明があると良いと思うこと

- ネット通販が使えないことを説明してほしかった。郵便物の到着先をシェルターにすることができないため、使えなかった。その間はネット通販を控えた。

○ 退所後に受けた支援や関わり（アフターケア）などはあるか。また、退所後にあるとよいと思う支援や関わり（アフターケア）はあるか
- 同じような世代の方が集まるイベントが定期的にあれば、近況報告をする場にもなりよいと思う。

○ 民間シェルターについて、どのような方法（媒体）で、どのような情報を知ることができていれば、安心して利用できると思うか
- SNS がよいと思う。発信する内容については、身近なものをきっかけに発信するとよいのではないか。例えば最初のシェルターには看板猫がいたため、その猫について発信するなどすれば、シェルターの情報に触れるきっかけがあると思う。
- 利用している SNS は X、Instagram、YouTube である。TikTok はあまり使わない。
- 早い段階でシェルターを知ることができたら嬉しい。早く知ることができれば、入所するまでに考える時間ができると思った。

２.これからのこと

○ 今現在困っていることはあるか。ある場合、それがどのように変わっていけばよいと思うか。そのために行政機関（国や都道府県、市町村）に望むことはあるか
- 食と住のサポートがなくなったことで、メンタルの不調がきている。季節の影響もあると思うが、自分で何とかしなければいけないというプレッシャーがある。当シェルターを退所してから１か月くらい経つが、そこから安定して暮らす形を目指して工夫している。現在は一人暮らしをしている。
- 行政機関に望むこととしては、食糧支援物資があると助かる。

インタビュー結果（入所者 B さん）

１.民間シェルターのこと

○ 入所したきっかけ(入所した民間シェルターのことをどのように知ったのか)、入所しようと思った理由

- 父親がひどい人で、一緒に住んではいないものの２週間に１度の頻度で帰ってきていた。父親と距離を置きたいと考えて元々繋がっていた児童相談所に相談したところ、当シェルターの存在を聞き、父親と離れられるなら離れたいと思い、入所を検討した。
- 小学校の時に児童相談所の保護所に入ったことがあった。その時の保護所の生活がよくなかった記憶があり、シェルターのイメージもよくなかった。父親が移動してくれればよかったが、父親がつきまとってしまうと危ないと助言を聞いて、確かにそうかもしれないと思い、当シェルターへの入所を決心した。

○ 入所前に民間シェルターに対して抱いたイメージ、期待したこと

- 制限されているようなイメージがあった。
- 当シェルターでは一緒に生活する人たちがいる。その人たちがもし怖い人たちだったらどうしようと思っていた。実際に入所する時は１番目に入所できると聞き、安心していた。
- 何も期待しないようにしていた。期待してしまうとその期待を下回った時に悲しいと思ってしまう。

○ 民間シェルターを実際に利用してみてよかったこと

- とても良かった。安心して生活できると思った。ルールもカチッとして制限された生活になるかと思っていたが、思っていたより自由で、自分の意見を聞いてくれたり、動いてくれたりするのだと思った。
- 当シェルター入所の際に、見学したシェルターが２つある。最初に見学したシェルターは食事が全部冷凍だったが、入所したシェルターは食事が全部手作りで嬉しかった。
- 職員がとても優しかった。私の思う普通の生活にやっとなれたと感じた。普通の家庭はこんな感じなのだろうなと思った。それが良かった。ご飯がとても美味しかった。
- 一緒に生活することになった人もいたが、似た悩みのこどもや同年代が多かったため、楽しく生活できた。

○ 民間シェルターを実際に利用してみて嫌だったことや辛かったこと

- 2 か月限定のシェルターだったため、もっと長く住みたかった。
- 外出や通信機器の使用といった生活上の制限は特に制限はなかった。児童相談所から家に帰ってはいけないという制限があったが、学校にも行けて、のびのび過ごさせていただいた。
- 当シェルターの住所は秘匿していたが、外出して友人と遊ぶことができた。

○ 民間シェルターで一番うれしいサポート、さらにあると良いサポート

- 食事（朝と夜）と Wi-Fi があってよかった。祖母と暮らしていたため、食事の時間帯が早い習慣で 16 時頃にはお腹が空いてしまうため、通常は 18 時～19 時だったところ、相談したら自分に時間を合わせてくれたことが嬉しか

った。また、最初は嫌いな食べ物を言えなかったが、後でそれを伝えることができ、それも希望を聞いてくれてよかった。また、Wi-Fi があったのでスマートフォンを利用できた。それが入所の決め手としても大きかった。

- 入所しなかったシェルターについては、食事も冷凍で、常に施設の中に職員がいてくれるわけではなかった。さらに、Wi-Fi がないことが嫌で、入所は無理だと伝えた。その結果、実際に入所したシェルターを探してくれて、全部希望を叶えることができた。
- 今の環境が良すぎるため、さらにあると良いサポートは思い浮かばない。

○ 入所時に説明があると良いと思うこと

- Wi-Fi やスマートフォンが使えるかどうか、外出がどれだけできるか、食事がどのようなものか、もしすでに生活している人がいるのならどういう人かを知りたい。見学もできた方がよい。入所先に選ばなかったシェルターは、最初はケースワーカーさんから Wi-Fi があると聞かされていたが、実際にシェルターの管理者と話して Wi-Fi がないことを知った。冷凍ご飯であることも見学した時に知った。

○ 退所後に受けた支援や関わり（アフターケア）などはあるか。また、退所後にあるとよいと思う支援や関わり（アフターケア）はあるか

- 土日にご飯をシェルターに行って食べている。現在、大人がいない状態で過ごしているため、時々さみしくなる。そういう時、いつでも来ていいよと言ってもらえるため、ご飯に限らず遊びにいっている。
- 食事がお弁当の形で出されてしまうようになり、当シェルターに入所していた時の、そのままの形が良かった。

○ 民間シェルターについて、どのような方法（媒体）で、どのような情報を知ることができていれば、安心して利用できると思うか

- 児童相談所で知ることができたらよい。
- スマートフォンで検索をすると思う。
- HP などで、実際にシェルターで生活している子の話がでていると安心する。Instagram や旧 Twitter、TikTok などの SNS を利用している。例えば、TikTok でシェルターに入っているこどもがリビングで踊っている動画などがあがっていると、シェルターに入所しても楽しく生活できるんだなと思える。または、シェルターに入所しているこどもたちの今日のご飯なども知れるとよい。そのような、シェルターに入所しているこどもが実際にどういう生活をしているかがわかる情報があるとよい。
- 想像でどんなところなのだろうと考えるが、文章で見ても本当なのか不安になってしまう。パンフレットに入所者の声などが掲載されていたとしても不安である。職員が書いているかもしれないと思ってしまう。何もわからない状態のため、動画や写真の方が良い。誰かが加工したものではなくリアルな情報が安心できる。

２.これからのこと

○ 今現在困っていることはあるか。ある場合、それがどのように変わっていけばよいと思うか。そのために行政機関（国や都道府県、市町村）に望むことはあるか

- 現在困っていることは特にない。
- シェルターの年齢制限はない方がよい。児童相談所と関わる時に 18 歳という年齢をいつも意識するため、そこの不安はない方がよい。自分が落ち着く

まで児童相談所がついていてくれるなどができると嬉しい。

- 入所期間も、自分は２か月で出ないといけなかったが、期間も長いとよい。
- 学校も行かせてくれるところがよい。他都道府県の施設に行くことになってしまうと困る。今の生活や、今やっていることは続けたい。学校生活が大事であり、学校での友人関係も維持しながら、家からだけ離れたかった。シェルターに入るだけでなくその後も学校に行き続けられるようなサポートが必要だった。家から離れられればいいだけではなく、大切にしている生活はキープして尊重してほしいと思っていた。
- （行政機関に望むことについて）安心できる環境で過ごしていたい。常にいつ（シェルターや施設を）出ていかなければならないのだろうと心配したくない。また、学校の三者懇談で進学について話したが、大学の学費や、そもそも進学していいのか、児童相談所とのつながりが切れた時の生活費など全部が未定である。18 歳以上のことが何もわからない中で、先生に将来どうなりたいですか？と聞かれても困ってしまう。

インタビュー結果（入所者Ｃさん）

１.民間シェルターのこと

○　入所したきっかけ(入所した民間シェルターのことをどのように知ったのか)、入所しようと思った理由

- 元々施設に住んでおり、施設から出た後、半年働いていたため、ひとり暮らしが思うようにいかず自立が難しかった。元々住んでいた施設の方と相談し、一時避難所として当シェルターを利用した。
- 施設から当シェルターを紹介いただいた。当シェルターは一般のひとり暮らしと同じような場所だと聞いていた。期間は３か月間と言われ、その間に仕事を探すためにハローワークで就職先を探していた。当シェルターと連絡をとれるようにしてくれれば、ルールなどは特にないと言われていた。入所前に部屋の写真などは見ていなかった。
- 職を探す間の一時避難場所として、家賃もかからないため自分に負担がないので利用したかった。

○　入所前に民間シェルターに対して抱いたイメージ、期待したこと

- 当シェルターの入所前は大人数で住むイメージをしていた。元々施設にいたため、施設と同じような共同生活だと思っていた。
- 家賃がかからないため、自分の負担にならずに仕事が探せる嬉しさがあった。

○　民間シェルターを実際に利用してみてよかったこと

- 家賃がかからなかったことがよかった。また、当シェルターと繋がっていたため、色々な支援を受けることができた。仕事を探してくれることをサポートしてもらえた。自立のためにどういうことをするとよいかといった、日常生活について助言をいただいた。

○　民間シェルターを実際に利用してみて嫌だったことや辛かったこと

- ひとりで住んでいたため、仕事を探すまでは暇で退屈だった。暇な時間はどういった職種が自分に向いているかを考えたり、探したりしていた。
- 通信機器の制限はなかったが、Wi-Fi は設置してなかった。
- 入所期間の制限について、期間内に仕事を探していかないといけないという焦りがあった。同時に、早く仕事を探さないといけない思いも生まれ、行動できたことがよかった。

○　民間シェルターで一番うれしいサポート、さらにあると良いサポート

- 仕事探しのサポートが一番嬉しかった。ハローワークへの同行や自分に向いている仕事などについて助言してもらうことができた。面接の練習などもサポートしていただいた。
- 自分以外のシェルターへの入所者と話をしたりコミュニケーションをとったりして、他の人と交流してみたかった。元々施設で暮らしていたこともあり、知らない人と話すことは抵抗がなかった。

○　入所時に説明があると良いと思うこと

- 当シェルターの中の様子を事前に説明してもらえていたら、入所前に自立に向けての想像をすることができた。シェルターの中での過ごし方を詳しく教えてもらいたかった。

○ 退所後に受けた支援や関わり（アフターケア）などはあるか。また、退所後にあるとよいと思う支援や関わり（アフターケア）はあるか
- 生活で困っていることはないかなど、困ったことがあればいつでも相談していいよという関わりをしてもらえて心強かった。
- いつでもゆっくり相談できる環境があればよいと思う。相談日を決めて、お互いの都合のよい日に相談する形がいいだろう。相談の形は人によって個別に変えて対応してもらえるのがよいと思う。

○ 民間シェルターについて、どのような方法（媒体）で、どのような情報を知ることができていれば、安心して利用できると思うか
- 施設出身だったため、紙媒体で施設にて当シェルターについて説明してもらったが、その形でもよいし、Web でもサイトを作って載せておけばより安心できる。
- 実際にシェルターに住んでいる人の状況と退所後の生活についてのせてもらえると安心できると思う。
- SNS であれば、シェルター関連の情報を見る機会は少ない。シェルターの情報と SNS は相性が良くないのではないか。SNS で国の政策などを確認しようとは思わない。YouTube ならばよいかもしれない。文字だけでは内容が想像できないため、動画があればより想像できるのではないか。

２.これからのこと

○ 今現在困っていることはあるか。ある場合、それがどのように変わっていけばよいと思うか。そのために行政機関（国や都道府県、市町村）に望むことはあるか
- 特にない。

インタビュー結果（入所者 D さん）

１.民間シェルターのこと

○ 入所したきっかけ(入所した民間シェルターのことをどのように知ったのか)、入所しようと思った理由
- 友人がシェルターを運営している団体に相談をしており、自分も団体に相談してみようと思った。そこでシェルターのことを教えてもらった。

○ 入所前に民間シェルターに対して抱いたイメージ、期待したこと
- 最初は色々なことを制限される場所だと思っていた。
- シェルターや一時保護施設などの違いがわからず、大まかに保護してくれる場所だと捉えていた。タバコを吸ってはいけない、スマートフォンは使ってはいけない、食事はこの時間にしなきゃいけないなど、そういうルールがあるものだと思っていた。
- 特に期待していたことはない。

○ 民間シェルターを実際に利用してみてよかったこと
- 制限がないことがよかった。
- 一人暮らしがどういうものかを経験できたことがよかった。毎日自炊をし、電気代や光熱費等を自分で払うことで、一人暮らしはこんな感じだろうと思った。

○ 民間シェルターを実際に利用してみて嫌だったことや辛かったこと
- 特になかった。
- 外出や通信機器の使用といった生活上の制限はなかった。

○ 民間シェルターで一番うれしいサポート、さらにあると良いサポート
- 金銭管理の仕方を教えてくれた点がよかった。初めての一人暮らしになるため、これくらいのお金が何にかかるかを教えてくれたことがよかった。
- 自分の時間があることがよかった。

○ 入所時に説明があると良いと思うこと
- もしも制限がある場合は、説明することは大切だと思う。最近のこども・若者はスマートフォンがないと無理な人もいるだろう。

○ 退所後に受けた支援や関わり（アフターケア）などはあるか。また、退所後にあるとよいと思う支援や関わり（アフターケア）はあるか
- 退所後に住む家を探すのを手伝ってもらった。また、家具や家電等も寄付でもらうことができ、シェルターから新しい家に荷物を運ぶこともすべてやってもらった。手厚くサポートしていただいた。何かあったら相談できる環境もあり、心強い。転送届の提出なども同行してくれた。

○ 民間シェルターについて、どのような方法（媒体）で、どのような情報を知ることができていれば、安心して利用できると思うか
- TikTok や Youtube（Short）等の SNS で物件紹介の形で発信するとよいのではないか。内装はこんな感じであり、駅から何分かかる、バストイレ別など、シェルターという文言では探さないのではないか。Instagram のストー

リーなどの広告もよいのではないか。

- 情報としては、サポートや手続きを含めて相談にのるなどの手厚いサポートがあることなども掲載したらよいと思う。
- 自分がシェルターに住むにあたって大切にしていたのが、自分の担当をどのような人がしてくれるのかという点だった。サポートしてくれる人がどういう人なのか紹介もあったらよい。自分の場合は、何でも話を聞いてくれたり、優しかったり、相談に乗ってくれる人だったらよかった。程よい距離感の人がよかった。

２.これからのこと

○ 今現在困っていることはあるか。ある場合、それがどのように変わっていけばよいと思うか。そのために行政機関（国や都道府県、市町村）に望むことはあるか

- 困っていることは特にない。
- シェルターや食糧支援などがあることがもっと広まった方がよい。自分も知らなかったし、周囲の知り合いも知っている人が少なかった。もっと PR して必要な人に届くとよいと思った。

インタビュー結果（入所者 E さん）

１．民間シェルターのこと

○　入所したきっかけ(入所した民間シェルターのことをどのように知ったのか)、入所しようと思った理由

- インターネットで死にたいと調べた時に当シェルターが YouTube で出てきた。シェルターがあることは知らなかったが、スタッフの方から泊まるところがあるよと聞いた。
- 2 回目に入所した時は居住地から出てきており、仕事のお客様の家に泊まっていた。精神的な DV を受けており、当時通院していた精神科医から逃げた方がよいと言われ、当シェルターの所在都道府県に行き、連絡をした。
- 他に相談している団体はなかった。シェルターに入所したのはここだけであり、以前の居住地にはシェルターがなかった。自分の住んでいる近くのところにあればよかった。

○　入所前に民間シェルターに対して抱いたイメージ、期待したこと

- 最初は、安全だが少し怖いイメージがあった。実物を見ていないため怖かった。2 回目に入所する時には知っているので安心していた。
- 体調も悪かったため、体調がよくなればよいと考えていた。

○　民間シェルターを実際に利用してみてよかったこと

- あたたかいご飯がでてきたり、話を聞いてもらえたり、人がいて優しさを感じたりすることができた。
- 2 回目に関しては、働きたい状況だったが、生活保護等の正しい道を教えてもらえた。手続きも一緒に行ってもらうことができた。

○　民間シェルターを実際に利用してみて嫌だったことや辛かったこと

- 家族に会いたくなる時があった。危ない人とは会わないようにしていた。母とは１年に数回会うなどしていた。
- 門限はあるが、外出は自由にしていた。
- スマートフォンも基本的には自由に使うことができたが、一時はシェルターに預けていた時期もあり、朝早い時間に携帯を取りに行くこともあった。

○　民間シェルターで一番うれしいサポート、さらにあると良いサポート

- 身の回りのことを一緒にしてくれたり、ご飯を作ってくれたり、病院に一緒に来てくれたり、話を聞いてくれたり、誕生日をお祝いしてもらったり、成人式を祝ってもらったり、たくさんある。
- さらにあると良いサポートについては、十分だったため特にない。

○　入所時に説明があると良いと思うこと

- ゴミ出しのやり方を教えてもらえて助かった。曜日や場所、分別の仕方など、１から教えてもらうことができて助かった。

○　退所後に受けた支援や関わり（アフターケア）などはあるか。また、退所後にあるとよいと思う支援や関わり（アフターケア）はあるか

- シェルターに入所していた時と変わらず、退所した後も接してもらえてい

る。金銭管理や災害時の薬を預かってもらうなど、退所後も生活のほとんどを助けてもらっている。現在も毎日の頻度で連絡をとっており、会っている。
- すでに十分であるため、さらに良いサポートは思い浮かばない。

○ 民間シェルターについて、どのような方法（媒体）で、どのような情報を知ることができていれば、安心して利用できると思うか
- 家のように家族のような人たちに囲まれて生活をすることができた。怖い場所じゃなかったと思った。
- 情報を受け取っても、信頼関係を築いてからでないと不安な気持ちはそのまま残る。会って話をしたり、チャット相談やメールなどでコミュニケ―ションを取り続けたりしたことで、この人たちなら大丈夫だと思うことができた。実際に会った時が一番安心することができた。

２.これからのこと

○ 今現在困っていることはあるか。ある場合、それがどのように変わっていけばよいと思うか。そのために行政機関（国や都道府県、市町村）に望むことはあるか
- なかなか体調が元に戻らなくて以前のように働くことができないため、働けるようになりたい。
- シェルターは明るい場所だと知ってほしい。シェルターが増えてほしい。

インタビュー結果（入所者Ｆさん）

１.民間シェルターのこと

○　入所したきっかけ(入所した民間シェルターのことをどのように知ったのか)、入所しようと思った理由

- 裁判中に、警察官から選択しとして当シェルターにいくかどうか提示され、行くことを決めた。即決だった。

○　入所前に民間シェルターに対して抱いたイメージ、期待したこと

- 期待していたことは特にない。
- 堅いイメージがあった。実際はあり得ないと思うほどとても緩かった。イメージとは真逆だった。
- 緩いにこしたことはないと思う。行政らしさがない分、若者は利用しやすい。一方、行政のようにかっちりしたところが必要なこども・若者もいると思う。人に応じて、この子にはこういう対応、こういうグループにはこういう対応といったように個別に対応していく方が、若者としては嬉しいと思う。スタッフとしては負担が増えるが、入所者目線ではそう思う。人一人一人に柔軟に対応し、個別に合わせて必要な支援をすることが大事だと思う。

○　民間シェルターを実際に利用してみてよかったこと

- 屋根があることが良かった。

○　民間シェルターを実際に利用してみて嫌だったことや辛かったこと

- 自分の部屋が３畳しかなくて狭い、誰が作ったかわからない食べ物が冷蔵庫にある、洗い物がしないまま置かれている、お風呂も水がいれっぱなし、電気もつけっぱなし、爆音がうるさい、など、共同生活をしていて気になるところがたくさんある。
- 生活上の制限は特にない。

○　民間シェルターで一番うれしいサポート、さらにあると良いサポート

- ネット環境が揃っているのと、スタッフさんが週に１度シェルターに来て、たまにご飯を作ってくれるのが良かった。食費として浮くので助かっていた。

○　入所時に説明があると良いと思うこと

- 当シェルターは一緒に住んでいる人とのトラブルがないものの、他のシェルターではトラブルが多いという話も聞く。そういったシェルター内ではトラブルがあるかどうかの説明が欲しい。また、これから一緒に住むことになる若者ごとに、「この子は敏感だから注意してほしい」といったようなプロフィールがわかると、後から入所する人が楽だと思う。中の様子や、制限・ルールといったことに関して情報があるにこしたことはないが、それよりも、シェルター内で予測されるトラブルや一緒に住む人の説明などがあった方がよい。

○　退所後に受けた支援や関わり（アフターケア）などはあるか。また、退所後にあるとよいと思う支援や関わり（アフターケア）はあるか

- 家探しを手伝ってくれるとよい。当シェルターには１年半たったら出なけれ

ばいけないというルールがある。現在、生活保護を受給している中で家探しをし始めているが、生活保護が通る物件がそもそもない。そういった物件情報を行政がまとめてくれたり、紹介したりしてくれれば楽だと思った。

○ 民間シェルターについて、どのような方法（媒体）で、どのような情報を知ることができていれば、安心して利用できると思うか
- 旧 Twitter や Google などの検索エンジンで調べるが、検索エンジンで調べても胡散臭いところしか出てこない。検索エンジンで検索するより実際に会った方が早い。ネットの中ではなく、実際に会って確かめることを重要視している。例えば、若者支援のイベントなどを開いてくれれば実際に行けるのでよい。自分の目や足で確かめ、担当者と話して安心できればよいと思う。
- 知り合いからの口コミも大きい。

２.これからのこと

○ 今現在困っていることはあるか。ある場合、それがどのように変わっていけばよいと思うか。そのために行政機関（国や都道府県、市町村）に望むことはあるか
- 当シェルターでバイトとして雇ってもらえている。フルタイムで働ければ御の字である。今困っていることはない。
- 里親の元で過ごした経験があるが、年齢に達する時に、児童相談所から家を出て行くようにと期限の書かれた文書が届いた。その他に情報は何もなく、一方的に切られたことが怖かった。他の里親や里子にも同じことをしているのだとしたら、それはすごく怖いことだと思う。
- 18 歳から 20 歳までの家がない、仕事がない、学習ができない、自分に見合った職業がないなどの困難があっても支援してもらうことができないため、そういった年齢に対して支援してほしい。また、女性への支援は多いのに男性への支援が少ない。そういった点で行政の支援があったらよいなと思う。
- 行政は朝９時から夜５時まで終わってしまうところが多い。家がなくて困っているような若者は、夜６時から深夜に動く。ネットカフェや Wi-Fi がある場所に行くのがその時間帯となるため、その時間帯に動いてくれる行政が１つでもあれば楽だと思う。可能であれば、深夜に電話相談など対応してくれるところがあればよいと思う。

インタビュー結果（入所者 G さん）

1 民間シェルターのこと

○ 入所したきっかけ(入所した民間シェルターのことをどのように知ったのか)、入所しようと思った理由
- 最初は役所の方が調べてくれて、（別の短期滞在のシェルターに）つなげていただいた。
- 短期滞在のシェルターに当シェルターの方が来てくださり、この人であったら安心できると思ったのが入所の大きな理由である。
- 短期滞在のシェルターから出られなかったため、当シェルター入所前は、部屋の雰囲気など話を聞いていた。

○ 入所前に民間シェルターに対して抱いたイメージ、期待したこと
- 考える間もなく、気が付いたらシェルターにいたため、どういう所かも、何をする所かもわからずに入所した。
- どのようなところなのかわからない不安はあった。

○ 民間シェルターを実際に利用してみてよかったこと
- 一人で何もできない状態であったため、同行支援や、困ったときに話を聞いてくれる人がいるのはありがたかった。病院や買い物に付き合っていただいた。どこに行くのにも付き合っていただいていた。

○ 民間シェルターを実際に利用してみて嫌だったことや辛かったこと
- 嫌だったと思ったことは本当にない。
- 特に制限は設けられていなかった。18 歳でスマートフォンは契約できなかったため、自身のスマートフォンは所持しておらず、当シェルターの携帯を借りて連絡していた。
- 外出も怖く、携帯が鳴るのも怖かった。GPS につながっていないか心配する必要もなく、携帯が使えない状態が逆に安心であった。

○ 民間シェルターで一番うれしいサポート、さらにあると良いサポート
- 同行支援が最も嬉しかった。
- 成人式で着物を着ることもできたのが嬉しかった。当シェルターの方が着付けをしてくださり、楽しかった。
- 高校を中退して通信制の高校に入学しなおした。そのサポートもしてくださったため、卒業できた。

○ 入所時に説明があると良いと思うこと
- 当時はそこまで気にする余裕がなかった。どのようなところでもよかった。近くに何があるかも事前に教えていただいており、行き方も教えていただいていた。

○ 退所後に受けた支援や関わり（アフターケア）などはあるか。また、退所後にあるとよいと思う支援や関わり（アフターケア）はあるか
- 当シェルター職員のカウンセリングは継続して受けていた。当シェルターにも顔を出してこどもと遊んでいた。食堂支援もあった。
- （カウンセリングの頻度は）月に 1 度の頻度であった。一人暮らしを始めた

後も、病院の同行支援を続けていただいていた。
- （退所後にあるとよい支援はあるか）当時の関わり方がちょうどよかったため、特にない。

○ 民間シェルターについて、どのような方法（媒体）で、どのような情報を知ることができていれば、安心して利用できると思うか
- 高校を中退した際、先生は家庭が複雑であったことを知っていただいていたため、役所の人やNPO法人を紹介してくださっていた。パンフレットを見て、サポートをしている団体に連絡したことでつながった。
- 自宅では携帯電話は持っていなかった。テレビは見ていたため、そこから情報を得るしかなかった。

２.これからのこと

○ 今現在困っていることはあるか。ある場合、それがどのように変わっていけばよいと思うか。そのために行政機関（国や都道府県、市町村）に望むことはあるか
- 困っていることはそこまでない。
- 高校を中退し、通信制の高校に行くためのお金を借りる場所がなかったため、当シェルターに頼んで貸していただいた。現在も返済中である。そのような支援があればまた違ったと思われる。
- 話を聞いてくださる方の存在は大きかった。

インタビュー結果（入所者Ｈさん）

１.民間シェルターのこと

○　入所したきっかけ(入所した民間シェルターのことをどのように知ったのか)、入所しようと思った理由

- 別のシェルター団体の代表である弁護士がテレビ番組に出演しているのを偶然見る機会があり、所在地も同地域であったため、当シェルターに入所する半年前に一度電話をかけたが、その際は電話がつながらずに諦めた。しかし、これまで児童相談所虐待対応ダイヤルに電話をかけても一時保護になってしまうというのがわかっていたため、児童相談所を通さない方向で何とか対応してもらえないかと思い、以前連絡をした別のシェルター団体に改めて電話した。一度目は不在であったが、弁護士につないでいただき、状況を伝えたところ、すぐに家から出た方がよいとのことで、当シェルターを紹介していただいた。電話をした数時間後には警察署で落ち合い、捜索願を受理しないでほしい旨を伝え、その足で当シェルターに向かい、その日のうちに入所することになった。

○　入所前に民間シェルターに対して抱いたイメージ、期待したこと

- 最初は一時保護施設のような場所だと思っていた。自身が入所していた一時保護施設は畳３畳の部屋に閉じ込められ、外側から鍵をかけられ、トイレに行くにも職員の人が同行するような、常に監視されている刑務所のような場所であったため、当シェルターも同じような環境だと思っていた。
- 入所前は、一時保護施設以外にシェルターのような場所がないと思っていた。児童相談所を通さなければ、行方をくらましての家出になると思っていた。
- 元々家から出たいという気持ちはあった。また、一時保護施設は２週間しかいられないと聞いていたが、それは形式上の話であり、実際に１、２年間入所している人も知っていたため、自分の夢を叶えるためには貴重な人生の１、２年を棒に振りたくないと思っていた。そのような過ごし方であれば家で耐えていればよいと考え、家を出ることは諦めて成人になるまで我慢しようと考えていた。
- 弁護士からはグループホームのようなところに行くとは言われていたが、グループホームに対するイメージがなかったため、一時保護施設のような場所だと思っていた。

○　民間シェルターを実際に利用してみてよかったこと

- 当シェルターに入所した日の夜に出てきた味噌汁の味が今でも忘れられない。当シェルターでは布団があり、学校に行くことができ、通学前にご飯も当たり前のように食べさせてもらえる。休日は何時まで寝ていても怒られない。そのため、居心地がよく、自由に過ごさせていただいた。
- 入所後、数か月は部屋が埋まっていたため、職員が寝泊まりする部屋に雑魚寝をしていたが、以降は空いた部屋を提供いただき、寝泊まりしていた。
- 当シェルターに入所しなければ今の仕事には就けなかったと思う。当シェルターの入所後、衣食住が担保されたことでこれまで不安に思っていたことが解消され、やっと高校生らしく過ごすことができた。入所後から友達も増え、人生を満喫できている。入所したことで、結婚したい、こどもも欲しいと思えるようになった。入所がなければ、今の自分はなかった。

○ 民間シェルターを実際に利用してみて嫌だったことや辛かったこと
- 嫌なことはなかった。感謝しかない。学校終わりに遊んでも、どんなに遅くても 23:00 までには帰ってこられたため、嫌だとは思わなかった。
- 携帯の制限とは無縁であった。また、普通の家庭や学校であっても、ルールはどこに行ってもあるため、普通に生活していく上では何不自由なかった。むしろ緩いと思っていた。

○ 民間シェルターで一番うれしいサポート、さらにあると良いサポート
- （退所後のサポートは）団体としてのサポートではなく、団体職員とお互いの仕事の都合がつけば不定期に会っている。別のシェルター団体の弁護士とも１週間前にご飯を食べにいった。フラットなつながりである。
- 当シェルターは高校卒業時に出ていかなければならないが、住むマンションも順調に決まったこともあり、卒業直前に退所した。マンション等の手続きは自分で行ったが、引っ越しは当シェルターの方に手伝っていただいた。
- 進学してからは奨学金を受けたりバイトをしたりして自立していた。

○ 入所時に説明があると良いと思うこと
- 自身も含め、一時保護に対して嫌な思いをされている人がほとんどであり、当シェルターに入所していた他の方も一時保護だけはもう二度と行きたくないと言っているこどもしかいなかったため、一時保護とは異なる場所であるという説明があればより安心できたと思う。他の入所者はケースワーカーや保護者と見学に来られていることもあるため、そのような対応はされていると思われる。

○ 退所後に受けた支援や関わり（アフターケア）などはあるか。また、退所後にあるとよいと思う支援や関わり（アフターケア）はあるか
- 金銭面は一番助けてほしいかもしれない。自身は専門学校に進学する際、奨学金を借り、入所中にバイトもして貯金ができていたが、全員がそれをできるわけではない。進学したくても金銭面の問題で進学できないという人も周りにいた。金銭的な支援があると、道が広がっていくと思われる。

○ 民間シェルターについて、どのような方法（媒体）で、どのような情報を知ることができていれば、安心して利用できると思うか
- 児童相談所虐待対応ダイヤルのポスターは学校の職員室付近や市役所等、様々なところに貼っている。そのような形で目に見える場所に貼るしかない。自身はたまたまテレビ番組で弁護士を見つけたためコンタクトを取れたが、他の方はそのような番組は見ないと思われる。自身も当シェルターに行くまで、一時保護施設と当シェルターの違いがわからなかった。
- SNS は嘘も飛び交っているため、あまり SNS の情報を信じない。また、虐待されているこどもは携帯を所持していないことが多く、見るツールがない。すると、そのような人は学校にいることが多いため、アナログな方法である方が効果的であると思われる。携帯を見られないのであれば、SNS に力を入れても意味がない。
- 学校の先生と仲良くしていたため、苦労していたのは知っていたと思われる。ただし、公立の学校であると児童相談所に相談する流れとなり、ワーカーが来て一時保護施設に行くことになるのは目に見えていた。そのため、児童相談所に言うのは辞めてほしいと自分から言っていた。

- 目の前に困難な状況にあるこどもがいたら民間につなげてあげたい。そのような知識を持っている人が増えると、民間につなげる人が増えていくと思われる。

２.これからのこと

○ 今現在困っていることはあるか。ある場合、それがどのように変わっていけばよいと思うか。そのために行政機関（国や都道府県、市町村）に望むことはあるか

- 人生は楽しいが、ふとした時に一人が怖いと思うことはある。
- 入所中はカウンセリングに行っていたが、今は継続するより、友達と一緒にいた方が落ち着く。退所後は行っていない。
- 行政はことなかれ主義である。目の前で困っているのに、前例がこうであるから、と対応される。組織であるため仕方がないこともあるが、こどものことを何だと思っているのかと思う。
- お金の援助はしてほしいと思っている。入所中は人より働かなければ携帯代も払えず、進学もできない。服を買う、旅行に行くというのも全てバイトをしなければいけない。バイトの負担が大きく、その比重が高校生にとっては重いと思われる。例えば、携帯代はシェルターが持つだけでも随分と変わると思われる。一方、一人が怖いというのは自身の課題であり、本人が解決しなくてはいけないと思っている。
- 携帯の契約など、保護者を立てないとできないことも多く、そのようなことも改善できると生活しやすいと思っていた。恵まれないこどもはこうすればよいという明確な基準があるとよい。

インタビュー結果（入所者Ｉさん）

１.民間シェルターのこと

○　入所したきっかけ(入所した民間シェルターのことをどのように知ったのか)、入所しようと思った理由

- 前にいたシェルターのスタッフの方から当シェルターを紹介していただいた。
- 前にいたシェルターにずっといられる訳ではなかったため、当シェルターには飛び入りで入所した形だった。
- これまでに公的機関を頼ったことはあったがあまり頼りにならない印象があったので、それよりはよいということで入所を決めた。

○　入所前に民間シェルターに対して抱いたイメージ、期待したこと

- 電話相談や話を聞いてくれる場所はあると思っていたが、実際に家を離れた人を受け入れてくれる場所があることは想像していなかった。
- 入所を決める数日前に、カウンセリングも必要だろうということでカウンセラーとシェルター職員とで相談する機会があった。
- シェルターの見学をする余裕はなく、所在地からどれくらい離れた方がいいのかなどを話した。１人１部屋あるが、水回りは共同生活だと聞いていた。
- 何も持たないで家を出たので金銭面の心配をしていた。シェルターに入るとなると民間でもお金がかかるのではないか、どれくらいまでいられるのか心配はあった。
- たまたまよいところにつなげていただけたなというのが正直な気持ちである。

○　民間シェルターを実際に利用してみてよかったこと

- 入所した時は、管理人と自身の１人だけだったので、のびのび過ごすことができた。あまり１人で生活をしたり、１人の時間を持ったりすることがこれまでなかったため、気持ちの整理がしやすくてよかった。

○　民間シェルターを実際に利用してみて嫌だったことや辛かったこと

- 途中から、他の入所者が増え、掃除面や水回りの使用時間の割り振りなどの制限を守ることのできない方もいたので気になった。シェルターがというよりも共同生活が合わないと思う時があった。
- スマートフォンについては、元々持っていたものは前のシェルターに破棄してもらった。シェルターにある PC で情報を見る、シェルターにある固定電話で電話することはできた。未成年だったため、契約が自分でできなかった。成人してすぐに、バイトをしたいということで、スマートフォンを契約した。
- 外出は生活圏を変えたため、買い物にいくのは問題なかった。外泊や遠出は管理人や担当者に相談をする感じだった。
- 受験をし直す気持ちがあった。勉強道具があればそれでよかった。逆に集中できる環境があってよかった。すぐに働きたいなど、他に気がまぎれるものがないと外に出たい・情報を得たいという気持ちは強くなったと思う。

○　民間シェルターで一番うれしいサポート、さらにあると良いサポート

- 食料が用意してあり、何かあった時にすぐ相談できるような環境はありがたかった。

- 受け入れてもらえる場所がたくさんあるとよい。

○ 入所時に説明があると良いと思うこと
- どのくらいの期間滞在する人が多いのか、費用、ルール説明があるとよい。

○ 退所後に受けた支援や関わり（アフターケア）などはあるか。また、退所後にあるとよいと思う支援や関わり（アフターケア）はあるか
- 当シェルターとはずっとつながっている。こども食堂や長期間のイベント、お泊り会など人参加し、サポートする側になった。最初にカウンセラーを紹介していただき、その方と今も接点が続いている。
- 法テラスを使って弁護士をつけて話をすることができると紹介していただいたことも大きかった。退所後も近況を話せる人、相談できる人や手段、相談したらレスポンスがあるのがありがたいと思う。

○ 民間シェルターについて、どのような方法（媒体）で、どのような情報を知ることができていれば、安心して利用できると思うか
- 一度は誰しも学校に先生に相談すると思うが、そこで相談したけど変わらなかった。先生経由で相談した時に、情報を示してもらうことができたら変わる気がしている。自身は、スマートフォンの使用が制限されていたため触れる機会が少なく、塾や習い事に行くこともなく、学校か家しかなかった。学校に行っているこどもを対象とするのならば、先生経由がよいと思った。
- 入所者の年齢や状況、どのような人が使う所なのかといった情報があるとよい。また、どのくらい滞在できるのか、今の生活がシェルターに入ることでどう変わるのか（学校に行けなくなるのかどうか）などがわかるとよい。

２.これからのこと

○ 今現在困っていることはあるか。ある場合、それがどのように変わっていけばよいと思うか。そのために行政機関（国や都道府県、市町村）に望むことはあるか
- 何かあれば当シェルターに相談して意見を聞くことをしているが、当シェルターとのつながりが切れてしまうと、どこに相談しようとわからなくなってしまう。今は相談先があるが、同じように信頼できるところが自分の中では見つかっていない。
- 行政機関という大きな話になると、命の危機が目に見えてわからないとなかなかサポートしづらいというのがある気がしている。難しいとは思うが、個人的には、頼りにできるのかなという気持ちがある。相談した時に、その場で終わりというよりも、継続する支援があると助かると思う。
- 住民基本台帳事務における DV 等支援措置の更新手続きが年に一度必要になるが、事情があり行くことが難しい場合もある。５年に一度くらいになるとよい。この手続きを初めて行う際にも、当シェルター職員の方が手伝ってくれた。サポートがないとそれもできなかったと思うので、広く支援できるところが広がるとよいと思う。

インタビュー結果（入所者 J さん）

１.民間シェルターのこと

○ 入所したきっかけ(入所した民間シェルターのことをどのように知ったのか)、入所しようと思った理由
- 里親の家にいたが、上手くいかなかったため児童相談所と面接した際に話をしたところ、別の場所で生活することになった。
- 当シェルターのことは知らなかったが、知り合いがシェルターに入所していたため、シェルター自体は聞いたことがあった。

○ 入所前に民間シェルターに対して抱いたイメージ、期待したこと
- 入所経験のある知り合いからは、一時保護と同じような場所で、学校や外に出られるところであると聞いていた。一時保護施設よりは自由がありよいところだと思っていた。
- 期待していたことはなかった。里親から離れたいという気持ちであった。
- 施設は自由がない、ルールが細かくあるというイメージがあるため、実際に入所を断った。シェルターは施設ではない。

○ 民間シェルターを実際に利用してみてよかったこと
- 生活が変わった。
- 里親と生活しているより、気を遣わないで済んでいる。職員、こども一人と共同生活をしているが、気を遣う必要はない。里親は遊びに行く際は何時までには出ていくように、と言われていた。お風呂等、普段の生活に制限があった。

○ 民間シェルターを実際に利用してみて嫌だったことや辛かったこと
- 嫌なところは全くない。強いて言えば建物は木造で古い程度である。
- 外出や通信機器の使用といった生活上の制限は全く設けられていない。

○ 民間シェルターで一番うれしいサポート、さらにあると良いサポート
- リクエストを含めて、ご飯を作ってくれるところが嬉しい。三食お弁当であればいらないと言うと思う。しっかり食べたい。
- 話したいことがあればこちらから話すこともでき、いつでも聞いていただけることも嬉しい。
- さらにあるとよいサポートは特にない。

○ 入所時に説明があると良いと思うこと
- 特にない。
- 入所時は、お小遣い、門限等の説明を受けた。
- 入所時に不安は全くなかった。

○ 退所後に受けた支援や関わり（アフターケア）などはあるか。また、退所後にあるとよいと思う支援や関わり（アフターケア）はあるか
- 次の居場所が決まっていないため、できれば長く入所していたい。里親の元には戻りたくないが、完全に戻らないとは決まっていない。高校生からであれば入れないシェルターもあるため、どうしても行く場所が他になければ里親に戻るのも仕方がない。

- 退所したとしても当シェルターとはつながっていたい。遊びに行き、話したい。

○ 民間シェルターについて、どのような方法（媒体）で、どのような情報を知ることができていれば、安心して利用できると思うか
- SNS であれば見る機会があるため、よいかもしれない。困っていてもどこかに行く場所等は自分から調べないが、広告で流れてくれば見る。
- 児童相談所と相談していなければ里親で我慢していたと思う。
- 相談ホットラインには相談しない人の方が多い。自分も相談しない。学校の先生にも相談しない。学校のポスターであれば見るかもしれない。
- SNS は TikTok や Instagram をよく使用している。TikTok の広告で流れてくれば、目に付く。確認するかもしれない。いちいち検索しないため、アカウントがあっても見に行かない。流れてくれば見る。

２.これからのこと

○ 今現在困っていることはあるか。ある場合、それがどのように変わっていけばよいと思うか。そのために行政機関（国や都道府県、市町村）に望むことはあるか
- 次の居場所が決まらないことは困っている。小学生であれば受け入れてくれる場所があるが、里親も含めて、高校生であれば入れる場所が少ない。援助ホームは受け入れてくれると言っており、ルールも少ないが、金銭面が自己管理であり、できなければ出ていかなければいけないということで入れないと思った。それ以外は困っていない。
- 高校生でも入所できる場所を増やしていただきたい。
- スマートフォンが使えないというルールは無理である。門限も補導時間までであればよいが、それより前は無理かもしれない。友達を招くことができないのは負担ではない。部屋が散らかっているため、自分の部屋は欲しい。

インタビュー結果（未入所者Kさん）

1.民間シェルターのこと

○ こども・若者向けの相談を利用したきっかけ(どのように知ったのか)、利用しようと思った理由
- 妊娠をきっかけに家を出たいと思うようになった時、家を出たいならばシェルターが選択肢になると知り合いに聞き、当シェルターに繋がった。

○ 民間シェルターに対して抱いているイメージ
- 実家の環境が嫌で家を出たかったが、お金がなく、居場所や衣食住が整っているところがあればよいと思っており、シェルターもそのような印象があった。暗いイメージはなく、もっとシェルターの数があり、利用できる場所があればよいと思う。実家を出たい気持ちが強く、家よりもシェルターに入りたいという気持ちだった。
- シェルターに入所する前に何も想像していなかったため、シェルターに特に嫌なイメージもなかった。

○ 民間シェルター利用しない理由
- 暴力を振るわれている・監禁されているといった緊急性のある状況にはなかったため、他のシェルターに入所する流れになった。選択肢はいくつかあったものの、緊急性がないと入所できない場所が多く、なかなか入所できるシェルターがなかった。

○ 民間シェルター利用しない代わりに、利用したり頼ったりしたもの
- 生活困窮者支援施設の女性専用のシェルターに空きがあったため、入所することができた。そのシェルターには、面談をした当日に入所した。荷物は最低限のものだけ持ってきていた。

○ 民間シェルターがどのような場所であれば利用したいと思うか（退所後の支援や関わりも含めて）
- 衣食住が整っており、スマートフォンやWi-Fiが利用できるとよい。
- 以前入所したシェルターでは制限がなかったが、Wi-Fiがなくスマートフォンが使えなかった。仕方がないと割り切るが、できればあった方が嬉しい。
- シェルターに1か月入所し、その後一時的に生活保護の受給もしていた。退所後の住居や生活保護の手続きなどもシェルターのスタッフに同行してもらうなど助けていただいた。色々手伝っていただき、退所後の環境も整えていただいた。
- シェルターのスタッフとは退所後に深いつながりはなかったが、違う団体の方に助けていただいた。退所後の引っ越しの手続きや作業などを手伝ってもらった。
- 地域で多世代間交流を実施している団体が主に関わってくださり、そのスタッフで協力的な方がいた。夜に不安な時も訪問してくださったり、足りないものをそろえていただいたりしていた。シェルター退所後は、当時、両親との関係性が良くなかったため助けてもらえる状況ではなかった。
- 自身が色々なところに相談できたので、関係機関同士を自身が繋いだようなイメージである。関係機関同士でケース会議を開催してもらうことができ、その場に自身も参加し、これからどのように過ごしていきたいかを話すことができた。自身を中心にする形で各団体が対応してくれた。

○ 民間シェルターについて、どのような方法（媒体）で、どのような情報を知ることができていれば、安心して利用できると思うか
- スマートフォンで探していた。どう探していたかは思い出せない。
- 当時はコロナ禍で、家で過ごす時間が長かった。直接人と合うのも抵抗があった時期であり、誰かとつながりや関わりをもちたかったこともあり、LINE相談につながったのだと思う。
- おそらく、「居住地」、「居場所」といった形で検索をかけてLINE相談が出てきたため、それで連絡してみようと思った。LINE相談でなければ相談していなかったと思う。電話よりも相談しやすいと感じた。メールよりもLINEの方が使い慣れているし、相談しやすい。
- SNSは、Instagram、X、LINE、TikTokを使って検索する。Googleでも検索する。
- SNSは20代にとっては重要だと思う。HPにInstagramへのリンクがあれば絶対に見るだろう。それを見ると安心できる。

２.これからのこと

○ 今現在困っていることはあるか。ある場合、それがどのように変わっていけばよいと思うか。そのために行政機関（国や都道府県、市町村）に望むことはあるか
- 現在困っていることは特にない、以前と比べると今はそこまでない。以前が色々と大変だった。今は楽しく健康的に過ごすことができている。
- 行政機関に望むこととしては、シェルターを出た後の手続きのために役所をよく利用していたが、一人だったらどこの課にいけばいいのかわからず、詳しく区役所の人が教えてくれなかった。なかなか自分の事情を理解してもらえなくて使いづらかったこともあり、スタッフの方に同行していただいたから手続きができた。役所の手続きは今でも不安になる。
- 自分で調べて相談機関につながることができたが、中には自分から相談機関につながることのできない子も多いと思う。こども・若者に大人が歩み寄ってもらえるとよいと思う。

インタビュー結果（未入所者Ｌさん）

１.民間シェルターのこと

○　こども・若者向けの相談を利用したきっかけ(どのように知ったのか)、利用しようと思った理由

- 児童相談所に繋がって相談した時に知ることができた。家がなく、住むところがないため相談しようと思った。
- 最初につながったのは自立援助ホームに入所するためであった。いったん自立援助ホームを退所し、そこでもまた困ってしまったため、もう一度相談することとなった。そこで別団体のシェルターについて知り、繋がることができた。

○　民間シェルターに対して抱いているイメージ

- シェルターに入所する前に「誰も入れてはいけない、誰にも教えてはいけないところ」と聞いた。「訳アリの人が多い」とも聞いていた。
- スマートフォンの使用について特に決まりはなかった。
- 誰も入れてはいけない、誰にも教えてはいけないというのは困ると思った。仕方がないと思いつつルールを守り、シェルターに入ることを優先した。
- 門限はなかったため、別によいかと思った。
- 昨日別団体のシェルターを退所したばかりである。

○　民間シェルター利用しない理由

- 特定の都道府県で家を探していたため、当シェルターは場所として都合が悪かった。

○　民間シェルター利用しない代わりに、利用したり頼ったりしたもの

- 特定の都道府県で利用できるシェルターは別団体のシェルターだけだったため、そこに入所した。

○　民間シェルターがどのような場所であれば利用したいと思うか（退所後の支援や関わりも含めて）

- 誰でも人をよべるところであれば利用したい。（シェルターに誰も呼ばないというルールについて）若者であれば、誰かを呼びたくなる。彼氏に会いたかったりもする。呼んではいけない理由はわかるが、呼びたくなる。
- 大人と関わることが好きではないため、一定の信頼できる人とだけ関わりたい。自分に合わない人だと腹が立つ。言い方などが気になる。

○　民間シェルターについて、どのような方法（媒体）で、どのような情報を知ることができていれば、安心して利用できると思うか

- TikTok や Instagram で発信するとこども・若者にも届くのではないか。

２.これからのこと

○　今現在困っていることはあるか。ある場合、それがどのように変わっていけばよいと思うか。そのために行政機関（国や都道府県、市町村）に望むことはあるか

- 生活保護で暮らせているため、現在困っていることは特にない。
- （行政に望むこと）お金がほしい。生活保護を受給しているため、車の免許をとることができない。恥ずかしい。不便である。自立するために金銭的な

援助をしてほしい。他にも色々あるが、車が一番である。

インタビュー結果（未入所者Ｍさん）

１.民間シェルターのこと

○　こども・若者向けの相談を利用したきっかけ(どのように知ったのか)、利用しようと思った理由

- これまで頼れる大人は警察官や医療従事者のみであったので、もっと頼れる存在を広げたいと思った。また、警察や医療機関に頼ることが不健全な感じがして、もっと健康的な関わりがしたいと思い、当シェルターに相談したいと思った。

○　民間シェルターに対して抱いているイメージ

- 主治医の先生からは、「自分が一番信頼している支援団体なので、よかったら連絡してみてほしい」と言われた。それ以外に情報がなかったため怪しいと感じていた。これまで周囲の大人に裏切られることが多かったので、本当にここを信じてもいいのかという怖さもありながら、助けてもらえるのではないかという期待もあった。
- 特に具体的に何か期待していたことはなかったが、何かやりたいとなった時、それを一緒に形にしてくれることが多く、関わり始めてから信じてよい人なのだなという気持ちになってきた。
- 関わる前はどういう所なのかイメージが無かったので分からなかったが、支援者と関わる中でこういうことをしてほしいといったサポートしてほしいことが増えていった。

○　民間シェルター利用しない理由

- 当シェルターを知る前から女性用シェルターを調べたことがあった。その時に携帯を使えないなどの制限がかかることを知り、それに自分が適応できるのか不安になった。また、シェルターを利用することで、家族とうまくいっていない自分を実感してしまうことが怖かった。家にいることがつらい部分もあったが、そこでシェルターを選ぶのは勇気がいることで、踏み出せなかった。
- 当シェルターに対してあまり自分から質問したことはないので、詳しくは知らないが、家族から離れて過ごすことで家族とうまくいっていない自分を実感してしまうように思うので、嫌だなと思い選択できなかった。

○　民間シェルター利用しない代わりに、利用したり頼ったりしたもの

- 支援者とのかかわりを通してつながっている。行きたい店に食べ物を買いに行くなどしている。その中で、近況を話すなどしている。
- 調子が悪い時は、返信が来る前にたくさん連絡をしていたが今は落ち着き、しんどくて誰かに話を聞いてほしい時に連絡をしている。一年前に比べて信頼できる存在が増え、関わる人が広がったということで、自分の中で変わってきたと思う。
- 頻度としては、友達に声をかけるようなイメージである。定例ではなく、適当なタイミングで声を掛け合う。月に１回くらいの頻度である。
- 年齢が近い子と関わるのは苦手なので、今の支援者と緩く関われる方が自分にとってはよい。
- 手続きは、自分から支援者にお願いして一緒に手続きをしてもらった。
- 今は当シェルターのスタッフたちとの関わりだけだが、前までは相談室といったところに相談をしていた。しかし、その時は言葉だけで、いざ助けを求

めたら助けてくれないことが多かった。

○ 民間シェルターがどのような場所であれば利用したいと思うか（退所後の支援や関わりも含めて）
- スマートフォンの使用制限がなかったり、門限がなかったりすると良いと思う。
- 助けを求めた先で、自分自身が新たな制限がかかってしまうと精神的にしんどくなる。それならば、苦しいけど今のままの環境の方が慣れているから良いと思って我慢し、シェルターを選択できない。

○ 民間シェルターについて、どのような方法（媒体）で、どのような情報を知ることができていれば、安心して利用できると思うか
- 以前調べた時に、情報を文章で説明されていることが多く、実際に部屋の中がどうなっているか、どのくらいの年齢が利用しているか分かりにくい。グラフがあったら分かりやすい気がする。また、Instagram といった SNS で情報が流れてくると良いと思う。X も使うが、Instagram の方が情報を取り入れやすいと感じている。
- どのくらいの年齢の人が利用しているのかといったグラフがあれば、自身だけではない、同年代の人も利用しているのだとわかってよい。シェルターは敷居が高いので、見て分かる情報があるだけでも安心感がある。
- 部屋の中がどのような空間か、どのようなものが置いてあるか、もし入るとなったらどういうものを持ってくるとよいなどの情報があるだけでも違うように思う。
- ルールや制限など、事前に知らせてもらえた方が有難い。何に制限がかけられているのかといったことが一番気になる。
- 高校生の頃に警察に一時保護をされた経験があり、警察官がその時に児相や女性用シェルターといった話をしていたのを覚えていて、今の自分の年齢であれば入ることが出来るのかなと思って情報を探した。
- 役所に行く約束をしていた時、体調不良になり行けなくなったことがある。その時当シェルターの支援者に連絡すると「今度でいいよ」と言ってもらえた。他の所だと、約束を守れないと信頼関係が築けないと言われてしまい、支援を終わりにされる場合が多かったが、自身の調子が悪い時に、そんな自分を認めてくれる人がいるのだと感じて信頼できる人だと思った。
- シェルターはシェアハウス型だと入らない。人と関わることにストレスを感じる時があるので、全く知らない人とシェアしてくらすことはハードルが高いと思っている。自分だけの守られている空間があれば安心できる。

２.これからのこと

○ 今現在困っていることはあるか。ある場合、それがどのように変わっていけばよいと思うか。そのために行政機関（国や都道府県、市町村）に望むことはあるか
- 夜間に、ちょっとした辛いという気持ちを吐き出せる場所がないことに困っている。安心した存在に話せる空間やそういったことができる機関があればよい。対面ではなくとも、10～20 分でも、誰かが自分の声に耳を傾けてくれるだけでも違う。夜間の支援が手薄な時間帯にそういったことがあれば嬉しい。
- 情報があまりなく、頼ろうということはあまりない。生きていることが辛いという思いが出た時点で受け止めてくれる場所があるとよいなと思う。そこで自傷行為を行えば医療機関に繋がったり警察に保護されたりするが、そう

いった望まないつながりではなく、一歩前の「ちょっとつらいな」を支えてくれる場所があればよいなと思う。

- もしも国がそういう場所を作り、そこを知ったとして、相談する最初は勇気がいると思うが、こういった相談があるよといった事例が分かる、気軽に相談していいといったメッセージがあるだけでも違うと思う。気軽に相談できる形であればよいと思う。
- 情報発信をもっとしてほしい。もっと早くつながっていたら、今の状況よりも良い状況になっているかもしれないと思ったことがあるが、これまでの経験があったからこそと考えている。

インタビュー結果（未入所者Ｎさん）

１.民間シェルターのこと

○　こども・若者向けの相談を利用したきっかけ(どのように知ったのか)、利用しようと思った理由

- 知人と会っている時、LINE で家族から長文メッセージがきて、もう面倒は見られないと言われた。知人から当シェルターのことを聞き、「相談してみたら」と紹介され、相談することになった。

○　民間シェルターに対して抱いているイメージ

- シェルターについては知人が住んでいたこともあり実態を知っていた。
- 暴力を受けているこども・若者たちが隠れることができる安全なところだというイメージがあった。
- 人と関わることが苦手なため、怖い人がいたらどうしようと思っていた。実際は緊張していたが、よい人ばかりだと思うようになり慣れてきた。

○　民間シェルター利用しない理由

- シェルターを利用しようと思ったことはあった。その時はシェルターが埋まっていたため利用できなかった。そのため、車中泊するしかなく、家探しをして現在の家を見つけて、今はそこで暮らしている。

○　民間シェルター利用しない代わりに、利用したり頼ったりしたもの

- 相談したり、居場所に遊びにいったりしている。

２.これからのこと

○　今現在困っていることはあるか。ある場合、それがどのように変わっていけばよいと思うか。そのために行政機関（国や都道府県、市町村）に望むことはあるか

- 今後働けるのかなという不安がある。精神面で不安定なところがあるため、それがいつ落ち着いてくるのか、月に１度でも働けるところがあるのかが不安である。
- （行政に望むこと）調べてもよくわからない情報がでてくるため、わかりやすい情報がでてくればよい。簡単な言葉で、「家出、どうしたらいい」などと探していたが、当時は何も見つからなかった。

インタビュー結果（未入所者０さん）

１.民間シェルターのこと

○　こども・若者向けの相談を利用したきっかけ(どのように知ったのか)、利用しようと思った理由

- 当時は、他都道府県に住んでいて、仕事をして独り暮らしをしていた。
- 最初はチャット相談やメール相談をしていた。当シェルターを見つけたきっかけは、スマートフォンで相談できる場所を検索して見つけた。１～２回くらい、当シェルタースタッフが居住地まで会いにきてくれた。その後、当シェルターの所在都道府県まで引っ越してきて、知り合うようになった。
- 利用しようと思った理由は、相談先の中で、10～20 代の女性という限定的な相談で、安心できたからである。若い世代も相談しており、女性のスタッフがいたため、自分にとってハードルが低かった。女性の方が安心して話せる。

○　民間シェルターに対して抱いているイメージ

- もっとさっぱりした、事務的な感じだと思っていた。実際は、一緒になって考えてくれ、今までの数年のことを知っていてくれるため、「前もこういうことあったね」など、自分のことを覚えて話してくれるので安心して話せる気がする。
- シェルターについて以前聞いたことはあった。自由が利かないイメージ。怖い、暗い、といったイメージもある。
- 相談時に期待したことは、シンプルに自分の話を聞いてほしかった。実際にその期待に応えてくれた。

○　民間シェルターを利用しない理由

- 当時は交通面で不便なところに住んでおり、当シェルターのスタッフが会いに来てくれてすごく嬉しかった。コロナ禍であり、なかなか出られない場所だった。チャット相談などを通して、住む場所は自分で決めてよいと当シェルタースタッフに背中を押してもらい、出ることにした。
- この団体にシェルターがあるというのは何となく知っていたが、シェルターに入りたいとは思わなかった。そこに頼りたくないと思っており、自分でできることは自分でやっていきたいという気持ちが強かった。
- 自分のダメなところを見られたくない。自分は「ちゃんとしているから大丈夫」と思われる人でいたかった。そもそも自分が行っていい場所じゃないという感覚があった。自分よりもしんどい人が居ると思っており、自分が感じているしんどさは、たいしたことがないと思い、入所しなかった。もっとしんどいと思っている人がたくさんいるように思う。

○　民間シェルターを利用しない代わりに、利用したり頼ったりしたもの

- チャット相談、電話相談、メール相談、居場所の利用をした。

○　民間シェルターがどのような場所であれば利用したいと思うか（退所後の支援や関わりも含めて）

- 昼間の居場所（女の子たちが自由に来てくれるような場所）みたいな環境の場所なら過ごしやすい。そこだったら入ってもいいなと思った。安心できる、何をしても大丈夫で、一人で過ごしても良いし、みんなと話しても良いし、自分で決められる場所だとよい。シェルターだと門限はあるかもしれな

いが、それ以外は自分で自由に決められる場所がよい。
- 安心して過ごせたり帰れたりする場所だといいなと思った。話を聞いてくれる人、何かあったら頼れる人が近くにいてくれるだけで安心できると思う。

○ 民間シェルターについて、どのような方法（媒体）で、どのような情報を知ることができていれば、安心して利用できると思うか
- 掲示板（当シェルターのホームページ）やXなどで教えてもらい、知ることもある。実際に自分自身もそうであった。LINEのオープンチャットもよく使うが、他の相談先の名前が出ていたり、評判を言い合っていたりする。相談した人の口コミのようなものを探す。その方が、相談するのにハードルが低くなり、生の声を聞けるため判断しやすい。
- TikTokやInstagramもやっているが、グループというよりも個人とつながるためのツールという印象がある。相談できる人や同じような悩みを抱えている人とつながり、個人的にやり取りするような印象がある。
- HPだけではなく、Instagramがあるとハードルが低い気がする。Instagramでスタッフのことや活動内容を知ると、親近感がわく。安心して相談に行ける気がする。
- 居場所のように、来る（行く）となると、どういう所かをよく知っておきたい。そうでないと来られないと思う。
- チラシを置いてあったとしても、恐らく来るまでは至らないように思う。皆がそのチラシをみていると思うと、皆が来るような気がして、ハードルが上がる。自分がその情報が欲しいと思って探して見つけた情報だと安心感がある。
- サポートを求めていた時に、「相談」「20代、相談」「悩み相談」といったキーワードで検索していた。また、「死にたい」なども検索した。検索をかけても同じサイトしか出てこないイメージがある。
- 行政のHPがでてきても、文字の羅列になっているため相談してみようと思えない。絵や写真があったり、色がカラフルだったり、また、情報の内容も簡潔に“20代の女性のためのシェルターをやっています”といったように、キャッチフレーズが一言あるとよい。あるいは、チャット相談をしています、電話で話ができます、女性スタッフがいます、といったように、興味が持てる情報が簡潔に示されているとよい。

２.これからのこと

○ 今現在困っていることはあるか。ある場合、それがどのように変わっていけばよいと思うか。そのために行政機関（国や都道府県、市町村）に望むことはあるか
- 気持ちの部分での不安定さがある。大丈夫に見えるようにいなければと思ってしまう。話したいけどうまく言えず、自分の中で後悔することが多い。
- 安定して仕事したいと思っている。体調については、安定したいとはもちろん思う一方で、安定するのが怖い気持ちもある。
- 行政は、堅くて行きづらくて相談しづらい、相談しても理解してもらえないという印象がある。行政に行き、冷たい対応や事務的な対応をされるのが普通な気がしている。そのような対応をされると余計に行きづらいし相談しづらい。当シェルターのように、何でも話して大丈夫といった感じになると、もっと話しやすいと思う。

第６章　総合考察

当事業は、こども・若者の居場所における効果的な運用や、こども・若者を支援する際の現場のハードル・課題等を検討するとともに、こどもの権利擁護を図りながら効果的な支援を行っているなどの好事例の収集を行い、こども・若者シェルターの運営上の留意事項や効果的な支援のあり方等について分析・検討することを目的として実施した。

まず、自治体を対象としてアンケート調査やヒアリング調査を実施し、こども若者シェルター・相談支援事業の活用にあたっての課題や疑問点、「こども若者シェルターに関する検討会」で とりまとめるガイドラインに期待すること等を尋ねた。

次に、こども・若者支援を行う民間シェルター団体を対象としてアンケート調査やヒアリング調査を実施し、民間シェルターの運営状況や、運営上の留意事項、効果的な支援のあり方等を尋ねた。また、あわせて、こども若者シェルター・相談支援事業の活用にあたっての課題や疑問点、「こども若者シェルターに関する検討会」でとりまとめるガイドラインに期待すること等も尋ねている。

さらに、シェルターに入所する（入所していた）こども・若者と、団体と接点はあるもののシェルターに未入所であるこども・若者を対象としたインタビューを実施した。

これらの調査を通して、シェルターを利用する立場、運営する立場、連携して対応する立場といった３つの立場から、こども若者シェルターへのニーズや既存の民間シェルターにおける取組を確認し、取り巻く状況等の考察を行った。

１．こども若者シェルターへのニーズ

こども・若者支援を行う民間シェルター団体を対象としたアンケート調査やヒアリング調査の結果から、こども若者シェルターへのニーズは確実にあることが明らかになった。シェルターを利用するこども・若者の状況や状態、背景は様々であるが、ヒアリング調査では、背景に被虐待経験のあるこども・若者のみならず、背景に複合的な課題があり生活が困窮したり社会的に孤立したりするケースや医療を必要とするケース、妊娠や障害、発達特性等への対応といった特別な支援ニーズを有するケースを民間シェルターが受け入れている現状も把握した。またこども・若者へのインタビューにおいても、民間シェルター入所者からは、入所してよかったことや嬉しかったことなどについて聞くことができ、民間シェルター未入所者からは入所しなかった理由やかわりに利用したり頼ったりしたものなどについて聞くことができた。

他方、自治体を対象としたアンケート調査やヒアリング調査の結果からは、こども・若者におけるシェルターに関するニーズの把握が難しい、ニーズがあるのかわからないといった回答が散見された。また、アンケート調査で管内のこども・若者支援を実施している民間シェルターの有無について尋ねた結果、２割超の回答者が「わからない」と回答していた。

これらのことから、こども・若者や、民間シェルター団体と自治体との間にニーズの捉え方に関する認識のずれが生じていることが考えられる。特に、シェルターを利用するこども・若者や運営する民間シェルター団体では居住地によらず「いま・ここ」でのシェルター利用の必要性を捉えていること、「シェルターを利用したい」という顕在化したニーズだけでなく結果として利用するに至らなかった潜在的なニーズにも着目していることが特徴であるのに対し、自治体では管轄地域内で利用につながった実態をニーズと捉える傾向があることが認識のずれとなっていた。各地域でこども若者シェルターの開設を検討する際にはこうしたずれを各主体が認識した上で、地域内のこども・若者のニーズをどのように捉えて効果的・継続的な事業運営ができるかについて、特に当事者であるこども・若者も交えた

関係者間の合意形成が望まれる。

２．こども・若者支援を行う民間シェルター団体の取組

こども・若者支援を行う民間シェルター団体を対象としたアンケート調査やヒアリング調査の結果から、こども若者シェルターを運営する上での様々な取組を確認することができた。個々の取組内容は「こども若者シェルター運営団体における取組の事例集」を参照いただきたいが、ここでは特に対応において留意したり工夫したりする必要があると考えられる点について考察する。

（１）こども・若者が入所するにあたっての民間シェルターの対応

例えば、入所前の説明や、未成年のこどもを受け入れる際の対応、親権者との関係・やりとり、保護者から面接等の要請があった場合の対応、児童相談所との関係・やりとり等は、民間シェルター団体のおかれている状況や受け入れるこども・若者の状況などにあわせて多様な対応が取られていた。

ここで、各所の取組を理解する上で留意すべきなのは、「未成年のこどもの受け入れの有無」、「児童相談所から一時保護委託の有無」といった観点である。

未成年のこどもを受け入れる場合には、親権の関係から慎重かつ丁寧な対応が求められ、弁護士や児童相談所との連携が不可欠となってくる。

また、児童相談所からの一時保護委託の有無により、ケースについての情報共有や連携して行う支援の幅、医療費の支払い（医療券の利用の可否）、シェルター退所後の行き先調整やアフターケアの提供状況が変わる。

これらは、こども・若者の立場からすればシェルターでの生活や、退所後の生活に影響を与えることであり、また、団体の立場で考えても、支援等の提供方法や委託費の有無といった財政面にも影響を与えることから、こども・若者のニーズをはじめ地域内の実情を考慮しつつ、こども・若者の福祉を安定的に向上する方策を引き続き検討すべきと考えられる。

（２）民間シェルターにおける生活上のルール設定

シェルターでの生活ルールについては、団体ごとに入所者の意見を尊重しつつ、安全と円滑な共同生活のために適切に設定されていることが分かった。スマートフォン等の通信機器の使用や外出・外泊に関するルールは、シェルターにおいて親権者等から追跡の恐れがあるこども・若者を受け入れるか否かによっても違うことが考えられるが、そういったこども・若者を受け入れる団体であっても、一律に禁止とするのではなく、例えばスマートフォンであれば、位置情報が分からないような設定をしたり貸し出し用のスマートフォンを用意したりするなどして、個々の入所者の状況に応じて細やかな対応を行いながらルールを設定していることが分かった。入所者によって個別にルールが異なることについては、それぞれ状況や背景が異なるのでルールも個別に設定する必要があることを説明して理解を求めるといった対応があわせて取られており、そのことでトラブルになることは殆どないようである。

また、仮にルール違反やトラブルが生じた場合であっても、それを理由にルールを厳しくしたり即時退所させたりするのではなく、トラブルを支援の足掛かりと肯定的に捉え、トラブルを通して信頼関係を築こうと試行錯誤している事例もあった。さらに、やむを得ず退所となる場合でも、退所後の行先が決まるまでフォローを継続する事例が複数確認できた。シェルターでの生活上のルールは、こども・若者が入所している短い期間中、ルールを守り安心して過ごせるために設定するものであるが、退所後の社会生活への適応力を身につけて

もらうという考え方に基づき運用上で工夫していることも、今後こども若者シェルターに取り組む民間団体や自治体にとって参考になると考えられる。

（3）支援内容

シェルターでは、こども・若者が安心して生活できる環境を提供するとともに、心理的・社会的なサポートも行われていることが把握できた。具体的には、食事の提供、金銭管理の指導などの日常生活支援、心のケアや対人関係の構築をサポートする相談支援、進学や就労に向けた準備を行う学業・就労支援などである。

また、シェルターに入所する短い期間でこども・若者が抱えている問題をすべて解消できるとは考えず、退所に向けた支援や継続的な関わりを重要視する団体が多数見受けられた。例えば、退所に向けて、あるいは退所後も住居支援、就労支援、生活相談などといった支援が実施されているほか、アフターケアをメインに行う専門員を配置している事例もあった。シェルターを利用するこども・若者は周囲に頼れる大人が少ない傾向にあり、何か困った時にかつて入所していたシェルター団体が相談先の一つとなれるよう、定期的な居場所提供等により関係性が途絶えない工夫を講じ、退所後も孤立しないようフォローアップ体制が組まれている例が複数確認できた。

（4）関係機関との連携、自治体間の連携

こども・若者への包括的な支援を実現するためには、関係機関との連携が不可欠であることが各事例からも示された。児童相談所や自治体の福祉部門と協力し、適切な保護・支援計画を策定することが求められている。また、学校との連携を強化して学業の継続や転校支援を実施する事例や、医療機関とも協力して入所者の心身の健康管理や精神的なケアを行う事例もあった。加えて、弁護士や支援団体と連携して法的支援や社会復帰へのサポートを行うことで、こども・若者が安心して新たな生活へと移行できるよう支えている事例もあった。これらのような連携を強化することで、より包括的な支援体制を構築することが求められている。

また、こども・若者の居住自治体がシェルターの所在地と異なる場合も考えられる。各団体では、こども・若者の意向を尊重しながら、児童相談所や自治体、関係機関、民間団体と調整して対応を行っている事例が確認できた。ただし、異なる場所の自治体や関係機関等との連携では手順が異なる場合があったり、手続きが煩雑になる場合があったりして時間がかかるといった声も聞かれた。

こども若者シェルターにおける支援を行う場合、シェルター単独で支援が完結するものではなく、他機関・他地域と連携した「広域での取組」が必要となることを意識して対応していくことが求められている。特に一時保護委託ではないケースで、退所後に新たな居住先や支援機関につなげる必要がある場合には、スムーズな移行ができるよう関係機関との密な連携が一層重要となってくる。

（5）こども・若者へのインタビューからの学び

こども・若者へのインタビューでは、様々な声が聞かれ、シェルターに入ることを決めた背景は人それぞれであり、家庭での生活の困難さや自分の居場所を求めての決断など、さまざまな事情があることが分かった。

シェルター入所者へのインタビューでは、シェルターにおいてさらに改善されるとよい点について聞くことができた。例えば、より長期間の滞在を望む声や、共同生活のストレスについての声、外出制限により趣味の時間が取れなかったといった声も聞かれた。ま

た、シェルターについて事前に調べられる情報が限られており、どんなルールがあるのか、どんな部屋で過ごしどんな食事が提供されるのかといった生活のイメージが掴めず、団体に繋がるまでに時間を要したといった声も聞かれ、SNS 等こども・若者に親和性の高いツールを活用し、入所者の個人情報に配慮しつつシェルターでの生活がイメージできるよう情報発信することの重要性が示唆された。

シェルター未入所者へのインタビューでは、シェルターに入所しなかった理由として、シェルターが自分の住みたい場所にはなかった、携帯電話が使えないことに不安があった、緊急性がないと判断されて入所できなかったといった声が聞かれた。

単一のシェルターでこども・若者のニーズのすべてに応えることは現実的に困難であるが、さらにこども・若者のニーズにあった支援が提供できるよう、より多くの地域でシェルターが展開され、官民を問わず連携を深めて多層的なサポートが提供されることが重要である。

３．おわりに

当事業では、こども若者支援を行う民間シェルター団体から協力を得てシェルターに入所する（入所していた）こども・若者と、団体と接点はあるもののシェルターに未入所であるこども・若者を対象としたインタビューを実施することができた。当事者の声を直接聞くことは貴重な機会であり、今後、こども・若者のニーズにさらに則したシェルターを運営していく上で非常に参考になる声を聞かせていただくことができた。

一方、調査設計上の課題として、民間シェルター団体による支援にも自治体による支援にもつながっていないこども・若者の声を聞くことが叶わなかった。今後の調査研究において、この点を改善することができれば有意義である。

また、こども・若者へのインタビューはオンライン形式にて実施したが、実際に対面していない状況の中で、本音を語ることに抵抗のあった協力者もいたかもしれない。さらに、今回は利用している（利用した）シェルターの運営団体、あるいは、相談している団体に紹介を依頼して実施したため、その点からも全てをありのまま語ることが憚られるところもあった可能性がある。今後の調査研究において同様の調査を行う際は、協力者本人にとってより安心でき負担の少ない形で実施できる方法を検討する必要がある。

成果物の公表について

本報告書は、有限責任監査法人トーマツのホームページにて広く一般に公開する。

資料編

自治体アンケート調査　調査票

こども家庭庁令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業「こども・若者の居場所における効果的な運用等の検討及び好事例集についての調査研究」

こども・若者シェルターについてのアンケート調査

※薄い水色の枠内が回答欄です。

＜1＞貴自治体について

質問1　貴自治体名をお答えください。

未回答

質問1回答欄	
自治体名	

質問2　貴自治体が設置する児童相談所の数をお答えください。

未回答　※分室や支所は1所とカウントしてください。
※数値は半角でご記入ください。

質問2回答欄		
児童相談所数		（所）

＜2＞貴自治体において把握しているこども・若者支援を実施する民間シェルターについて

質問3　貴自治体の管内に、10代～20代のこども・若者支援を実施している民間シェルターはありますか。

未回答　※下記選択肢のうちあてはまる番号を1つ枠内で選択してください。
※一時保護委託等の実績がない場合であっても、貴自治体が把握している状況について回答してください。

1. はい（貴自治体の管内に、こども・若者支援を実施している民間シェルターがある　▶質問4へ
2. いいえ（貴自治体の管内に、こども・若者支援を実施している民間シェルターはない）　▶質問5へ
3. わからない　▶質問5へ

質問3回答欄

質問4　貴自治体の管内にある、こども・若者支援を実施している民間シェルターについて、令和5年度に一時保護委託を行った実績はありますか。

未回答
1. はい（貴自治体の管内の民間シェルターに、令和5年度に一時保護委託を行った実績がある）
2. いいえ（貴自治体の管内の民間シェルターに、令和5年度に一時保護委託を行った実績はない）

質問4回答欄

質問5　貴自治体の管外にある、こども・若者支援を実施している民間シェルターについて、令和5年度に一時保護委託を行った実績はありますか。

未回答
1. はい（貴自治体の管外の民間シェルターに、令和5年度に一時保護委託を行った実績がある）
2. いいえ（貴自治体の管外の民間シェルターに、令和5年度に一時保護委託を行った実績はない）

質問5回答欄

＜3＞令和6年度に創設された「こども若者シェルター・相談支援事業」について

質問6　「こども若者シェルター・相談支援事業」を実施するにあたり、運用面で困難と感じることや課題と感じることはありますか。簡潔に記載してください。
※特にない場合は「なし」と記載してください。

未回答

質問6回答欄

質問7　「こども若者シェルター・相談支援事業」の予算を申請・活用するにあたり、困難と感じることや課題と感じることはありますか。申請時と活用時、それぞれについて簡潔に記載してください。
※特にない場合は「なし」と記載してください。

未回答

質問7回答欄【申請時に関すること】
質問7回答欄【活用時に関すること】

＜4＞「こども若者シェルターに関するガイドライン」について

質問8　（国は、こども若者シェルターに関する検討会を設置し、「こども若者シェルターに関するガイドライン」を策定することを目的として検討をすすめています。）この、「こども若者シェルターに関するガイドライン」に期待することについて、簡潔に記載してください（例：ガイドラインの方向性、盛り込むべき視点　等）。
※特にない場合は「なし」と記載してください。

未回答

質問8回答欄

質問9　「こども若者シェルターに関するガイドライン」で整理するとよいと考える項目について、どのような項目であり、どのような点が整理されていないと感じるか（整理してほしいと感じるか）、それぞれ簡潔に記載してください。
※特にない場合は「なし」と記載してください。

未回答

質問9回答欄【整理するとよい項目】
質問9回答欄【整理されていない、整理してほしいと感じる点】

＜5＞照会先

質問10　当アンケート調査の照会先についてお答えください。

未回答

質問10回答欄	
ご担当者のお名前	
連絡先（TEL）	
連絡先（Email）	

質問は以上です。ご回答いただきありがとうございました。

民間シェルター団体アンケート調査　調査票

困難な状況にあるこども・若者への支援を行う民間シェルターの取組についてのアンケート調査項目

質問番号	回答形式	選択肢	質問項目と選択肢		
＜1＞貴団体や運営する施設の基本情報					
			貴団体について教えてください		
Q1_1	自由回答		団体名（　　）		
Q1_2	単数回答		法人格（あてはまるもの一つ選択）		
		1	認定特定非営利活動法人		
		2	特定非営利活動法人		
		3	社会福祉法人		
		4	一般社団法人		
		5	公益財団法人		
		6	株式会社		
		7	法人格なし		
		8	その他（具体的に：　　）		
			貴団体が、「虐待等により困難な状況にある主として10代～20代のこども・若者が緊急一時的に避難できる宿泊可能な場所」として運営している施設（以下、「貴施設」とする。）について教えてください（※調査実施時点で運営している施設をお答えください。）		
Q1_3	自由回答		貴施設名（　　）		
Q1_4	単数回答		住所公表の有無（あてはまるもの一つ選択）	1公開している	2公開していない
Q1_5	単数回答		貴施設の形態		
		1	シェアハウス型		
		2	個室型（マンションの一室など）		
		3	その他（具体的に：　　）		
Q1_6	複数回答		上記で回答した貴施設について、現在、同一の場所で併せて実施している事業を教えてください。（あてはまるものすべて選択）		
		1	児童自立生活援助事業		
		2	若年被害女性等支援事業		
		3	性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）		
		4	自立準備ホーム事業		
		5	子育て短期支援事業		
		6	その他（具体的な事業内容：　　）		
Q1_7	自由回答		貴施設が困難な状況にある10代～20代のこども・若者の受け入れを始めてから現在までの経過年数について教えてください。		
			（　　）年		
Q1_8	自由回答		貴施設の定員（受け入れが可能な人数）を教えてください。		
			（　　）人		
Q1_9	自由回答		貴施設の現在の入所人数を教えてください。		
			（　　）人		
Q1_10	単数回答		原則として、貴施設に入所可能な年齢を定めていますか。（あてはまるもの一つ選択）		
		1	年齢を定めている　▶具体的に、貴施設に入所可能となる年齢を教えてください（　　歳から　　歳まで）		
		2	年齢を定めていない		
Q1_11	単数回答		原則として、貴施設に入所可能な性別を定めていますか。（あてはまるもの一つ選択）		
		1	性別を定めている　▶具体的に、貴施設に入所可能となる性別を教えてください（　　）		
		2	性別を定めていない		
Q1_12	自由回答		現在、貴施設に入所している方の人数と、令和５年度の年間の延べ入所者数を教えてください。（※把握可能な範囲でお答えください。）		
			現在の入所者数（　　）名	性別ごとの内訳：女性（　　）名／男性（　　）名／性別について回答しない入所者（　　）名	
				年齢ごとの内訳：15歳（※中学校在学中）以下（　）名／15歳(※中学校卒業後）（　）名／16歳（　）名／17歳（　）名／18歳～29歳以下（　）名／30歳以上（　）名	
				最少年齢：（　　）歳、最高年齢：（　　）歳、平均年齢：（　　）歳	
			年間の延べ入所者数（　　）名 (入所可能な年齢として30代以降の者も含む施設の場合) うち10代～20代のこども・若者(※)の延べ入所者数 （　　）名 (※)保護者を同伴せず入所している場合に限る。	うち、一時保護委託による延べ入所者数（　　）	

質問番号	回答形式	選択肢	質問項目と選択肢				
Q1_13	自由回答		令和５年度の１年間で貴施設に入所した方の滞在日数を教えてください。（※把握可能な範囲でお答えください。）				
			平均滞在日数（　　）日				
			最短滞在日数（　　）日				
			最長滞在日数（　　）日				
			ここからは、貴施設の入所者のうち、10代～20代の方に絞って回答してください。				
Q1_14	複数回答		令和５年度の１年間において貴施設に入所した方について、入所理由（主訴）について該当するものをすべて教えてください。（※一つのケースに対してあてはまるものが複数ある場合は、それらを全て含めて回答してください。）				
					Q1_12_1		
				あてはまるものすべてに○	最も多いものに○	2番目に多いものに○	3番目に多いものに○
		1	家族からの虐待被害				
		2	親子関係の不調				
		3	配偶者や交際相手等からの暴力被害				
		4	非行や犯罪				
		5	住居問題（帰住先なし）				
		6	経済的困窮等の経済的な問題				
		7	疾患や障害に関連する問題				
		8	不明				
		9	その他（具体的に：　　）				
Q1_15	複数回答		支援内容について、下記から当てはまるものを全てお選びください。（※）ここでは、貴団体が行うものについて回答してください。シェルター事業以外の事業において行うものであっても、含めて回答いただいて結構です。				
						Q1_15_1	
					貴施設に宿泊している者（入所者）が利用可能なものに○	貴施設に入所していない者（相談等に至り貴団体と接点を持ったが、貴施設での宿泊にはつながらなかった者）が利用可能なものに○	
		1	相談支援（対面、電話、メール、SNS等）				
		2	日常生活の支援（料理や清掃等）				
		3	金銭管理（債務管理、家計への助言等）				
		4	医療・健康管理（服薬、通院等）				
		5	同行支援（役所や裁判所等）				
		6	心理的ケア（心理面接やカウンセリング等）				
		7	法的対応に係る支援				
		8	福祉サービスの利用申請に係る支援				
		9	就労支援				
		10	学習支援・就学支援				
		11	家族や親族との連絡調整				
		12	文化的・余暇的な活動				
		13	退所先の調整				
		14	その他（具体的に：　　）				
Q1_16	複数回答		貴施設に宿泊したことのある退所者がアフターケアとして利用可能な支援として、下記から当てはまるものを全てお選びください。（あてはまるものすべて選択）				
		1	退所後の生活に関する相談支援				
		2	居場所の提供				
		3	就学・就労支援				
		4	その他（具体的な内容を教えてください：　　）				

質問番号	回答形式	選択肢	質問項目と選択肢
＜２＞未成年のこどもを受け入れる場合の入所時等の対応について			
Q2_1	単数回答		これまでに、貴団体のシェルターにおいて、未成年のこどもを受け入れたことはありますか。
		1	ある　　▶受け入れた中で最も低年齢のこどもは何歳でしたか？（　　）歳
		2	ない
Q2_2	複数回答		（これまでに、未成年のこどもを受け入れたことがある場合）貴施設では次のことを行っていますか。あてはまるものを選択してください。
		1	（本人との関係に関すること）入所にあたって行う本人への説明
		2	（本人との関係に関すること）入所にあたって行う本人の利用意思・同意の確認
		3	（親権者等との関係に関すること）未成年のこどもが入所するにあたっての、親権者等への連絡
		4	（親権者等との関係に関すること）未成年のこどもが入所するにあたって親権者等の同意取得
		5	（児童相談所との関係に関すること）児童相談所への通告等の連絡
Q2_2_1	自由回答		「１．（本人との関係に関すること）入所にあたって行う本人への説明」を選択した場合、以下について簡潔にお教えください。
			入所にあたって本人に説明する内容についてお教えください。
Q2_2_2	自由回答		「２．（本人との関係に関すること）入所にあたって行う本人の利用意思・同意の確認」を選択した場合、以下について簡潔にお教えください。
			入所にあたって①本人の利用の意思・同意の確認方法、②確認の主体者（主な実施者）、③確認のタイミングについて、簡潔にお教えください。
Q2_2_3	自由回答		「３．（親権者等との関係に関すること）未成年のこどもが入所するにあたって親権者等への連絡」を選択した場合、以下について簡潔にお教えください。
			①親権者等への連絡を必要としている未成年者の範囲（対象年齢等）、②親権者等への連絡方法、③連絡の主体（主な実施者）、④連絡のタイミング、⑤連絡内容についてお教えください。
			こどもが親権者等への連絡を拒む場合に、どのような対応をしているかをお教えください。
Q2_2_4	自由回答		「４．（親権者等との関係に関すること）未成年のこどもが入所するにあたっての、親権者等の同意の取得」を選択した場合、以下について簡潔にお教えください。
			①親権者等の同意を必要としている未成年の範囲（対象年齢等）、②親権者等からの同意の取得方法、③同意を取得する主体（主な実施者）、④取得のタイミングについてお教えください。
Q2_2_5	自由回答		（全員お答えください）親権者等がこどもシェルター利用を拒んだ場合には、どのように対応しますか。簡潔にお教えください。
Q2_2_6	自由回答		（全員お答えください）入所中に親権者等から面会・通信の要請があった場合には、どのように対応しますか。簡潔にお教えください。
Q2_2_7	自由回答		「５．（児童相談所との関係に関すること）児童相談所への通告等の連絡」を選択した場合、以下について簡潔にお教えください。
			児童相談所等への通告等連絡の条件とタイミング（どのような場合に、どのようなタイミングで児童相談所等に通告等の連絡をするか）についてお教えください。
			児童相談所等へ通告等連絡するケースのうち、一時保護委託の対応が行われるケースはどのようなケースかお教えください。
			未成年のこどもが児童相談所等への通告等連絡を拒む場合に、どのように対応しているかをお教えください。

質問番号	回答形式	選択肢	質問項目と選択肢
＜３＞こども・若者の居住地自治体がシェルターの所在地の自治体と異なる場合の対応について			
Q3_1	単数回答		これまでに、こども・若者の居住地自治体（住民票のある自治体）が貴施設の所在地の自治体と異なるケースに対応したことはありますか。
		1	ある
		2	ない
		3	わからない
Q3_2	自由回答		こども・若者の居住地自治体が貴施設の所在地の自治体と異なるケースの場合、対応における課題や留意点、対応上の工夫について簡潔にお教えください。
＜４＞入所するこども・若者の権利擁護、生活上のルールに関する工夫について			
Q4_1	自由回答		シェルターに入所するこども・若者の権利擁護のために実施している取組を簡潔に教えてください（こども本人への生活上のルールの説明等）。
Q4_2	自由回答		シェルターにおける生活上のルールに関し、以下について、その内容やルール設定の基本的な考え方を簡潔に教えてください（①所在地の秘匿、②スマートフォン等の私物の持込制限、③外出制限（通学・通勤含む）、④その他）。
			①所在地の秘匿
			②スマートフォン等の私物の取扱い
			③外出制限（通学・通勤を含む）
			④その他貴施設利用における生活上のルール
Q4_3	自由回答		できる限り制限やきまりを少なくするために配慮していることや工夫していることについて簡潔にお教えください。

質問番号	回答形式	選択肢	質問項目と選択肢
＜５＞シェルターでの支援について			
Q5_1	自由回答		貴団体のシェルターにおいて提供している支援（入所中、退所後も含む）全般についてお尋ねします。どの支援においても共通して留意したり工夫したりしていることがあればお教えください。
Q5_2	自由回答		貴団体のシェルターにおいて提供している各種支援（入所中、退所後も含む）についてお尋ねします。こども・若者のニーズ等を踏まえて実施の必要性が高い、あるいは効果的と考えられる支援はどのようなものですか。簡潔にお教えください。
Q5_3	自由回答		精神疾患や障害がある場合、妊娠をしている場合など、入所者に特別な支援のニーズがある場合には、どのような対応をされていますか。簡潔にお教えください。
Q5_4	自由回答		入所者に医療が必要となる場合、自己負担となる医療費はどのように補っていますか。また、入所者が保険証を所持していない場合には、どのように対応しますか。それぞれ簡潔にお教えください。
Q5_5	自由回答		こども・若者の入所中に利用者間などでトラブルがあった場合や事前連絡なくシェルターからいなくなった場合は、どのように対応しますか。簡潔にお教えください。
Q5_6	単数回答		貴団体のシェルターでは、入所期間や入所回数にきまりはありますか。
		1	ある　▶具体的にどのようなきまりであるか、お教えください（　　）
		2	ない
Q5_7	自由回答		入所期間や入所回数について、貴団体のお考えをお聞かせください。
Q5_8	単数回答		貴団体のシェルターでは、退所後の支援期間についてきまりはありますか。
		1	ある　▶具体的にどのようなきまりであるか、お教えください（　　）
		2	ない
Q5_9	自由回答		退所後の支援期間について、貴団体のお考えをお聞かせください。
Q5_10	自由回答		シェルター事業以外で合わせて実施している事業について、シェルターとともに実施することで効果が高いと考えられるものがありましたら、お教えください。
＜６＞支援人材の確保について			
Q6_1	自由回答		貴団体のシェルターにおいて支援を行う人材として、特に求めている人材の要件（資質、職歴、資格等）がありましたら簡潔にお教えください
Q6_2	自由回答		上記の人材を確保するために、留意したり工夫したりしていることがありましたらお教えください。
＜７＞関係機関との連携について			
Q7_1	自由回答		貴団体においてシェルターを運営するにあたり、連携を行っている主な関係機関（児童相談所、市区町村、警察、他の民間団体、医療機関、学校、弁護士等）と、当該関係機関との連携を深める上での工夫について、簡潔にお教えください。

質問番号	回答形式	選択肢	質問項目と選択肢
＜８＞こども・若者や関係者等への周知のあり方について			
Q8_1	自由回答		貴団体において行っているこども・若者や関係者等へのシェルターの周知活動について簡潔に教えてください。特に、周知を行う上で工夫していること（周知内容・方法等）や留意が必要と考えていること（住所の秘匿等への配慮等）についてお教えください。
＜９＞令和６年度に創設された「こども若者シェルター・相談支援事業」について			
Q9_1	単数回答		「こども若者シェルター・相談支援事業」を実施するご意向はありますか。
		1	実施したい
		2	実施したいとは思わない
		3	どちらとも言えない
Q9_2	自由回答		「こども若者シェルター・相談支援事業」を実施するにあたり、運用面で困難と感じることや課題と感じることはありますか。簡潔に記載してください。。
Q9_3	自由回答		「こども若者シェルター・相談支援事業」の予算を申請・活用するにあたり、困難と感じることや課題と感じることはありますか。
＜10＞「こども若者シェルターに関するガイドライン」について			
Q10_1	自由回答		（国は、「こども若者シェルターに関する検討会」を設置し、「こども若者シェルターに関するガイドライン」を策定することを目的として検討をすすめています。）この、「こども若者シェルターに関するガイドライン」に期待することについて、簡潔に記載してください（例：ガイドラインの方向性、盛り込むべき視点　等）。
Q10_2	自由回答		「こども若者シェルターに関するガイドライン」で整理するとよいと考える項目について、どのような項目であり、どのような点が整理されていないと感じるか（整理してほしいと感じるか）、それぞれ簡潔に記載してください。
＜11＞ヒアリング調査への協力可否について			
Q11_1	単数回答		当事業において、虐待等により困難な状況にある10代～20代のこども・若者への支援を行う民間シェルターへのヒアリング調査を計画しています（時期：令和６年９月～12月頃、オンライン会議形式）。このヒアリング調査にご協力いただくことは可能ですか。（あてはまるもの一つ選択）
		1	協力できる
		2	詳細を聞いてから協力の可否を判断する
		3	協力できない
Q11_2	単数回答		当事業において、貴施設に入所している方・入所していた方等へのオンライン形式のインタビューもしくはアンケートを計画しています（時期：令和６年９月～12月頃）。貴施設の入所者をご紹介いただくことは可能ですか。　※過去に入所していた方も含め、入所時期は問いません。（あてはまるもの一つ選択）
		1	協力できる
		2	詳細を聞いてから協力の可否を判断する
		3	協力できない
Q11_3	単数回答		当事業において、困難な状況にある主として10代～20代のこども・若者で、相談支援等によりシェルターを運営する団体と接点があるものの、シェルターへの入所には至っていない方へのオンライン形式のインタビューもしくはアンケートを計画しています（時期：令和６年９月～12月頃）。つきましては、貴団体と相談支援等で接点があるこども・若者で、シェルターへの入所には至っていない方に対して、インタビューもしくはアンケートをご案内いただくことは可能ですか。
		1	協力できる
		2	詳細を聞いてから協力の可否を判断する
		3	協力できない
＜12＞照会先について			
Q12_1			このアンケート調査への回答に関する照会先をお教えください。
①	自由回答		お名前
②	自由回答		Eメールアドレス

（参考）こども家庭庁資料
こども若者シェルター事業　年齢によるフロー図

（参考）こども家庭庁資料
こども若者シェルター事業　年齢によるフロー図

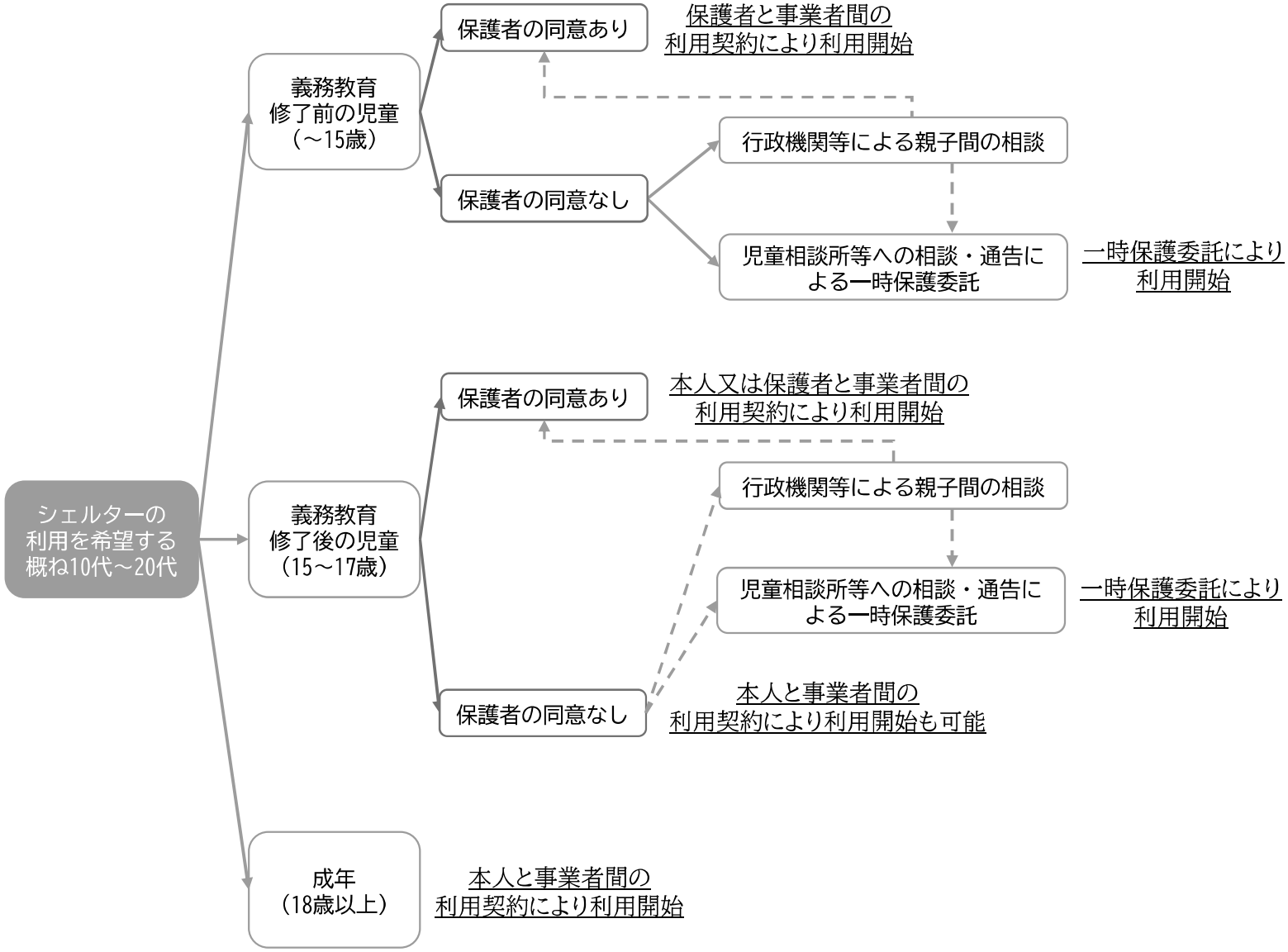

※契約主体となれるかどうかは個々が有する判断能力による点に留意。
※18歳未満の児童本人又は保護者と事業者間の利用契約に基づく際も、要保護児童の場合は事業者は通告義務を負う。

令和６年度　子ども・子育て支援等推進調査研究事業
「こども・若者の居場所に係る好事例収集及び効果的な運用等の検討に関する調査研究」

こども・若者支援を行う民間シェルター団体における取組の事例集

この事例集は、令和６年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業「こども・若者の居場所に係る好事例収集及び効果的な運用等の検討に関する調査研究」において実施したヒアリング調査やインタビュー等の結果をもとにして、こども若者シェルターを運営している団体の取組内容について整理したものです。紹介する事例は主にこども若者シェルター・相談支援事業開始前の内容であり、団体によっては複数の事業を組み合わせて実施している場合もあるため、必ずしもすべての内容がガイドラインと完全に一致しているとは限らない点に留意して参照してください。

はじめに

こども・若者の中には、一時保護施設等における集団生活や生活上のルールになじめない者や、年齢等の事情により一時保護等の対象とならない者が一定数存在しており、このようなこども・若者に、安全な環境を確保することが喫緊の課題となっています。

近年、このようなこども・若者の安全な環境の迅速な確保を図るために、一時的に宿泊可能な施設を提供して日常生活上の援助を行うとともに、退所後の生活に向けた支援を行う、いわゆる民間シェルターの取組が進められています。

こうした取組の重要性に鑑み、令和５年 12 月 22 日に閣議決定された「こども未来戦略」の「加速化プラン」等を踏まえ、令和６年度から、新たに予算事業として民間シェルターの取組に対して補助を行う「こども若者シェルター・相談支援事業」（以下、「事業」という。）が創設されました。今後、各都道府県等（都道府県、指定都市及び児童相談所設置市）が本事業によるこども若者シェルターの整備を進めるにあたって、適切な運用が図られるよう、親権等との関係を踏まえた適切な対応のあり方や、こども・若者のニーズに応じた必要な支援内容、シェルターに入所中のこども・若者の権利擁護等について整理する必要があることから、国は、「こども若者シェルターに関する検討会」を開催して議論を行い、「こども若者シェルター・相談支援事業に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）が策定されました。

そうした動きを受けて、この事例集は、こども・若者シェルターにおいてガイドラインにのっとった運営が行われるように、こどもの権利を守りながら効果的な支援を実践している事例を整理し、提示するものです。支援の具体的な工夫や運営上の留意点を明らかにし、実践に役立つ知見を共有することを目指しています。

なお、この事例集で紹介する事例は、令和６年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業「こども・若者の居場所に係る好事例収集及び効果的な運用等の検討に関する調査研究」（以下、「研究事業」という。）において実施したヒアリング調査（注１）やインタビュー（注２）の結果をもとに整理しています（注３）。

（注１）ヒアリング調査は、こども・若者支援を行う民間シェルター団体を対象に行いました。なお、事例の一部には、令和５年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業「こども・若者の居場所の確保に関する実態把握のための調査研究」で行ったヒアリング調査の結果も含めています。

（注２）インタビューは、民間シェルターに入所している（していた）こども・若者や、民間シェルター団体と接点はあるがシェルターには入所していないこども・若者を対象に行いました。

（注３）事例を整理する際に、ヒアリング調査やインタビューの結果をそのまま用いるのではなく、適宜、一般的な表現に変更しています。

目次

事例集を参照いただく際に留意いただきたいこと 1
１．「こども若者シェルター・相談支援事業」の対象者や入所にあたっての留意事項 .. 5
（１）対象者 5
（２）入所前の説明 8
（３）親権との関係 11
（４）児童相談所との関係 14
２ 本事業のシェルターにおける生活上のルールの設定にあたっての留意事項 15
（１）生活上のルールの設定における基本的考え方 15
（２）入所時・入所中について 15
（３）退所時について 15
３ 本事業の支援内容及び支援にあたっての留意事項 20
（１）本事業の支援内容 20
（２）特別な支援ニーズへの対応 25
（３）本事業のシェルターへの入所の期間、計画的な支援について 27
（４）トラブルへの対応について 28
（５）退所後の支援について 29
４ 本事業のシェルターと関係機関との連携 31
（１）連携の重要性 31
（２）各関係機関との連携のあり方 31
（３）連携を深めるうえでの留意点 31
５ その他 32
（１）シェルターの周知方法 32
（２）シェルターにおける支援を担う人材の育成・確保 34
（３）地方自治体間の連携 36
６．こども・若者の声 38
（１）シェルターに入所しようと思った理由 38
（２）シェルターに入所しなかった理由 39
（３）入所前に民間シェルターに対して抱いたイメージ 40
（４）シェルターを実際に利用してみてよかったこと 41
（５）シェルターを実際に利用してみて嫌だったことや辛かったこと 42
（６）シェルターで一番うれしいサポート、さらにあるとよいサポート 43
（７）入所時に説明があると良いサポート 44
（８）退所後にあるとよいと思う支援や関わり 45
（９）シェルターについて、どのような方法（媒体）で、どのような情報を知ることができていれば、安心して利用できると思うか 46

事例集を参照いただく際に留意いただきたいこと

○この事例集の「１．『こども若者シェルター・相談支援事業』の対象者や入所にあたっての留意事項」から「５．その他」にかけて紹介する内容は、次のような団体に対して実施したヒアリング調査の結果をもとにしたものです。

図表 1　ヒアリング調査協力団体

団体	取組内容の特徴（①主な活動やこども・若者を受け入れるきっかけ、②未成年のこどもの受け入れ状況、③一時保護委託の状況）
団体 A	①　活動当初は DV や性暴力被害に遭った女性とこどもの支援を行う中で、こどもシェルターを運営している他団体の出先として対応することが増え、現在に至る。 ②　未成年のこどもの受け入れあり。 ③　児童相談所からの一時保護委託はなし。
団体 B	①　活動当初は１人で活動を開始し、法人を立ち上げてからは徐々に活動が大きくなった。組織的な活動としてシェルターを始めたと定義できるようなものとしては、自傷行為が激しい子を受け入れたのが最初。 ②　未成年のこどもは基本的には受け入れなし。
団体 C	①　活動の主軸は非行少年少女と直接関わり、再度非行を行わないようにサポートすること。 ②　未成年のこどもの受け入れあり（基本的には義務教育中のこどもは受け入れなし）。 ③　児童相談所からの一時保護委託あり。
団体 D	①　行政につながりきらない状況のこども達、一時保護施設に入れないようなこども達の声を多く聞く中で、民間シェルターを開始。 ②　未成年のこどもの受け入れあり。 ③　児童相談所からの一時保護委託あり。
団体 E	①　母親の就労支援から家庭全体を支援する必要性を感じ、緊急的な窓口としてシェルターを開始。母親からの相談の流れでこどもが入所したり、手に職を付けたい若者が入所したりする。 ②　未成年のこどもの受け入れあり。 ③　児童相談所からの一時保護委託なし。
団体 F	①　本体業は自立援助ホームであり、シェルター機能も備えている。児童養護施設から来るこども達のうち高校を辞めてしまうと居場所を失う方がいたため、居場所が必要だと考えてシェルターを開始。 ②　未成年のこどもの受け入れあり（利用者のほとんどが未成年）。 ③　児童相談所からの一時保護委託あり。
団体 G	①　基本は障害者福祉分野の活動を行っていたが、逮捕され起訴猶予や不起訴処分となったものの、社会での生活の中で生きづらさを抱えた方々へ支援を行う入口支援も開始。居住支援法人を立ち上げ、福祉総合スペースを設置。 ②　未成年のこどもの受け入れあり。 ③　児童相談所からの一時保護委託あり。
団体 H	①　こども・若者への支援をしようと思い、自立援助ホームを主たる事業として実施。シェルター機能も兼ね備えている。 ②　未成年のこどもの受け入れあり。 ③　児童相談所からの一時保護委託あり。
団体 I	①　団体の活動はシェルター運営事業、自立援助ホームの運営事業、電話相談事業の３つ。シェルターを始めたら電話が来るようになったため電話相談を開始し、シェルターにこどもが入りはじめると出先がなく困ったため、自立援助ホームも始めたという経緯。 ②　未成年のこどもの受け入れあり。 ③　児童相談所からの一時保護委託あり。

団体	取組内容の特徴（①主な活動やこども・若者を受け入れるきっかけ、②未成年のこどもの受け入れ状況、③一時保護委託の状況）
団体 J	① 最初にこどもの遊び場所に関する活動から始まり、DV から逃げてきている、親がどこかに行ってしまったなどの場合に緊急一時宿泊所としてシェルター的に住む場所を提供したのが始まり。 ② 未成年のこどもの受け入れあり。 ③ 児童相談所からの一時保護委託なし。
団体 K	① 居場所、仕事のサポート、住まい（居住支援）の３つの事業を主に実施。代表がこどもの貧困に関する活動が必要だと肌で感じて事業が立ち上がった経緯あり。 ② 未成年のこどもの受け入れは例外的にあり。 ③ 児童相談所からの一時保護委託なし。
団体 L	① 成人女性の支援から活動が始まり、風俗・売春・水商売・パパ活といった性産業に従事している方への支援を実施。 ② 未成年のこどもは基本的には受け入れなし。
団体 M	① 若者支援が主軸。若者の就労支援、社会的養護を出たこどものアフターケア事業、地域若者サポートステーションの事業等を実施。シェアハウスの形で若者の居住受け入れをはじめ、その後自立援助ホームとして事業を開始。 ② 未成年のこどもの受け入れなし。
団体 N	① 女性の人権ネットワークという形で事務所を開設。設立当初から様々な暴力被害を受けた女性やこどもが殺到し、以来、女性やこどもへの暴力の根絶を目指し活動してきた。市で起こった虐待死亡事案をきっかけに若年女性向けのシェルターを開設。 ② 未成年のこどもの受け入れあり。 ③ 児童相談所からの一時保護委託あり。
団体 O	① 県域の NPO の中間支援組織であり、県内に NPO 法人を設立・運営したいという方向けの相談支援を実施。居場所としてのコミュニティレストランの運営、災害再生や生活困窮者等支援、外国籍の方の学習や日本語の授業も開始。 ② 未成年のこどもの受け入れあり（外国籍のこども）。 ③ 児童相談所からの一時保護委託あり。
R5 団体 A	① NPO 法人の設立とともにシェルターも開所し、同時にスタート。弁護士を中心とした有志のグループにより、こどもたちの緊急保護やシェルターの必要性のもと数年間かけて準備をし、社会福祉法人の認証を得て NPO 法人から社会福祉法人へと事業を継承。
R5 団体 B	① 地域住民のつながりづくりの活動を市の経済局のコミュニティービジネスに応募して活動を開始。設立してすぐに、火事で焼け出された高齢の女性を受け入れ、地域の高齢者の緊急的な一時受け入れを実施。東日本大震災が起こり、緊急一時的に行き場のない方を当日でも受け入れるようになり、高齢者以外にも障害のある方やこどもも含め受け入れを実施。
R5 団体 C	① 所在する都道府県では自立援助ホームの利用が少ないという状況もあり、寄付や助成金を利用しながら、少年院を退所したこども・若者の受け入れを実施。
R5 団体 D	① 若年女性でいわゆる夜職に従事する女性を対象としており、人身取引の中の性的搾取をターゲットとして活動を開始。
R5 団体 F	① 活動当初は個人的な動機をきっかけに１人で活動を開始。法人を立ち上げてからは徐々に活動が大きくなった。組織的な活動としてシェルターを始めたと定義できるようなものとしては、自傷行為が激しいこども・若者を受け入れたのが最初であり、当時のインターン、スタッフ、ボランティア等と相談し、受け入れを決めた。
R5 団体 G	① 自立援助ホームを運営する中、児童自立生活援助事業が利用できないこども・若者が一定数おり、制度を使わないが居住支援や就労支援を日常的に身近な大人がサポートできるようにという目的のもと、今年度からシェアハウス型の施設を開設。

団体	取組内容の特徴（①主な活動やこども・若者を受け入れるきっかけ、②未成年のこどもの受け入れ状況、③一時保護委託の状況）
R5 団体 H	①　事業自体はシェアハウス型の住居支援から始まったものであるが、児童養護施設出身の若者がホームレスとなり保護したケースをきっかけに、シェアハウスだけではなく、緊急性が高いこどもたちを受け入れられる場所を作らなければいけないと痛感し、シェルターを開始。

※「R5」と付記したものは、令和５年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業「こども・若者の居場所の確保に関する実態把握のための調査研究」で行ったヒアリング調査の結果を参照している。

○団体 A から団体 O の特徴を知る一つの手がかりとして、「未成年のこどもの受け入れの有無」と「児童相談所からの一時保護委託の有無」により、下記のように団体を分類しました。

図表 2　事例集における団体の分類

（未成年のこどもの受け入れあり）

団体 C、団体 D、団体 F 団体 G、団体 H、団体 I 団体 N、団体 O	団体 A、団体 E、団体 J 団体 K
	団体 B、団体 L、団体 M

（児童相談所からの一時保護委託あり）

（児童相談所からの一時保護委託なし）

（未成年のこどもの受け入れなし）

○特に、「未成年のこどもを受け入れているシェルターでの受け入れ時の対応」、「入所前の説明」、「親権者との関係」、「入所中に保護者から面会・通信の要請があった場合の対応」、「児童相談所との関係」、「シェルターにおける生活上のルール設定」については、団体の特徴により取組内容が異なることが考えられるため、団体の特徴ごとに分けて事例を紹介しています。

○また、この事例集の「６．こども・若者の声」では、次のような、シェルターに入所している（していた）当事者や、相談等によりシェルターを運営する団体とつながったがシェルターに入所しなかった当事者の声を紹介しています。

図表 3　インタビュー協力者

入所者		
協力者	年齢（入所時）	性別
A さん	23 歳	女性
B さん	16 歳	女性
C さん	20 歳	男性
D さん	21 歳	ー
E さん	16 歳	女性
F さん	20 歳	男性
G さん	18 歳	女性
H さん	16 歳	男性
I さん	19 歳	女性
J さん	16 歳	女性
未入所者		
協力者	年齢（現在）	性別
K さん	18 歳	女性
L さん	17 歳	女性
M さん	21 歳	女性
N さん	20 代	女性
O さん	24 歳	女性

１．「こども若者シェルター・相談支援事業」の対象者や入所にあたっての留意事項

（１） 対象者

研究事業で行ったヒアリング調査では、さまざまな背景を持ち、さまざまな状況にあるこども・若者がシェルターを利用していることが分かりました。ここでは、各団体が運営するシェルターにこれまで受け入れたことのあるこども・若者の例を示しています。事業の対象となるこども・若者にはどのような方がいるのかを想定し、シェルターの機能や提供する支援等に鑑みて受け入れ可能かを検討する際の参考になります。

事例紹介 1　対象者

事例１：保護者からの虐待を受けたこども・若者（団体 E、団体 F、団体 I、団体 K、団体 M、団体 N）

- 保護者による虐待（保護者からの暴力、保護者からの金銭的搾取[1]等）があるケース。

事例２：パートナーから DV[2]を受けた若者（団体 A、団体 E）

- パートナーからの金銭的 DV や身体的 DV を受けて保護されるケース。
- デート DV の被害を受けたケース
  - 中には、ネットで知り合った男性を信じて地元から別の都道府県に出てくるケースもある。
  - もともと親との関係が悪く、生きづらさを抱えているため、インターネットを経由して騙されてしまうこともある。

事例３：親子関係の不調や家庭内に課題があるこども・若者（団体 C、団体 F、団体 H、団体 J、団体 L）

- 親子関係の不調が背景にあるケース。
- 親子間で暴力があるケース。
- 家族と一緒に住むことのできない何等かの事情を抱えているケース。
- 親が精神疾患を有しており、家庭での養育が難しくなったケース。

事例４：医療支援が必要なこども・若者（団体 D）

- 自傷行為や希死念慮を抱えており、医療支援が必要なケース。
  - 他の施設では受け入れが難しくなり、シェルターにつながるケースもある。

事例５：障害や発達特性を有するこども・若者（団体 E、団体 K）

- 障害が原因で生活に困難を抱えているケース。
- 発達特性があり、日常生活を送ることに苦労したり、金銭管理ができず困窮したりするケース。

事例６：複合的に困難な状況にあるこども・若者（団体 I、団体 M）

- 一つの要因だけでなく、虐待による生活困難、親や社会から適切な支援を受けられなかったことによる孤立、発達障害や精神的な課題により学校や家庭に適

[1] アルバイトで得たお金を親が取り上げて使ってしまうといった例が考えられる。
[2] ここでは、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のことを言う。

応できないなど、複数の課題が絡み合っているケース。
- 主訴としては生活困窮であるが、背景に親子関係の不調や虐待経験といった事情があり、心理的ケア等を十分に受けられずに課題を抱えたまま社会に出ているケース。

事例７：社会的に孤立している・地域に居場所のないこども・若者（団体 C、団体 K）
- 地元を離れたが頼れる友達もおらずホームレスになってしまったケース。
- 地域の不良仲間や非行グループから抜け出すために入所するケース。
- 住み込みの就労体験を行うが、仕事を辞めたことで住む場所を失い、相談に来るケース。

また、未成年のこどもを受け入れているシェルターでは、受け入れ時に次のような対応をする事例がありました。

事例紹介 2　未成年のこどもを受け入れているシェルターでの受け入れ時の対応

児童相談所からの一時保護委託がある団体

事例１：夜間の保護と緊急対応（団体 D）
- 未成年のこどもが深夜に街を徘徊しているケースに対応するため、夜間にパトロールをしてアウトリーチを実施している。帰宅できない、または家庭に戻ることを拒否している未成年を見つけた場合、すぐに弁護士に連絡を取り、法的な問題を整理した上で、一時的にシェルターで保護するケースがある。
- 翌日には児童相談所へ繋げ、より長期的な支援を検討する。この対応により、未成年が犯罪や搾取に巻き込まれるリスクを軽減し、安全な環境で支援を受けられるようにしている。

事例２：入所後の方針に基づいた説明（団体 F）
- 一時保護で未成年を受け入れる場合に、次の方針に整理して対応を検討する。その際、こどもに２か月後にはどのようになっていたいかを尋ねた上で、尊重しながら、一時保護の過ごし方等をこどもに説明する。
  - ✓ 家庭復帰を見据えたケース：家庭復帰を見据えた関係調整を行い、児童相談所から家庭へ戻すことを想定した対応を行う。
  - ✓ 自立支援を見据えたケース：家庭復帰が困難で、長期的に支援が必要な場合には、自立支援いつなぐことを想定した対応を行う。

事例３：児童相談所との連携による受け入れ（団体 G）
- シェルターの入所者が行き先のない子やご飯が食べられない子を連れてきたりする場合がある。そういったこどもを支援する際は、担当する児童相談所に連絡をとり、児童相談所に許可をもらい、一時保護委託にしてもらうということがある。

児童相談所からの一時保護委託がない団体

事例４：未成年者の安全確保と弁護士の関与（団体 A）
- 未成年のこどもから相談があった場合、まずは安全な場所で面談を行い、直接シェルターの所在地を伝えないよう配慮する。虐待や DV の可能性がある場合、こどもが帰宅した際に危険が生じるかどうかを慎重に判断する。

・ 特に、未成年のシェルター利用は法的な問題が伴うため、弁護士と連携しながら注意を払う。シェルターへの入所が必要と判断された場合は、児童相談所とも協議し、適切な手続きを経てシェルターへ案内する。

事例５：弁護士相談の活用（団体 K）

・ 未成年である本人から相談がある場合、弁護士会が運営しているこどもの人権 110 に連絡することが多い。未成年の場合は関係機関との調整を経た上での入所となり、本人と一緒に関係機関に相談することが現状は多い。

（２） 入所前の説明

入所前には、シェルターの生活ルールや支援内容、利用可能な期間、費用の有無などを丁寧に説明し、入所者の理解を得ている事例がありました。こども・若者が安心して利用できるよう、疑問や不安に寄り添いながら対応します。

事例紹介 3　入所前の説明

未成年のこどもの受け入れがあり、児童相談所からの一時委託がある団体

事例１：入所に際する書面の取り扱いとルールを守れない場合の対応（団体 C）

- 入所時に本人の名前と日付を記載した書面を取得し、そのコピーを本人、委託元、団体がそれぞれ所持するようにしている。シェルターには、さまざまな理由で行き場をなくしたこども・若者が来ており、ルールを守れない場合でも、即退去させるのではなく、話し合いやケースワーカーの面談、医療機関への同行支援などを通じて解決を図る方針をとっている。過去にルールを守らなかったケースでも、退去させたことはなく、できる限り支援を続ける姿勢を持っている。

事例２：同意の確認と相談票の活用（団体 D）

- 本人の同意がなければ無理に連れて行くことはなく、本人が「行きたい」と意思を示した場合にのみシェルターで休めるようにしている。入所の同意書として正式なサインは取得しないが、相談の際に相談票を使用し、そこに本人の名前を記載してもらうことで、一定の意思確認を行っている。相談時には、「この内容を記録させていただきます」と事前に伝え、本人の理解のもとで対応を進める形をとっている。

事例３：面会や見学で丁寧に説明（団体 G）

- 入所までに期間がある場合は、入院中の場合は病院に行ったり、施設入所中の場合は施設にいったり、見学に来られる子は見学をしてもらう。
- どのようなことをするとここにはいられなくなるといった話はせず、ルールがあるので守って欲しいといったことを伝える。

事例４：入居説明書の活用と児童相談所や自治体との連携（団体 H）

- こどもの立場から入居までの流れを３ステップで整理している。
  - ✓ 児童相談所とこども、または親との間で、団体の存在や支援の可能性について話し合う。
  - ✓ 見学や入居相談について、児童相談所が間に入って詳細を調整する。
  - ✓ こどもが入居を希望した場合、団体が説明をし、生活環境の見学を経たうえで、児童相談所の立ち合いのもとで団体が契約を行う。
- 契約書の代わりに入居申込書を記載してもらい、児童相談所と行政が最終的に入所を決定する形をとっている。また、事前に契約内容を記載した重要事項説明書や生活のマナーについて記載した資料を提示し、本人が頑張ることができると決めた上で入居してもらう仕組みになっている。

事例５：親権者等との連絡方法の決定（団体 I）

- 入所は本人の意思を最優先としている。シェルターの場所は絶対に秘匿であり、誰にも話さないことを約束いただいた上で、まずは本人にシェルターに来てもらっている。その後、親権者等への連絡について、弁護士や児童相談所を交えてどのタイミングでどのように伝えるかを話し合った上で進める。

・ 未成年の方を含め、ほとんどの場合は親権者等に連絡を取り、本人の意思で安全な場所におり、連絡を取りたいときは誰を仲介していただきたいか伝えている。仲介の窓口として児童相談所と弁護士のどちらが望ましいのかについては、ケースバイケースであり、例えば、既に児童相談所が関わっている場合は児童相談所が窓口になる場合が多い。

事例６：入所前のシェルター生活の説明（団体 I）

・ 電話相談時には、入所後のルールや生活に関して、説明したり質問に答えて伝えるようにいる。そのような生活を送ることができるかを聞き、入所後のルールや環境についてイメージできるようにすることを重視している。電話で確認した上で、入所の希望がある場合には、直接本人に会いに行き、詳細を説明する。例えば、
  ✓ シェルターではどのような生活になるか
  ✓ 退所後にどのような選択肢があるのか
  といった点について詳しく話し、最終的な意思確認を経て入所手続きを進める形をとっている。

事例７：資料を用いた説明①（団体 C）

・ アパートの部屋の写真やルールを記載した用紙をみてもらいながら説明する。

事例８：事前説明と入所前面談の実施（団体 C）

・ 未成年者の受け入れに際し、事前に本人と直接面談を行い、シェルターでの生活について詳しく説明する。保護観察所や児童相談所との事前調整を行い、入所が可能かどうかを判断する。入所希望者には、
  ✓ シェルターでの生活ルール（10 項目程度）
  ✓ 滞在可能な期間
  ✓ 健康状態（アレルギー・病歴）
  ✓ 学業・仕事・今後の生活の希望
  などを聞き取り、本人から入所の意思表示があった場合に入所につながる。

未成年のこどもの受け入れがあり、児童相談所からの一時委託がない団体

事例９：緊急一時宿泊所としての対応（団体 J）

・ 緊急一時宿泊所として機能しているため、入所時に同意書等を取得することはない。しかし、特に未成年の場合は、次のように一時的に宿泊した後の進路について話し合うことを重視している。こどもの意向を確認し、今後の方針を決めるプロセスを踏んでいる。
  ✓ 家に戻りたいのか
  ✓ 少し時間を置いてから戻るのか
  ✓ ひとり暮らしをして自立したいのか　など、

事例 10：ルール説明と入所者との合意形成（団体 K）

・ シェルターのルールを記載した覚書を用いて説明し、合意形成をする。シェルターを利用するこどもに対して、
  ✓ 部屋での飲酒・喫煙の禁止
  ✓ 住所を明かさないこと
  ✓ 他人を連れ込まないこと
  ✓ SNS や配信の禁止
  といった説明をしている。ルールで縛ろうというスタンスではなく、シェルタ

ーを使う上で改善点や依頼事項があれば本人とスタッフがお互いにしっかりと相談する時間を作ることを伝えている。

事例 11：資料を用いた説明②（団体 A）

・ 場所の社員、部屋の写真は載せていないが、ルール等の説明のためのリーフレットを用意している。

未成年のこどもの受け入れがない団体

事例 12：ルール提示の際の留意点（団体 L）

・ 基本的には本人の希望を優先しており、団体からの一方的な押し付けにならないように気を付けつつ、入所者に守ってほしいルールを提示している。

（3） 親権との関係

以下に親権者との関係や、やりとりの例を示します。

事例紹介 4　親権者との関係

児童相談所からの一時保護委託がある団体

事例１：ケースバイケースでの対応と弁護士・児童相談所の関与（団体 D）

- 親権者への連絡は、ケースごとに対応が異なる。家庭内暴力がある場合でも、連絡をすることがあるが、トラブルに発展する可能性があるため慎重に対応する。未成年者の場合は、児童相談所が間に入ることが多く、親権者への連絡を児童相談所に依頼することがある。シェルターに保護していることを後から伝えるケースもあり、連絡の主体は状況次第で変わる。本人が親権者への連絡を拒む場合は、説得を試みるが、強制はしない。弁護士と児童相談所には必ず一報を入れることを原則とし、対応を進める。

事例２：児童相談所が仲介する親権者との調整（団体 F）

- 親権者への連絡や確認は児童相談所が主に対応する。親権者がシェルターの利用に同意していない場合であっても、児童相談所から一時保護委託を受ける場合がある。その後、親とやり取りをしなければならない場合で、こどもが親との距離感をつかめずに困っている場合は、児童相談所が親側に立ち、シェルターがこども側に立って話をすることがある。その結果、ケースワークの一環として親と直接会うことになる場合もある。

事例３：一時保護委託の流れと親権者とのやり取り（団体 G、R5 団体 A）

- 一時保護委託となるため、児童相談所が親権者へ通知を行い、同意を得る形を取っている。一時保護委託から正式な入所へ移行する場合、保護者とのやり取りは児童相談所に依頼することが原則。ただし、長期的な支援が必要なケースでは、家庭環境を理解するために、親権者と対話の機会を設けることが望ましいと考えている。こどもが親との連絡を拒む場合でも、児童相談所が介入することについては、こども自身がある程度受け入れるケースが多い。

事例４：親権者との連絡方法の決定（団体 I）

- 入所に関しては、まず本人の意思を確認し、本人がシェルターに来た後で親権者にどのように連絡するかを話し合う。この際、弁護士や児童相談所も関与し、「いつ・どのような方法で・どのような言葉で伝えるか」を慎重に決めた上で連絡を行うようにしている。未成年者の場合、原則として親権者に連絡するが、誰が窓口となるかはケースごとに異なる。例えば、すでに児童相談所が関与している場合は、児童相談所が窓口になり、弁護士が介入すると親権者を刺激する恐れがあるため、慎重に判断。一方で、児童相談所と関係が悪い場合や、初めてのケースでは、弁護士が介入することが多くなる。

事例５：親との距離感の調整（団体 F）

- こどもが親との関係をどうしたいのかを重視し、状況に応じた調整を行う。児童相談所が親側に立ち、シェルターがこども側に立って話をすることがあり、その流れで親と直接会うこともある。これはケースワークの一環であり、入所時に親権者等と会うことはない。

児童相談所からの一時保護委託がない団体

事例６：児童相談所を通じた親権者への連絡（団体 A）

- 基本的に親権者に直接連絡をすることはなく、必要に応じて児童相談所を介して対応する。例えば、18 歳未満のこどもが単独で逃げてきた場合、以前に児童相談所と繋がりがあったケースでは、団体側から児童相談所に連絡し、保護していることを伝える。また、家庭内に DV がある場合、母親が家から出られずにこどもだけが逃げてくるケースもある。このような場合、児童相談所がすでに関与していることが多く、適切な対応を依頼する。

事例７：捜索願が出された場合の対応（団体 J）

- 親権者対応で最も難しいケースは、親が捜索願を出してこどもを探している場合である。例えば、未成年のこどもをシェルターで保護したとしても、親が捜索願を出した場合、警察が介入してこどもを探しに来ることになり、結果的に児童相談所への通告がなされることが多い。基本的には、未成年者と家庭の調整は児童相談所の役割と考え、地域の担当ケースワーカーに通告する形を取っている。

事例８：原則として親権者対応を行わない（団体 K）

- 基本的に親権者と直接やり取りを行わない方針を取っている。これは、本人の困っていることと親権者の意向が異なるケースが多く、そうした場合には本人の意思を優先するスタンスを取っているため。ただし、未成年の場合は保護者との調整が不可避となるため、入所段階で、保護者とのやり取りは児童相談所に行ってもらえるよう児童相談所に依頼している。親権者が関与することによるトラブルを回避しながら、こどもにとって最善の支援を提供することを重視している。

以下に入所中に保護者から面会・通信の要請があった場合の対応の例を示します。

事例紹介 5　入所中に保護者から面会・通信の要請があった場合の対応

未成年のこどもの受け入れがあり、児童相談所からの一時委託がある団体

事例１：本人と委託元と調整のうえで対応（団体 C）

- 面会・通信の対応はケースバイケースで決定。親権者からの要請があった場合、まず本人と相談し、本人の意向を尊重する。さらに、委託元とも事前に調整し、家族との関係性を踏まえて、連絡する窓口をどこにするか決めるようにしている。
- 親子関係が良好で関係を修復した方が良いと判断されるケースでは、親権者と面会の機会を設けることもある。このように、事前に関係機関と調整したうえで、最も適切な対応を選択している。

事例２：一時保護委託元の方針に沿った対応（団体 F）

- 一時保護委託の場合、児童相談所の方針に従って対応することを原則としている。親と面会する必要がある場合は、児童相談所の了承を得て、カフェや児童相談所の会議室など、シェルター外の場所で会うように調整。こども本人が拒否する場合は、面会は実現しない。一時保護委託が終了し、正式な利用が開始された後は、特別な理由がない限り、面会や通信を制限することはないとして

いる。シェルター内での親権者との面会は禁止してはいない。

事例３：児童相談所を介しての調整（団体 G）

- 保護者から連絡を取りたいと要望があることや、こどもが連絡をとってしまうこともある。シェルターをはじめた当初は保護者が直接来てしまうこともあったため、児童相談所に間に入ってもらうようにしている。

事例４：児童相談所・弁護士の関与による面会調整（団体 I）

- 児童相談所や弁護士を通じて面会を調整している。具体的には、児童相談所を通している場合は児童相談所内で面会を実施。弁護士が関与している場合は弁護士事務所で面会を行うこともある。
- しかし、入所者が親と会うことを拒否するケースもある。その場合は、まずは手紙のやり取りからはじめるなどして、段階的に関係を修復する方法を検討する。

未成年のこどもの受け入れがあり、児童相談所からの一時委託がない団体

事例５：保護者が過去に団体と接点があった場合の対応（団体 A）

- 入所者の多くが親に内緒で電話や LINE 相談を通じてシェルターに入所しているため、基本的に親からの面会・通信の要請はない。ただし、親が過去に団体と関わりを持っていた場合は、親からの連絡が入ることもある。その場合、児童相談所と調整し、一時保護までの数日間は一時的に預かるということを伝える場合がある。

事例６：原則として保護者対応を行わない（団体 K）

- こどもが親権者との連絡を拒んでいるケースが多く、保護者からの面会・通信要請に応じることは基本的にない。一方で、こども本人が親と連絡を取り続けている場合は、本人の意思に任せている。団体側が親子間の関係調整に介入することはなく、本人の自主性を重視する方針を取っている。

（4） 児童相談所との関係

児童相談所は、未成年の保護において重要な役割を担っており、親権者との調整やシェルター運営団体に直接相談があった場合の対応等で連携する例がありました。

以下、児童相談所との関係・やりとりの例について示します。

事例紹介 6　児童相談所との関係

児童相談所からの一時委託がある団体

事例１：児童相談所からの一時保護委託が大半を占める（団体 C）

- 基本的には児童相談所からの一時保護委託の相談が入る。残りは弁護士からの相談で未成年であることが確認された場合、入居前に本人の同意を得たうえで児童相談所に連絡し、一時保護委託の調整を依頼している。これにより、結果的に入居日から一時保護委託の形になるよう調整している。

事例２：児童相談所の対応が地域によって異なる（団体 D）

- 中長期的な支援が必要になると、児童相談所からの一時保護委託の依頼が来ることが多い。これは、親に対して「安全な場所である」と示すためにも必要な手続きと考えている。しかし、児童相談所によって対応が異なり、一時保護委託を認めない児童相談所もある。

事例３：児童相談所を介さずに居場所を確保するケース（団体 F）

- こどもが児童相談所に連絡せずに団体へ相談するケースは少ない。しかし、17～18 歳の場合は、職場やバイト先、学校、友人関係などを活用しながら適応する方法を模索することがあり、児童福祉法の枠組みだけでなく柔軟な支援を提供する方針を取ることがある。こうした方針により、児童相談所を介さずにこどもの居場所を見出すケースもある。

事例４：児童相談所を介さず直接相談があった場合の対応（団体 H、団体 N）

- 未成年に関しては児童相談所を通して受け入れており、本人から SNS 経由で直接相談が来た場合、本人に伝えたうえで児童相談所に相談する。

事例５：児童相談所に対するこどもの不信感と調整の工夫（団体 I）

- 児童相談所との関係性が複雑なこどもたちが多く、以下のようなケースが見られる。
  - ✓ 過去に一時保護施設等の入退所を繰り返した経験があるこども
  - ✓ 児童相談所に良い印象を持っていないこども
  - ✓ 親権者が暴力的で、児童相談所を巻き込むことで職員に迷惑がかかるのではと考えるこども

  このため、こどもに対して児童相談所の役割やメリットを説明し、納得してもらった上で連絡を取るようにしている。

児童相談所からの一時委託がない団体

事例６：児童相談所を介さず直接相談があった場合の対応（団体 J）

- 自主事業として緊急一時宿泊所の運営を行っており、児童相談所からの一時保護委託の依頼を受けることはない。しかし、未成年のこどもを保護した場合は、団体の判断で児童相談所に連絡を行う。

2 本事業のシェルターにおける生活上のルールの設定にあたっての留意事項

（1） 生活上のルールの設定における基本的考え方
（2） 入所時・入所中について
（3） 退所時について

生活ルールは、こども・若者の安全を確保し、快適に過ごせる環境を整えるために設定されますが、一律の厳格なルールではなく、入所者の状況に応じた柔軟な運用がなされている例がありました。

できる限り制限を少なくするための配慮や工夫がなされており、その例として以下のようなものがありました。

事例紹介 7 シェルターにおける生活上のルール設定

未成年のこどもの受け入れがあり、児童相談所からの一時委託がある団体

事例１：こどもの実態に合わせた柔軟な支援（団体 D）

- 施設のルールが厳しくて入りたくないという声が多いため、できる限りこどもの実態に合った柔軟な対応を心掛けている。ただし、入所者が増えるにつれて、必要なルールが増えていくこともある。
- こどもたちの背景を踏まえながら、ルールを必要最小限にとどめる努力をしている。
- こども・若者がシェルターでの生活を負担に感じないよう、個別の事情を考慮した対応を行っている。特に、精神的に不安定なこども・若者には、ルールの適用を柔軟にし、過度なプレッシャーを与えないよう配慮している。 一律のルールではなく、個々の事情に応じた柔軟な対応を心掛けている。

事例２：ルールを増やさないための工夫（団体 I）

- スマートフォンは学校で使用することが増えており、こどもにとって必要である場合や、就職活動や家探し等、次の生活に関わってくる場合が出てきているため、最近では位置情報がわからないような安全確認をしつつ、こどもと話し合いながら、弁護士事務所や繁華街で開けて使用するという運用を行うこともある。また、貸出用のスマートフォンがあり、通学時に使うことを許可している。
- シェルターに入るこども・若者は、家で厳しい制約を受けてきたため、なるべく自由な生活をしてもらうことを大切にしている。
  - ✓ 大人側がこまめに情報共有・報告・連絡・相談を行い、本人に細かい指示を出さずに済むよう配慮。
  - ✓ 本人がやりたいことを実現できるよう、本人の意思を尊重しながら支援方針を決定。
  - ✓ 定期的にカンファレンスを実施し、本人も参加して方針を決定。
  - ✓ 外出の際の手続きを簡素化することで、本人が主体的に行動できる環境を整備。

事例３：退所後の生活力を重視（団体 F）

- 施設内の適応を重視せず、退所後に自立できるように支援する。施設内での管理が厳しくなりすぎると、退所後に生活力が育たないため、自由度を高めることを意識している。

事例４：ルールを強制せず説明と対話を重視（団体 G、R5 団体 C、R5 団体 H）

- なぜそのルールがあるのかをこどもに説明し、納得してもらうようにしている。
- こどもと対話しながら、代替案を考える（例：「門限について、部活やアルバイトで遅くなる場合は緩和する」）。
- 入所者ごとに異なるルールがある場合も、最初に「それぞれの事情に合わせたルールである」ことを説明し、トラブルを防ぐ。
- 選択肢を提示し、リスクのメリット・デメリットを説明して本人が選択できるようにする。
- あくまでもルールを守ることであなた自身が守られることになると伝え、しっかりと動機付けをしている。

事例５：情報共有を徹底し、こどもを囲い込まない（団体 C）

- 児童相談所から入所したこどもについては、一つの団体が情報を抱え込まないよう次のような対応をする。
  - ✓ 月に 1 回、本人の部屋で弁護士・児童相談所・保護観察所などの関係者と話し合いを行い、情報を共有。
  - ✓ 情報を開示する際は、本人の同意を得ながら慎重に行う。

  これにより、支援を特定の団体が独占せず、こどもが必要なサポートを幅広く受けられるよう配慮している。

未成年のこどもの受け入れがあり、児童相談所からの一時委託がない団体

事例６：スマートフォンを安全に使用できるよう工夫する（団体 A）

- GPS がついているかなど、安全の確認をする。安全ではないと考えられる場合、電源を切っていただき、こちらから安全なスマートフォンをお渡しする。例えば、親の名義のものであれば追跡アプリなどで場所を探されるため、電源を切り弁護士に預けてもらい、団体からお貸しすることが多い。

事例７：こども自身の納得感を大切にする（団体 K）

- こども・若者は、家を失うまでに様々な困難を経験しているため、単に「屋根・食事・寝床」があればよいわけではない。本人が安心して相談できる相手を作ることが最も重要であり、こどものやりたいことに対し、できる限り臨機応変に対応する体制を整える。
- 手続きは必要な時に行えばよいと考えこどもの気持ちや状況を最優先にし、こどもが安心できる場所と人に出会えることを最優先にした支援を心掛けている。

事例８：こどもの希望を尊重しながら柔軟に対応（団体 E）

- 追跡の懸念がある状況でも、こどもの希望を可能な限り実現する方法を模索する。例えば、体育祭に出たいという希望があり、本人や学校と相談して見学という形で折り合いをつけたことがある。その時にしかできない体験を大切にしながら、こどもに寄り添った対応を実施し、安全面に配慮しつつ、こどもの気持ちを尊重する姿勢を大切にしている。

未成年のこどもの受け入れがない団体

事例９：若者と共に決めるプロセスの重視（団体 L）

- 支援の主導権を大人だけに持たせず、若者と共に決めるプロセスを大切にすることで、ルールを最小限に抑える。

また、シェルターに入所するこども・若者の権利擁護のために実施している取組の例としては、以下のようなものがあります。

事例紹介 8　こども・若者の権利擁護のために実施している取組

事例１：本人の意思を尊重するための関係構築（団体 B）

- 入所者の意思が明確でない場合が多く、時間をかけて関係を築きながら意思確認を行う。
- 入所するこども・若者は「全てが揃っていて当たり前」と思っていることもあり、実際の生活とのギャップに戸惑うこともあるため、慎重に寄り添いながら支援を進める。
- こども自身が納得できる環境を作ることを最優先にしている。

事例２：社会生活に近いルール設定（団体 C）

- 少年院を出たこどもたちのうち、２～３割は親元以外の場所に帰る。
- その理由が本人の責任ではないことが多いため、不公平なルールを課すことがないよう配慮している。
- いずれは社会に出ることを考慮し、家庭や一人暮らしに近いルールにすることを意識。支援の枠組みの中で「特別な存在」とするのではなく、社会生活に適応しやすい環境作りを目指している。

事例３：スマートフォンの利用を認め、人権を尊重（団体 D）

- こども・若者が一時保護施設を嫌がる理由の一つに、「スマートフォンが使えないこと」があるため、基本的に使用を許可している。ただし、位置情報アプリの利用といった追跡されるリスクのある機能については制限をかける。また、共同生活をスムーズにするため、以下のルールを説明し、守ることを求める。
- 門限
- 他の入居者の部屋に入らない
- 物の貸し借りをしない
- 困ったときはスタッフに相談する
- スタッフが毎晩常駐し、こども・若者たちが気軽に相談できる環境を整えている。

事例４：入居者の顔を毎日見て支援を続ける（団体 E）

- シェルター入居者の顔を毎日見に行くことで、こどもの変化を察知しやすくする。
- 行政機関へ行く際や、自立に向けたアパートの内見など、外出支援を同行して行う。
- こどもが孤立せず、安心して生活できる環境を作ることを重視している。

事例５：ルールは最小限にし、個別対応を重視（団体 G）

- 未成年はお酒やたばこは禁止、飲食はキッチンでする、門限として 21 時までに帰ってきてもらうといった基本的なルールはあるが、それ以外は個別のルールを設けて対応している。

事例６：ルールとマナーを分け、納得感を持たせる（団体 H）

- ルールだけでは堅苦しい生活になるため、日常生活の中で必要な「配慮」や「思いやり」といったマナーも大切にし、ルールと区別している。
- こどもたちが納得できるよう、マナーの判断基準を明確にして、共同生活を円滑にするため、ルールブックとマナーブックの２冊にまとめて共有している。

事例７：こどもの意思を尊重し、柔軟な運営（団体 K）

- ルールは少なく、本人のしたいことと支援者のできることをすり合わせながら運営している。民間のシェルターの利点を活かし、こども一人ひとりに重点的に関わる。
- 「スマートフォンの使用禁止」、「門限 21 時」、「冷蔵庫を開ける際に一声かける」など、こどもにとってその趣旨がわかりにくいルールがあり、行動が狭められていた。そのため、こどもと相談しながら柔軟なルールを設定し、支援者との信頼関係を重視している。役所らしくない雰囲気を作り、相談しやすい環境を提供している。

事例８：プライバシーの保護と安全確保（団体 F、団体 G、団体 H、団体 I）

- シェルター内では、こども・若者のプライバシーを守るため、個室の確保や個人情報の管理を徹底している。また、追跡の恐れがあったり場所を秘匿したりしているこども・若者については、安全確保のために居場所の秘匿性を高めるために次のような工夫をしている。
  - 住所を言わない、合鍵を作らない、追跡されている時は戸締りをする、といったことを伝えている。
  - 学校とシェルター以外で出掛けることは基本的にやめる。
  - インターネット上に所在地が公開されることは避け、友人等を 200m 範囲には連れてこないよう伝えている。色々な背景があるこどもが入居しており、危険にさらすことになるため、そのルールを守るように伝えている。
  - シェルターの場所は絶対に秘匿であり、説明時には児童相談所や仲介してくれた行政の会議室、学校等に会いに行くようにする。

事例９：子ども担当弁護士の配置（団体 I）

- 子ども担当弁護士がいるため、スタッフに対する不満も言える環境を整えている。本人の了解を得られれば、それをスタッフと共有し、対応の改善を行っている。

事例 10：スタッフ全員が権利擁護の基礎を学ぶ研修を実施（団体 A）

- スタッフ全員が権利擁護と権利意識について 48 時間の研修を受けることを義務付けている。
- 支援者がしっかりとした知識を持つことで、こどもたちが自分の権利に気づき、守られる環境を作ることを目指している。
- 本人の意思を尊重しながら支援を進めることを基本方針としている。こども・若者の中には権利に関する知識が乏しく、自尊心を失っているケースが多いため、カウンセリングや心理教育のプログラムを提供する。

事例 11：権利擁護のため外部講座をスタッフが受講（団体 M）

- こども・若者の権利を守るため、こども・若者の主体性を一番大切にしている。アドボカシーに関する講座を受講しており、すべての支援のベースになるものと位置付けている。アドボカシーの考えはスタッフには当たり前のこととして伝えている。

3 本事業の支援内容及び支援にあたっての留意事項

（1） 本事業の支援内容

シェルターでは、こども・若者が安心して生活できる環境を提供するとともに、心理的・社会的なサポートが行われています。具体的には、食事の提供、生活リズムの整備、金銭管理の指導などの日常生活支援、心のケアや対人関係の構築をサポートする相談支援、進学や就労に向けた準備を行う学業・就労支援などが含まれます。

個々の状況に応じた支援計画を立て、こども・若者が自立に向けたステップを踏めるよう支援する例もあります。

こども・若者のニーズ等を踏まえて実施の必要性が高い、あるいは効果的と考えられる支援の例は、以下のようなものがあります。

事例紹介 9 こども・若者のニーズ等を踏まえて実施の必要性が高い、あるいは効果的と考えられる支援

事例１：退所後のつながりを保ち続ける支援（団体 A）

- シェルターを退所した後も、こども・若者とのつながりを維持し、支援を継続することが重要だと考えている。そのため、クリスマスプレゼントを送るなどの工夫をしながら定期的に連絡を取り、関係が途切れないようにしている。支援の継続期間は長く、10 年、20 年と続くケースもある。シェルターを「帰ることのできる場所」として残し、長期的な関わりを支えることが重要な支援のあり方と考えている。

事例２：こどもとの信頼関係を築くための食事や面会の工夫（団体 C）

- 少年院などの施設にいるこどもと関わる機会が多いため、シェルターへの受け入れ前に何度も面会を重ね、信頼関係を築くことを重視している。こどもが安心して話せるよう、移動中の車内や食事の場面を活用し、リラックスした雰囲気の中で自然な会話が生まれるよう工夫している。こうした関係づくりを丁寧に行うことで、こどもがシェルターで安心して過ごせる環境を整えることができると考えている。

事例３：賃貸契約の支援と電子機器リテラシー教育（団体 F）

- 18 歳以上の若者が賃貸契約を結ぶ際、不動産業者や大家が施設職員の保証を求めるケースが多いため、団体は契約を一時的に引き受ける仕組みを採用している。賃貸契約に限らず、スマートフォンや SNS の適切な使い方など、電子機器のリテラシー教育にも力を入れており、情報リテラシーの向上がこどもの自立において重要な要素のひとつであると考えている。

事例４：居心地の良い空間づくりと食事の重要性（団体 I）

- 食事場面は大事にしている。自然体で座り、自然体でいられるような雰囲気づくりをするのに加え、体を作るという意味でも食事は大事にしている。また、居心地の良い空間づくりにも力を入れ、個室を確保することでプライバシーを尊重し、徹底した清掃によって快適な環境を維持している。こうした清潔で落ち着いた居住環境の提供が、こどもの精神的な安定につながると考えており、シェルター運営における重要な支援のひとつとなっている。

事例５：長期間虐待を受けたこどもへの支援（団体 K）

- 長期間虐待を受けてきたこどもの中には、「生きる意味がない」と考えてしまうケースが少なくない。そうしたこどもが相談に来た際、その「細い糸」を切らさずにつながり続けることが何よりも大切だと考えている。そのため、自信回復を促すために余暇活動を積極的に取り入れ、フットサルや卓球、銭湯での面談、夏の川遊びなど、日常の楽しさを体験できる場を提供している。こうした活動を通じて、こどもが「ちょっと生きてみよう」と思える機会を増やし、未来への希望を持てるように支援することが、最も必要であり、効果的なアプローチだと考えている。

事例６：引っ越し支援（団体 L）

- メンタルの不調で仕事ができず、家賃の未払いが続き、最終的にマンションやアパートを退去せざるを得ないといった若者もいる。今ある荷物をまとめて当団体の車両でシェルターまで運び、退所する際も退所先が近距離であれば、当団体の車両にて移送する等の支援を行っている。

事例７：心理的なサポートができる体制の構築（団体 M）

- シェルターに入所している機会や関わったタイミングにおいて、信頼してよい大人であり、心のうちを話すことができると思える関係を築けるようにしている。何かあったらそこへ行ってみようと思える、拠り所となる場所になるため、スタッフが各自で学んだことをミーティング等において共有して高め合っている。

事例８：就学支援（団体 O）

- 外国籍の未成年に関しては、日本で生きていきたい場合には言語の習得ができるとよい。就学年齢において学校に通っていることは定着性を高め、在留資格の取得にも有効に働く。学校に行ける状態にするため、教育委員会に手続きをしたり、日本語教室を開催したり、学費を用意する等の支援に力を入れている。

事例９：退所後の調整（団体 G）

- シェルターは長期で滞在する場所ではないため、退所後の調整はとても大変である。特に 16、17 歳くらいの年齢の場合には、養護施設や自立援助ホームへの入所は選択肢が少ない場合が多い。障害者手帳を持っている場合は未成年の枠を超えた支援を受けることができるが、すべてのこどもが手帳を取得しているわけではないため、個別の対応が求められる。児童相談所が関与できるケースでは適切な施設への入所調整が可能だが、シェルター単独での退所後支援には限界がある。そのため、退所後の調整支援を制度的に強化し、より円滑な移行を支えることが重要だと考えられる。

さらに、どの支援においても共通して留意したり工夫したりしていることの例には、以下のようなものがあります。

事例紹介 10　どの支援においても共通して留意したり工夫したりしていること

事例１：細かいことでも本人に確認し、希望を尊重する（団体 G）

- 細かいことでも本人に確認し希望を聞く。児童相談所と職員の間のやり取りの内容に関しても、なるべくこどもに伝えるようにしている。また、こどもからの要望に関しては、すぐに要望に応えられない場合でも進捗を伝えるなど、「きちんとあなたの希望のために動いているよ」と伝えるようにする。こどもに言うべきではない情報はそれほどある訳ではない。細かいことでも確認している。

事例２：個別対応を基本とし、こども・若者それぞれの事情を尊重（団体 I）

- こども・若者がそれぞれ異なる背景や事情を抱えているため、すべての支援を一律のルールで管理するのではなく、スマートフォンの使用可否や通学の可否など様々な状況があることを前提として、個別の状況に応じて柔軟な対応を取っている。
- 全員に同じルールを適用すると、制限ばかりが増えてしまい、こどもが不自由を感じる要因となる。そのため、支援の基準を「危険なケース」に合わせるのではなく、それぞれのこどもに合った形で調整し、納得感のある支援を提供することを徹底している。

事例３：未成年のこどもには特に配慮し、支援方針を丁寧に説明（団体 J）

- シェルターに入所するこどもの多くは、他の支援者からの紹介で来るケースが多いため、こどもとの関係性を構築するために、継続的なフォローを欠かさないようにしている。特に未成年のこどもに対しては、安心して滞在できるよう、以下のような配慮を行っている。
- 最初の説明時に「長期間いてもよい」と伝え、こどもが不安を感じないようにする
- こどもと話し合いながら、大まかな方向性を決めるが、必要に応じて支援内容を柔軟に変更する
- 短期間の滞在もあれば、数か月に及ぶ滞在もあるため、それぞれの事情に応じた支援を提供する

事例４：信頼関係の構築を重視した支援（団体 M）

- シェルターでは、こども・若者が安心して過ごせる環境を整えることが最も重要である。そのため、入所時からこども・若者との信頼関係を築くことを第一に考え、日常的な対話を大切にしている。特に、こども・若者が相談しやすい雰囲気を作ることで、悩みを抱え込まずに話せる環境を提供している。

事例５：スタッフの倫理規程を明確にし、安全な支援環境を確保（団体 C）

- こども・若者が安心して利用できる環境を整えるため、スタッフの行動規範を明確に定め、安全な支援環境の確保に努めている。具体的には、スタッフがこども・若者と関わる際のルールを契約書に記載し、必ずサインを求めることで、責任の所在を明確にしている。また、弁護士と協議しながら、支援における倫理規程を策定し、以下のようなルールを定めている。
- 未成年と一緒にお酒を飲まない
- スタッフが異性のこども・若者と面接する際、玄関から中に入らない
- カラオケボックスなどの密室で異性と二人きりにならない

これらの規定を設けることで、スタッフとこども・若者双方の安全を確保し、支援の場におけるトラブルや不適切な関係を防ぐ仕組みを整えている。

シェルターによっては、用者が社会的なスキルを身につけ、自立に向けた準備を進められるよう、必要に応じて支援の幅を広げている例もありました。

また、退所後のアフターケアとして、定期的なフォローアップ面談や交流の機会を提供する例もあります。

シェルター事業以外で合わせて実施している事業のうち、シェルターとともに実施することで効果が高いと考えられるものの例には、以下のようなものがあります。

事例紹介 11　シェルター事業以外で合わせて実施している事業のうち、シェルターとともに実施することで効果が高いと考えられるもの

事例１：相談体制の充実と緊急時の対応（団体 D）

- 相談窓口の形を多様化し、個々のニーズに応じた対応を可能にしている。例えば、顔を見て話せる対面相談、電話相談、SNS 相談など、こども・若者が選びやすい方法で支援にアクセスできる仕組みを整備している。特定の相談員を希望するこども・若者も多いため、関係性を重視し、継続的なフォローを実施。昼の居場所を週 5 日開放し、365 日対応できる体制を確保するとともに、グループ LINE を活用して相談のハードルを下げる工夫もしている。こども・若者が「困ったときにいつでも相談できる」と感じられる環境を整えることが、安心感の提供と自立支援につながる。

事例２：シェルターのネットワークの活用と配食サービス（団体 E）

- シェルターの支援は単独で完結するものではなく、地域との連携が重要である。そのため、シェルターのネットワークに加盟し、他のシェルターと情報共有や協力体制を築いている。また、シェルター設立時から県内の他のシェルターやステップハウスと連携し、支援の質を向上。地域の催しを通じて、シェルター入居者と地域社会との接点を増やし、こども・若者が孤立しないような環境を作っている。さらに、退所後も希望者には配食サービスを提供し、遠方にいても支援を継続。地域の支援ネットワークを活用することで、こども・若者が孤立せず、社会とのつながりを保ちながら生活を続けられるよう支援している。

事例３：こども食堂等の日常的な支援の強化（団体 F）

- シェルターが必要になる前の段階でこども・若者とつながることが、早期支援の鍵となる。そのため、こども食堂を運営し、シェルターとセットで支援を行うことで、支援を必要とするこどもたちと接点を持ちやすくしている。
- こども食堂は直接的な解決にはならないが、「困りごとにアプローチするための網」を広げる役割を果たす。シェルターに行く前の段階の「フロント支援」として、こども食堂やこども園を活用し、こどもたちが自然な形で支援につながれる環境を整えている。このように、シェルターが「最後の手段」とならないよう、日常の居場所や食事の場を通じて、支援につなげる仕組みを構築している。

事例４：地域カフェや居住支援法人の事業との連携（団体 G）

- 地域カフェの運営や居住支援法人の事業、障害者福祉のグループホーム事業はつながることが多い。地域カフェについては、退所して家庭復帰した子が利用したりする。話を聞いてほしかったり、戻ってきたかったりする場合に対応できるようになっている。
- 居住支援法人の事業の中に独り暮らしを応援する事業があるので、連携して支援している。シェルターで過ごす間に、独り暮らしのような生活がしてい

けそうかどうかを判断し、本人にこういう支援があると伝えるようにしている。

事例５：退所者のための定期的な居場所提供（団体 I）

- シェルター退所後のこども・若者が孤立しないよう、月１回開いているカフェを開催し、安心して帰ってこられる場所を提供している。
- シェルター入所者が退所後もつながりを持ち続けることで、精神的な安定を得られ、生活を継続しやすくなることを目的としている。

事例６：地域ネットワークの活用（団体 J）

- 地域で支援活動を行い、社会から孤立しがちなこども・若者と自然につながる機会を増やしている。地域の支援団体との連携を強化することで、シェルターに入る前の段階からこどもたちと関係を築き、必要な支援につなげやすくしている。シェルター単体ではなく、地域社会全体でこども・若者を支える体制を整えることが重要と考えられる。

事例７：住まい支援と居場所支援を組み合わせる（団体 K）

- 住居の提供だけではなく、こども・若者が安心して過ごせる「居場所」の提供も組み合わせた支援を実施している。
- 例えば、シェルターやシェアハウスなど、スタッフが常駐しない施設の場合でも、定期的に顔を見られる場を用意し、若者の孤立を防ぐようにしている。
- また、退所後に「リビングの延長のような場所」として居場所を利用できるようにすることで、一人暮らしのこども・若者が精神的な安心感を得られるような支援を行っている。このように、単なる住まいの提供ではなく、居場所とセットで支援することで、退所後の安定した生活を支えることができる。

事例８：就労継続支援 B 型事業所の利用（団体 C）

- 就労継続支援 B 型事業所を運営しており相談支援事業も行っているので、対象として該当する場合に利用可能。

事例９：弁護士による支援（団体 C）

- 弁護士による支援制度が利用できる。

（２） 特別な支援ニーズへの対応

こども・若者の中には、発達障害や精神疾患、トラウマを抱える人もいます。また、妊娠している場合などもあります。そのため、医療機関や福祉施設と連携しながら、適切なケアを提供している例がありました。

精神疾患や障害がある場合、妊娠している場合など、入所者に特別な支援のニーズがある場合の対応の例には、以下のようなものがあります

事例紹介 12　入所者に特別な支援ニーズがある場合の対応

事例１：自傷行為やメンタルヘルスの問題への対応（団体 I、団体 K）

- 自傷行為をするこどもへの対応には慎重さが求められる。
- 「自傷行為は、そのこどもにとってその時やり過ごして生きていくために必要な行為」と捉え、否定せずに支援。
- リストカットや OD を単なる問題行動として扱わず、「なぜそうするのか」を共に考え、必要な支援機関につなぐ。

事例２：精神疾患や障害がある場合の支援（団体 D、団体 I、団体 L、団体 M）

- 診察のために医療機関への同行支援や服薬支援を行う。
- こどもが自分の状態を医師にうまく伝えられないため、支援者が関わり、必要な情報を共有する。
- 統合失調症など、対応が難しい障害については受け入れができず、障害者支援機関につなぐケースもある。

事例３：発達特性を理解した支援（団体 E）

- 精神障がいのある方は、障害者支援が適切と考え、つなげるようにしている。
- こどもの特性を理解し、責めるのではなく、適切なサポートを提供することが大切。

事例４：妊娠した場合の支援（団体 C、団体 H、団体 F、団体 N）

- 妊娠中や出産後の対応は、児童相談所や母子生活支援施設と連携して対応する。
- 育児が難しいと判断された場合、生まれた直後から母子を分け、児童相談所がこどもを保護するケースがある。
- 本人が強く育てたいと希望した場合、生後すぐに母子生活支援施設に移動するケースもある。

また、入所者に医療が必要となる場合や入所者が保険証を所持していない場合の対応には、以下のようなものがあります。

事例紹介　13　入所者に医療が必要となる場合や入所者が保険証を所持していない場合の対応

事例１：公的サービスを活用した医療費支援（団体 E、団体 F、団体 G、団体 I、団体 N）

- 生活保護の申請を行い、医療扶助を早急に受けられるよう対応。
- 一時保護委託の関係で受診券が発行されるため、特に未成年の場合は医療費負担なしで受診が可能。
-

事例２：性被害後の緊急避妊や無料の医療制度の活用（団体 B、団体 D、団体 E、団体 N）

- 性被害を受けた後に緊急避妊ピルを希望するケースで、無料診察できる制度を活用し医療証を取り寄せずに受診が可能な場合がある。
- 性犯罪や性暴力被害の場合に公費で利用できる医療制度があるため、該当する場合は活用。一時的に団体が費用を立て替える。

事例３：親権者の扶養に入っている場合の課題と支援（団体 H, K）

- 入居者が親の扶養に入ったままである場合、保険証の利用履歴が親に通知されるため、病院に行きたくても行けないケースがある。
- 無料定額診療所を利用するか、知り合いの医師に診てもらう対応をしているが、制度的には不十分な状況。
- 公費負担の仕組みがある地域では、高校生については公費負担があるが、大学生や専門学校生は対象外のため、団体が月額 5,000 円まで補助している。

事例４：医療支援事業の活用による対応（団体 L）

- 生活保護といった福祉サービスにつながっていない場合は、連携している医療機関に受診できるよう調整している。産婦人科やレディースクリニックを運営しているドクターのネットワークがあり、医療クーポンを発行しているのでそれを利用している。

事例５：団体負担による対応（団体 C、団体 D、団体 M）

- 生活保護の申請を行うといった対応をするが、タイミングによっては団体への寄付金から医療費を捻出してサポートすることもある。
- 保険証を持っていないこどもは少なくない。ケースによっては団体が医療費を負担している。
- 医療券がない場合は、自身で働いたお金で３割を負担いただいている。お金がない場合は団体でサポートする場合もある。

事例６：緊急手術が必要な場合の対応（団体 F）

- 未成年者が緊急手術を受ける必要がある場合、親権者の同意が必要となるため、自立援助ホームでは対応が難しく、親権者に連絡するしかない。

（3） 本事業のシェルターへの入所の期間、計画的な支援について

入所期間は、こども・若者の状況やニーズに応じて柔軟に設定されます。大別すると、一時的な保護を目的とした短期間の入所と、就学や就労の準備期間としての長期的な支援を目的とした入所の２種類の例がありました。支援計画を立て、目標を明確にすることで、より効果的なサポートが可能となると考えられます。

入所期間や目的が異なるこども・若者が入所することがある場合の工夫の例には、以下のようなものがあります。

事例紹介 14　入所期間や目的が異なるこども・若者が入所することがある場合の工夫

事例１：個人情報の保護とお互いへの配慮（団体 I、団体 M）

- こどもたちの目的や入所理由が異なるため、個人情報は共有しないルールを徹底。
- 「ここにいる間は自分のことをしっかり考える期間である」と伝え、他者と比較しないよう意識づけを行っている。

事例２：入所者の自立度に応じた対応（団体 J、団体 L）

- 仕事ができるかどうかで大きく異なる生活環境になるため、支援の方向性を個別に考える。
- 仕事ができる場合は自立支援を進めるが、できない場合は生活保護を視野に入れる必要がある。家庭環境の影響を受けているこどもも多く、親との関係が自立を妨げているケースがあるため、その点も考慮する。

（4） トラブルへの対応について

シェルター内でのトラブル（入所者同士の衝突、規則違反、精神的不調による問題行動など）に適切に対処するため、職員間で対応方針を統一し、冷静かつ公正な判断を行う例がありました。トラブルが発生した際は、入所者の意見を尊重しながら解決を目指し、必要に応じて専門機関と連携する例もあります。

入所中に入所者間などでトラブルがあった場合や事前連絡なくシェルターからいなくなった場合の対応の例には、以下のようなものがあります。

事例紹介 15 入所中に入所者間などでトラブルがあった場合や事前連絡なくシェルターからいなくなった場合の対応

事例１：児童相談所や警察と連携し、安否確認を優先（団体 F）

- 入所者がシェルターからいなくなった場合、本人を探すか、児童相談所に連絡して捜索願を出すことがある。行方がある程度わかり、危険でないことが想定できる場合は、見守ることもある。

事例２：本人の意思を確認（団体 G）

- 連絡先を知っており、捜索願を出しておくなどすれば、連絡が取れないという経験はない。脱走した後に連絡が取れた場合、退所の意思を確認し、希望を尊重する。

事例３：安否確認を最優先にし、関係者を通じて連絡を取る（団体 I）

- 入所時に、「出て行きたくなったら相談するように」と伝えていても、突然姿を消すこども・若者は少なくない。学校に行ったまま帰ってこない、荷物をまとめて退所するなど、さまざまなケースがある。
- まずは弁護士や支援者など、これまで関わってきた人々に連絡を取り、本人の所在を確認。本人の安全が確保できるようであれば問題ないが、行方が分からない場合は警察に相談し、捜索願を出す。

事例４：入所者同士のトラブルは日常的に発生するものとして対応（団体 K）

- シェルターでは、入所者間のトラブルが発生することは避けられない。小さなものでは「食器を片付けない」といった不満から、大きなものでは「包丁を持ち出し、相手を脅す」といった喧嘩まで、さまざまなケースがある。このようなトラブルに対して、一律に厳格なルールで対応するのではなく、トラブルそのものを「こども・若者からの SOS」と捉え、適切に対応することが重要。
- むしろ、トラブルが表面化することで、シェルター内の人間関係や支援の必要性が明らかになり、適切なサポートができる。
- 入所者同士のトラブルが発生した場合、まずはスタッフが話を聞き、それぞれの意見を尊重しながら仲裁を行う。暴力や深刻な対立が発生した際には、部屋の調整や個別対応を行い、安全を確保する。トラブルが未然に防げるよう、日頃からこども・若者の様子をよく観察し、小さな変化にも気を配っている。

（５） 退所後の支援について

退所後の生活が安定するよう、住居支援、就労支援、生活相談などのアフターケアを実施しています。退所後も孤立しないよう、フォローアップ体制を整える例がありました。
退所後の支援内容や支援期間の例には、以下のようなものがあります。

事例紹介 16　退所後の支援内容や支援期間

事例１：期限や内容を決めずに関わる柔軟な支援（団体 D）

- 退所後の支援に明確な期限や内容を設定しておらず、関係性が長く続く場合もある。中には、トラブルに巻き込まれ、県外へ逃げたいという希望を受け、調整を行ったケースもある。こどもの状況に応じて、支援期間を定めずに関わり続けることを大切にしている。

事例２：退所後の引継ぎを重視しつつ、本人主体の支援（団体 E、R5 団体 B）

- 退所後、他県へ移動する場合は、関連機関へ引継ぎを行い、手続きをサポートしている。ただし、支援者が間に入ることで状況が複雑になる可能性もあるため、本人自身が弁護士や支援機関に直接話すよう促す。不安がある場合は、じっくり話を聞き、精神的なサポートを行う。
- どこかで支援する先にバトンタッチできるよう調整する。退所しても困ることのないような、仮に困っても相談できるような関係性づくりをしている。

事例３：警察や公的機関につながるための意識づけ（団体 F）

- 退所後のトラブル時には、団体で解決しようとせず、公的機関を利用することを推奨している。「トラブルがあったら警察へ行く」ことが当たり前になるよう、意識づけを行う。必要な時には公的機関を頼れるように、団体で支援を完結させようとせず、社会の仕組みの中で生きていけるようサポートする。

事例４：退所後の支援計画を事前に策定（団体 I）

- アフターケアについては、退所前に、退所後に必要な支援を話し合い、こども自身に希望を決めてもらうようにしている。
- 支援計画に基づき、3～4 か月後に課題解決の確認面談を実施。退所先に支援者がいる場合は、1 か月後のカンファレンスで支援終了する。新たな支援者との関係が築けていない場合や、ひとり暮らしで困難を抱えている場合は継続支援を実施することもある。
- 支援計画がない場合も、必要時には電話相談を受け付けたり、月に 1 回開いている退所者向けカフェで相談に応じたりする。

事例５：退所後も継続的なつながりを重視（団体 K、団体 L、R5 団体 B、R5 団体 C）

- シェルターは一時的な居場所であり、数か月や 1 年でこどもの人生の問題がすべて解決するとは考えていない。
- 退所後も、必要に応じて居場所に通い続けられる環境を整備。他の支援団体と連携し、必要な支援につないでいる。突然「お金のことで困っている」といった相談が来ることもあり、長期的な関係を大切にする。
- いつでも頼ってよいのだと思ってもらえるよう、退所のあとも関わりを持ち続ける。
- 自分が生きていける居場所を見つけるまで、励まし続けるというスタンス。

事例６：アフターケア専門職を配置し、退所後支援を重視（団体 H）

- アフターケア専門職を配置し、退所者が支援を求めた際に適切な対応ができる

ようにしている。支援を強制するのではなく、「本人が支援を望んでいること」「連絡が取れること」が前提。退所者と関わり、食事・電話相談・自立援助ホームでの面談・遊びの場の提供などを実施している。

4 本事業のシェルターと関係機関との連携

（1） 連携の重要性
（2） 各関係機関との連携のあり方
（3） 連携を深めるうえでの留意点

シェルター単独では対応できないケースが多いため、児童相談所、市町村、医療機関、弁護士などの関係機関と密接に連携する事例があります。定期的な情報共有やケース会議を実施している事例もありました。

関係機関との連携の例には、以下のようなものがあります。

事例紹介 17　関係期間との連携

事例１：市や県との連携の工夫（団体 B）

- 市とは毎年アウトリーチ活動の連携を実施。
- シェルター単体での連携ではなく、市の担当課と継続的な協力関係を築いている。
- 2021 年頃から関係性が良好で、補助金申請のサポートも受けている。
- 県との連携も進めており、若者支援の研修会にも協力している。

事例２：他県や官民ネットワークとの情報共有（団体 D）

- シェルターを持っていない団体も多いためこども・若者の居場所の確保が難しく、当団体への他県からの相談も多い。
- 若年相談を扱える団体が少なく、対応が重複するケースもあるため、団体同士で連絡を取り合う。
- 研修会や見学を通じて、信頼できる支援ネットワークを構築。
- 都道府県の居場所事業内で官民連携が可能な仕組みを整備。
- 個人情報の取り扱いには慎重に対応し、本人の同意を得た上で情報を共有。
- 都道府県の担当者とは承諾書を交わし、必要な場合に協力を得られる体制を構築。

事例３：学校・警察・児童相談所との連携（団体 G）

- 学校や警察とよく連携している。入所者に深夜徘徊するこども・若者が多いため、補導される場合などである。児童相談所と協力し、学校や警察に対し事情を説明しに行っている。

事例４：医療機関との連携（団体 N）

- シェルター入所者の中には、医療的なケアが必要なこども・若者もいるため、シェルター入所の段階で医療機関につながるようサポートする。既に医療機関につながっている場合は同行支援を行う。

5 その他

（1） シェルターの周知方法

こども・若者や関係者等へのシェルターに関する周知活動の例には、以下のようなものがあります。

事例紹介 18　シェルターに関する周知活動

事例１：行政との連携を通じた周知（団体 A、団体 O、R5 団体 H）

- 団体の取組みは行政を通じて周知されており、行政からの連絡に対応する形を取っている。
- 団体の設立経緯、ケース概要、課題等を記したケース事例集と住居支援の実践をまとめて、県内の福祉施設や外国人支援組織に毎年無償で配布している。
- スクールソーシャルワーカーに関しては社会福祉士会、また、都道府県の弁護士会と連携をしている。また、児童相談所や施設等、SOS を拾う立場にある人とは関係づくりをしている。講演活動も多いため、更生保護施設や学校に普及啓発をする機会もある。

事例２：アウトリーチ活動（R5 団体 D、R5 団体 F）

- アウトリーチを行い、対面による言葉以外の方法でコミュニケーションを絶やさないことを心掛け、ケアの４原則に沿って、見る、話す、立つ、触れるといったことを実施して信頼関係を築いている。当団体のメンバーは、同性でハグをしたりハイタッチをしたり、路上生活者の方ともそういったことをする。言葉から少し離れ、言語に頼りすぎずコミュニケーションをとる点は他の団体と差別化しているところだと思う。
- 相談カードを作り、カイロやハンドクリームのグッズに貼って渡す。夏なら汗拭きシートやクレンジングペーパーなど、使ってもらえるものを取り揃えて、相談カードをつけて渡している。最初は話しかけることをしていたが、誰も話を聞いてくれない。渡せるものがあるといいということでカードを用意したが受け取ってもらえない。そこで、物を付けたらということで始めると、一定数、受け取ってくれるようになった。説明をしながら渡そうとするといらないと言われてしまうため、渡したあとは本人次第にしている。

事例３：新聞・SNS・講演活動・他団体との交流（団体 C）

- テレビ取材は本人の負担が大きいため、対応を慎重に検討。
- 新聞取材はなるべく受けている。
- SNS を活用し、個人情報に配慮しながら情報発信。
- 講演依頼があれば積極的に対応し、支援を必要とする人へ情報を届ける。
- 研究者からのインタビューや他団体の見学受け入れにも対応。

事例４：自前のメディア運営とネット広告活用（団体 D）

- 雑誌を創設時から継続的に発行し、情報発信を続けている。
- SNS ではなく、聞き取りを通じて、こどもたちの声を社会に届けることを重視。
- 若者支援に関わるクリエイターとも協力し、Web 発信を行う。
- LINE や Google の広告を活用し、支援が必要なこども・若者へ情報を届ける。
- ネット上の誹謗中傷による影響で、シェルターを閉鎖したケースもあり、慎重な運営が必要と感じている。

事例５：自治体との情報共有（団体 E、団体 H、R5 団体 G）

- 自治体に対してシェルターの活動内容を周知し、連携を進める。
- 広報誌や Instagram を通じて、シェルターの情報を発信。
- 児童相談所と市役所に対し、必要がある方がいれば声掛けをお願いしている。

事例６：ネット検索による自然な周知（団体 K）

- もともとは行政区や NPO の紹介で受け入れを開始。
- 近年では、こども・若者が自らインターネット検索でシェルターを見つけ、相談するケースが増加。
- 支援を求めていない若者が多いため、「助ける」というスタンスではなく、フラットな関係を意識。

事例７：学校や福祉機関での周知活動（団体 M）

- 教員やスクールカウンセラー、福祉機関の職員向けに、シェルターの存在を知ってもらうためのワークショップや研修を実施している。

（２） シェルターにおける支援を担う人材の育成・確保

専門知識を持つ職員を確保するため、研修の実施や資格取得支援を行う事例がありました。

その他にも、人材確保の工夫の例には、以下のようなものがあります。

事例紹介 19　シェルターにおける支援を担う人材の育成・確保

事例１：インターンやボランティアの活用（団体 A、団体M、団体 O）

- 支援対象者が若いため、インターン生や若い支援者の方が寄り添いやすいケースもある。
- 有能な人材には給料を支払いたいが、財政的に難しく、ボランティアとして関わってもらっている。
- ボランティアやインターンとして関わっていただき、団体について良く知っていただくのが最もよい。
- シェルターの運営には、多くの支援者が関わる必要があるため、専門職のスタッフだけでなく、ボランティアの活用も進めている。例えば、大学のゼミや社会人ボランティアと協力し、学習支援や調理補助などを担ってもらうことで、こども・若者が多様な大人と関わる機会を増やしている。

事例２：ボランティア人材からの確保（団体 L）

- 常勤スタッフとしては２名体制である。事務局スタッフは事務業務中心ではあるが、日中の同行支援はそれなりに対応してもらっている状況の他、ボランティアメンバーの中で数名が、だいぶコミットして関わってくれるようになった。

事例３：適性の見極めと長期的な人材育成（団体 B）

- 対人援助職に向いている人は少ないと感じるが、経験を重ねる中で適性が見えてくる。
- 知識があり、団体にコミットできる人材で、一定の距離を保ちながら関われる人は限られている。
- 就職を機に団体を離れる人も多いが、長期的には団体内での人材の循環が見られる。

事例４：支援のスタンスに共感する人材の採用（団体 C）

- 非行少年に対し「助ける」「更生させる」という態度では団体の考えと合わない。
- 根性論に基づく支援ではなく、本人の背景を理解する姿勢が必要。
- 誰でも採用するわけではなく、複数回の会議や同行を経て、契約書類を読んでもらった上で正式なスタッフ契約を行う。

事例５：広報を通じた人材募集（団体 D）

- ホームページで求人情報を掲載し、人材を募っている。
- メディアの紹介をきっかけに関心を持ち、支援者として関わる人もいる。
- 相談者が支援者になることもあり、支援を受けた経験が役立つこともある。
- 履歴書や資格だけでは適性を判断できず、現場での経験が重要。

事例６：自己決定をサポートできる力を持つ人材の確保（団体 E）

- シェルターの支援対象者はこれまで選択肢を与えられてこなかった人が多く、どうすればよいかわからない人が多い。支援者には、様々な選択肢を示せる力

が求められる。

事例７：福祉資格にこだわらず多様な人材を採用（団体 G）

- 社会の中では多様な人がいて、その社会にこども・若者は戻っていくのだから、福祉に詳しい職員だけが施設の中にいても仕方がないという考えがある。職員には色々な経験や色々な職業を経験した人がおり、元入所者の人もいる。年輩の人もいたり外国籍の方もいたりする。

事例８：ケースワークのスキルを持つ人材の確保（団体 J）

- ケースワークができる人材が求められている。
- 地域のケースワーカーが十分に動けないため、地域資源を理解し、適切な支援につなげる人が必要。
- 最低賃金の上昇に伴い手当を増やし、大学や専門学校に求人を出す予定。

事例９：必要なことを柔軟に実行できる人材の確保（団体 K）

- 支援の活動に必要なことを柔軟に実行できる人材を求めている。
- こども・若者と適切な距離感を保ちつつ関われる 30 歳前後の支援者が理想的であるが、NPO の賃金水準ではその年代の人が生活するのが難しく、人材確保が困難。

事例 10：研修制度の充実（団体 N）

- 支援の質を高めるため、新規スタッフやボランティア向けの研修プログラムを実施している。本人中心の支援が一番の権利擁護であることを学ぶ機会を設けることで、アドボカシーの意識や支援の専門性を向上させている。

（3） 地方自治体間の連携

こども・若者の居住自治体がシェルターの所在地と異なる場合の対応の例には、以下のようなものがあります。

事例紹介 20　地方自治体間の連携

事例１：行政の支援制度を活用し、適切な支援を確保（団体 A）

- 18 歳以上のこども・若者については、シェルターの所在地の自治体と相談し、DV 避難支援の枠組みなどを活用しながら支援措置を講じる。住民票を元の自治体に残したままアパートを借りるなどの方法を取ることもあり、行政との連携によってスムーズな支援を目指す。一方、18 歳未満の場合は、行政だけでなく児童相談所や他の支援団体と協力しながら受け入れを進める。

事例２：児童相談所や警察と連携し、安全な受け入れを進める（団体 B）

- 他自治体からのこども・若者がシェルターに入所する場合、まずシェルターの所在地にある児童相談所や警察に報告し、居住地の関係機関と調整を行う。また、シェルターの役割として、こども本人の気持ちを尊重し、行政機関との調整を行う「アドボケイター」としての立場を重視しており、意見書などが有効になるといったような制度があるとよい。

事例３：保護観察中のこどもの転居手続き（団体 C）

- 他県に住む保護観察中のこどもがシェルターへ転居する際は、担当の保護司や保護観察官が事前に転居手続きを進めることが必要。保護観察所同士で協議を行い、正式な転居届が提出されてから移動が決定される。また、転出証明書の発行や、保護観察所同士のやり取りが必要になるため、細やかな調整が求められる。慣れない地域での生活に不安を抱えるこどもも多いため、シェルターでは継続的なサポートを行いながら、心理的な負担を軽減するよう努めている。

事例４：児童相談所同士の調整を通じて支援を行う（団体 F）

- こどもの支援方針については、居住自治体の児童相談所とシェルターのある自治体の児童相談所が連携しながら進めることが一般的。しかし、児童相談所の対応には地域差があり、シェルターの存在を十分に理解していない自治体もあるため、調整に時間がかかることがある。シェルターでは、こどものソーシャルワークを担当する職員と密に連携しながら、こどもにとって最善の支援方法を模索する。本人の意向を尊重しつつ、関係機関との調整を円滑に進めることが求められる。

事例５：こども・若者の意向を尊重し、支援の進め方を丁寧に調整（団体 H）

- 相談を受けた場合には、シェルター所在地の児童相談所とこどもの住所地の児童相談所に連絡する。今の事務手続きでいうと、こどもの住所地の児童相談所が基本的には動くことになると思われる。連携先が児童相談所であるため、児童相談所間で連絡を取ってもらい、どちらが対応するか決めることになると思われる。こども・若者が関係機関に相談する際には、本人の意向を最大限に尊重することが重要。大人の事情や手続きの都合を優先してしまうと、こども・若者が支援をためらうケースもあるため、丁寧な対応が求められる。

事例６：地域の支援団体との連携を強化し、居住地を問わず支援を提供（団体 K）

- 他県からの相談が多く、関西や東北など全国から依頼が来る。相談段階で他県にいる場合は、その地域の支援団体につなぐ。一方で、すでに当団体の都道府

県に来ている場合は受け入れを行う。ただし、自治体によって支援の仕組みが異なるため、自治体の支援が難しい場合は、地域の支援団体や福祉事務所と連携して対応することが必要となる。

事例７：自治体間の連携による支援（団体Ｌ）

- アウトリーチでつながった女性で、既に別の自治体で生活保護を受けている方がいた。そのケースは、本人の了承を得た上で実際に支援を受けている自治体のケースワーカーと連絡を取り合って、その自治体と連携して支援を進めた。また、生活保護等の福祉サービスに繋がっていない場合には、元々の居所が違う自治体であっても、住民票のある場所に関係なく、あまりどこから来たのかは気にせずに、本人が今いる場所の自治体の福祉課につなぐようにしている。

事例８：民間団体との連携やシェルターのネットワークを活用した支援（団体Ｅ、団体Ｎ）

- 他自治体からのこども・若者を受け入れる際、行政だけでなく、全国の民間支援団体とも連携している。シェルターのネットワークを経由して、他団体に保護してもらうことも多い。各地の支援団体と協力しながら、本人にとって最も適切な支援方法を検討する。
- シェルターのネットワークに加盟している団体では、他自治体のシェルターが満員で受け入れられない場合、ネットワークを活用して受け入れ先を調整する。ただし、自治体によって転出手続きの進め方や、警察との連携の順番が異なるため、各地域の事情を理解しながら対応を進めることが重要となる。全国的な支援の枠組みを活用することで、より多くのこども・若者に対して適切な支援を提供できる仕組みを構築している。

６．こども・若者の声

（１） シェルターに入所しようと思った理由

シェルターに入ることを決めた背景は人それぞれです。家庭での生活の困難さ、自分の居場所を求めての決断など、さまざまな事情があります。また、シェルターについて知るきかっけもさまざまです。ここでは、こども・若者たちがシェルターを選んだ理由やきっかけについての声を紹介します。

入所者

- 児童相談所に相談して他の選択肢を探した（B、J）
  里親の家にいたけれど、どうしても合わなかった。児童相談所と話し合ったときに、シェルターという選択肢があることを知り、別の場所で生活することになった。

- 別のシェルター・施設のスタッフから紹介があった（C、G、H、I）
  以前連絡をした別のシェルター団体に改めて電話した。状況を伝えたところ、すぐに家から出た方がよいとのことで、入所したシェルターを紹介していただいた。

- 主治医に紹介されてシェルターを知った（A）
  家庭内のことを話したら、医師にシェルターの存在を教えてもらった。最初は別のシェルターを紹介され、そこを一度利用した。当初はきょうだいのところへ行くつもりで荷物を持って家を出たが、病院からシェルターの方がよいと勧められた。

- 自立を目指して、生活を整えるために入所した（C）
  もともと施設で育ち、仕事を見つけるために一時的にシェルターを利用することになった。住む場所があり、家賃の心配をしなくていいのはとてもありがたかった。

- 逃げ場がなく、選択肢としてシェルターを選んだ（F）
  裁判中に、警察官から選択肢として当シェルターにいくかどうか提示され、行くことを決めた。

- ネットで偶然シェルターを知り、連絡を取った（E）
  インターネットで死にたいと調べた時に当シェルターが YouTube で出てきた。シェルターがあることは知らなかったが、スタッフの方から泊まるところがあるよと聞いた。

（2） シェルターに入所しなかった理由

シェルターに相談したものの、最終的に入所を選ばなかったこども・若者もいます。その理由には、自分の中で迷いがあったり、家族や周囲の状況が変わったり、他の選択肢を選んだりと、多様な事情があります。ここでは、シェルターに入らなかった理由についての声を紹介します。

未入所者

- 緊急性がないと判断されて入所できなかった（K）
  暴力を受けていたり、監禁されていたりといった緊急性がないと入所できるシェルターが少なく、結果的に他の施設に行くことになった。

- シェルターの場所が自分の希望する場所になかった（L）
  住みたい場所が決まっていたため、希望の地域にないシェルターには入らなかった。

- 携帯の使用制限が不安だった（M）
  シェルターを調べたときに、携帯が使えないと知った。それに自分が適応できるか不安で、結局踏み出せなかった。

- シェルターが満員で入れなかった（N）
  シェルターに入りたかったけれど、空きがなかった。そのため車中泊をしながら家を探し、なんとか住む場所を見つけた。

- 自分で住む場所を決めたかった（O）
  団体のスタッフと話しているうちに、「住む場所は自分で決めてよいのだ」と思えるようになった。シェルターに頼るより、自分で生活を整えたいと思い、利用しなかった。

- 「自分よりもつらい人がいる」と思い、遠慮した（O）
  SNS でしんどい気持ちを吐き出している人の投稿を見て、「自分の悩みなんて大したことではない」と思ってしまった。シェルターに入るのは、本当に助けが必要な人だけだと思い、利用しなかった。

（３） 入所前に民間シェルターに対して抱いたイメージ

シェルターについて知ったとき、こども・若者がどのような印象を持っていたのかを聞いてみました。不安や期待、分からないことへの戸惑いなど、実際に利用する前に抱いたイメージは人それぞれです。

入所者

- 何も印象をもたなかった・わからなかった（G、J）
  自分のことで精いっぱいで、イメージを思い浮かべている余裕がなかった。

- 安全だが怖いイメージがあった（E）
  最初は、安全だが少し怖いイメージがあった。実物を見ていないため怖かった。

- 一時保護施設等の施設と似たような場所だと思っていた（C、H）
  一時保護施設みたいなところで、でも外には出られると聞いていた。施設みたいに自由がないイメージがあった。安全でも怖い場所というイメージだった。

- 制限が多くて自由がない場所だと思っていた（A、B、D、F、H）
  ルールが厳しく、好きなこともできない場所だと思っていた。実際に入ってみると、思ったより自由があって驚いた。

未入所者

- 「人に話せない事情がある人が多い場所」と聞いていた（L）
  「誰にも教えてはいけない場所」「人に話せない事情がある人が多い」と聞いていた。

- こども・若者が隠れることができる安全なところ（N）
  シェルターに住んでいた知り合いがいたので、何となくどのような場所かを知っていた。こども・若者が隠れることができる安全なところだと思った。

- 特に何も想像していなかったため、嫌なイメージもなかった（K）
  シェルターに入所する前に何も想像していなかったため、シェルターに特に嫌なイメージもなかった。

- 怪しいと感じていたが助けてもらえるという期待もあった（M）
  あまり情報がなかったため怪しいと感じていた。これまで周囲の大人に裏切られることが多かったので、本当にここを信じてもいいのかという怖さもありながら、助けてもらえるのではないかという期待もあった。

- 自由が利かない、怖い、暗いイメージ（O）
  自由が利かないイメージ。怖い、暗い、といったイメージもある。

（4） シェルターを実際に利用してみてよかったこと

シェルターでの生活を通して、安心できたこと、助けになったこと、思っていたよりも良かったことは何だったのか。実際に入所したこども・若者たちが感じた「よかったこと」を紹介します。

入所者

- 安心できる環境があった（B、F）
  家では気を遣うことばかりだったけれど、ここでは自分のペースで過ごせた。普通の生活ができることが嬉しかった。

- 思ったより自由があった（B、D）
  もっと厳しいルールがあると思っていたけれど、意見を聞いてくれたり、サポートしてくれたりした。自分のことを大切に扱ってくれていると感じた。

- 衣食住が整っていることがありがたかった（A、B、C、E、F、H）
  家賃も食費もかからず、生活の基盤が整っていた。食事が出ることや、自炊できる環境があったのも助かった。

- 職員が優しかった（B、E）
  職員がとても優しかった。自分の思う普通の生活にやっとなれた。

- 居場所があることが何よりも嬉しかった（H）
  冬の寒い時期に、暖かい部屋で味噌汁を飲んだとき、心からホッとした。家では当たり前にあったはずのことが、これほどありがたいものだったのだと気づいた。

- 話を聞いてくれる人がいた（I）
  悩みを誰かに話せることが一番助かった。一人で考えていると、しんどくなってしまうが、ここでは支えてくれる人がいた。

- 生活が変わった（B、H、J）
  生活が変わった。以前と違い気を遣わないで済んでいる。

- 同行支援がよかった（E、G）
  手続きを一緒に行ってもらうことができた。病院や買い物につきあっていただいた。

- 一人の時間や一人暮らしの生活が経験できた（D、I）
  ひとり暮らしがどのようなものかを経験できたことがよかった。

（５） シェルターを実際に利用してみて嫌だったことや辛かったこと

シェルターは安心できる場所ではありますが、すべてが思い通りにいくわけではありません。共同生活の難しさや、自分の思いと違っていたことなど、シェルター生活の中で辛かったこと、嫌だったことについての声を紹介します。

入所者

- もっと長くいられたらよかった（B）
  シェルターには 2 か月しかいられなかった。もう少し長く滞在できたら、生活を整えたり、次のことを考えたりする時間が取れたと思う。

- 趣味の時間が取れなかった（A）
  ライブや舞台が好きだけど、シェルターにいる間は外出が制限されていて、行くことができなかった。

- 共同生活がストレスになることもあった（F）
  3 畳しかない部屋、誰が作ったかわからない食事、洗い物が溜まっているキッチンなど、他の人との共同生活は気になることも多かった。

- 家族に会いたくなった（E）
  家を出たのに、ふとした瞬間に家族に会いたくなってしまうことがあった。でも、危険だからと制限されることもあって、どうしても寂しさを感じた。

- 生活環境が思っていたのと違った（F、J）
  建物が古かったり、共同スペースのルールが守られていなかったりして、思っていたよりも暮らしにくいと感じることがあった。

（6） シェルターで一番うれしいサポート、さらにあるとよいサポート

シェルターでは、生活面のサポートや心のケア、進路相談などさまざまな支援が行われています。こども・若者が特に「うれしい」と感じたサポートや、今後さらに充実してほしい支援についての声を紹介します。

入所者

- ご飯を作ってもらえることが嬉しかった（B、I、J）
  温かいご飯が出るのが嬉しかった。食事が冷凍だったら、ここまで安心感はなかったと思う。

- Wi-Fi やスマートフォンが使えることが助かった（B、F）
  スマートフォンが使えるかどうかは、シェルターを選ぶときの大きなポイントだった。Wi-Fi があったおかげで、外の世界とつながっていられた。

- 話したいことがあると聞いてもらえた（E、I、J）
  何かあった時にすぐ相談できるような環境はありがたかった。話したいことがあればこちらから話すこともでき、いつでも聞いていただけることも嬉しい。

- 仕事探しをサポートしてもらえた（C、H）
  ハローワークへの同行や面接の練習をしてくれたのがよかった。自分に向いている仕事を一緒に考えてもらえたのも助かった。

- 病院や役所への同行支援がありがたかった（E、G）
  一人で何もできない状態だったので、病院や役所に付き添ってくれたのが心強かった。

- 金銭管理の仕方を教えてもらえてよかった（D）
  はじめての一人暮らしだったため、何にどれくらいのお金がかかるかなどお金の管理の仕方を教えてもらえたことがよかった。

- 誕生日や成人式を祝ってもらえた（E、G）
  自分のことを気にかけてくれている人がいると感じられることが嬉しかった。

- 他の人と交流できたらよかった（C）
  自分以外のシェルターへの入所者と話をしたりコミュニケーションをとったりして、他の人と交流してみたかった。

（７） 入所時に説明があると良いサポート

シェルターに入る際、どんな生活が待っているのか分からないと不安に感じることもあります。入所時にどのような説明があればよかったのか、こども・若者の声を通じて考えます。

入所者

- Wi-Fi やスマートフォンの利用について知りたかった（B、D）
  最初に Wi-Fi が使えるかどうかを知りたかった。スマートフォンの利用制限があるかどうかも事前に分かっていたら、入所するかどうかを決めやすかったと思う。

- シェルター内のルールを詳しく知りたかった（B、C、D、I）
  食事の時間、掃除の分担、門限など、生活の細かいルールが事前に分かっていたらよかった。

- 一緒に住む人のことを少しでも知りたかった（B、F）
  「この子はこういうタイプだから、気をつけてね」といった情報が事前にあれば、入所後の人間関係のストレスが減ると思う。

- 一時保護とは違う場所であることを説明してほしかった（H）
  一時保護施設に入所した経験があると、シェルターも同じような厳しい環境だと思ってしまう。違いをちゃんと説明してもらえたら、安心できる。

- ゴミ出しや買い物の仕方を教えてほしかった（E）
  初めて一人暮らしのような生活をする人にとっては、ゴミ出しのルールや日用品の買い方などを教えてもらえると助かる。

（８） 退所後にあるとよいと思う支援や関わり

シェルターを出た後も、すぐに安定した生活を送れるとは限りません。退所後にあったら助かる支援や、必要だと感じたサポートについて、こども・若者たちの声を紹介します。

入所者

- 退所後もつながっていたい（B）
  シェルターを出ても、たまに顔を出せる場所があると心強い。今も時々シェルターでご飯を食べたりしている。

- イベントがあると嬉しい（A、I）
  鍋パーティーやボランティア活動などの集まりがあると、近況報告をしたり、相談しやすくなったりすると思う。

- 相談できる場があれば安心できる（C、I）
  「困ったことがあったら、いつでも相談していいよ」と言われるだけでも安心する。定期的に相談できる日が決まっていたら、より心強い。

- 家探しや引っ越しのサポートがあると助かる（D、F）
  生活保護が通る物件を探すのがとても難しい。行政や支援団体がそういった情報をまとめてくれたら、もっとスムーズに新生活を始められると思う。

- 金銭的な支援があれば進学しやすい（H）
  奨学金を借りることができたけど、もっと支援があれば、大学に行くという選択肢も持てたかもしれない。

- 退所後もフラットな関係でつながれるとよい（E、I）
  シェルターのスタッフとご飯を食べに行ったり、近況を話せたりする機会があるのがありがたい。

（９） シェルターについて、どのような方法（媒体）で、どのような情報を知ることができていれば、安心して利用できると思うか

シェルターを利用する前に、どこでどんな情報を知ることができれば、もっと安心して入所を決断できたのか。こども・若者が求める情報の伝え方についての声を紹介します。

入所者

- SNS で知る機会があればいい（A、B、D、J）
  困っていても自分から調べることはあまりないが、TikTok や Instagram の広告で流れてきたら、目に留まるかもしれない。

- 実際の入所者の口コミが知りたい（B、C、F、J）
  文章だけでは信用できないこともある。シェルターでの生活が分かる動画や、入所者がリビングで楽しく過ごしている様子が見られると、安心して利用できると思う。

- 動画や写真などのリアル情報がよい（B、J）
  想像でどんなところなのだろうと考えるが、文章で見ても本当なのか不安になってしまう。何もわからない状態のため、動画や写真の方が良い。誰かが加工したものではなくリアルな情報が安心できる

- どのようなスタッフの人がいるのか知りたい、実際に見学したい（D、F）
  ネットの中ではなく、実際に会って確かめることを重要視している。例えば、若者支援のイベントなどを開いてくれれば実際に行けるのでよい。自分の目や足で確かめ、担当者と話して安心できればよいと思う

- 学校や役所で情報が得られるとよい（B、J、G、I、H）
  先生や児童相談所を通してシェルターの情報を知ることができたら、もっと早く逃げることができたかもしれない。

- 信用できる情報を得たい（G、H、I）
  シェルターの情報を SNS で見ると、嘘や偏見が混じっていることもある。本当に安心できる場所なのか、実際に見たり、信頼できる人から紹介されたりするのが一番だと思う。

未入所者

- SNS で発信するなどして、検索できるとよい（K、L、M、O）
  TikTok や Instagram で発信するとこども・若者にも届くのではないか。SNS はこども・若者にとっては重要だと思う。HP に Instagram へのリンクがあれば絶対に見るだろう。それを見ると安心できる

- 入所者の年齢、部屋の様子などがわかるとよい（M）
  実際に部屋の中がどうなっているか、どのくらいの年齢が利用しているか分かりにくい。グラフがあったら分かりやすい気がする。

- 制限やルールがあるなら事前に説明してほしい（M）
  ルールや制限など、事前に知らせてもらえた方が有難い。何に制限がかけられているのかといったことが一番気になる。

- 簡単な言葉で探せる、わかりやすい情報があるとよい（K、N、O）
  「(地名)　居場所」などで検索したら、シェルターの情報が出てくるようにしてほしい。簡単な言葉でわかりやすい情報がよい。情報の内容も簡潔に“20代の女性のためのシェルターをやっています”といったように、キャッチフレーズが一言あるとよい。あるいは、チャット相談をしています、電話で話ができます、女性スタッフがいます、といったように、興味が持てる情報が簡潔に示されているとよい。

- 口コミなどの生の声が聴ける（O）
  相談した人の口コミのようなものを探す。その方が、相談するのにハードルが低くなり、生の声を聞けるため判断しやすい。

- 絵や写真、グラフなど視覚的にわかりやすい情報があるとよい（M、O）
  行政のHPがでてきても、文字の羅列になっているため相談してみようと思えない。絵や写真があったり、色がカラフルだったり、また、グラフなどで視覚的にわかるものがあるとよい。

このように、シェルターを利用したこども・若者たちの声を通して、彼らがどのような背景で入所を決め、どのような経験をしたのか、そして退所後にどのような支援を求めているのかが見えてきます。シェルターはただの一時的な避難場所ではなく、そこでの関わりやサポートが、その後の人生にも大きく影響を与えていることが分かります。

また、シェルターに対する事前の不安や誤解、実際に利用してみて感じたこと、退所後のつながりの大切さなど、一人ひとりの視点は異なりますが、共通しているのは「安心して過ごせる居場所が必要だ」ということです。

こども・若者の声を受け止め、より多くのこども・若者が必要なときに安心して頼ることのできる環境を整えることが、支援する側に求められています。

令和６年度　子ども・子育て支援等推進調査研究事業
「こども・若者の居場所に係る好事例収集及び効果的な運用等の検討に関する調査研究」

こども・若者支援を行う民間シェルター団体における取組の事例集

令和７（2025）年３月発行
編集・発行　有限責任監査法人トーマツ

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

謝辞

本調査研究事業の実施に際して、アンケート調査にご回答くださいました自治体及び民間シェルター団体の関係者の皆様、ヒアリング調査にご協力くださいました自治体及び民間シェルター団体の関係者の皆様、インタビューにご協力くださいましたこども・若者の皆様に心より感謝申し上げます。

また、本調査研究事業の検討委員会の委員としてご指導賜りました委員の皆様におかれましては、調査設計や分析・考察、事例集や報告書の作成に至るまで、ご助言・ご指導をいただき心より感謝申し上げます。

免責事項

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 2 万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。
デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。 “Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの 45 万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本調査研究報告書は、こども家庭庁令和６年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業として、こども家庭庁成育局長より採択を受けた有限責任監査法人トーマツ（以下、「当法人」）が提供したものであり、保証業務として実施したものではありません。

本調査研究報告書を受領または閲覧する名宛人（本調査研究報告書に関して当法人へ採択事業者の通知をしている機関）以外の方（以下、「閲覧者等」）は、例外なく本調査研究報告書に記載される事項を認識し了解したものとみなされます。

1. 本調査研究報告書は、こども家庭庁令和６年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業として、こども家庭庁成育局長より採択を受けた当法人が提供したものであり、閲覧者等に対して注意義務または契約上の義務を負って実施されたものではないこと。従って、当法人は、本調査研究報告書及び本調査研究報告書に関連する業務に関して、閲覧者等に対して裁判上または裁判外を問わずいかなる義務または責任も負わないこと。

2. 本調査研究報告書には、閲覧者等が理解し得ない情報が含まれ、また、閲覧者等が必要とする情報が必ずしも網羅されていない可能性があること。なお、本調査研究報告書に記載されている以外の情報が名宛人に伝達されている可能性があること。

3. 閲覧者等は、本調査研究報告書の受領または閲覧によって本調査研究報告書に依拠する権利及びこれを引用する権利を含むいかなる権利も取得しないこと。閲覧者等は本調査研究報告書に記載された一定の前提条件・仮定及び制約について受容するとともに閲覧者等による本調査研究報告書の利用及び利用の結果に関する全ての責任を閲覧者等自身が負うこと。

4. 閲覧者等は、当法人及びその役員、社員、職員等に対して本調査研究報告書の受領または閲覧に関連して閲覧者等に生じるいかなる損害や不利益についてもその賠償請求を行わず、また、いかなる権利の行使も行わないこと。

令和６年度　子ども・子育て支援等推進調査研究事業

こども・若者の居場所に係る好事例収集及び効果的な運用等の検討に関する調査研究
報告書

令和７（2025）年３月発行
編集・発行　有限責任監査法人トーマツ

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.